

序 章

1 聖心女子大学の沿革

聖心女子大学は、日本における最初のカトリック女子高等教育機関として、1916(大正5)年に東京市芝区白金三光町に開校した私立聖心女子学院高等専門学校を前身としている。英文科(1916(大正5)年設置)、国文科(1930(昭和5)年設置)、歴史科(1938(昭和13)年設置)の3学科の構成で、校名が「聖心女子学院専門学校」と改称された1944(昭和19)年の入学定員は135名であった。1925(大正14)年には中等教員無試験検定の資格が許可されている。

戦災により専門学校は校舎焼失などの大損害を受けたが、1945(昭和20)年秋には復学してくる生徒のために授業を再開するとともに、新制大学設立の準備を始めた。1948(昭和23)年に新制大学としての設置が認可され、東京都渋谷区宮代町に新校舎を建設し、外国語外国文学科、国語国文学科、歴史社会学科、哲学科の4学科が開設された。

その後、1951(昭和26)年に教育学科を開設するとともに、歴史社会学科に、1972(昭和47)年に人間関係専攻を、1993(平成5)年に国際交流専攻を増設した。

大学院文学研究科については、修士課程として1952(昭和27)年に英文学専攻、国文学専攻、史学専攻を、1995(平成7)年に人間科学専攻を、1999(平成11)年に哲学専攻を、2004(平成16)年に社会文化学専攻を設置し、博士後期課程としては、1997(平成9)年に人間科学専攻を、2001(平成13)年に人文学専攻を、2006(平成18)年に社会文化学専攻を設置するなど、高等教育機関にふさわしい体制を整え今日に至っている。

2 大学評価を申請するまでの経緯

(1) 現在までの自己点検・評価活動

本学における自己点検・評価の活動は、1991(平成3)年に大学設置基準が改正され、同改正において自己点検・評価が大学の努力義務として規定された後、自己点検・評価体制の整備を進めるとともに、1994(平成6)年度以降、教学部門・事務部門における自己点検・評価を継続的に実施してきた。1996(平成8)年に改正された本学学則第1条の2は「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。」と規定し、この改正学則に基づき、1997(平成9)年4月に聖心女子大学自己点検・評価規程が制定施行された。さらに、2000(平成12)年4月からの2年間は、特に大学基準協会の外部評価を受けることを前提とした自己点検・評価活動を実施し、2002(平成14)年3月に『自己点検・評価報告書』を取りまとめた。次いで、同報告書を基礎資料として、2002(平成14)年4月に大学基準協会に「相互評価」を申請し、大学基準に適合しているとの認定を受けた後、2004(平成16)年2月に報告書作成後に改善された事項を含む『聖心女子大学自己点検・評価報告書 一付 追記・補記集一』として学内外に公表した。2006(平成18)年度には、相互評価において大学基準協会からなされた助言に基づくその後の改善状況を『自己点検・評価改善報告書』としてまとめ同協会に提出した結果、翌2007(平成19)年3月に、本学が先の助言を「真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。」との評価を同協会から得た。一方、2006(平成18)年度以降は、各評価単位において具体的な到達目標を設定した上で、各年度に「自己点検・評価シート」を作成しその到達度を点検・評価する形で自己点検・評価活動を継続して

実施しており、現在に至る。

以上の経緯を基礎に、また特に、前回の相互評価における『専門評価分科会主査報告書』の「今回の評価を受けるにあたっての姿勢において、大学のトップと現場とのあいだに大きな温度差を感じる。」との指摘に留意し、教職員が一丸となって全学を挙げて自己点検・評価活動を実施し、ここに認証評価申請の基礎となる『点検・評価報告書』をまとめ上げた。

(2) 大学基準協会に大学評価を申請するための活動体制

もとより、今回の認証評価申請は2002(平成14)年度の学校教育法の改正に伴う、認証評価制度の導入に対応するものであり、本学の2002(平成14)年度の相互評価による大学基準適合認定から、改正学校教育法の規定する7年目の申請に当たる。本学は、今般の認証評価制度の導入を我が国の高等教育機関をとりまく社会情勢の変化に対応するものととらえ、認証評価機関による第三者評価を受ける意義を、本学の教育研究活動等について、本学の教職員が自ら点検・評価した結果を第三者が外部評価の形で追評価することで、その問題点や課題をより客観的・総合的に把握し、改善の方向性が明確になることにあると認識している。この認識を踏まえ、本学は、今回の大学評価申請の基礎となる『点検・評価報告書』をまとめるにあたり、次のような組織体制をとることとした。すなわち、学長を中心とする経営会議(2007(平成19)年4月に発足)が点検・評価報告書の「編集委員会」の役割を実質上担うとともに、上述したようにこれまで継続し積み重ねてきた本学の自己点検・評価活動を総合し、全体に係る運営・調整等を図るための全学的組織として、2008(平成20)年度に新たに発足した「全学評価委員会」を位置づけることとした。なお、この「全学評価委員会」の新設は、先に述べた1997(平成9)年4月施行の本学自己点検・評価規程の改正によるものであるが、同改正において、改正学校教育法の趣旨に沿った形での規程整備が併せて行われ、学長及び副学長のリーダーシップのもと組織的に点検・評価活動を行うという基本コンセプトのもと、①点検・評価結果の公表、②政令で定められた期間ごとの認証評価の申請、及び③評価単位の明確化等についても規定が追加されている。

さて、以上の組織体制による活動の実際は、あらまし次のように進められた。まず、到達目標の設定に当たっては、大学基準に対応した大項目ごとに、本学が実現を目指す理念・目的に基づき、かつ達成の検証が可能となる到達目標とは何か、「編集委員会」において徹底的に議論を重ねた末に到達目標案を作成し、「全学評価委員会」でのさらなる検討を経て同到達目標を決定した。次いで、各評価単位は、関係する大項目ごとの到達目標について、大学基準協会が設定した「評価の視点」に沿って点検・評価を行い、改善方策を含む点検・評価報告書案を「編集委員会」に提出した。後、「編集委員会」は提出された報告書案をとりまとめ、点検・評価結果で明らかになった点について、改善に向けた具体的な行動計画を2009(平成21)年度以降の事業計画とすることを全編にわたり意識した形で報告書草案を作成し、再度「全学評価委員会」の審議を経て、ここに『点検・評価報告書』の完成を見た次第である。

3 本報告書の編集に関する本学の基本方針

大学評価申請の基礎となる本報告書について、基本方針を以下のとおり編集委員会で作成し、全学評価委員会の承認を得て、自己点検・評価活動及び編集作業を行うこととした。

この基本方針においては、大学基準協会の『「大学評価」ハンドブック』に述べられた大学評価の目的と「自己点検・評価の実質化」の趣旨に沿い、本学の教育研究の現状を明らかにするとともに、「長所」や「特色」に加えて、「問題点」や「課題」をも明らかにするよう留意した。また、2002(平成14)年度相互評価に対する助言の中で指摘された問題点やその後の『自己点

検・評価改善報告書』において言及した課題等について、継続性を以て対応するために、どのような改善努力を行ってきたかも具体的に検証することとした。

『点検・評価報告書』編集についての基本方針

- (1) 自己点検・評価活動及び同報告書の作成が、「大学評価申請のための準備」に終始し単なる形式と化してしまうことがないように、【改善方策】を、【現状の説明】と【点検・評価】の結果明らかになった長所をさらに伸長させるための方策、問題点を解決していくための方策として明確に位置づけるとともに、特に【到達目標】と個々の記述内容との論理的関連を重視する。
- (2) 「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」という学校教育法第109条第1項の趣旨を踏まえ、大学の社会的説明責任を果たすために、公表を前提とした明瞭な文章で執筆する。
- (3) 記述の論拠を明確にするために可能な限り客観的なデータを利用し、「大学基礎データ」や他の添付資料との整合性に留意するほか、大学基礎データの作成基準日である2008(平成20)年5月1日以降の変更点・改善点にも言及する。
- (4) 大学基準協会が指定する「2009(平成21)年度申請大学用点検・評価項目」の「評価の視点」に従って記述することを基本としつつ、各章の「評価の視点」に関する各項目の内容が相互に関連しあっていることから、記述の重複や煩雑さを避けるため、次のような記載の方法をとる。
 - ① 【現状の説明】に関しては、個々の「評価の視点」に対応する形で記載する。
 - ② 【点検・評価、長所と問題点】に関しては、「評価の視点」の枠組みにはとらわれず、関連するいくつかの【現状の説明】を総合し、各節ごとに重要な項目やポイントを整理し記載する。
 - ③ 【改善方策】に関しては、上記の【点検・評価、長所と問題点】に基づき、明らかとなった問題点の中で、現在改善の方向性が確定している点を簡潔に記載する。
- (5) 本学に該当しない「評価の視点項目(必須項目)」がある場合は、各章のはじめにその旨を明記する。
- (6) 大学基準協会が指定する「評価の視点」のほか、本学の特徴を表現するため、以下の本学独自の「評価の視点項目」を設ける。
 - ①第6章 学生生活
 - 語学研修・留学制度への支援
 - ジェネラルレクチャー
 - 学寮
 - ②第8章 社会貢献
 - 大学附属機関の地域社会に対する貢献

第1章 理念・目的・教育目標

A【現状の説明】

1 理念・目的等

- | |
|--|
| (1) 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性 |
| (2) 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性 |

ア 聖心女子大学は、カトリックの女子教育修道会である聖心会を設立母体として、1948（昭和23）年に新制大学として発足した。現在学部は、文学部として5学科9専攻、大学院文学研究科は、修士課程・博士前期課程として6専攻、博士後期課程として3専攻を擁している。また附属研究所としてのキリスト教文化研究所及び心理教育相談所を設置している。そこに共通する教育理念は、1801年に聖心会を創立した、フランスのカトリックの修道女、マグダレナ・ソフィア・バラの「キリストの精神に学ぶ」という教育理念・教育目的に基づき、次のように謳われている。

イ 一人ひとりの人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めることにある。この精神（「聖心スピリット」）は、世界各地の聖心姉妹校に共通するものである。

この教育理念（建学の精神）をより具体化したものが本学の教育目標であり、大学（学部）の教育目標を以下のように掲げ、人材養成の目的としている。

- ①知性を磨く：高度な学術的・専門的知識の探究を通じ、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力を養い、それにより高められる豊かな教養を備えた人間を育成する。
- ②使命を自覚する：個としての自己を確立し、かつ地球を共有する人類の一員として世界を視（み）、人々と交わり、そしてこれらの重要な関心事に自ら関わることのできる広い視野、感受性、柔軟性及び実践的な行動力を持つ人間を育成する。
- ③発信力、実践力を高める：社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力を持ち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する。

ウ 大学院については、上記の教育目標に加え、さらに次の目標が付け加えられており、人材養成の目的としている。

- ①女性に高度な学術研究への道を開くとともに人格を陶冶し、以って人類の文化の発展と福祉の充実に寄与することを目的とする。
- ②修士課程・博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。
- ③博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

エ 建学の理念・目的とそれに伴う人材育成の達成状況については、本学卒業生が社会でどのように活躍しているかという点から推し量り得るが、国連難民高等弁務官、国会議員、地方自治体首長、実業家、作家、大学学長等、国内外で社会の中心となって活躍する人材を生み出している。

最近の学部の卒業生の就職決定率をみても、99.8%（2008（平成20）年3月卒業生）と高く、各企業、教育界等で活躍している。大学院についても、修士号あるいは博士号を取

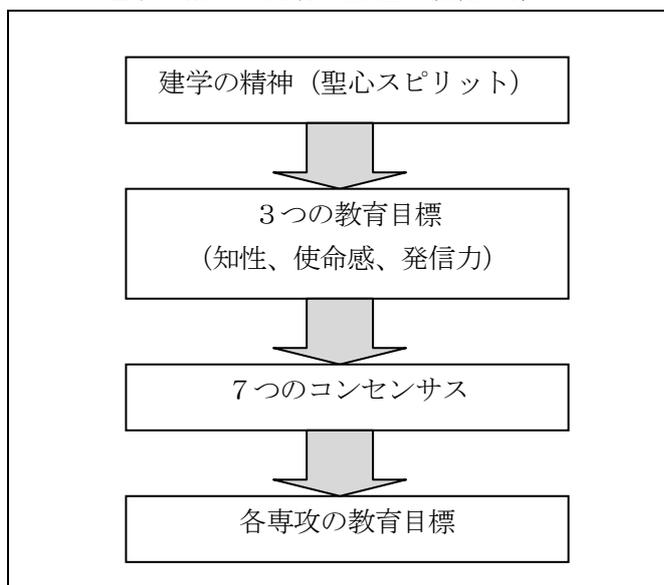
得した修了者が、大学等での研究・教育職あるいは高度な専門的知識を要求される高度専門職に就いている。

オ 本学は1801年、マグダレナ・ソフィア・バラがフランスにおいて聖心女子学院を創立した際に示した建学の精神を基本とし、これに基づいて本学が独自に定めた3つの教育目標を定めている。大学院の教育理念についても前述の説明のとおり、人材養成の目的が明確に定められている。これらはいずれも大学ホームページ、大学ガイドブック、大学院案内、履修要覧、『学生生活2008』（学生生活便覧）等に掲載し、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に周知している。これに加え、2007（平成19）年には本学の出版助成によって本学教員らが、聖心女子学院創立者の伝記『マドレーヌ=ソフィー・バラ～キリスト教女子教育に捧げられた燃ゆる心』を翻訳、出版したが、これは関係者が建学の精神を深く理解する上で大きな力となることが見込まれる。

カ 一方、学内の教学組織において教育理念を共有することも重要な課題である。そのため、2004（平成16）年、教育理念の共有化・具現化を進めるためのシステム作りが、学長のリーダーシップにより開始された（図1-1参照）。

作業部会を通して3つの教育目標を具現化するための7つのコンセンサス（①リベラルアーツ教育の重視、②キリスト教学の必修の堅持、③ゼミ少人数制教育の堅持、④学科横断カリキュラムの重視、⑤手厚い卒論指導の堅持、⑥プレゼンテーション教育の強化、⑦ワークショップ型・体験型授業の重視）がまとめられ、教授会や将来構想委員会等で周知徹底するとともに、これらを考慮した各学科・専攻における教育目標が設定された（資料添付）。学科・専攻単位の教育目標は、ホームページの学科紹介の冒頭に掲げ、学生や受験生に明示している。大学院各専攻の修士課程・博士前期課程、博士後期課程が目指す修了生像は『履修要覧2008』p.238-239に掲載し明示している。

図1-1 建学の精神の共有の構造 教育目標



B【点検・評価、長所と問題点】

教育理念の内容そのものは不変であるが、より具体的な教育目標等は、時代の趨勢や要請によって随時見直されるべきものである。上に掲げたものは、開学当初の1948（昭和23）年に掲げられた理念を、理念の自己点検といってもよい理念検討委員会によって1996（平

成 8) 年に書き改められたものであり、またそれに基づく人材養成目標の達成状況も満足のものとなっていると評価できる。

大学院については、2006(平成18)年度に、修士課程・博士前期課程、博士後期課程の各々の専攻が目指す修了生像を検討して明文化し、目標を明示した。

マグダレナ・ソフィア・バラによる建学の精神と、これに基づく3つの教育目標は多くの媒体を通して関係者に共有されている。また、2004(平成16)年度の教育理念の共有化、具現化を進めるシステムづくりによって、建学の精神や教育目標だけでなく、これらの具体化の方策が図式的にも明示された点は、教育現場の視点からも理念の意味を共有する上で大きな成果があった。

もっとも、建学の精神や教育目標は不変であるにせよ、これを具現化する方策は状況に応じて随時修正、変化してゆくことが必須である。実際に、2004(平成16)年度以降、理念実現のために様々な改革が行われてきたにもかかわらず、具現化されたシステムの図式が更新されていないのは遺憾とするところである。今回の評価点検を踏まえ、本学が建学の理念や目標を如何に実現してきたかを改めて整理し、今後の理念実現の具現化計画を学生や教職員に明示して、共通理解を得るよう努力することが必要である。

さらに、本学の理念は学校法人聖心女子学院全体に共通である。それゆえ、理念の明確化については同一学校法人の姉妹校間での協議や連携が不可欠であり、また、その周知についても大学が単独に行うよりも学院全体として実施する方がより効果的であると考えられる。高大連携という視点からも、理念の共有と効果的な周知方法の策定とを姉妹校とも協力しながら進めてゆく必要がある。

C【改善方策】

ア 現在、理念を書き改めるまでには至っていないが、時代や社会の要請に合わせて自己点検をし、次のものをより具体的な教育方針として挙げており、常にこれらの点検を続ける必要性がある。

- ①人類の知的遺産に基づいて、グローバルな人間的視点から広い教養を身につける「リベラルアーツ教育」を重視する。
- ②世界の姉妹校とつながっている聖心女子大学の教育の伝統でもある国際性を身につけ、国際社会でも活躍できる人材を育成する。またこれと関連して、留学生の派遣及び受け入れを促進する。
- ③入学に関しては、文学部の学生として一括募集をし、2年次から各自の興味・関心に応じて各学科専攻に進むという方式を堅持し、そのための基礎教育・導入教育を整備・充実させる。
- ④教育理念の基盤であるキリスト教の価値観について学ぶ授業科目「キリスト教学」を今後必修とする。
- ⑤複眼的視点、多元的能力を開発する「学科横断的カリキュラム」を重視する。
- ⑥教員の指導が徹底し、また学生の活発な授業参加が行われるように「必修ゼミ・少人数教育」を堅持する。
- ⑦卒論指導に当たっては、個々の学生の関心・能力に即した質の高い指導を行う。
- ⑧自らの考えを構築し、自らの言葉で発信できる能力を育成するプレゼンテーション教育を強化する。
- ⑨体験型授業及びフィールドワーク授業を実施する。

⑩卒業後の社会での活躍に備えて、広くキャリア教育・キャリア支援を充実させる。

⑪社会人教育及び生涯教育に積極的に取り組む。

イ 大学院については、現状の説明で述べた各専攻課程の修了生像が示す教育目標の達成度、及び達成のための教育内容・方法の評価を行うための検討を2009(平成21)年度に進める(第4章の到達目標及び第2節「教育方法等の改善方策イ」の記載内容を参照されたい)。

ウ 建学の精神や教育目標をどのように具現化するか、各姉妹校と連携する組織を確立するとともに、今後の方針を学校法人聖心女子学院全体で明確化し、その周知についてもウェブサイト、履修要覧、ガイドブック等を積極的に利用する。

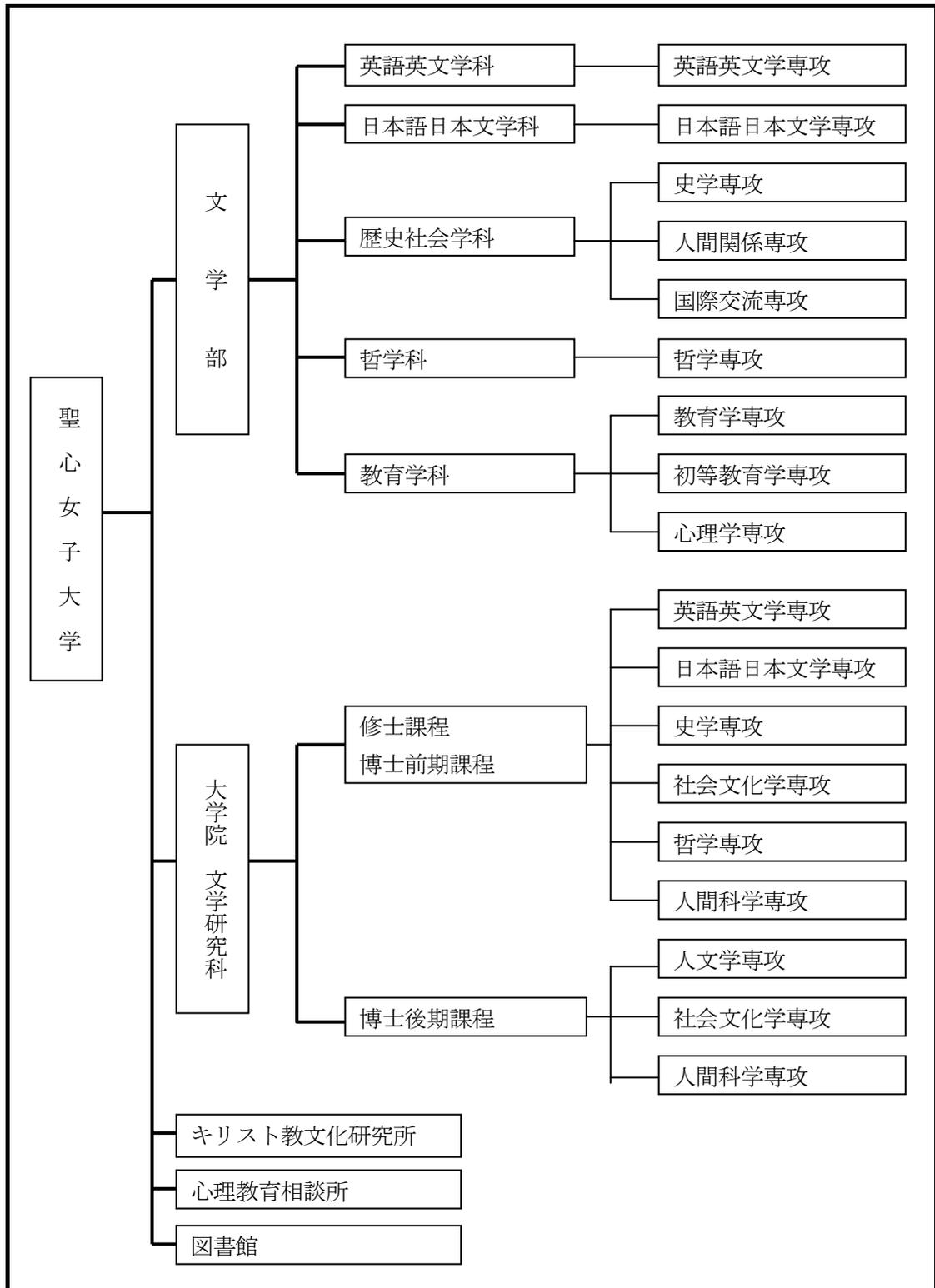
第2章 教育研究組織

A【現状の説明】

1 教育研究組織

(1) 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

図2-1 教育研究組織図



ア 文学部

- (ア) 本学は文学部の一学部より構成されるが、5学科9専攻の多様な専門領域を含んでいる。すなわち、英語英文学科、日本語日本文学科、哲学科、歴史社会学科、教育学科から成り、さらに、歴史社会学科は史学専攻、人間関係専攻、国際交流専攻の3つに、教育学科は教育学専攻、初等教育学専攻、心理学専攻の3つに分かれている。また、英語英文学科、日本語日本文学科、哲学科がひとつずつの専攻を持っていると考えると、本学の文学部には合計9つの専攻があるとみなすことができる。これら9つの専攻は独立したカリキュラム体系と教育・事務組織を持ち、2年次からの専攻決定においても、学生は学科ではなく専攻単位での選択を行うことになる。それゆえ、実質、本学の文学部は9つの専攻単位で機能していると言える。なお、この点に関しては、本学のホームページ、ガイドブック、大学説明会、履修要覧においても同様の扱いがなされており、学生をはじめ、受験生においても認識は共有されている（大学設置基準の観点から言えば、本学における「専攻」は教育・心理学専攻と初等教育学専攻の2つだけであり、その他は履修上のコースという位置づけとなる。但し、本学の実質的な教育研究組織の単位は上記で示したように9つのセクションに分かれているため、便宜上、専攻という名称を用いて9専攻と称している。従って、本点検・評価報告書においても以下、9つのコースを“専攻”という名称を用いて記述することにする）。
- (イ) 文学部というカテゴリー内にこうした多様な専攻が含まれていることは、教育目標の実現にとって重要な意味を持つ。本学では教育目標として、「学術的探求を通じて知性を磨く」だけでなく、「地球を共有する人類の一員として使命を自覚し」、「社会の変動に対応できる実践力と自らの考えを自らの言葉として発信できる力を身につける」ことを明示するなど、リベラルアーツ教育を基盤とした人材の育成を目指している。こうした観点からみると、哲学、史学、文学などの伝統的な文学部の専門分野は重要な意味を持つが、ともすれば、教養主義や文献主義にとどまり、実社会への活動や貢献という側面が薄れてしまう懸念もある。しかし、これに社会科学、心理学、教育学といった応用的、実践的分野を加味することでシナジー効果が生まれ、人類の基礎的教養や自身の立脚する歴史的・文化的位置を見据える文学部的な目を持ちながらも、高度な情報収集力、分析力によって社会の中から問題を掘り起こし、学問的に問い直し、社会に投げ返す実践力を大切にするという本学独自の校風が生み出されている。
- (ウ) 上記の効果は、従来、主専攻とは別な専攻の専門科目を履修することによって担保されてきた。学生は「全学共通分野」によって学修の基盤を身につけ、その上で「専攻分野」の学修を行うことになるが、これとは別に、視野や興味関心を広げるために「関連分野」として24単位以上の取得が義務付けられている。他専攻の専門科目は、この関連分野にカウントされることとなる。こうした他の専門領域との出会いの効果を高めるため、2004（平成16）年度からは副専攻制度を立ち上げた。自身の専門領域外の視点や発想をより組織的、系統的に身につけさせるため、主専攻以外の専攻が副専攻として用意したカリキュラムを履修するシステムである。さらに、他の専門性との幅広い結びつきを促す枠組みとして、従来の専攻とは異なる3つの副専攻が学科横断的に設立された。ジェンダー学副専攻、ボランティア研究副専攻、多文化宗教共生副専攻は、いずれもキリスト教的価値観に基づき現代社会における人間のあり方を問う分野であり、本学の教員のそれぞれの専門分野に立脚しながら、他専攻の教員との学際的関わりの中で運営されている。

イ 大学院文学研究科

- (ア) 大学院は文学研究科の一研究科で構成され、修士課程に4専攻と博士前期課程に2専攻、及び博士後期課程3専攻が含まれる。修士課程には英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、哲学専攻、史学専攻の4専攻、博士前期課程には社会文化学専攻、人間科学専攻の2専攻が各々含まれる。博士後期課程には人文学専攻、社会文化学専攻、人間科学専攻の3専攻が含まれる。これら修士課程・博士前期課程のうち、修士課程と博士前期課程の計6専攻はいずれも学部の専攻学科に基礎を置く(図2-1「教育研究組織図」、及び図4-1「学部と大学院の教育内容の関係」p.58参照)。すなわち英語英文学専攻は学士課程の英語英文学科、日本語日本文学専攻は学士課程の日本語日本文学科、哲学専攻は学士課程の哲学科、史学専攻は学士課程の歴史社会学科史学専攻を基礎とし、社会文化学専攻は学士課程の歴史社会学科人間関係専攻と国際交流専攻を、人間科学専攻は学士課程の教育学科を基礎としている。(第4章第1節教育課程等 1 大学院研究科の教育課程(4)「学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係」の項参照)。
- (イ) 文学研究科という一つの研究科に設置されたものではあるが、心理学、教育学、社会学関係など幅広い分野をも含めた多様な専攻は、いずれも、本大学院の目的である「キリストの精神に基づき、女性に高度な学問研究への道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成を通じて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与すること」を達成するために多領域にわたる学問研究を可能とする上で必須のものとして、順次設置されてきた。
- (ウ) 修士課程のうち、英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、史学専攻の3専攻は最も歴史が古く、1952(昭和27)年に日本の女子大学では唯一最初の大学院として開設された。これは1948(昭和23)年に開設された聖心女子大学文学部学士課程の第一回卒業生に対して「女性に高度な学問研究への道を開く」という本学大学院の教育理念・目的とまさに合致するものであり、学士課程教育を土台として更なる「人格の陶冶」と「人類の文化の発展と福祉の充実に寄与する」ことを目指して本学大学院教育の礎が築かれた。こうした大学院文学研究科の3専攻の発足以来約40年を経て、「社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力を持ち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する。」という本学の教育理念を大学院レベルで達成させるために、1990年代には人間科学専攻の修士課程、同博士後期課程、哲学専攻の修士課程、人文学専攻の博士後期課程が設置され、更に最も新しくは2004(平成16)年以降に社会文化学専攻(修士課程)、同博士後期課程が設置されて現在に至っており、文学研究科としての教育課程の内容の充実が図られてきた。これは「近年急速に多様化が進む社会状況の中で、研究科等にも多様で柔軟なあり方が求められている。」(『「大学評価」ハンドブック2009(平成21)年度申請大学用』p.101)という修士・博士課程基準を満たす点でもある。
- (エ) 各専攻は専門分野ないしは領域別に体系立てられたカリキュラムを構成している。修士・博士前期課程に関しては、英語英文学専攻は「英文学」と「英語学」の2分野、日本語日本文学専攻は「日本語」、「日本文学」、「日本語教育」の3分野、哲学専攻は「哲学・思想史」、「キリスト教学」、「美学・芸術学」の3分野、史学専攻は「日本史」、「東洋史」、「西洋史」の3分野、社会文化学専攻には「家族・社会システム研究」と「比較文化研究」の2分野、人間科学専攻は「教育学」と「心理学」の2分野で構成され更に後者は「発達心理学研究」、「視聴覚情報研究」、「臨床心理学研究」の計3領域に分かれている。
- (オ) 博士後期課程の3専攻は、人文学博士後期課程は修士課程における3つの専攻、すなわ

ち、英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、哲学専攻を統合した新たな学際的分野の課程であり、人間科学専攻と社会文化学専攻は博士前期課程の上に設置された課程である。これらはそれぞれのカリキュラムごとに体系立てられており、人文学専攻では3つの分野（英語・英文学、日本語・日本文学、哲学・美学）、社会文化学専攻では2つの分野（家族・社会システム研究と比較文化研究）、人間科学専攻では3つの分野（教育研究、心理学基礎研究、発達臨床研究）に従って授業科目が構成されている。

ウ キリスト教文化研究所

「キリスト教文化研究所」は、1957(昭和32)年に開設された「カトリック文化研究所」を前身とし、1971(昭和46)年に新たな研究課題と陣営のもとに発足した。その目的は、「聖心女子大学の設立の趣旨並びに目的に基づき、広く学術を総合して、キリスト教文化・思想及びこれに隣接する文化領域を研究すること」(聖心女子大学キリスト教文化研究所規程第2条)にある。2008(平成20)年度現在、本学を定年退職した元専任教員の所長の他、12名の専任教員が兼任所員として、また9名の退職教員等が所員として同研究所の研究活動を行っている。

研究活動の詳細については、「第7章研究環境」で記述するが、以下の具体的目標①②のもとに研究活動を遂行している。なお、生涯教育については、「第8章社会貢献」で記述する。

①キリスト教と諸宗教・文化との関連性の追究

②聖心女子大学の教育理念及び実践のルーツを探る

エ 心理教育相談所

大学院文学研究科人間科学専攻博士前期課程において「臨床心理学研究」領域を専門とする学生が臨床心理基礎実習及び臨床心理実習を行うための教育機関として、2000(平成12)年4月に、「心理教育相談室」が設置され、2003(平成15)年4月には、「心理教育相談所」と名称が変更され、教育機関としての活動が継続されている。なお、2001(平成13)年4月には、大学院文学研究科人間科学専攻「臨床心理学研究」領域が、日本臨床心理士資格認定協会から、臨床心理士の受験資格を得させるための大学院指定コース(第2種)として認可され、相談室の運営がより充実した。

「心理教育相談室」であったときから、大学院学生の教育機関として機能しているが、同時に地域社会に開かれた相談機関、すなわち近隣の住民あるいは近隣の学校への通学者を対象として、心理的問題や悩みを解決し幸福に生きるために、臨床心理学的援助(カウンセリング、プレイセラピー)を行う機関として位置づけられている。

スタッフは、2008(平成20)年度現在で、所長(本学教員)、指導相談員(本学教員)2名、専任相談員3名、補助相談員(大学院博士課程前期修了生)2名、実習生(大学院学生)13名である。

「臨床心理学研究」領域を専門領域とする大学院学生は、博士前期課程の1年次に、臨床心理基礎実習をはじめとする授業を履修する中で、臨床心理学的援助についての基本的な姿勢や手法を習得している。

また、これらの大学院学生は、博士前期課程の1年次から、心理教育相談所で開かれるケースの検討を中心にしたミーティングに参加している。このミーティングは、原則として毎月1回、スタッフが全員参加して行われる。1回に検討されるケース数は1～3である。

臨床心理基礎実習をはじめとする授業を履修し、ケースの検討を中心にしたミーティングに参加することを通じ、臨床心理学的援助に関する基礎的な力がついたと考えられる時点で、これらの大学院学生の多くは、親子並行面接における子どものプレイセラピーを担当することになる。この場合、親のカウンセリングを相談員が行い、ケースに関する個別の指導も、その相談員が頻繁に行っている。ときには、大学院学生が、中学生・高校生や親のカウンセリングを担当するが、この場合も相談員がケースに関する個別の指導を頻繁に行っている。

また、大学院学生は、ケースの検討を中心にしたミーティングにおいて、自分が担当するケースについて、初回時以降何回も詳細な報告を行っている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 文学部

本学は文学部のみからなる大学であるが、国際交流、心理学、人間関係、教育学などを含む9つの広い専門領域を有している。一時は、これらの専攻を文学部から切り離し、社会学部や人間学部といった枠組みとして整理しようという案も検討されたが、リベラルアーツを重視する立場から、むしろ、哲史文といった伝統的、教養的な領域とその他の社会的、実践的領域とをうまく融合させることで、特定の専門性に縛られない、自由で柔軟な発想を育てることができるとの方向性が確認された。本学の建学理念や教育目標の観点から見た時、こうした基本方針は専門領域別に教育システムを分割するという単純な発想からの脱却を促したという点で的確であったと評価できる。

こうした方針は本学の「関連分野」という分野系列を設定することで担保されているが、教育面だけでなく、研究面においても教員間のさらなる学際的交流を進めることで、さらに、本学の理念を追求することができるように思われる。こうした試みは学内の聖心女子大学共同研究制度等の設立により前に進みつつあるものの、今後は図書館等の機能強化などにより、教員間の研究交流を支援するシステムの充実が求められる。

イ 大学院文学研究科

文学研究科という一研究科からなる小規模の大学院組織であるが、その中に開設されている修士課程4専攻、博士前期課程2専攻、博士後期課程3専攻により、幅広い分野における高度な教育研究の可能性を開き、現代社会の多様で複雑なニーズに応えて貢献できる人材の養成を目指した教育を実現している。

博士後期課程の人文学専攻は、前回2002(平成14)年度の自己点検・評価以来、カリキュラムをより学際的にすべく改善を図った。具体的には「英語・英文学」、「日本語・日本文学」、「哲学・美学」の合同の「共同演習」を原則として2年次生以外も専攻の大学院学生全員が出席とすることとした点、2006(平成18)年度に「英語・英文学」、「哲学・美学」2分野の共同授業を開講した点、などである。

2007(平成19)年度には大学院将来構想・評価委員会において、博士前期・修士課程と博士後期課程の教育研究の目的と目指す修了生像をより明確化・具現化させるための検討が行われ、明文化したものが『履修要覧』に明示されている(2008年度版,p.238-239)。いずれの専攻も現代の国際社会で広く世界に貢献できる人材として学際性、専門性と同時に幅広い視野の必要性を強調している。これは、本学大学院の教育研究の伝統を踏まえつつ激しく変化する現代社会で貢献し得る人材を育成するために、教育研究組織の適切性を不断に検証していく際の評価の指標として有効なものである。

ウ キリスト教文化研究所

研究組織としての問題点として、前回の『自己点検・評価報告書』（2004年2月刊）に「研究所の将来計画として、現状の学科所属の兼担（兼任）教員等とともに、とくに若い研究者の参加及び新たに専任の研究員の配置を目指したい」と記していたが、その後、学科所属の兼担教員と若い研究者の補充については著しく進展したことは評価できる。

なお、本研究所の施設、ことにスペースに関しては十分整備されているとは言い難く、充実と強化が必要である。

エ 心理教育相談所

大学院博士前期課程の授業の履修、臨床心理学的援助についての基本的な姿勢や手法を習得すること、心理教育相談所で開かれるケースの検討を中心としたミーティングへの参加を通じ、臨床心理学的援助に関する基礎的な力をつけることが前提となり、実際のカウンセリングやプレイセラピーを担当することになるという過程が明確に設定され、適確に機能していると考えられる。また、実際に担当したケースについて、ケースの検討を中心としたミーティングや個別の指導を通じて、援助の改善等が図られるという仕組みも十分に機能していると考えられる。

しかし、来談ケースの数が一定でなく、ときに大学院学生に担当させることができるケースの数が十分でない場合があることを問題点としてあげることができる。

C【改善方策】

ア 文学部としては、異なる専攻の教員による共同研究や学内シンポジウムなど、学内研究交流を支援する仕組みを図書館を中心にして2010（平成22）年度に立ち上げる。特に、図書館は情報のデジタル化に対応しながら、研究支援、促進のための学術情報基盤としての役割を強化する。

イ 大学院文学研究科においては、各専攻が目標とする修了生像は2007（平成19）年に明文化されたばかりなので、2009（平成21）年度にはこれをもとに教育内容方法に合わせて教育研究組織の適切性の評価をおこなう体制を検討し、実施案を作成する。

ウ 心理教育相談所においては、これまでのところ近隣の学校を中心にパンフレットの配布などを行っているものの、PR活動を大きくは行っていない。改善方策としては、さらに近隣の学校や幼稚園に向けてのPR活動を行っていくことが考えられる。しかし、心理教育相談所の施設設備の規模や大学院学生を含むスタッフの人数を考慮すれば、無責任に相談依頼件数を増やすことはできないため、その点を見定めた慎重なPR活動をすべきである。

第3章 学士課程の教育内容・方法

本章において次の「評価の視点項目(必須項目)」は本学は該当しないので記述がない。

- ① 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性
- ② 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性
- ③ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性
- ④ 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

【到達目標】

本学はカトリックの女子教育修道会である聖心会の創立者、マグダレナ・ソフィア・バラの理念に基づき、21世紀の社会を担う豊かな教養と感性を備えた女性を育てるため、「知性を磨く」、「使命を自覚する」、「発信力、実践力を高める」という3つの教育目標（第1章を参照）を掲げている。本学ではこれらの実現を「学士力」として位置づけ、以下のようない到達目標を設定している。

- 大学における効果的な学修のための基盤として、建学の理念、心身の調和、国際性、社会性、学修スキルを位置づけ、これらを身につけるための導入教育を確立する。
- 単に高度な専門知識や技能を獲得するだけでなく、学問研究活動を通して建学の精神にある「物事を客観的、論理的に考察するための知性」を磨くとともに、「自らが社会や文化に貢献することの使命感と喜び」を知り、そのために「自らが実践し、発信してゆくことの意義や方法」を学ぶことのできる専門教育のシステムを確立する。
- 基礎課程や専門課程で学修する知識や視点を、より広く多様な社会的、文化的関心へと結び付け、地球市民としての責任意識と視野を広げるためのカリキュラムを確立する。
- 社会が地球規模での連関性を強める中、21世紀を担う人材として必要な国際的理解や異文化間コミュニケーション能力を育てる教育プログラムを充実させる。
- 授業運営に関する教員個々の工夫や努力を促進、支援するFD活動を効果的に進める学内システムを整備する。
- 学修の成果をより広い領域に結び付けるためには、個々の学生のニーズや関心を重視する必要があるが、学生へのきめの細かい指導を担保するための環境的条件として、少人数教育を徹底し、学生が主役となって自己表現能力を伸ばせる機会を確保する。
- 学生が余裕を持って十分な学修活動に取り組めるよう、履修方法の指導を行うとともに、身体面、心理面での問題に配慮しながら教学的支援を行う学内体制を整備する。

第1節 教育課程等

A【現状の説明】

1 学部・学科等の教育課程

(1) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性

(大学設置基準第19条第1項)

本学のカリキュラムは大きく「全学共通分野」、「専攻分野」、「関連分野」の3系列に分かれており、2006(平成18)年度以降の入学者に関しては、順に、28単位以上、60単位以上、24単位以上と、「専攻分野」または「関連分野」12単位以上の履修が義務づけられている。これに卒業論文の8単位を合わせ、合計132単位以上を取得することが卒業要件である。但し、初等教育学専攻の場合は教員免許取得の関係から、専攻分野が84単位以上、関連分野が12単位以上となっている。

各分野系列と到達目標との関係は図3-1のとおりである。「全学共通分野」は、“大学における効果的な学修のための基盤である建学の理念、心身の調和、国際性、社会性、学修スキルを身につける”ための基礎的、導入的教育であり、主として1年次と2年次において、すべての学生が必修あるいは選択必修として履修する。全学共通科目はそれぞれに機能を持つ次のような領域から構成されている。すなわち、キリスト教学(8単位)は理念的基盤を、体育運動学(2単位)は心身のコントロールの基盤を、第一外国語及び第二外国語(第一外国語8単位、第二外国語8単位の計16単位)は国際理解とコミュニケーションの基盤を、そして憲法や総合現代教養(2単位)は社会性と倫理性の基盤を育てる。またこれらに加え、分野系列は異なるが、1年次の基礎課程演習(2単位)により、資料の収集方法やプレゼンテーション技法、あるいはレジメの作成法など学修スキルの基盤を学ぶ。このように、全学共通分野によって形成された「理念」、「心身の調和」、「国際性」、「社会性」、「学修スキル」の5つの基盤の上に、本学の教育目標を具現化するための「専攻分野」と「関連分野」の教育が施される。

「専攻分野」は高い専門性に裏付けられた科目群であるが、“建学の精神にある「物事を客観的、論理的に考察するための知性」を磨くとともに、「自らが社会や文化に貢献することの使命感と喜び」を知り、そのために「自らが実践し、発信していくことの意義や方法」を学ぶことのできる場”でもある。研究とはいずれの専門分野においても、未だ回答の得られていないテーマを設定し、自ら資料を収集、分析していくことで学問世界における独自の見解を見出し、それを発信、実践して学界や一般社会に貢献していく過程を意味する。こうした一連の知的作業過程は、一般の社会生活においても有用であり、本学の教育目標である「知性を磨き」、「使命を自覚し」、「発信力と実践力を高める」ことに結び付いている。それゆえ、専攻分野においては知識や技能の習得という「結果」だけでなく、その「過程」をも重視する教育を心掛けている。専門課程の授業の多くは少人数の演習形式で進められ、教員は学生に対して課題を提起し、自ら考えるというプロセスを共有し指導する。特に、卒業論文の指導に関しては十分な時間をかけ、学生が研究を進める過程をチェックしながら、独自の結論を導くサポートを行っている。

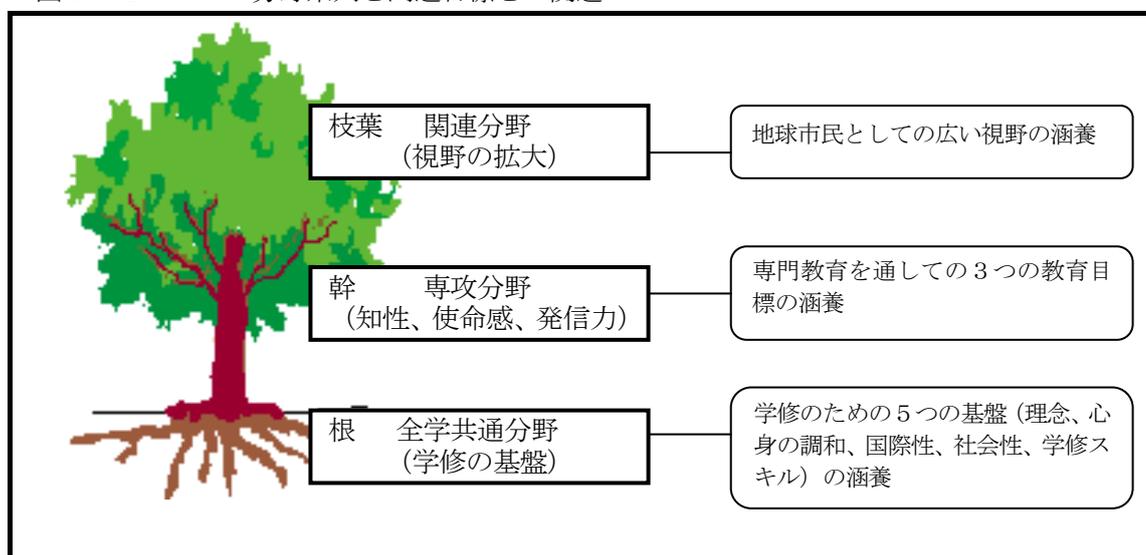
「全学共通分野」を樹木の根、「専攻分野」を幹に譬えると、3つめの「関連分野」は樹木の枝葉に対応する。“基礎課程や専門課程で学修する知識や視点を、より広く多様な社会的、文化的関心へと結び付け、地球市民としての責任意識と視野を広げる”ための授業群である。

この関連分野には、①各専攻が他専攻の学生に開放している専門科目や②各専攻が他専攻

の学生に提供する副専攻プログラムの他、③既存の専攻とは異なる大学独自の副専攻プログラム（ジェンダー学、多文化宗教共生、ボランティア研究）及び、④国際問題、最先端科学、金融や経済、現代の文化や芸術などからなる総合現代教養科目（自由領域）等、多様な授業が含まれ、学問研究という領域に留まらず、それぞれが21世紀の地球を生きる一人の人間としての視野を広げ、価値観や使命感を育てていくために有効な授業を用意している。

なお、「専攻分野」と「関連分野」は大きく“専攻課程分野”としてまとめられるが、この専攻分野の単位数、すなわち、「専攻分野」と「関連分野」の合計単位数が96単位を上回る必要がある（2006（平成18）年度以前の入学者については、専攻分野と関連分野の合計が102単位以上を取得することが卒業要件である）。それゆえ、特に2年次以降、学生は専門分野の授業を履修するだけでなく、同時に関連分野の単位も取得する必要がある。いわば、幹を太くしながら枝葉も広がってゆくように、専門的科目と教養的科目の両方を各学年を通して履修する「くさび型」のカリキュラムが実質化している。

図3-1 3つの分野系列と到達目標との関連



さて、次に、本学の教育課程を時間的な軸に沿って見ていくと、図3-2のように表現できる。入学後、すべての1年次生は「導入教育への中心的役割」として位置づけられた「基礎課程演習」を受講する。これにより、きめの細かい指導体制の下で学内施設の使用法を含めた学修スキルを学び、学習へのモチベーションを高める。また、同時に、上記で説明した「全学共通分野」の授業が開始され、その他の学修の基盤を学ぶ。さらに、1年次から「関連分野」に該当する授業の一部を受講することができるが、その中の総合現代教養には「情報活用演習」が設置されている。2008（平成20）年度は、250名もの1年次生がこの授業を通じて基礎的な情報教育を受けており、これもその後の学修を支える技術的な基盤の一つとなっている。

学生がそれぞれの専攻に分かれるのは2年次からである。学生は9つの専攻のうちの一つに所属し、2、3、4年次を通して「専攻分野」のカリキュラムを履修する。1年次から専攻を決めない理由の一つは、専門的な教育を受ける前に、その基盤となる学修スキルや教養、社会性を身につけることを重視しての措置である。また、これに加え、1年次において、学生が試みに各専攻の提供する専門の授業を受講できるので、それを通して自らの関心領域を

確認し、2年次からの所属専攻を適切に選択できるという点も重要な利点である。従って、1年次に履修した専門科目が結果的に2年次の専攻分野と異なるケースも生じるが、むしろこうしたシステムは多様な観点や価値観を学ぶ機会を提供することにもなる。

なお、1年次に履修した他専攻の授業は「関連分野」の単位としてカウントされる。もちろん、先に述べたとおり、2年次以降においても、他専攻の科目を履修することは「関連分野」の24単位以上を満たす上で必要なことである。この際、副専攻のプログラムは、いわば、「関連分野」の履修モデルとしても機能している。

図3-2 学士課程カリキュラムの概要（2006年度以降入学者の場合）
（*印は必修・準必修科目）

4年次	卒業論文*（8単位）		
	キリスト教学II*	各専攻の専門科目	他専攻の専門科目 副専攻 総合現代教養（自由）
3年次			
2年次	キリスト教学I* 第一外国語* 第二外国語*		
1年次	体育運動学* 総合現代教養（指定）*	専攻の専門科目 総合現代教養（自由） 基礎課程演習*	
	全学共通分野 （28単位以上）	専攻分野 （60単位以上）	関連分野 （24単位以上）
	専攻課程分野（96単位以上）		

4年次における「卒業論文」は全教育課程の集大成として特に重視し、必修制を堅持している。そのため、指導教員は学生個々の問題意識を尊重しながらも高度な学問的水準を求め、丹念な個別指導を行っている。さらに、学士課程全体の学修成果を反映したものととして厳格な評価を行い、質保証の基準とすることを全学的なコンセンサスとしている。

（2）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学では学修の基盤を培う教育カリキュラムを「全学共通分野」として位置づけ、「体育運動学（2単位）」、「第一外国語（8単位）」、「第二外国語（8単位）」、「キリスト教学（8単位）」及び「総合現代教養（2単位）」を含む合計28単位の履修を卒業要件としている。1年次生

は入学時に全員が基礎課程に所属し、多くの場合、「体育運動学（2単位）」、「第一外国語（4単位）」、「第二外国語（6単位）」を履修する。

なかでも、キリスト教学は本学の理念的基盤を涵養する科目であり、これを必修としている点は本学の一つの特徴である。2年次終了までに8単位の内の4単位を履修しなければならないが、1年次での履修を薦めている。このキリスト教学は、世界と人間に対する深い洞察を得、グローバルな世界観や倫理観、すなわち聖心スピリットを培うことを目的としている。聖書学・神学に加えて、人間の諸活動を、一方では、特にキリスト教との関連で、他方ではキリスト教諸派や宗教の違いを超えた総合的・普遍的な視点から考察することを特徴とする。学生にとってキリスト教と出会う場であり、学生はキリスト教を知的関心の対象として学ぶことも、自己の人生観・世界観構築の一助とすることもできる。

「キリスト教学Ⅰ」では、入学したばかりの1年次生（2年次生も可）に、主として、キリストの価値観を示し、宗教の知的理解を目指す。「キリスト教学Ⅱ」では、成人して社会に出る準備を始める3年次生（4年次生も可）に、主として、人生の目標・指針（あるいは使命）を見出す力を養わせることを目的とする。

また、総合現代教養科目群の一部を「指定領域」として選択必修化した点も本学の基礎教育の特徴の一つである。1992（平成4）年度以降、憲法を必修としてきたが、2006（平成18）年度からは学生が国際社会との倫理的、人道的かかわりの意識を強め、多様な考え方や専門的視点に触れるための学習機会を増やしたいと考えた。そこで、「憲法」に加え、「国際平和と開発援助」、「地球化時代のNPO」、「人間の安全保障」など国際協力・国際貢献と関連性の強い5つの科目を総合現代教養の「指定領域」として明確化し、この中から2単位以上の履修を必修として義務づけている。これらの授業は語学教育とともに、異文化への理解を深め、国際人としての使命を意識させる効果も期待できる。

本学のカリキュラムにおいては、1年次の段階から、少人数制のメリットを活かした授業を置き、実践的、体験的な学修を進めている。そのうちの一つが「基礎課程演習」である。基礎課程演習は1年次の準必修科目（必ず履修しなければならないが、単位の取得は卒業の条件に含まれない）として開講されている。目的の中心は大学における学修スキルの習得とモチベーションの促進であるが、学修スキルの一環として特に学問研究上の倫理性にも力を入れている。調査等に伴う対象者のプライバシー配慮のあり方やレポート等を作成する際の「剽窃」の問題等は近年関心が高まっており、引用の方法等を明示するとともに厳しく指導を行っている。

他の一つは、1年次生を主たる対象とした「情報活用演習」（半期、2単位）を提供していることである。「情報活用演習」は30名を上限としたクラス編成を行っており、2008（平成20）年度には10クラスが開講されている。各学科専攻での学修や研究の土台となるコンピュータ・リテラシーの育成を目標としているが、単にコンピュータの操作技術にとどまらず、問題の発見や解決のために情報を収集・利用することのできる基礎的な能力を養成することがねらいである。具体的には情報の検索・収集・利用方法、ネットワークの構成、利用上の倫理、モラル、効果的なプレゼンテーションの構築方法などを扱う。

これらに加え、本学の基礎教育の要の一つとして創立以来、1年次に参加を義務付けてきた「集い」として「ジェネラルレクチャー」が挙げられる。（詳細は第6章7 p.132 参照）初代学長のマザー・ブリットが各界の著名な有識者を招聘し、その講演を通し広い視野と教養を培うことを目的としたもので、その理念の下、今日でも水曜日の4時限に通年の形式で1年生全員を対象に実施されている。単位化はされていないが、全員の出席を義務付け、本

学の歴史や理念などに関する自校教育を行うとともに、国際関連機関や企業の責任者、ジャーナリストあるいは卒業生などを講師として招き、それぞれの立場から現代社会の問題や自身の体験談などを語ってもらい、これからの社会のあるべき方向性を見通すとともに、本学の学生が担うべき責任の自覚を促している。

(3)「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

ア 主専攻について

本学学士課程の到達目標のひとつは、「本学の理念に基づく“3つの教育目標（知性を磨き、使命感を自覚し、発信力を高める）”を実現するための専門教育システムを確立すること」である。詳細な報告は別添資料「学科・専攻別自己点検・評価シート」にあるが、9つの専攻はそれぞれ本学の教育理念に基づいた教育目標を掲げ、独自のカリキュラムを工夫しており、高度な専門教育を通して学生の知性、使命感、発信力の育成を目指している。

上記の目的のため、各専攻が一致して実施している点を見ていくと、以下のとおりである。第一に専攻内にいくつかの柱（分野）を立て、それを学生に明確化していることがあげられる。各専攻内の分野は表3-1に示したとおりであり、これらはガイドブックやホームページにも明文化されている。また、2年次に各専攻へ進学した時点において、各分野の概要を学ぶ授業も用意されている。これにより、学生は自らの興味関心の方向付けができ、専門的学習への動機づけが確保されるとともに、専門課程における効果的な履修計画を立てることができる。

表3-1 各専攻内の専門分野

専攻名	専門分野
英語英文学科	英語学・英語教育学、英米文学、メディア・コミュニケーション
日本語日文学科	日本語学、日本文学、日本語教育学
歴史社会学科（史学）	日本史、西洋史、東洋史
歴史社会学科（人間関係）	社会心理学、社会学、文化人類学、比較文化宗教学、人格心理学
歴史社会学科（国際交流）	国際関係法・法学、国際政治、国際経済、情報科学、コミュニケーション論、国際文化
哲学科	哲学・思想史、美学・美術史、キリスト教学
教育学科（教育学）	子どもと学びの基礎研究、情報教育とメディア開発、生涯学習と地域デザイン
教育学科（初等教育学）	小学校コース、幼稚園コース
教育学科（心理学）	知覚・認知、発達、臨床

第二点は少人数教育の徹底である。上記に示した専門分野の教育の多くは少人数制の演習を中心に行われ、きめの細かい個人的な指導によって「結果」だけでなく学問研究の「過程」を重視し、個々人の進度に合わせた対応を行っている。こうした教育によって、論理的思考方法や社会に対する責任意識、あるいは説得力のある発信方法等を育ててゆくが、なにより、身近な担当教員の姿の中に、学問への真摯な態度やその背景にある思想や人間観を感じ取ることで、学生たちは大きな知的刺激を受けることになる。

第三が卒業論文の重視である。本学では卒業論文を大学での学びの集大成として位置づけ、必修制を堅持するとともに厳格な指導を行っている。上で述べた専門分野が明確化された環境のもと、学生たちも自らが設定したテーマに基づき専門性の高い研究を行っている。指導教員は初期の指導と最終的なチェックの段階だけでなく、作成の過程にも強く関与している。これが剽窃等の防止にもつながり、学生たちは多くの時間を費やし、自らの大学最後の課題と真摯に向かい合っている。評価に関しても2名の教員（主査、副査）による厳格な審査体制を維持しているが、学生に対しては評価が確定した後にも、誤りの訂正など丹念な教育的指導を行い、より完成度の高い卒業論文を目指す姿勢を求めている。

以上のように、学生が自らの興味や関心に基づき専門分野を選び、自らの手で資料やデータを収集して卒業論文にまとめるという一連の専門教育への関与を促すことで、「知性、使命感、発信力」をさらに鍛えるとともに、学生たちの社会への関心や責任意識を高め、実社会に対し積極的にアプローチする姿勢を育んでいる。

イ 副専攻について

副専攻の認定に必要な単位数は概ね20単位（英語英文学副専攻のみ22単位）であり、その分、専門性の水準は低くなる。但し、副専攻制度は学問分野の詳細内容よりも、その専攻独自のものの見方、考え方を習得し、知識の枠を拡げ、専門的視点を相対化することを目的としている。各学科専攻が開設する副専攻のカリキュラムの内容を見ると、当該学問領域の中核的な授業を提供する場合と、より基礎的、概論的な水準の授業を提供する場合とがある。特に、人間関係や心理学などの社会科学的な領域では方法論等の習得が学習の前提となっているため、副専攻については概論的な部分をカリキュラムの中心としており、より詳細な内容に関しては副専攻生向けの演習を別途立ち上げて対応している。

一方、学科横断的に設定される副専攻については現在、「ジェンダー学」、「多文化宗教共生」、「ボランティア研究」の3つのコースを開設しており、既存の専攻にはないテーマの設定や実社会で活躍している講師陣の登用、あるいは学生の企画によるシンポジウムや特別講演の実施などを積極的に行っている。さらに、ボランティア研究副専攻ではマグダレナ・ソフィアセンターの支援を受けながら、副専攻生の多くが実際のボランティア活動に励んでおり、視野を広げ幅広い教養を身につけながら、社会貢献への可能性へと導くという点で効果的なカリキュラムが整えられつつある。

(4) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

「学修した知識や視点を、より広く多様な社会的、文化的関心へと結び付け、地球市民としての責任意識と視野を広げること」は、学士課程における重要な到達目標である。先に述べたように、本学は9つの専攻を配し、3つの教育目標の下で、それぞれの特色を活かした高度な専門教育を行っており、専門領域の学習研究に深く関与することを通じて、学生に自己や社会を見つめ、生き方の方向性を探るよう促している。こうして涵養される「知性、使命感、発信力」を、特定の専門性を超え、学生たちが将来向き合うことになる現代社会への関心にも結び付けるために「関連分野」を置き、幅広い教養、総合的な判断、豊かな人間性の育成を目指している。

関連分野の単位としては、他専攻の開設科目や最低必要単位数を超えて履修した全学共通科目の他、総合現代教養科目群と副専攻科目群の授業が認定の対象となる。後者の2分野は特に「地球市民としての責任意識と視野を広げる」という到達目標を意識し、近年、整備さ

れつつあるものであり、以下のような特徴を有している。

ア 総合現代教養

21世紀型の教養的基盤を形成するため、2006(平成18)年度から、総合現代教養科目群を創設した。地球規模で人々が考え、行動し、交流することが求められる現代において、世界の多様な社会と文化を理解し、時代を見通し、その中で自身の生き方を考えて行くことのできる幅広い知識と教養を獲得することを目的としている。具体的には、国際平和や環境問題に関する領域、現代の新しい科学的知見に関する領域、人権や生命倫理に関する領域、世界の多様な文化理解に関する領域、情報の活用に関する領域などから構成され、講師陣として専任教員の他、各分野で活躍中の一流の専門家を招いている。

イ 副専攻

広い視野は複数の専門性を身につけることでも獲得できる。学問分野の視点は一般の人とは異なるアイデアを得る上で役立つが、複数の専門的視点を持つことで、発想を相対化、比較化することが可能となり、物の見方の幅は一層拡大する。副専攻制度はこうした効果を意図して設立された。学生は2年次からそれぞれの主専攻に所属すると同時に、別途登録申請をすることで他の専攻のカリキュラムを副専攻として履修することができる。また、専攻とは別に、「ジェンダー学」、「多文化宗教共生」、「ボランティア研究」の3つの学科横断的に設定された副専攻が設けられ、現代社会において鍵となる新しい思想や実践を詳しく学ぶことができる。

(5) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学において全学共通分野における外国語教育は、到達目標である「地球市民としての責任意識と視野を広げ」、「21世紀を担う人材として必要な国際的理解や異文化間コミュニケーション能力を育てる」ための重要な学修基盤と位置付けられており、すべての学生について第一外国語(英語)と第二外国語を必修としている。通常、両方の授業を1年次と2年次の2年間に渡り通年で受講させるが、第一外国語、第二外国語とも「オラル」と「リーディング」の2つの領域が含まれており、週2回ずつの授業が実施されている。従って、本学では1、2年次を通して、週に4回の外国語授業が行われており、また、これに加えて視聴覚機器や教材を備えたメディアセンターにおける自主学習が求められている。第一外国語と第二外国語の詳細は以下のとおりである。

ア 第一外国語(英語)

本学の英語教育の理念・目的は「聖心女子大学における英語教育」という文章において明文化されている。そこにあるように、本学の英語教育は大学の理念に則り、「国際社会の一員として情報を正確に読み取りあるいは聴き取り、また自分の意見を伝達できる英語運用能力と、専門的知識を探究し、自分の考えを持つために必要な論理的思考力、批判力を育てること」を目的としている。またこの目的を達成するために、「批判的思考力(critical thinking skills)」、「英語による授業」、「ディスカッションやプレゼンテーション」、「アカデミック・ライティング」、「メディアセンターでの自主学習」の5点を特色とした教育を行っている。

英語に関する授業科目を学年別にみると、その特色は以下のとおりである。

- ① 1年次生対象の「1年英語」では全クラス同じテキストを用い、英語を使用して授業を行っている。パラグラフ・ライティングの指導にも力をいれている。
- ② 2年次生対象の英語は英語英文学科の学生を対象とした「2年英語1」及び「2年英作文」

と、それ以外の学科の学生を対象とした「2年英語2(オラル)」及び「2年英語2(リーディング)」に分けてカリキュラムを組んでいる。

③「2年英語1」及び「2年英作文」では全クラス同じテキストを用い、英語を使用して授業を行なっている。前者は総合的な英語の運用能力の向上を目指し、後者ではパラグラフ・ライティングの基礎を身につけることを目標にしている。

④「2年英語2(オラル)」では英語を使用して授業を行い、「聞く・話す」能力に力点を置いている。「2年英語2(リーディング)」では英語ないし日本語で授業を行い、「読む・書く」能力に力点を置いている。

以上すべての科目は能力別のクラス編成とし、学生の能力に見合った指導ができるよう配慮している。

イ 第二外国語

本学では全学生に第一外国語の英語に加え、第二外国語の履修を義務付けている。第二外国語として、フランス語・ドイツ語・中国語・スペイン語・ロシア語の5言語から1つを選択し、1年次6単位、2年次2単位の合計8単位を履修する。1年次の授業は、いずれの言語の授業もオラル2単位・文法4単位からなり、すべての学生がこの両方を必ず履修する。また、どの学生においても、少なくとも2単位以上はネイティブ・スピーカーの教員の授業を履修する体制が用意されている。

1クラスの学生数は概ね30名程度を目安とし、学生の履修希望に必ず対応するよう、毎年前年度の学生数をもとに次年度のクラス数を編成し、かたよりが出た場合には臨時にクラス数を増加するなどの対応を行い、学生を希望しない語学に割り振ることがないように特段の配慮をしている。さらに、第三以上の外国語の履修を希望する学生にも、希望とおりの履修を認めている。

また、これらに加えメディアセンター施設を使用しての授業も用意し、どの外国語の履修者でも、メディア教材を使用した多彩な授業が履修できるよう配慮している。このメディアセンターを用いた授業は、2009(平成21)年度以降、各外国語の検定試験受験希望者の要望にも応えるよう、さらに内容を充実させていく予定である。

留学生については日本語を第二外国語に指定し、2年間で8単位の履修を義務付けている。

(6) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

本学の卒業所要総単位数は132(2006(平成18)年度以前に入学の学生は138)である。学修の基盤を涵養する「全学共通分野」はこの中の28単位に当たるが、第一外国語の8単位、第二外国語の8単位、キリスト教学の8単位、体育運動学の2単位、及び総合現代教養(指定領域)の2単位が含まれている。一方、「専攻分野」は60単位以上であり、各専攻のカリキュラムに従い特定の専門領域の学習が行われる。

また、「関連分野」は「地球市民としての責任意識と視野を広げること」を目的とした領域であるが、24単位以上を卒業要件としている。関連分野の履修方法は自由度が大きく、①他専攻の任意の授業を履修する方法、②他専攻や副専攻として準備されているカリキュラムを履修する方法、③学科横断的に設定された副専攻を履修する方法、④総合現代教養の自由領域として提供されている授業を履修する方法があり、これらを組み合わせることも可能である。なお、「専攻分野」と「関連分野」の合計単位数は96を超える必要があり、これに、先の「全学共通分野」の28単位と「卒業論文」の8単位を合わせて132単位となる。

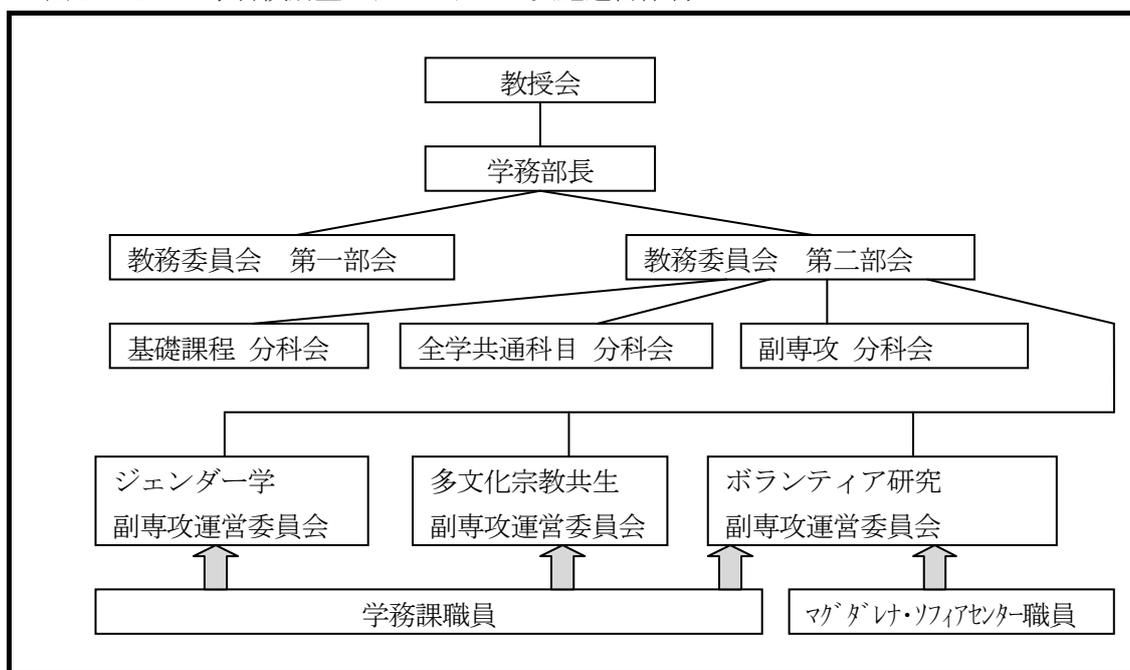
卒業要件単位のうち、専攻の授業単位数を“2”とすれば、学修の基盤となる全学共通分野の単位数が“1”、視野を広げる関連分野の単位数が“1”という比率である。専攻分野の占める割合は全体の半分強であり、バランス上、大きな問題はないと思われる。

(7) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学ではすべての教員がいずれかの専攻に所属しているため、教養課程のみを担当する教員がない。そのため専攻を横断して提供されている授業の運営には教務委員会を中心として、全教員がそれぞれの役割を持って関わっている。

図3-3は学科横断型の授業（基礎教育と教養教育）の運営体制である。教務委員会は学務部長を委員長として組織され、2つの分科会に分かれて活動している。主として第一部会では教育方法やカリキュラム体制の整備について、第二部会では初年次教育や副専攻、総合現代教養などの学科横断型授業の問題について検討審議が行われる。会議は原則として月1回のペースであるが、場合によっては月に2回行うことやメールでの討議によって進められることもある。

図3-3 学科横断型カリキュラムの実施運営体制



学科横断型授業に関わる教務委員会第二部会はさらに、基礎課程分科会、全学共通科目分科会、副専攻分科会に分かれている。基礎課程分科会は基礎課程演習などを中心とする初年次教育について、全学共通科目分科会は総合現代教養科目群のカリキュラム構成や教員配置について、副専攻分科会では副専攻の運営環境の整備について、それぞれ2～3名の教員が実務的作業を担当している。

さらに、教務委員会第二部会では学科横断的に設定された3つの副専攻、すなわち、「ジェンダー学副専攻」、「多文化宗教共生副専攻」、「ボランティア研究副専攻」について、そのカリキュラム構成や授業運営の実務を担当する組織として各副専攻運営委員会を立ち上げ、それぞれの内容に精通する教員に委員を委託している。運営委員会のメンバーは1年任期であるが再任も妨げられておらず、常時、適任者が任に当たっている。

なお、学科横断型副専攻運営委員会の事務的なサポートは基本的にすべて学務課職員が担当しているが、ボランティア研究副専攻の授業に関しては学生のためのボランティア活動支援とキリスト教精神に基づいた諸活動を行っているマグダレナ・ソフィアセンターもサポートしている。

(8) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

カリキュラム編成における必修、選択必修、選択の配分を示したのが表3-2である。「全学共通分野」は第一外国語の8単位が「必修科目」、その他の授業は「選択必修」であり、全学共通分野が本学の学生として共通に履修すべき基盤科目として設定されている点から見て妥当な配分と考えられる。「関連分野」は1年次の基礎課程演習が「準必修（履修することは必要であるが、単位の取得は卒業要件ではない）」である点を除くと、他の授業はすべて「選択科目」であり、カリキュラムに自由度を与える要素として機能していることが示されている。関連分野が各学生の興味関心を拡げてゆくための科目群であることから、この配分も妥当なものと言える。「専攻分野」は各専攻の教育内容や方針に応じてばらつきが見られるものの、選択科目、選択必修科目によって自由度は確保されている。但し、初等教育学ではほとんど必修であるが、これは教員免許取得上不可欠なためである。

表3-2 必修、選択必修、選択科目単位数の配分

	必修	選択必修	選択
全学共通分野（28）	8	20	0
関連分野（24）	※2	0	22
専攻分野（60）※※			
英語英文学	10	28	22
日本語日本文学	0	42	18
史学			
日本史	8	16	36
東洋史	0	20	40
西洋史	4	20	36
人間関係	18	8	34
国際交流	12	16	32
哲学	4	12	44
教育	12	0	38
初等教育学			
小学校	68	8	8
幼稚園	54	10	20
心理学	16	4	40

(注) ①※は準必修科目

②※※初等教育専攻では専攻分野の合計単位数は84となる。

2 カリキュラムにおける高・大の接続

(1) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

1年次生を対象とした「基礎課程演習」では、少人数の演習形式を重視し、導入教育という視点から「文章等による表現力」、「発表の力」、「調査・情報収集の力」の3つの力の強化を図っている。授業では各担当教員が専門性を生かし、学生の知的興味・関心の喚起、及び視野の拡大発展に努めている。具体的な指導内容としてはプレゼンテーション、フィールドワーク、ディベート、レポートの書き方、図書館及びコンピュータ関連施設の利用法などがあげられる。

「基礎課程演習」の担当教員はすべて専任教員が務め、アカデミックアドバイザーも兼ねている。いわゆる少人数のクラス担任的な制度であり、学生の帰属意識を高めると同時に、教員と学生との関係を従来よりも緊密にし、学生一人ひとりへのきめ細やかな対応を可能にしている。アカデミックアドバイザーは、学生が大学での主体的な学習・研究に対応するために、また大学生活に円滑に適応していくために様々なアドバイスをし、学生の不安を解消することを目的としている。

この他、2年次以降から開始されるボランティア研究副専攻では、高校生時代に行ったボランティア経験・体験を大学入学後に「ボランティア活動記録ノート」に記入でき、研究対象として活用することができる。これは姉妹校からの要望の一つでもあり、高校での学習を大学での学習に直結させるという意味で、効果的な導入教育の一つと考えることができる。

3 授業形態と単位の関係

(1) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1単位は標準45時間の学修を必要とする内容で構成されている。時間割上の1コマ(90分の授業)は単位計算上、2時間の授業時間とされ、半期15週、通年30週の授業回数を原則としている。なお、必要な学修をどのような配分で行うかは、講義・演習科目と外国語科目及び体育運動学とは異なる。半期授業のベースに換算すると、講義・演習科目の場合、30時間の授業(90分×15回)と60時間の自習で2単位としている。外国語科目の場合は週2回の授業回数(オラルと文法)が設けられており、60時間の授業(90分×15回×週2回)と30時間の自習で2単位となっている。また、体育運動学は30時間の授業と15時間の自習で1単位に換算している。

なお、卒論に関しては論文の執筆と並行して教員の卒論指導を受け、さらに、資料の収集、分析等に必要な時間数を勘案し、8単位としている。

4 単位互換、単位認定等

(1) 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学設置基準第28条第2項、第29条)

本学以外の大学等で修得した単位を本学の卒業要件単位として認めるケースは以下の3つである。

- ①海外留学：本学では表3-3の11大学と協定を結び、学内で留学希望者の選考審査を実施し、毎年、10名～20名の学生を派遣している。派遣先で履修した授業について、その内容を勘案した上で単位数を計算し、最大30単位までを本学の単位として認定している。
- ②海外語学研修：夏期休暇中には3～4週間期間で海外語学研修が実施される。2008(平成20)年度は協定を結んだ9つの大学が提供する語学プログラムに合計95名が参加した。

同プログラムについて所定の成績を収めた場合、2単位までを認定している。但し、海外留学による単位認定が30単位に達している場合は認められない。

③編入学：入学前の既修得単位の認定は、「編入学」の時点で行われる。この場合、本学に入学する前に在学していた大学、短期大学等において修得した単位について、編入後の専攻の教育目標・教育課程との関連性を吟味し、最大50単位を目途に認めている。

上記の単位認定の状況については 大学基礎データ（表4）及び（表5） を参照されたい。

表3-3 留学協定校

	国名	大学名
交換留学	韓国	韓国カトリック大学
		ソウル女子大学
	台湾	輔仁大学
	オーストラリア	オーストラリア・カトリック大学
	アメリカ	サンタクララ大学
推薦留学	アメリカ	シアトル大学
		マンハッタンビル大学
		サンフランシスコ大学
	イギリス	ローハンプトン大学
		トリニティ・アンド・オールセインツ大学
	フランス	リヨン・カトリック大学

5 開設授業科目における専・兼比率等

(1) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

授業科目中の専兼比率は 大学基礎データ（表3） に示されている。教養的科目からなる全学共通分野では専任の比率が2割程度と少なくなっている。これは全学共分野の多くを占める語学（英語と第二外国語）の授業について十分なクラス数を確保し、少人数教育を確保するための措置である。また、全学共通科目の中の体育運動学に関しても少人数制と選択できる運動種目の多様性を目的に17の授業を開講しており、その分、兼任教員への依存度が高くなっている。

副専攻関連科目も専任の比率が2割と少ないが、これは学科横断的に設定された副専攻が中心になっているためである。副専攻については多様な視点を提供するため、既存の専攻とは異なるジェンダーやボランティアに関わる授業も配している。効果的なカリキュラム編成のために、専任教員とは領域の違う専門家を積極的に招聘する必要がある。

各専攻別の専兼比率をみると、専任の授業が6割を超えているケースが多いものの、日本語日本文学専攻、人間関係専攻、教育学専攻、心理学専攻では5割程度とやや少なめになっている。但し、これらの専攻においても必修科目や選択必修などの基幹科目における専任の比率は高く、選択授業の幅を広げようとする努力が兼任率を押し上げていることが分かる。なお、初等教育学専攻の小学校、幼稚園課程については、免許取得要件への対応のため兼任教員力を借りる必要性が大きい。

(2) 兼任教員等の教育課程への関与の状況

専門領域、分野においては兼任教員の比率が高い場合もある。これらは特に、以下の必要性から生じていると考えられる。

- ①少人数制の重視：特に全学共通の語学授業においては教育効果を高めるため、1クラスの学生定員を30名を基本に限定している。そのため開講授業数を増やす必要がある。
- ②学科横断型授業の充実：本学の既存の専攻とは異なる領域の授業を提供することで、学生の教養の幅と視野を広げることができる。そのため、他領域の専門家による授業を配置する必要がある。
- ③専門性の向上と選択幅の拡大：必修や必修選択の専任比率は高いものの、授業全体のベースでは専任比率が小さくなる専攻が散見される。これは選択授業の選択幅と魅力を高めるために兼任教員を登用するケースが多いためである。貴重な研究や活動を行う第一人者の授業によって学生が刺激され、またより専門的な知識を得る効果がある。
- ④免許、資格への対応：免許、資格の要件を満たすため、多様な領域の授業が必要になる。専任で十分対応できない科目については兼任教員の支えが必要である。

6 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(1) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

本学では社会人を対象とした特別な入試制度やプログラムが用意されていないため、社会人学生について特別な配慮は行っていない。編入学などで社会人経験を持つ学生が入学するケースはあるが、担当の教員が必要上の配慮は行うものの、基本的には通常の学生と同等の扱いを心掛けている。現在のところ問題は生じていない。

外国人留学生は2002(平成14)年度まで学部留学生と交換留学生のみであったが、短期留学プログラムを新設し、2002(平成14)年度後期から短期留学生の受け入れを開始した。現状は以下のとおりである。

ア 外国人留学生の指導

学部留学生のうちとくに1年次生は、日本語運用能力が十分でない中、日本人学生と同様に基礎課程を履修している。学生部1年次センターにおいて、1年次生に対する指導・支援が行われている一方で、国際センターも学部留学生の支援を行っている。

国際センターは入学直後に各種オリエンテーションを開催し、履修登録までの期間を支援している。また、毎月国際センターで学部留学生の集いを催し、近況を把握するようにしている。そのほか、国際センター長による個人面談を定期的に設けている。1年次生に対しては年に2回面談を行い、大学生生活・授業履修について、また学科専攻決定に関する助言も行っている。2年次生に対しては年1回、履修状況等を尋ねている。なお、1年次生についてはアカデミックアドバイザー、履修している授業の担当教員と、そして2年次生については所属学科専攻の教員と連絡を必要に応じて緊密に取り、多面的に指導・支援している。

2003(平成15)年度には、学生による留学生支援グループ「雅」が発足し、日本人学生が外国人留学生(学部留学生1年次生、交換留学生、短期留学生)の「パートナー」として、学生生活全般のサポート及び履修上の相談を行ってきた。「雅」は、2007(平成19)年度から「SCE」(聖心異文化交流会 Sacred-Heart Cross-cultural Exchange:SCE)という同好会として活動を続けている。

また、2008(平成20)年度からは「外国人留学生のためのチューター制度」が発足した。同制度は、日本語運用能力の十分でない留学生のために、授業担当教員等の指導のもとに、

本学の日本人学生が、留学生の勉学・研究について個別の支援を行うことを目的としている。

イ 外国人留学生と日本人学生との交流

外国人留学生と日本人学生との交流を促進させるため、国際センターでは留学生による各国紹介のプレゼンテーション、ワークショップ、各種見学・小旅行を企画・実施している。また、留学生による日本語スピーチ発表会を開催し、留学生の視点を日本人学生に紹介している。

B【点検・評価、長所と問題点】

1 教育課程等の長所と問題点

(1) 教育理念、到達目標との関連

本学の教育課程は「知性、使命感の自覚、発信力」の涵養を目標とし、高度な専門性を追求すると同時に、21世紀を担う人間としての基礎的教養や人間や社会をみつめる広い視点と責任意識を培うことを目的としている。キリスト教学をはじめ、本学における伝統的な教育課程はこうした本学の理念の実現の上で有効な役割を果たしてきたが、近年はさらにいくつかの改革改善を進めてきた。それぞれ有効に機能していると考えられるが、まだ、いくつかの課題も残している。以下に本学の教育課程の特徴を示し、それぞれの機能と課題をまとめてみた。

ア 全学共通科目と基礎課程演習

大学で効果的な学修を進めるための基盤として、本学では建学の理念、心身の調和、国際性、社会性、学修スキルという5つの柱を意識し、カリキュラム構成を進めてきた。建学の理念、心身の調和、国際性、社会性の4つの領域は、全学共通分野によってカバーされるが、3年次以上で学ぶ「キリスト教学Ⅱ」を除き、その他の全学共通科目は1年次と2年次での履修が奨励され、実際、多くの学生が従っている。これによって、学士課程の前半でほとんどの学生がこれらの基盤的な科目を学んでいる。

一方、本学における学修スキルの基盤に関しては、従来までレポートの書き方や文献の引用方法等、学修上の基本スキルを育てる場がなかった。また、これに加え、2年次での専門課程進級という本学の制度には、1年次生に対する指導責任の所在が曖昧になりやすいという弊害があり、これまで、アカデミックアドバイザー制度を設けるなどの措置を行ってきたが、従来のアカデミックアドバイザーに関しては担当する学生への授業もなく、単に形式上、1年入学時の顔合わせ程度に留まっていた経緯がある。

初年次におけるこれらの問題点を払拭するため、2006(平成18)年度から「基礎課程演習」を1年次の準必修として置くことにした。基礎課程演習では導入教育を基本的な目的としているが、学生の授業評価での満足度も概ね高く、指導教員がアカデミックアドバイザーを兼ねることで日常的なコミュニケーションも確立され、学修スキルの習得という面においても効果的な教育的指導が実現されている。その意味で、「大学における効果的な学修のための基盤として、建学の理念、心身の調和、国際性、社会性、学修スキルを位置づけ、これらを身につけるための導入教育の確立」という到達目標はある程度満足させられたと評価できる。

ただ、開設当初の基礎課程演習については、個々の教員が演習のテーマとして取り上げる内容と学生の興味とがずれるケースもあり、2007(平成19)年度からは学生の希望を活かす方向での割り振りを行っている。その成果についても今後は慎重に吟味しながら、基礎課程演習を導入教育の柱として軌道に乗せていく必要がある。

イ 専門教育と卒業論文の必修制度

本学は文学部だけの単科大学でありながら、専攻というレベルでの多様な専門性を備えている。こうした専攻の配置が、1年次には特定の専門に所属しない制度や関連分野の存在にも支えられ、文学部の範囲を超えた複眼的でグローバルな視点を涵養する上で重要な役割を果たしてきた。

一般的に従来の大学における学士課程では、ややもすれば学生の多くが専門家の道を歩まないにも関わらず、特定の専門性ばかりを重視する傾向が見られた。しかしながら、ひとつの専門分野を学ぶことは、単に研究者活動や資格取得の準備過程ではなく、一般的、常識的なものの見方の他に、専門性に特化した独特の思考パターンやその学問が学界や一般社会に及ぼす影響に基づく責任感や使命感、あるいは自己の見解を他者に効果的に伝達するテクニックなどを学ぶことにもなる。これが一般的な視野を狭くするという弊害は指摘されるものの、他の専門分野に関する別な視点を学ぶことで相対化できれば、専門課程の教育はさらに個人の世界観を深める上でも有効な意味を持つはずである。

本学では専門分野での教育に関して、「自ら考え、創り出す過程の重視」と「少人数制によるきめの細かい指導体制」を柱としてきた。各専攻では建学の理念を認識した上でそれぞれの到達目標を設定し、高度な専門性を保ちつつも、学科専攻の特色を活かした教養的教育の確立を目指している。この過程の中で特に大きな役割を果たしているのが卒業論文である。卒業論文の作成を通して、個々の学生が自らの問題意識を明確化し答えを模索する過程の中で、専門的なものの考え方の重要性を学び、「知性、使命感、発信力」の涵養に大きく寄与している。その意味で到達目標である「本学の理念に基づく“3つの教育目標（知性を磨き、使命感を自覚し、発信力を高める）”を実現するための専門教育システムを確立すること」は概ね実現されていると考えられるが、さらに、全学共通科目や関連分野等との有機的な関連構造を作ることで、こうした教育システムの持つ意味が鮮明になると思われる。

ウ 関連分野の機能

本学のカリキュラムは「全学共通分野」、「専門分野」、「関連分野」の3つから構成されている。このうち関連分野は従来、専門性を補完するものとして位置づけられてきたが、最近、副専攻や総合現代教養などの科目群が配置され、特定の専門性への偏りを抑制するとともに、社会に向け広い視野を持ち自らの将来を展望する機能が強くなった。これは「知性、使命感、発信力をより広く多様な社会的、文化的関心へと結び付け、地球市民としての責任意識と視野を広げるためのカリキュラムの確立」という到達目標や「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること」を重視する学士課程教育の目標において効果を発揮するものと考えられる。

関連科目は24単位以上を卒業要件としている。これを満たすため、従来は様々な専攻の科目を適宜履修する傾向が見られたが、2004(平成16)年度から創設した副専攻制度は関連分野の履修モデルとして機能し、より系統的な学修計画を立てる目安となっている。さらに、2006(平成18)年度から配置された総合現代教養科目群は、自然科学や経済等、21世紀の基礎教養として従来、本学に欠けていた専門分野を補完するものであり、関連分野の領域を大きく広げる働きをしている。

但し、こうした改革の中、関連分野の位置づけが学生にまだ十分に伝わっていない面がある。例えば、カリキュラム上、関連分野は専攻分野とともに“専攻課程分野”を構成する形式になっているが、これが関連分野の独立性や意味を分かりにくくしている原因になっている。関連分野が従来、「専門教育の補完」として位置づけられてきたためであるが、今後は、「地

球市民としての責任意識と広い視野を涵養する科目」という積極的な意味を強調し、教員も含めた学内的コンセンサスを形成してゆく必要があると思われる。また、2005(平成17)年度から制度化された副専攻であるが、これを実際に活用する学生は2008(平成20)年度において82名程度と少なく、その履修方法や意義についての周知方法に工夫が必要である。加えて、総合現代教養科目群をどう配置するか、副専攻との棲み分けをどうするか等、本学の理念や教育目的に照らした整理が必要である。

関連科目は本学の理念実現にとっても重要な鍵となる分野であり、従来のカリキュラムとの整合性を検討しつつ、改革改善を進めてゆくことが重要である。

エ 2年次からの専門課程

これまで概括してきたように、本学のカリキュラム構成は「全学共通分野」「専攻分野」「関連分野」から成り、それぞれに本学の教育目標や到達目標との関連から役割が明確化されている。基本的なカリキュラム構成の上で大きな問題はないと評価できる。

本学のカリキュラムの特徴として、もうひとつ点検しておきたいことは、2年次での専攻進級制度である。伝統的に、本学の学生はすべて2年次から任意の専攻に所属する。これによって、1年次において多様な専門の授業を受講し、自らの進むべき方向性を吟味するとともに、専門分野によってももの見方、考え方に特徴があることを体験的に学ぶことができる。しかし、1年次生を担当する専任教員がいないという弊害は、2006(平成18)年度からの基礎課程演習によって軽減されたものの、一部の学生は希望の専攻に所属できないという事実もこの制度の短所として見逃せない点である。

専攻への振り分けは学生の希望や試験等により行われ、1年次の1月下旬に内定される。かつて、希望とおりの専攻に進級できない学生も多かったが、2003(平成15)年度に専攻定員を見直して以来、第一希望以外への進級者は1割前後に留まっており、また、2005(平成17)年度～2007(平成19)年度の専攻決定者を対象とした追跡調査によると、希望が叶えられなかったことによるその後の成績面への影響は認められていない。教育的効果や公正性の観点から専攻決定の時期や方法について多少検討する余地はあるにしても、2年次からの進級制度自体は今後も継続していきたいと考える。

(2) 教育の実施、運用面の点検評価

ア 履修制度、単位認定

卒業要件となる総単位数は132である。2006(平成18)年に、単位の実質化等の観点から、それまでの138単位から変更している。必修選択の配分については、専攻により大きく異なっているが、先述のとおり、それぞれに必然的な理由が認められる。また、専攻自体も9つの専攻から選択することができ、また、関連分野においてはほとんどが選択であることから、全体として履修の自由度は大きく、学生の多様なニーズに対応できる構造となっている。特に、1年次においては2年次からの専攻を選ぶ上でも、多様な授業を履修することが望ましい。

但し、1年次生が各専攻で行われる専門の授業を履修する場合、学問的水準が高すぎるケースも多く、また、少人数教育を徹底する都合上、履修制限を受ける可能性も高い。一部の専攻では1年次生向けの入門的な授業も開講されているが、更にこうした授業を履修しやすくするような工夫が必要と思われる。なお、単位の計算法については大学設置基準第21条に則している。専兼比率についても、基幹的授業科目は主として専任教員が受け持つと同時に、高度な専門性や選択幅の拡大など必然的な目的性をもって兼任教員を当てており、特に

問題はないものと判断できる。

単位の互換、単位の認定については現在のところ、主として留学制度の充実という観点から対応している。また、編入学時においても適切な基準と審査を通じて、既修得単位の認定が行われている。但し、国内の他大学との間の単位互換制度は設けていない。学生のニーズに合致した幅広い教育という点で他大学との間の単位互換は有効であると考えられ、これまでも具体的な検討はされてきた。しかし、女子大学という点から他大学の男子学生の履修をどこまで受け入れるかという問題は大きく、プライバシーの観点から、学生の中にも拒否感を持つものが少なくない。一方、女子大学間での互換制度については、授業構成が似通っている点や本学独自の授業などが少ないなどの理由から、本学側あるいは相手大学側のメリットは小さい。今後、多様な条件をも考慮に入れつつ、他大学との単位互換は慎重に検討していく必要がある。

イ 教育課程の実施運営体制

教育課程の実施、運営は主として教務委員会が中心に行い、授業担当の教員のほか、事務的、実務的対応を教務課職員が担っている。現在のところ、順調に行われているが、今後、カリキュラムの一層の充実化を進めていく上では検討すべき点も少なくない。

第一に基礎課程や専攻横断型の授業の運営主体の問題がある。専攻ごとの授業運営は教員と副手を含むそれぞれの研究室事務体制において運営されているが、特定の専攻に属さない総合現代教養や学科横断型副専攻の実務的対応はやや手薄である。授業内容の企画立案は教務委員会やその下部組織である副専攻運営委員会等で行うことができるが、特に兼任教員を招聘する場合、その対応は現在関連のある専攻に委任しており、これが各専攻の研究室に負担となっている。そのため、兼任教員に委託する授業の幅を増やす場合にも一定の制限がかかり、効果的なカリキュラム作りの足かせとなっている。

第二に事務手続き上の問題がある。本学では様々な改革を行ってきたが、そのため事務手続きの整理ができていない点がある。かつては機能していた手続きであるが、現在はカリキュラムの改編によって形骸化したものも少なくない。こうした事務上の無駄は職員の負担になるだけでなく、学生にとっても履修手続きを煩雑にしてミス等を生じさせる。履修ガイダンスを充実させるだけでなく、事務手続きを簡素化することで、学生も先を見通した履修計画を立てることができる。場合によっては、カリキュラム構成や卒業要件にまで踏み込んだ履修制度の簡素化、合理化を進めていく必要がある。

ウ 国際性について

本学では多様な留学制度が充実しており、この間、2002(平成14)年度に設置された国際センターが果たしてきた役割は大きい。「21世紀を担う人材として必要な国際的理解や異文化間コミュニケーション能力を育てる教育プログラムの充実」という目標は着実に実現しつつある。

また、外国人留学生を受け入れる体制も整備されつつある。一方で、外国人留学生の存在は一般学生の国際理解や関心を引き出す上でも重要な意味を持つが、日本語運用能力の不足により、授業の履修が困難となるケースも多く見受けられる。これは単に2008(平成20)年度から導入された「チューター制度」だけで解決する問題ではなく、留学生への日本語教育の充実が求められる。

短期留学プログラムに関しては、留学生が国際センター実施の日本語及び文化プログラムに参加する他、希望する学部授業科目にも参加し、日本理解を深める機会となっている。しかし、短期留学プログラムの「日本語必修科目」は国際センターで開講されているため、正

規科目としては扱われていない。外国人留学生への日本語教育や日本人学生との交流を通しての大学の国際化という点では更なる工夫の余地があるものと思われる。

また、1、2年次を通して行われる外国語の授業は、こうした国際性を涵養する諸施策の基盤部分を形成するものである。本学は初代学長のマザー・ブリットをはじめとする多数の外国人シスターたちによって基礎が築かれたが、その当時、学内では日常的に外国語が用いられており、学生にとっても外国語の習得が必要な環境であった。こうした歴史的背景から本学では語学教育に力が入れられてきた。すべての学生に2年間に亘る週4回の授業と自主学習を義務とする点など、この伝統は学習時間という点でも受け継がれている。

こうした伝統的に特徴のある「聖心の外国語」に責任を持つ学科として、英語英文学科と歴史社会学科国際交流専攻では組織を挙げて運営に取り組む体制を堅持しており、その成果は一定の評価を得ている。しかしながら、伝統の半面、時代の要請・学生のニーズ、さらには時代の変化による学生の学力や学習意欲の変動に必ずしも迅速かつ柔軟に対応しきれていない点もあり、解決すべき重要課題となっている。特に、従来から学科内、他専攻から様々な改善要望が出されてきた2年英語2については、2007(平成19)年度からカリキュラム改革に着手し、2009(平成21)年度から逐次変更を加えていくことになっている。

外国語の習得には自主的な学修が不可欠である。これを支援するため、本学ではメディアセンターを置いているが、同センターの活用の可能性はまだ残されている。外国語検定などの目標を学生に与えるなどモチベーションの面でも工夫をしながら、メディアセンターの機能強化を図っていく必要がある。

C【改善方策】

上記の点検評価を踏まえて、以下の改善方策を示す。

- ア 本学のカリキュラムにおける関連分野の機能をさらに充実させるため、総合現代教養や副専攻の位置づけや構造などを教育目標との関係から整理、明確化し、より効果的、系統的な学修プログラムとして提起する。このため、2009(平成21)年度一杯を目途に、教務委員会の関連検討部会を中心に議論を進め、一定の結論を得るものとする。
- イ 関連分野には専攻横断型の授業が多く、そのため兼任教員の比率も高い。これらの授業に関する実務的支援については、個々の専攻に任せず大学(学務課)として対応する必要がある。2008(平成20)年度中にも、経営会議を中心に裏付けとなる人的、環境的、資金的対応を検討し、結論を出すものとする。
- ウ 開始してまだ3年に満たない基礎課程演習に関しては、本学の導入教育の柱として位置づけ、教務委員会の関連部会を中心に当面は毎年、評価点検及び改善を図ってゆく。特に、担当教員の専門性を活かしつつも、本学の学修における基礎的なスキルとは何かを明確化し、これを効果的に身につけるための授業内容を検討する。
- エ 履修手続きの簡素化、合理化を進め、学生の手続きミスを減らし、将来を見通した履修計画づくりを可能にする。そのため、カリキュラム構成の見直しも含め、教務委員会を中心に議論を進める。修正が可能な部分から対応をすすめ、2009(平成21)年度中を目途に整理を終了し、諸条件を勘案した上でウェブ履修登録を目指す。
- オ 外国人留学生の日本語運用能力には個人差が大きいいため、2009(平成21)年度から能力に応じた日本語クラスの編成を行う。また、合わせて、短期留学生の日本語クラスのあり方についても改善を行う。
- カ 2009(平成21)年度からメディアセンターの運営委員会的な組織を立ち上げ、語学学習

の支援体制を強化するために同センターの改革を始める。

第2節 教育方法等

A【現状の説明】

1 教育効果の測定

(1) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

年度末、期末の定期試験やレポートが主たる方法となるが、併せて小テストやリアクションペーパーなど多角的な方法を組み合わせ、学習過程中的理解度や到達度を小まめにチェックしている。特に、リアクションペーパーは学生の理解が不足しているポイントや講義に対する誤解などを的確に把握し修正することができるため、多くの専攻や授業で積極的に用いられている。

さらに、学士課程全体を通しての教育効果の確認のためには、学習活動の集大成と位置付ける卒業論文が有効な指標となっている。いずれの専攻においても複数の教員が評価に関わり、情報を交換することで専攻単位での教育効果に関する点検を行うことができる。また、一部の専攻では卒業論文の合同発表会を実施することで、当該専攻のすべての教員が卒業論文の内容をチェックでき、この制度も教育効果の測定上有効に機能している。これに加え、卒業論文の最終評価は全学的な審査会議で決定されるが、この場で各専攻から各年度の論文の水準に関する講評があり、総合的な教育効果の検討材料となっている。

(2) 卒業生の進路状況

2007(平成19)年度卒業生(2008(平成20)年3月卒)の進路状況は、表3-4「学科別進路別卒業生数」のとおりである。新卒業生全員に提出を求めている「進路届」の提出状況は、例年、極めて良好で、同年度についても卒業生536名中、提出者は535名であった。未提出者(表3-4中の「死亡・不詳の者」項目に計上)の1名についても、キャリアセンターによる個別相談における当該学生とのやり取りの中で、卒業後の進路状況の把握はできている。

表3-4 学科別進路別卒業生数(平成20年3月卒業生) 平成20年5月1日現在

進路 \ 学科	英語英文学科	日本語日本文学科	歴史社会学科	哲学科	教育学科	計
A大学院研究科	2	1	14	5	19	41
B大学学部			1			1
C短期大学本科						
D専攻科						
E別科						
就職者(上記A～Eを除く)	97	43	185	21	99	445
臨床研修医(予定者を含む)						
専修学校・外国の学校等入学者	3	1	1	2	1	8
一時的な仕事に就いた者	2		1		1	4
上記以外の者	4	4	11	2	15	36
死亡・不詳の者				1		1
計	108	49	213	31	135	536

卒業生の進路としては、例年、就職する者の割合が最も高く、次いで、大学院等への進学者が約10%前後となっている。就職決定率についても、例年、ほぼ100%という結果を出している。一方、①進学先(留学先を含む)未決定のまま卒業していく学生や②公務員試

験準備、③公立学校教員採用試験準備、④資格取得準備等に入る学生からの進路報告も、極めて少数ではあるが、例年、「進路届」書面で提出されている。

就職者については、一般企業就職者が多数を占めているが、就職先企業名を見ると、特定の業種や企業に偏ることなく、広く分散している事がわかる（表3-5「学科別産業別就職者数」参照）。企業就職者のほぼ全員が正社員で入社しており、ここ数年、新規学卒者の非正規雇用が増えてきている雇用環境の中で、本学卒業生が正社員として入社する者の割合は、特に女子大学においてトップクラスとなっている。

表3-5 学科別産業別就職者数（平成20年3月卒業生） 平成20年5月1日現在

産業別 \ 学 科	英語英文 学科	日本語日 本文学科	歴史社会 学科	哲学科	教育学科	計
A 農業・林業						
B 漁業						
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1				1
D 建設業	4		1		1	6
E 製造業	1	3	9		4	17
F 電気・ガス・熱供給・水道業						
G 情報通信業	7	2	26	4	7	46
H 運輸業・郵便業	17	2	8	1	2	30
I 卸売業・小売業	14	6	23	3	5	51
J 金融業・保険業	29	20	70	5	27	151
K 不動産業、物品賃貸業	4	2	3	1	2	12
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	3	20	1	8	39
M 宿泊業、飲食サービス業	2		2		2	6
N 生活関連サービス業、娯楽業	5		11	1	3	20
O 教育、学習支援業	5	3	6	1	31	46
P 医療・福祉			1		4	5
Q 複合サービス事業	1		1		1	3
R サービス業		1	3	4	2	10
S 公務	1		1			2
上記以外						
計	97	43	185	21	99	445

2 成績評価法

(1) 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価はシラバスに明記された評価方法に則り、基本的に担当教員が責任をもって対応している。特に問題は発生していないが、厳密性をさらに高めるため、2009（平成21）年度から、評価基準を明確化することを決めている。本学では原則、「秀、優、良、可、不可」の5段階が用いられるが、まず授業ごとの到達目標を明確化し、これをシラバス上に明記することとした。さらに、この到達目標と学生の到達水準との関係から、表3-6に示すとおり5段階の定義を行い、教員間での統一性を図ることにしている。

表3-6 評価の定義

評価	総合得点	評価の定義
秀	100～90	達成目標を超えて秀でている
優	89～80	達成目標を十分満たしている
良	79～70	達成目標をほぼ満たしている
可	69～60	合格と認められる最低限の水準を満たしている
不可	59以下	合格と認められる最低限の水準を満たしていない

なお、成績に不審な点がある場合、既に「成績評価確認願」の制度が設けられており、成績通知書到着後、一定期間内に申し出ることが可能である。

また、学習の集大成である卒業論文の評価においては、指導教員（メンター）の他、もう1名の副査（リーダー）が評価に当たり、評価の公正さと厳格さを担保している。

(2) 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

2006(平成18)年度から卒業要件単位数を138単位から132単位に変更し、無理なく学習時間を確保できるよう配慮した。また、大学設置基準第27条の2に基づき、本学では履修登録の上限単位数を1年次は42単位、2、3年次は48単位、4年次は卒業論文(8単位)を除き42単位に設定している。1年次において上限単位数が少ないのは、大学生活への適応のために他学年よりも負担が大きいことを考慮したためである。

また、単位の实質化を図る上で自主活動を促すことは重要であるが、語学の授業に関しては、講義の時間以外にメディア教材を利用した自主的学習が求められるのを始め、一般に演習や実習などの授業においても、授業時間外の課題が多く出されている。授業回数については、2008(平成20)年度まで曜日により不均一さが残っている。しかし、2009(平成21)年度は各曜日、半期15回分の授業回数を確保できるよう学年暦を定め、以降も継続する方針を決めている。

(3) 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

本学の学生は2年次から各専攻に所属し専門分野の学修を始めるが、1年次終了時に最低20単位を修得していない場合は進級することができない。2年次と3年次の終了時においてはこうした厳格なハードルはないが、語学などの必修単位未修得者と修得単位数が少ない学生(2年次終了までに50単位未満、3年次終了までに100単位未満)については、「成績要注者」としてリストアップされ、各専攻にて適宜指導を受けることになっている。

本学では卒業論文を学士課程の集大成と位置づけ、卒業時の質的保証の基準としている。そのため必修制度を維持するとともに、教員は学生へのきめの細かい対応を行うものとの全学的コンセンサスが確立されており、学生は一定の学力水準を満たすべく指導教員から厳格な指導を受ける。また、2008(平成20)年度からは卒業論文の到達基準を別記のように定め、学生に周知するとともに、これに準じた厳密な評価を行うこととなっている。なお、本学学位規程第6条～第9条に従い、評価者は主査(メンター)と副査(リーダー)の2名体制を堅持し、さらに、最終的な評価は卒業論文審査会議の議を経て確定するという厳格な審査体制をとっている。その結果、卒業論文が達成基準を満たさないという理由で卒業できないケースも発生している。

【卒業論文の評価基準】

卒業論文として合格が認められるためには、所属専攻の指定する研究指導を受け、専攻分野にふさわしいテーマを設定し、学術論文としての体裁が整い、かつ、論理的に整合した内容を備えていることが求められる。また、資料・情報の入手、研究の引用等に関する研究倫理に問題があってはならない。提出された卒業論文は当該専攻の複数の教員による評価及び卒業論文審査会議で可否を決定する。

3 履修指導

(1) 学生に対する履修指導の適切性

履修指導に関しては、主として、①オリエンテーション期間、②授業開始日から履修登録期間、③学科専攻説明会で体系的に行われている。まず、年度初めのオリエンテーション期間は例年1週間設け各学年に対して詳細な指導を行っている。1年次生向けには基本的な履修システムに関する指導のほか、少人数制を確保するため各授業やクラスへの組み分け作業などが含まれる。また、2年次生以降に関しては、専攻ごとのガイダンス、学年ごとの履修登録ガイダンス、さらには教職課程やその他の資格課程のガイダンスなどを実施している。また、この他、編入生、留学生へのガイダンスや副専攻に関するガイダンスなども行われている。

授業開始日から履修登録期間の最終日までは9日間ほどあり、その期間中に学生は履修登録を行うことになるが、多くの学生が教務課等に相談に訪れる。数年前までは履修相談日を3日間設定したが、実質、指定日以外にも相談を受けており、現在、履修登録に関しては登録日まで、その他に関しては随時、教務課や学務課の窓口で指導を行っている。

後期が始まり10月になると、1年次生を対象とした学科専攻説明会が行われる。2年次から進む専攻を決定するために、各専攻間で日程が重ならないよう調整した上で、各教員が昼休みを利用して体系的な説明会を行う。この期間内に、やはり2年次から履修が開始される日本語教員課程と教職課程の説明会も合わせて実施し、履修方法等についての指導を行っている。この他にも、随時、教務課の窓口において履修相談に応じているが、1年次生対象には1年次センターが、留学生対象には国際センターが、教務課及び所属専攻と協力しながら随時履修指導をしている。

また、特に進路選択に伴う学修のあり方など、学術的な内容に関する相談や学生個々のより個人的な問題に対応するためアカデミックアドバイザー制度を設けている。1年次においては基礎課程演習の担当教員が、また、2年次以降は各専攻の指導教員がその任に就き、関係各部署とも連携して細かい指導に当たっている。

(2) 留年者に対する教育上の措置の適切性

1年次に20単位を取得できなかった学生は留年となり、専門課程に進むことはできない。これらの学生については、2月の進級判定会議で進学不可の判定が出された時点で、本人と保護者に郵便にて連絡を行っている。その上で新年度の初め、1年次センターに集合させ特別な履修ガイダンスを行っている。また、昨年度まで留年者は基礎課程演習を再度受講できず、アカデミックアドバイザーが決まっていなかった。そこで、2008(平成20)年度から学務部長が、アカデミックアドバイザーとなり対応している。前期の履修状況を検討し、問題ある学生は個別的に呼び出して指導をする予定である。

また、2年次以降、長期欠席者や成績不良者も含め、各専攻とも担当教員が本人とできる限り連絡をとる努力を行い、事情を聴くだけでなく問題解決のための相談、指導を行っている。また、心身の不調を訴える場合は、学生相談室や保健センターの利用を促すよう指導を行っている。

(3) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生に関しては申し込みのあった時点で、高校の調査書又は成績証明書と受講理由書を提出させる。これを基に科目等履修生の要望内容と予定している授業内容に認識上の齟齬が無いかを確認した上で受け入れを行っている。受け入れ後の教育指導上の配慮については原則として担当教員に任せ、大学として特別な措置はとっていない。なお、本学では聴講生の制度は設けていない。

4 教育改善への組織的な取り組み

(1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善については、①学生からの情報収集、②教員自らの工夫と努力、及び③専攻や大学レベルでの工夫や努力が必要となる。

一つめについて、まず、基本となるのは学生と教員との直接的なコミュニケーションである。本学はクラスの規模が比較的小さいため、学生と教員との直接的な会話が促され、その中で授業内容や方法についての意見交換がなされている。また、中・大規模の講義形式の授業では積極的にリアクションペーパーを利用し、学生の意見を吸い上げる工夫をしている。

学生の意見を収集するもう一つの方法は授業評価である。本学では原則、評定尺度形式と自由記述形式の両方を含む共通のフォーマットを使用している。前者においては授業への相対的な位置づけが、後者によっては具体的な問題点が明らかとなっている。この他、学生からの情報提供の手段として「目安箱」を設けている。目安箱は1年次センターに設置され、1年次から何か問題や提案があれば自由に投稿するよう指導している。さらに、教務課窓口には学生からの非公式な苦情や要望が多数寄せられるが、これらは管轄の職員や教員に口頭で伝達されており、適宜対応が図られている。

二つめの教員個々の工夫であるが、基本的にはそれぞれの創意工夫に任せているものの、年度末には授業評価の結果を踏まえ、その年度に実施してきた授業に関して報告書の作成を義務付けている。また、これらの授業報告書は冊子化、配布されるので、他の教員の試みや工夫を自らの授業に取り入れるなどすることができる。

最後の専攻や大学レベルでの対応であるが、これも上記の授業報告書を基に、専攻での会議や報告書作りや大学全体での報告会などが実施されており、全学的な問題の共有と対応とが検討されている、詳細は以下の(3)や(5)で述べる。

(2) シラバスの作成と活用状況

すべての授業に関してシラバスの公開が義務付けられている。シラバスには授業概要と授業計画の他、評価の方法、授業における課題、テキスト、参考文献、及び、受講生への要望から構成されている。これらは冊子にまとめられ各年度、学生に配布されている。ただ、2008(平成20)年度までは授業計画の提示形式が定まっていなかったが、2009(平成21)

年度からは一律、半期15回項目に分けて授業内容の記載を行うこととなっている。さらに、先に述べたとおり、各授業における達成目標を記入欄を別途設けて明示することも決まっている。

シラバスは冊子体の他、ネット上にも同様の内容が課程や専攻別に整理され掲載されており、自宅からでも閲覧できるようにしている。授業の初回時、各担当者は授業の内容や計画を示すことになっているが、その際、シラバスに則った説明がなされている。また、やむなくスケジュールの変更が生じた際、多くの専攻では補足資料などを用いてシラバスの修正を明示している。学生に関しては、履修登録期間中は常にシラバスを携帯しており、履修科目を決定する際の重要な情報源として利用されている様子がうかがえる。

(3) 学生による授業評価の活用状況

専任教員、兼任教員とも講義形式の授業については原則、自由記述と評定尺度形式の両方を含む共通のフォーマットを使用し、学生の授業評価を実施している。また、演習など少人数の授業に関しても自由回答形式の共通フォーマットを使用し実施している（授業内容によっては、共通フォーマットの一部を改編することも認めている。各フォーマットは『「学生による授業評価」に基づく授業報告書 平成19年度』巻末に参考資料として掲載している。）。専任教員の場合、対象となるのは講義形式と演習形式の両方を含む任意の2つから3つの授業であり、3年間で担当するすべての授業が評価を受けられるよう事前に計画書を提出している。なお、毎年すべての授業の評価を行わないのは、学生の負担増と評価のマンネリ化を防ぐためである。評定尺度形式の質問については個別の授業ごとに学務部において集計が行われ、自由記述と合わせて担当の教員にフィードバックされる。

その後、専任教員については全員が自身への評価結果を踏まえ、授業の内容や到達度、成功事例、問題点、改善案等の情報が盛り込まれた授業報告書（共通フォーマット）を作成し提出することが義務付けられている。その記載事項は表3-7のとおりである。

表3-7 授業報告書の報告事項

1. 本授業の目的と達成度
2. 本授業における教育方法の特色や効果的だった工夫
3. 学生たちの授業に対する評価や要望
4. FDのための意見、提言
 - (1) 教員個人が取り組むこと
 - (2) 大学全体として取り組むべきこと
5. 授業における学生の熱意や態度に関する所見
6. その他、本授業や授業評価についての意見
7. 昨年までと比べた本授業の改善点とその成果

次に、これらの報告を基に各学科専攻単位で総括を行い、専攻ごとの授業報告書が作成される。最終的に全学的に組織されるFD協議会において各専攻からの報告が行われ、来年度の授業に向けた全学的な話し合いが行われる。なお、教員個々の授業報告書、専攻の報告書、FD委員会の議事録などは、授業評価の集計結果などとともに授業評価報告書としてまとめ、各教員に配布するとともに、学生が閲覧しやすい場所に配置している。

(4) 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

1998(平成10)年に卒業生を対象として、その進路や本学での教育の効果についての調査を行っており、詳細な報告書が作成されている。また、2003(平成15)年には理念の浸透度を査定する目的から、卒業後、5年目から7年目の卒業生に対して調査を行っており、専門性や自己洞察などの教育に対する評価は高いものの、自然科学や実社会との接点に関する教育への満足度が低いことが示された。これが2005(平成17)年度に総合現代教養科目群を立ち上げるきっかけとなるなど有用な情報が得られたが、こうした取り組みは残念ながら継続されていない。

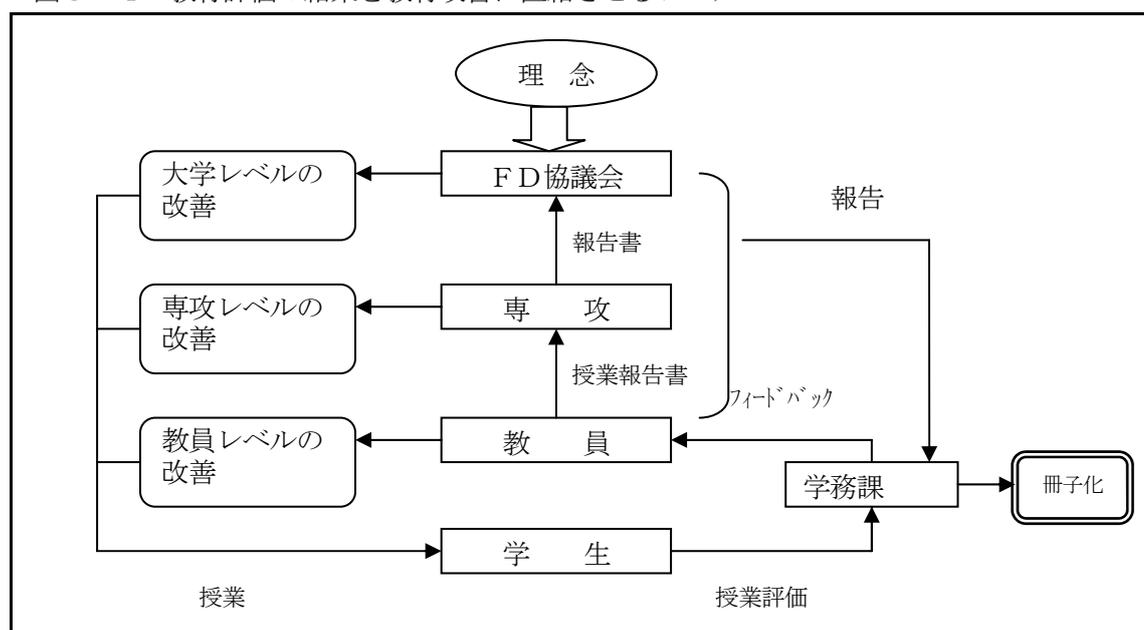
(5) 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

本学では図3-4に示したように、単に授業評価の結果を教員にフィードバックし個人的に確認してもらうだけでなく、自らが報告書を作成することで自身の授業内容や方法を改めて振り返る機会ができ、具体的な授業改善の指針を定めることができる。また、作成した報告書を専攻内で持ち寄り話し合うことによって、教員個々のレベルだけではなく専攻レベルでも問題を共有することができ、より基幹的な部分でのカリキュラムや教育方法の改善を図ることができる。また、こうした専攻内の問題点や改善計画が全学的なFD協議会で報告されることにより、建学の理念に基づいた議論がなされ、大学レベルでの問題共有と予算的裏付けを伴う改善施策の策定が可能となっている。

授業評価をこうした重層的な評価点検システムに乗せることにより、授業改善を教員個々のレベル、専攻のレベル、大学全体のレベルからそれぞれ検討し、より系統立てた授業改善を図ることができる。こうした新たな取り組みは、次年度の学生の授業評価に反映され、更なる適切な改善が図られるPDCAサイクルを構成している。

また、上記の一連のプロセスは「授業評価報告書」として冊子化され、学生に報告されるとともに教員に配布される。特に、「本授業における教育方法の特色や効果的だった工夫」の欄には、他の教員が試みた様々な授業内容や方法が報告されており、授業改善を進める上での有用な情報となっている。

図3-4 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステム

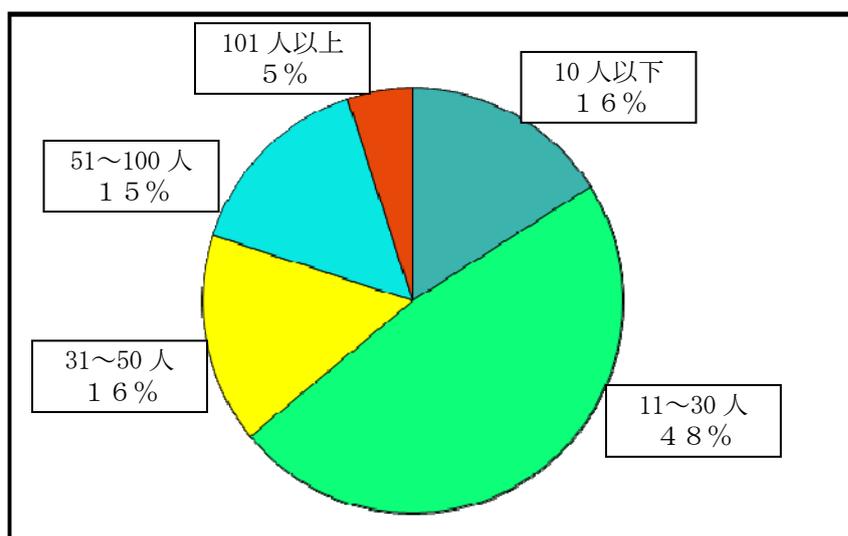


5 授業形態と授業方法の関係

(1) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

本学の授業は大きく講義形式、演習形式、実技形式の3つに分割されるが、一人ひとりを大切にするというキリストの精神を基礎に、「少人数制の徹底」を教育内容・方法の到達目標として掲げている。そのため、専任教員においては演習形式の授業が全体の半数を占めて多くなっている。また、2008(平成20)年度前期の全授業における受講者数の比率は図3-5のとおりであり、受講者数30名以下の授業が全体の64%を占め、100名以上の大人数講義は5%に抑えられている。

図3-5 2008年度前期の授業における受講者数の比率



(2) 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

ア 視聴覚教材の利用

授業ではCD、ビデオ、DVDなどの視聴覚教材が用いられるが、特に語学教育に関してはメディアセンターが活用されている。メディアセンターは、コンピュータネットワークシステムを導入したLL教室とセルフ・スタディ・ルームとで構成されており、多様なメディア教材(CD-ROM、CD、DVD、ビデオテープなど)が備えられている。学生は授業の一環として、あるいは自習としてドキュメンタリー、ニュースプログラム、講演、対談、文学、演劇、映画、音楽など、多岐にわたる分野の教材を自由に視聴することができる。また、英検、TOEFL、TOEIC、仏検、中国語検定向けのリスニング教材も用意されている。

イ 発信用メディアの利用

学生が自ら発信するためにメディアを用いる場合も多い。哲学専攻や教育学専攻ではビデオ映像に画像情報処理などを施し、ビデオ制作を行っている。また、演習での発表時には、しばしば、パワーポイントなどのプレゼンテーション用ソフトを積極的意欲的に用いて、自己表現能力を伸ばす教育を進めている。

ウ 双方向メディアの利用

演習や卒業論文の指導などを中心に、教員と学生間のメールやチャットなどを用いた指導が行われている。また、メーリングリストや共用フォルダなどを用いて、学生間、あるいは

教員と学生の間で情報の共有を行う場合もある。さらに、専用のウェブページを管理する教員も多く、資料教材をアップロードしたり有用なサイトやデータベースへのリンクを掲載したりするケースもある。

エ 情報検索ツールと論文データベース

図書館では学術情報のオンライン化を進めている。その一環として、各種文献の検索システムを導入するとともに、論文に関してもオンラインデータベースから直接入手できるような環境を整備しつつある。

オ 情報処理教育

本学では1年次を中心として、メディア活用の基礎となる情報教育に力を入れてきた。従来、パソコンの初歩的な授業が行われてきたが、2008(平成20)年度からはより専門的な展開をも視野に入れた「情報活用演習」を10コマ開講している。

B【点検・評価、長所と問題点】

1 教育方法等の長所と問題点

(1) 本学の教育効果

個々の授業に関する最終的な教育効果は期末試験やレポートを中心に行われるが、多くの教員が小テストやリアクションペーパー等の中間的評価によって効果測定を補完していることは好ましい事実である。授業に対するきめの細かい点検をすることで、反省点を次の授業のあり方に反映させることが可能であり、最終的に行う授業評価以上に効果を持つものと考えられる。また、各専攻からの報告にもあるとおり、全学的に、卒業論文を教育効果の最終段階での確認機会ととらえている点は、「大学教育の集大成として卒論を位置づける」という方針が共有されていることを示している。

卒業生の進路、就職状況も大学教育の成果の一つとして重要な意味を持つ。本学の場合、就職状況は良好であり、希望者のほぼ全員が就職し、かつ、その大半が正社員であるという点は誇るべきことである。また、就職先に関しても、多くの学生が就職を希望する優良企業や本人が希望する職種に就けることが多く、この点でも本学は他大学に先行している。こうした就職力の高さは多様な要因によって支えられているが、基本的には聖心の教育理念と教育効果が社会的に評価されていることの証左と言えよう。

(2) 厳格な評価と質保証

個別の授業における成績評価は従来、教員が責任を持って行っており、評価基準の明確化と教員間の一致性を担保するための特別な措置は設けられていなかった。そこで、2009(平成21)年度から、シラバス上に授業の達成目標を明示するとともに、これと学生の達成度との関連から5つの評価段階を定義し、全学的に運用することとした。今後、適宜機会を設け、全教員にこうした評価システムの確認と徹底を図っていく必要がある。

単位の実質化への努力として、本学ではこれまでに卒業要件単位数の緩和や年度内での履修上限単位数の設定(1、4年次は42単位、2、3年次は48単位)を行ってきた。また、2009(平成21)年度からは、曜日による開講日数のばらつきを是正するため、各曜日、半期15回分の授業回数を確保する学年暦を採用することとした。今後は学生の自習時間を担保するため、授業内で課題等を明示するなどの対応を検討する必要がある。

学生の質保証として、本学では卒業論文を重視している。そのため、卒業論文の必修制堅持、教員によるきめの細かい指導、複数教員による実質的な評価制度などにより、本学の教

育目標である「知性を磨く」、「使命を自覚する」、「発信力を高める」等々を評価している。こうした厳格な指導評価体制によって、毎年、卒業論文の執筆断念や合格水準の不達成といった理由で卒業を延期する学生が生じており、卒業論文に合格することは質の保証として有効に機能していると考えられる。今後は、さらに学士としての資格や能力を、その他の授業や実践活動等の面からも評価し、本学ならではの厳格な質保証の基準を確立していく必要がある。

(3) 履修指導と学生支援

履修指導については十分な時間をかけている。授業開始前のオリエンテーション期間を1週間設け、学年ごとに入念な指導を行うとともに、履修登録までの期間は、常時、教務課やアカデミックアドバイザーが個別に対応している。ただ、安易に相談に乗ってしまうと、学生自らが学修計画を立案するという課題を阻害する恐れもある。まずは履修方法の合理化、簡素化を進め、学生に理解しやすい制度にしていくことが必要であり、その中で、効果的で教育的な履修指導のあり方を検討していきたい。

履修指導とも関連するが、修学に困難を抱える学生への対応も重要な課題である。特に、メンタルな障害は成績不良、出席不足といった学業上の問題として表面化することが多く、アカデミックアドバイザーや教務課がその最初の窓口となりやすい。こうしたケースは従来、学生生活センターや学生相談室が対応すべきものとされてきたが、インテイク（入り口の対応）やその後の学業面での指導なども考えると、各部署間や教員間の相互連携による総合的支援が不可欠である。「学生が余裕を持って十分な学修活動に取り組めるよう、履修方法の指導を行うとともに、身体面、心理面での問題に配慮しながら教学的支援を行う学内体制を整備する」という到達目標に関しては様々な課題が残されている。今後は大学全体として、心の問題や障害を抱える学生への支援体制を確立してゆくことが求められる。

(4) FDへの取り組み

本学では共通のフォーマットを用意し、客観的な授業評価の実施に努めている。評価の結果は各教員に戻されるが、それだけではなく、専任教員に関しては全員が評価結果を踏まえて、当該授業の実施報告書を作成することが義務づけられている。こうした作業を進めることで、自らの授業を深く振り返るきっかけになるという実感は多くの教員が共有しており、この制度は効果的な研修活動の一つとして大切にしている。

また、個々の授業報告書を専攻レベル、大学レベルに持ち上げ、それぞれのセクションで問題点を出し合い議論するというシステムは、問題を大学全般で共有し、個々の教員のレベルを超えた授業改善を進める原動力になっている。これらの過程はすべて各年度の授業評価報告書としてまとめられ、教員が参考にするとともに、学生にも開示されている。

FDに関する全体協議会や授業報告書の中で、授業方法や環境、あるいは学生指導に関連して多くの教員が共通して指摘する問題点もある。これらに関しては、研修会や講習会等を開催し、適宜、対応してゆく予定である。逆に言えば、授業報告書をまとめることによって、教員のFDに関するニーズが明確化されることを意味しており、そうした点からも本制度は評価できるものと言える。

但し、本学全体の教育課程を考えたとき、これが全体としてどう評価されているかについての情報は近年収集されていない。これは到達目標である「授業運営に関する教員個々の工

夫や努力を促進、支援するFD活動を効果的に進める学内システムを整備する」という観点からも検討すべき課題である。進級時や卒業時、あるいは卒業生を対象に、本学の教育について評価を受ける機会を設けることも検討する必要がある。

(5) 授業形態とメディア関連授業

本学は少人数制を重視し、学生一人ひとりが主役になれる授業の形態を目指している。実際は講義形式を中心に大人数で行われるものもあるが、2008(平成20)年度前期の実績で30名までの授業が全体の6割強を占めている。本学ではこうした少人数制を活かし、体験型の授業形式を重視している。専任教員の授業の半数は演習形式であり、また、語学教育においてはメディアセンターを活用し、学生が体験的に言語を学べる教材を多数提供している。英語においては単位取得の要件としており、多くの学生が常時、この設備を利用している。また、自習目的としても学生はメディアセンターを利用し、留学や検定のために語学力を磨いている。このように、学生たちは授業の中で自らが主役となり、報告や発表等、自己表現を行う機会も多い。「学生へのきめの細かい指導を担保するための環境的条件として、少人数教育を徹底し、学生が主役となって自己表現能力を伸ばせる機会を確保する」という到達目標はほぼ達成されていると考えられる。

こうした学習支援のためのメディアセンターであるが、最近はPC教育についても同様のニーズが高まっている。情報化が進む中、パソコンのスキル向上を目的に情報関連授業の受講希望者が増えており、現在、「情報活用演習」という少人数制の授業を10コマ開講している。しかし、情報技術の向上のためには語学と同様、体験的学習を積み重ねる必要があり、授業以外にもそうした機会を提供する必要性が生じてきた。2008(平成20)年度の後期からは学内のいくつかのエリアに無線LANを開通させ、自前のパソコンを利用しやすい環境を用意したが、スキルアップのためにはアドバイザー等の指導が必要になる局面も多いように思われる。そこで、メディアセンターの機能を拡張するなどして、情報技術に関しても学習支援を行うシステムを構築する必要がある。

C【改善方策】

上記の点検評価を踏まえて、以下の改善方策を示す。

- ア 本学の学士課程が実際にどのような教育効果を持っているか、あるいは、教育の目的が達成されているかを包括的に評価するため、卒業生の動向や意識を定期的に調査する必要がある。卒業生調査に関しては全学的なテーマとして設定し、過去の調査との比較も念頭に3年以内に実施する。
- イ 修学支援の全学的ネットワークを構築する。2008(平成20)年度、既に、学務部、教務課、学生生活センター、学寮、学生相談室、保健センター等の職員間で支援ネットワークの懇談会が発足した。現在は身体の障がいの支援を中心に検討しているが、メンタルな障がいに関するニーズも高まっており、2009(平成21)年度中を目標に教職員を含めた総合的な障がい支援の体制を確立する。
- ウ 教員のニーズに基づき、授業改善を目的とした講習会、勉強会を開催する。教務委員会及びFD協議会において、2008(平成20)年度中にその案をとりまとめ、2009(平成21)年度から逐次実行してゆく。
- エ 2009(平成21)年度に語学及び情報技術に関するメディア学習支援センターを開設する。そのため、現在は語学教育を主たる目的として利用されているメディアセンターを母体

として、その機能を拡張し、本学の学生がP Cを積極的に活用し学修できる環境整備を整え、逐次、内容の充実を図ってゆく。

第3節 国内外との教育研究交流

A【現状の説明】

1 国内外との教育研究交流

(1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学は、創立当初から「国際的に開かれた大学を目指し」、海外の姉妹校との交流など、国際標準の大学像を具現化してきた。大学の国際化時代を迎えた今日、本学は国際交流の推進を重視し、「実践的な行動力をもって社会に関わる国際性を身につけた人材の育成」という教育目標の達成を目指している。

国際交流推進の基本方針を明確化する一環として、「留学・渉外課」が改組され、2002(平成14)年4月、国際交流事業を統括・実施する組織「国際センター」が発足した。国際センターは、本学の理念・目的に沿って、海外への学生派遣及び海外からの学生受け入れを支援・実施し、学内での国際交流の機会・意識付けを促進することを目指している。(「第6章 学生生活6 語学研修・留学制度への支援」参照)

本学での国際化への対応・国際交流の推進は、各学科・専攻に分割されることなく全学的に国際センターが担い、学生の国際交流へのアクセスはどの学科専攻所属の学生にも均等に得られている。

本章の「第1節4 単位互換、単位認定」の項で述べたように、本学と協定した11大学への留学での派遣先で履修した授業について、最大30単位までを本学の単位として認定する単位認定の制度や、「海外語学研修」において所定の成績を収めた場合2単位までを認定する単位認定は、本学の国際化への対応と国際交流の推進への基本方針のひとつとなっている。なお、交換・推薦留学期間は本学での在学年数に参入される。

さらに、2004(平成16)年度から、認定留学制度が新設され、協定校以外の大学に留学する場合でも、学生本人が事前に大学に願い出て、教授会で承認されれば、在学資格を保持したまま留学し、修得単位の一部を本学の卒業要件単位として認定することが可能となった。こうした国際間の教育交流に対する本学の近年における流動性・柔軟性は本学の国際化への対応の基本方針のひとつを表しているといえる。

また、本学では継続履修制度が2004(平成16)年度から施行された。これは、後期から留学する学生が、履修登録した通年授業科目の後期部分を、留学期間をはさんで、次年度(隔年開講の場合は次々年度)に履修することができる制度である。認定留学の場合も、交換・推薦留学と同様、条件を満たせば、継続履修制度を利用することができる。

また、2006(平成18)年度から、国際センター長、教授会推薦に基づき学長が指名する専任教員3名、学長が指名する事務職員3名で構成される「国際化委員会」を設置し、本学の教育・研究上の国際化推進へ向けての現状分析並びに提案を行っている。

(2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

ア 海外への学生派遣

学部学生への教育という側面においては、まず、「交換・推薦留学制度」が挙げられる。

本学では韓国、台湾、オーストラリア、アメリカ、イギリス、フランスの11の大学と交換・推薦留学に関する協定を締結しており、毎年、各大学に審査に合格した10～20名の学生が留学している。留学期間は4ヶ月～1年間であり、本学への在学期間に算入される。

また、さらに1年間の留学期間延長も可能であるが、2年目からは休学として扱われる。この他、上記の協定校以外の大学であっても、学生本人が大学に願い出て教授会で承認されれば、在学資格を有したまま留学し、修得単位の一部を本学の卒業要件単位として認定される「認定留学」制度、海外語学研修制度も設けられている。

以上とは別に、2008(平成20)年度からASEACCU国際学生会議(東南・東アジア・カトリック大学協議会 Association of Southeast and East Asian Catholic Colleges and Universities: ASEACCU)への学生の派遣制度も発足したところである。この国際学生会議では、アジア各国の大学生が集まり、開催地での共同調査や視察などを行って交流を深めるとともに、国際的な視点から現代の社会情勢やカトリック大学で学ぶ学生の役割等について討議し問題意識を分かち合う。

(ア) 交換・推薦留学

本学では1960(昭和35)年以降、毎年数名の学生を海外へ派遣していたが、留学制度として確立したのは1973(昭和48)年以降のことである。

2004(平成16)年度の交換留学協定校は、韓国カトリック大学とオーストラリア・カトリック大学の2校、推薦留学協定校はサンタクララ大学、シアトル大学、マンハッタンビル大学、サンフランシスコ大学(以上米国)、ローハンプトン大学(英国)、トリニティ・アンド・オールセインツ大学(TASC・英国)、リヨン・カトリック大学(仏)の7校であった。

中国語及び韓国語履修学生が増えていることから、2005(平成17)年度から、台湾の輔仁大学、韓国のソウル女子大学と新たに交換留学協定を締結した。また同年度、それまで推薦留学協定校であったサンタクララ大学と交換留学協定を締結した。その結果、協定校は11校(交換留学5校、推薦留学6校)となった。

交換・推薦留学による派遣留学生数は表3-8のとおりである。

表3-8 派遣留学生数の推移

(単位:人)

派遣先	年度	2004	2005	2006	2007	2008	合計
韓国カトリック大学		2	2	2	1	2	9
ソウル女子大学			0	1	1	0	2
輔仁大学			0	0	0	2	2
オーストラリア・カトリック大学		2	0	1	0	1	4
サンタクララ大学		0	0	2	0	1	3
シアトル大学		1	0	1	0	0	2
マンハッタンビル大学		0	1	0	2	0	3
サンフランシスコ大学		1	0	0	0	1	2
ローハンプトン大学		1	1	1	0	1	4
トリニティ・アンド・オールセインツ大学(TASC)		1	0	0	0	0	1
リヨン・カトリック大学		6	3	10	5	2	26
合計		14	7	18	9	10	58

(イ) 海外語学研修

本学では、過去30年以上にわたって本学が企画・引率する海外語学研修を実施してきた。

2002(平成14)年度の派遣先は、トリニティ・アンド・オールセインツ大学(TASC・英国)とリヨン・カトリック大学(仏)の2校である。その後、2003(平成15)年度に「留学と語学研修」というアンケートを学生対象に実施し、語学研修を希望する国とその理由などを調査した結果から、学生の希望に基づいた「個人参加型」の語学研修実施準備にとりかかった。実施にあたっては事前に教員が候補校の視察を行い、慎重に検討した上で、2006(平成18)年度から新規語学研修を開始した。この夏期研修は、当該大学が既存のサマープログラムとして一般に開講しているもので、本学学生以外に日本の他大学学生、諸外国の大学生が参加するため、研修を通じて言語及び文化を習得するだけでなく、国際交流を図る機会となっている。

2006(平成18)年度からの新規校は、カリフォルニア大学サンタバーバラ校(UCSB・米国)、ブリティッシュ・コロンビア大学(UBC・カナダ)、マギル大学(カナダ)、ソウル女子大学(SWU・韓国)の4校。2007(平成19)年度にはサセックス大学(英国)、バース大学(英国)、韓国カトリック大学(CUK・韓国)、輔仁大学(FuJen・台湾)が加わり、2008(平成20)年度にはパリ・カトリック大学(Paris・仏)での研修が開始され、合計9校となった。過去5年の海外語学研修派遣者数は表3-9のとおりである。

表3-9 海外語学研修派遣者数推移

(単位：人)

派遣先	年度	2004	2005	2006	2007	2008	合計
トリニティ・アンド・オールセインツ大学		*30	中止	*30			60
リヨン・カトリック大学		*15	中止	11	6	7	39
カリフォルニア大学サンタバーバラ校				46	17		63
ブリティッシュ・コロンビア大学				8	25	14	47
マギル大学				12	6	17	35
サセックス大学					10	19	29
バース大学					9	20	29
韓国カトリック大学					2	4	6
ソウル女子大学				9	8	2	19
輔仁大学					6	8	14
パリ・カトリック大学						4	4
合計		45	0	116	89	95	345

注* 本学企画の団体研修

なお2008(平成20)年度の米国UCSBでの夏期研修は先方の方針で取り止めとなったが、2009(平成21)年度に向けて米国の2校を新規研修先として検討している。

先にも触れたように留学を柱とした国際交流の推進のため、本学には事務部門として国際センターが設置され、また、本学の教員等からなる国際化委員会がその運営を支えている。上記の留学制度の他、海外からの留学生の受け入れ、教育にも当たっている。

(ウ) ASEACCU国際学生会議

本学は1996(平成8)年度から Association of Southeast and East Asian Catholic

Colleges and Universities (通称“ASEACCU”東南・東アジア・カトリック大学協議会)の会員になっている。この協議会の年次大会と同時に開催されるASEACCU国際学生会議に本学学生を積極的に参加させることが2008(平成20)年10月の教授会で承認された。これは本学の教育理念である、世界の問題に関心を向け、自らの考えを発信し、積極的に関わっていく実践的行動力を養うことに相応しい活動であり、必要経費は大学が支援する。2009(平成21)年夏にオーストラリア、シドニーのノートルダム大学で開催される大会に学生2名を派遣すべく、マグダレナ・ソフィアセンターと国際センターの主導で説明会の開催、学生への周知を始めている。

イ 海外からの学生受け入れ

本学における外国人留学生は、学部留学生、交換留学生、短期留学生である。学部留学生は「外国人留学生入試」を受験し、入学する。「外国人留学生入試」の募集定員は10名、入学者数は毎年6～8名である。

(ア) 交換留学生

交換留学生として、韓国カトリック大学(韓国)、ソウル女子大学(韓国)、輔仁大学(台湾)から学生を受け入れている。

(イ) 短期留学生

2002(平成14)年度後期から、短期留学生の受け入れを開始した。短期留学プログラムとは、本学と短期留学協定を締結している外国の大学から、学生を1学期の間受け入れる制度である。短期留学生は主に日本語を習得し、日本文化を学ぶ。

今までに、アイルランド、アメリカ、イタリア、エクアドル、韓国、タイ、チェコ、フランスの8カ国から、延べ67名の学生を受け入れている。過去5年間の交換留学生、短期留学生の受け入れ数は表3-10のとおりである。

表3-10 交換留学生、短期留学生の受け入れ数推移 (単位：人)

区分 \ 年度	2004	2005	2006	2007	2008	合計
交換留学生	2	5	5	5	5	22
短期留学生	15	11	9	8	10	53
合計	17	16	14	13	15	75

さらに、本学には建学の理念に基づき、創立者の名を冠したマグダレナ・ソフィアセンターが設置されている。同センターでは社会との協働をテーマに学生の課外教育の指導や支援を行っているが、その中の学生課外活動団体SHRET(Sacred Heart Refugee Education Trust)では、次項で詳述するように国際的視点に立ち、日本における難民支援活動を行っている。

各専攻においても国際的な体験や教育的な交流が行われている。ほとんどの専攻が、毎年、外国人講師をゲストスピーカーとして招聘し、特別講演や学生との交流を行っている。また、近年、教育学専攻では、大学の後援のもと国際シンポジウム等を開催し、内外の教育研究者や実践者と学生が交流する機会を積極的に設けている。2008(平成20)年にはユネスコ関連機関の協力を得て、国連のフラッグシップ・プログラムに即した学生のスタディーツアーが実施され、その後も同様の企画は継続される予定である。

学術研究の側面においては、基本的に各教員に任されており、国内外の研究者との共同研究や研究会が頻繁に行われている。また、国際的な研究交流の支援をも視野に、各教員が7～10年に1度の研修年を取得できる制度が設けられており、在外研究を行う教員には渡航費や滞在費などが支給されている。

(3) 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

現在、大学間において組織的に進めている教育研究交流はないが、教員個々のレベルでは大学を超えた各種研究会や他大学との共同研究が実施されており、20年以上にわたり、米国の研究チームと共同で情動表出の日米比較をテーマに研究を続けている教員がいるなど、国際的な研究交流は行われている。また、10年以上にわたって、フランス国立大学研究機関と連携した文化交差に関する発展的研究を続けている教員もいる。

また、大学間の交流ではないが、本学には大学外の関連機関と連携しながら、教育社会活動を行うマグダレナ・ソフィアセンターが設けられている。マグダレナ・ソフィアセンター内には多様な学生課外活動団体が組織され、学生の自主性を重んじながらも、理念に基づいた指導が行われている。その中でも特に、国連の難民教育基金に関連した活動を行う学生課外活動団体SHRET (Sacred Heart Refugee Education Trust) は高等学校などと組織的に連携した活動を進めている。

SHRETは元国連難民高等弁務官・緒方貞子氏によって提唱されたNGO『難民教育基金(RET)』の活動に賛同し、2002(平成14)年6月に設立された。設立に先立ち、スイス・ジュネーブで開催されたRETシンポジウムにはマグダレナ・ソフィアセンター長の引率のもと、4名の学生が参加し、難民のおかれている教育的環境について知識を深めた。

その後、学生部マグダレナ・ソフィアセンターに所属する形で立ち上がったSHRETは、前述のマグダレナ・ソフィアセンター長が顧問として指導に当たっている。約50名の所属学生は「起」、「発」、「活」、「虹」、「RET広報」の5つのセクションに分かれて、日々活動している。「起」では自らの知識を深めることを目的とし、勉強会ほか情報共有のための新聞作成を行っている。「発」では「起」で習得したものを発信していくことを目的として、青少年対象のワークショップを開催している。聖心女子学院姉妹校、ガールスカウト、ボーイスカウトのほか、三島青年会議所、NGOインターアクトクラブ(大分支部)などでもワークショップを行ってきた。「活」では具体的に行動を起こすことを目的として、日本に住む難民との交流を行っている。その中から生まれたプロジェクトとして「虹の架け橋プロジェクト」があり、現在は「虹」としてセクションを独立させて活動している。

ソニーマーケティング学生ボランティアファンドの助成金を受けて2005(平成17)年から始まったこのプロジェクトでは、パキスタンのアフガニスタン難民と日本の高校生を手紙・ビデオレターでつなぐ活動を行っている。「虹」の学生たちは月に1度、都立千早高校に出向き、選択授業の中で難民についての授業を行っている。2004(平成16)年からは、当校に設置された学校運営連絡協議会の外部メンバー評価委員の一人として前述のマグダレナ・ソフィアセンター長が委嘱されていたため、聖心生の活動の様子を見ることができた。プロジェクト4年目になる今年は、新たな交流先について日本UNHCR協会(United Nations High Commissioner for Refugees 国連難民高等弁務官事務所の公式支援窓口)と話し合いを持ちながら活動している。「RET広報」では学生自身がRETについて知るとともに、RETに代わって広報活動を行うことを目的としている。RET関連資料を翻訳したり、RETについてのワークショップを開催したりしている。以上、諸活動の記録としては小冊

子、DVD、論文などがある。

またSHRETの活動は学生課外活動団体であるので基本的には学生の自主性に任せられている。しかしながら当センターに所属する他団体同様、活動の本質部分でセンターの理念と重なっているため、必ずしも全てを切り離して一学生団体として扱ってはいない。センターのスタッフと学生たちとの「協働」というスタイルを尊重し、密に連絡を取り合いながら、その時々でセンターができること、学生ができることを判断して活動している。

B【点検・評価、長所と問題点】

交換留学協定の新規締結、認定留学制度の新設、個人参加型海外語学研修への移行、同研修校拡大、短期留学プログラムの開始等に見られるように、留学制度は派遣・受け入れ双方とも、拡大・多様化の方向で進められている。留学制度は、国際交流並びに国際理解推進の基盤となっていると言えよう。本学における到達目標である「21世紀を担う人材として必要な国際的理解や異文化間コミュニケーション能力を育てる教育プログラムを充実させる」という観点からも、一層の充実が求められる。

同時に、英語圏への長期留学派遣人数の低迷（英語運用能力が規定のレベルに達していないことが原因）、学部留学生の日本語運用能力不足に起因する履修上の困難など、問題点も存在する。また、学寮の部屋数が不足していることにより、外国人留学生の宿舎確保がむずかしく、交換留学生・短期留学生の受け入れ人数を抑えなければならないという状況も生じている。今後も、望ましい留学のあり方について、全学的な検討の余地がある。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」にあるように、「留学生交流の促進・充実」は「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策」として位置付けられ、早急に取り組むべき重点施策の一つとなっている。留学生交流の促進・充実のためには、「留学生の質の確保」も不可欠な要素である。今後留学制度に関して、学内関係部署が一致協力し、派遣のみならず受け入れ体制の充実を図ることが必要である。さらに、学生の海外におけるスタディーツアーやマグダレナ・ソフィアセンターにおけるSHRETの活動など、国際的な課外活動を大学としてさらに支援してゆくことも、学生の国際交流や国際連携に関する理解を深める上で効果的であると考えられる。

一方で、国際交流の推進とともに、教職員・学生が単に国際化への認識を深めるだけでなく、海外危機管理に関する意識をも高めていくことが課題である。国際化の動きの中で必要となる危機管理意識を徹底させることにより、学生の安全が確保され、一層の国際交流推進が可能になると思われる。

最後に、現在各学科専攻において個々の教員が行っている研究面での国際交流を、教育内容・カリキュラムの国際性と結び付ける可能性を模索することができれば、本学における国際化への重要な対応となるであろう。

C【改善方策】

ア 留学生の受け入れ・教育体制については、文化交流の促進・充実という観点から国際化委員会を中心に見直しを行い、2009(平成21)年度を目途に具体的な計画を提案する。その際、教務課や学寮部等の関連部署からの情報を十分に集約し、全学的なコンセンサスを形成する。

イ 留学生の派遣については現在の制度のより一層の充実を図るとともに、メディアセンター等を活用して学生の外国語運用能力を高めるなど、留学への動機づけを高める教育プログラ

ムを検討する。

ウ 学生の国際的な課外活動についても、安全面に留意しつつ、大学としての指導・支援体制を強化していく。

第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法

本章において次の「評価の視点項目(必須項目)」は本学は該当しないので記述がない。

- ①博士課程(一貫性)の教育課程における教育内容の適切性
- ②専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性
- ③連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性
- ④研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性
- ⑤専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- ⑥医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的・物的体制の充実度
- ⑦医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性
- ⑧法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性
- ⑨標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性
- ⑩通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

【到達目標】

- 大学院文学研究科の教育の理念・目的を踏まえ、各専攻の特色を活かした教育の充実を図る。
 - ・「キリストの精神にもとづき、女性に高度の学問研究の道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成を通じて、人類の文化の発展と福祉の充実に寄与する」という大学院の理念・目的に基づき、各専攻がその専門分野の教育の特色を活かして教育内容・方法を充実させる。
 - ・各専攻が掲げる具体的な「教育研究の目的と目指す修了生像」を達成するための教育内容・方法の充実をはかる。
- FDの実質的効果を目指したシステム作りを推進する。
 - ・授業内容・方法の改善と啓発のための組織的な取り組みを計画・実施する。
- 修士・博士前期課程、博士後期課程の教育内容・指導方法の適切化を図る。
 - ・修士・博士前期課程においては、学士課程におけるグローバルな視点に立ったリベラルアーツ教育をベースとして、高度で専門的な知識や技能、幅広い学識を修得させるための教育内容・方法を工夫する。
 - ・博士後期課程では、独創性をもって自立した研究活動を行うことができる研究者、及び専門的な職業人を育成するための教育内容・方法を工夫する。
 - ・できるだけ標準修業年限内に学位を取得することを可能にするための教育内容・方法を工夫する。

第1節 教育課程等

A【現状の説明】

1 大学院研究科の教育課程

- (1) 大学院文学研究科の教育課程と各大学院文学研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関係
- (2) 「広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- (3) 「専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

大学院文学研究科の各専攻の教育課程は、キリスト教精神を根本に置く聖心女子大学の教育理念に基づき、大学院文学研究科の目的(理念)である「女性に高度な学問研究への道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成を通じて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与する」を遂行するべく、各専攻の専門学問分野における教育研究の目的に則して編成されており、学校教育法第99条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」が示す大学院の目的に則ったものであることはいうまでもない。

個々の専攻が掲げる「教育研究の目的と目指す修了生像」は、上記に示した文学研究科の目的を専攻の学問内容に即して具現化するものであり、修士・博士前期課程及び博士後期課程とも『履修要覧』(2008年度版 p.238-239)に明記されている。

各専攻が教育研究の目的として掲げているものは次のとおりである。英語英文学専攻(修士課程)は「英語学・英文学の研究を通して現代の国際社会に貢献する人材を育成すること」、日本語日本文学専攻(修士課程)は「日本の言語・文学についての高度な研究を目標とし、社会科学や自然科学などの関連領域にも目を向けながら、世界の言語・文学の一つとしての自国のそれらを捉える柔軟な思考力を持った人材を育成すること」、史学専攻(修士課程)は「歴史的事実を学問的に探求するだけでなく、現代社会における様々な問題を歴史的観点から考え、解決していく能力を身に着けた人材を育成すること」、社会文化学専攻の博士前期・後期課程は「社会、社会心理、心理、思想、宗教、言語、比較文化といった学際的研究を活かして、それぞれの専門性を高めつつ、幅広く社会に貢献できる人材を育成し、博士前期課程ではグローバリズムに対応できる国際的な視野と、幅広い分野に通用する基本的スキルを取得すること」、同専攻博士後期課程では「世界規模で生起している社会文化現象に対して問題発見的な研究を推進すること」、哲学専攻(修士課程)は「哲学・思想史、美学・芸術学、キリスト教学の三領域のいずれかにおける専門的な研究を行うとともに、他領域の知識や方法論をも広く学ぶことを通じて、合理的思考力を有する、専門性と学際性を兼ね備えた、深い教養ある人材を育成すること」、人間科学専攻教育学分野(博士前期・後期課程)は「高度な教養と専門性を身につけ、幼児教育、学校教育、社会教育などの現場や国際教育協力活動において指導的役割を果たす人材、及び幅広い視野からの教育・生涯学習を研究・教育する人材を育成すること」、人間科学専攻心理学分野(博士前期・後期課程)は「多様な心理学の学習、実験・調査・面接の技法、統計的な処理などの訓練を通して分析的にものごとを観察

する能力と自分の考えを組み立て説得的に発表する技術を身につけること」、人文学専攻（博士後期課程）は「言語、文学、思想、芸術などを通して人間の本質に迫ることを目標とし、英語・英文学、日本語・日本文学、哲学・美学という三つの柱を立てて教育・研究を行うが、専門領域に止まらず学際的な視点をもった人材を育成すること」である。

修士・博士前期課程の6専攻及び博士後期課程の3専攻の教育課程は、各々の大学院設置基準第1章第3条、第4条に適合しており、広い視野を培うための幅広い分野の知識の修得と、高度な専門知識、能力の修得、これら両面の教育目的に合致するものである。個々の課程の内容の詳細については、本章の以下の項目「(4) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係 (5) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係 (6) 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性」、及び各専攻の自己点検・評価シートに記載されているとおりである。（別添資料『聖心女子大学大学院の専攻別自己点検・評価シート』を参照されたい。）

各専攻では、上述のごとく目指すべき人材養成の目的達成のために適切な教育課程を整備するにあたって、多分野を専門とする本学専任教員による授業だけでなく、兼任教員による授業、更に委託聴講制度で協定を結んだ他大学大学院の授業等の履修により、専門性を深めると同時に、特定分野にとどまらず広く他領域についても学び視野を広げられるように、カリキュラム構成及び履修方法を配慮している。授業科目編成にあたっては、できるだけ個々の学生の研究テーマや関心に対応して授業を開講できるように事前に学生の研究希望を確認するなどして授業を用意するよう努力している専攻もある。少人数制の中、こうした対応が必ずしも実現できない場合であっても現行体制の授業の中で主題、題材を柔軟に調整するなどの工夫がなされている。

常に個々の学生から目を離すことなく一人ひとりの学生の可能性を十分に引き出し、高度な研究、専門的職業に従事できる能力とともに広い視野、豊かな学識を兼ね備えた人材を育成するために、丁寧で徹底した指導を行っていることはキリストの価値観に根ざした本学の教育の基本理念を具現化するものである。

個別授業とは別に、各専攻の博士後期課程で必修科目とされている「共同演習」や「特別研究」と称する授業は各専攻や分野における学生及び教員が全員あるいは多数関わって行われており、発表する学生及び参加する学生と多様な分野を専門とする教員間のインタラクションを通して研究内容や方法を多角的に模索・議論することにより、学際的な視野の修得のために有効である。一方、そのような場では各分野自体の専門的な議論が深まりにくいきらいもあることは認識されているが、これは専門分野別の演習等で十分鍛えられる。

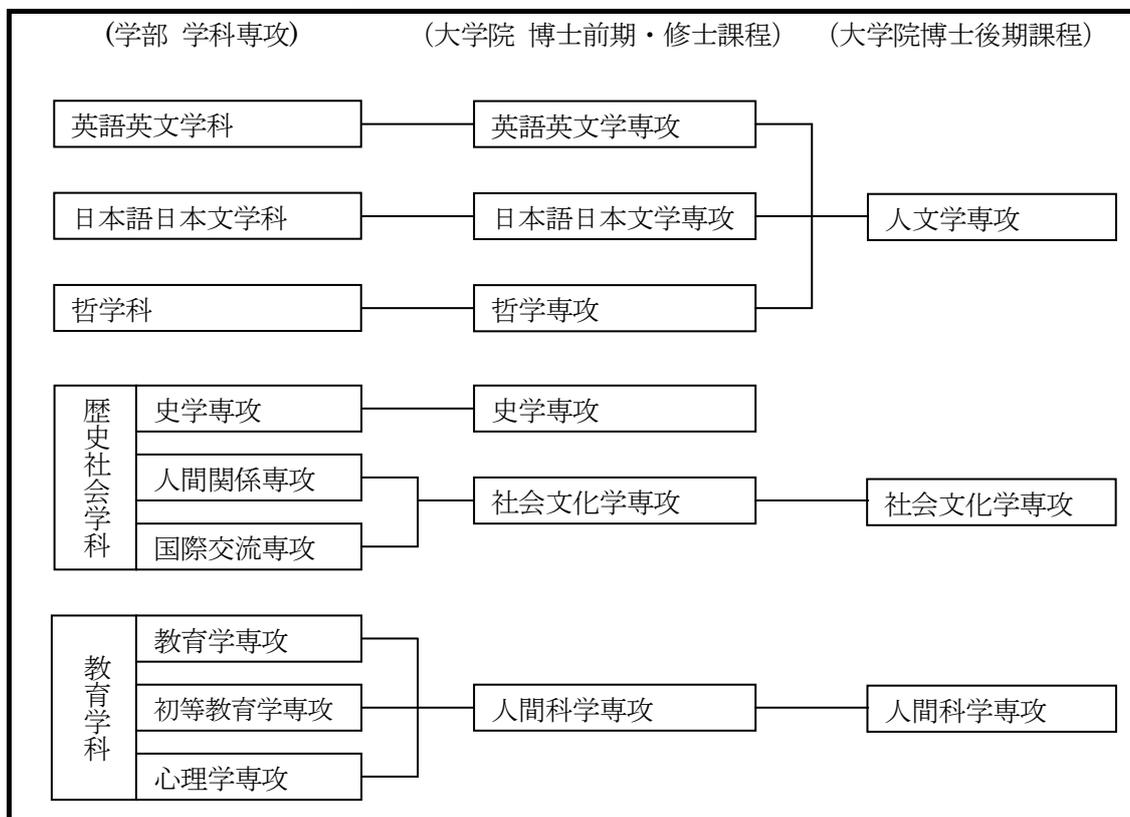
大学院の修士・博士前期課程及び博士後期課程では、学内での発表や年度末レポート提出等のもとより、とくに博士後期課程においては博士論文作成と併行して学外の学術誌への論文投稿を含めた論文発表が課されており、そのための個別指導もきめ細かく行われ、創造的な研究を自立して行うことができる能力育成のための教育の重要な部分となっている。こうして学生が研究成果を発表することも「自ら求めた学問を究め、その成果をもって社会との関わりを深める」という本学の教育目標達成の一步を踏み出すことを意味する。

(4) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

(5) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容に関して、本学大学院の修士・博士前期課程の6つの専攻はいずれも学部の学科専攻に基礎を置いており、その関係は図4-1のとおりである。

図4-1 学部と大学院の教育内容の関係



修士・博士前期課程の専攻が学部の学科専攻を基礎としている上に、学部におけるゼミの内容が大学院の専攻の研究領域と対応している専攻では、学部教育と直結した形で学習内容を深化させることができる。例えば、人間科学専攻の心理学分野では博士前期課程の3研究領域「発達心理学研究」、「臨床心理学研究」、「視聴覚情報研究」が、心理学専攻の学部教育における3年次・4年次ゼミの「発達」、「臨床」、「知覚・認知」と対応している。他の専攻の場合も大学院の教員のほぼ全員が学士課程の教員と兼任であるので、基礎となる学部学科の教育内容を十分把握しており、大学院各専攻の授業内容に連続性をもたせつつ、当該学問分野の知識を深化、充実発展させることができるようカリキュラムを体系だてている。

基礎となる学部の学科が複数分野に亘っている専攻（人間関係専攻と国際交流専攻を基礎としている社会文化学専攻、及び、教育学専攻と心理学専攻を基礎としている人間科学専攻）から進学する学生、及び本学の学士課程以外から入学する学生など、基礎的知識の修得度合いが異なる場合には必要に応じて学部の科目を履修することを奨励するなどの配慮をする必要があるが、特に大きな問題となることはない。また、大学院では学部に比して演習形態の授業の比重が大きく、学生各自が自主的に課題を設定して研究を進め、発表、討議を通じて学ぶことにより、自発的で自立した研究能力を強化できるような育成を目指している。

更に大学院では個別指導に重点がおかれ、研究課題の設定から資料収集、調査研究、論文

発表に至るまで、研究方法の基礎の修得にあたってオリジナルな研究能力を確立できるよう徹底した指導が行われる。資格関係では、学士課程で取得可能な教員免許（一種）及び「社会調査士」資格などの上位資格、専修教員免許や「専門社会調査士」資格を、大学院で取得するためのカリキュラムや指導体制が整えられている。但し、このことは幼稚園教諭、小学校教諭一種免許については必ずしも該当しない。

修士・博士前期課程における教育内容と博士（後期）課程における教育内容について、本学文学研究科の中で博士後期課程を設置している3つの専攻のうち社会文化学専攻と人間科学専攻の2専攻は、博士前期課程の専攻分野がそのまま博士後期課程に引き継がれた形をとる。もうひとつの専攻、人文学専攻の場合は、修士課程には英語英文学、日本語日本文学、哲学の3専攻が学部に連動するかたちで置かれているのが、博士後期課程においては「人文学」として一つに統合され、学際的な視野から専門分野をとらえなおすことができるようカリキュラムが体系だてられている。以上のいずれの専攻においても、博士後期課程の教育内容は修士・博士前期課程で習得した知識の専門性と幅広い視野をベースとしながらそれをいっそう高度なものとして確立させ、専門分野の知識の深化、専門能力の修得を図り、学生が自らの研究を論文として発表するための指導も強化し、創造性、自立性をもって研究活動及び専門的職業に従事できる能力を育成するものである。特に本学の修士・博士前期課程から博士後期課程に進学する学生に対しては同一教員による一貫した指導が行われるところから、専門領域の研究をより集中的に深められる場合が多い。一方、多様なバックグラウンドをもって本学博士後期課程に入学してくる学生のためには博士後期課程で要求される知識・能力に適應するための教育指導を必要に応じて補うよう配慮している。

(6) 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士後期課程における、入学から博士論文の学位授与までのシステム・プロセスの基本的な事項は、博士課程の修了要件についての規定（「大学院学則」第6章第16条）及び博士の学位に関する規定（「大学院学位規程」第4章博士の学位 第15条から第23条）に加えて専攻で定めている履修要件に従ったものであり、その一部は『履修要覧』（2008年度版 p. 240）に記載し、周知している。すなわち、博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与される。博士論文を提出しようとするときは、論文の題目、内容及び指導教員についてあらかじめ大学院委員会の承認を受けなければならないとされている。博士論文の評価基準は『履修要覧』（2008年度版 p. 240）に明記されている。

博士後期課程に入学する時点で学生は研究計画書を提出する。1年次の最初から研究分野に従って指導教員及び専攻によっては副指導教員が選ばれ、そのもとで研究が進められる。

本学大学院の修士・博士前期課程から博士後期課程の同専攻に進学する学生の場合は基本的には修士・博士前期課程のときの指導教員が指導を継続する。

教育・指導のシステム・プロセスのうち詳細は専攻ごとに定めている。一例をあげると、人間科学専攻の心理学分野の場合は、博士課程2年次以上の大学院学生はある条件を満たした上で主指導教員（メンター）の指導のもとに博士論文計画書を提出する。ある条件とは、学会やそれに相当する研究会で2回以上発表を行っていることであり、そのための準備や指導は博士前期課程から行われる。博士論文の作成は主指導教員による個別指導及び「共同演習」、「特別研究」における全教員の指導を経て進められ、博士論文提出までに査読付の専門

学術誌やそれに相当する専門誌等に最低2本の論文を投稿していることを条件とする。専門誌に投稿できるような論文を書くためにまず学会の研究会で発表し、そこで受けた指摘などに基づいて研究内容を向上させるよう指導が行われる。研究者としての社会的責任、倫理についての指導も行われ、とくに調査や実験の開始前に研究倫理規程に則ったものであるかの検討を丁寧に行い、認可申請書を作成させている。

博士論文作成のプロセスでは、博士後期課程の必修科目とされている上記「特別研究」で論文の構想発表、中間発表などを行うことが義務化されており、専攻の大学院学生及び教員との間での質疑や討論を通して、論文のテーマ、内容、研究方法等を広い角度から綿密に検討する上で示唆と刺激を得る機会がある。また博士論文提出の条件は専攻により多少異なり、査読付き論文を複数の学術誌に投稿することを条件とする専攻、学術誌への投稿または学会での口頭発表を条件とする専攻、博士論文の一部となる年度末論文を課す専攻がある。

このほか、各専攻が内規で定めている博士論文提出の条件には修了要件単位10単位の履修方法すなわち必修科目や単位数内訳及び年次履修についての決まり（『履修要覧』の専攻ごとの科目履修要領のページに明記）がある。

博士論文は学位規程に規定する方法で所定の期日までに学長に提出する。学長が博士論文を受理したときは当該専攻に審査を付託する。当該専攻は主査1名、副査4名を選出し論文審査にあたる。審査委員については、主査は当該論文の指導教員とし、副査は当該専攻の専任教員から2名、他専攻の専任教員から2名を選出することとなっているが、必要と認めるときは、大学院委員会の議を経て他専攻の専任教員または他大学院の教員等を審査委員とすることができる。最終試験には審査委員及び、審査委員以外の当該専攻専任教員が全員であることを原則とする。最終試験の口述試験を公開で行うかどうかについては専攻によって方針は異なるが、実際には公開で行われてきた。

論文の審査は博士論文提出後1年以内に終了しなければならないが、特別の事情があるときは、大学院委員会の議を経て審査期間を1年以内に限り延長することができる。論文の合否判定は審査委員による審査結果の報告並びに当該専攻による最終試験の結果報告に基づき、博士論文審査会議（大学院委員会構成員のうち、博士後期課程を担当する委員及び審査委員で構成される）で行う。博士論文審査会議は大学院委員会に論文の合否判定結果を、その評価に関する意見を付して報告し、大学院委員会はその報告及び博士学位授与の要件について審議し、学位を授与することの可否を議決する（第22条の2）。学長は大学院委員会の議決の報告を文書で受け、これに基づいて博士の学位を授与する。

2 授業形態と単位の関係

(1) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院文学研究科の各授業科目は「講義」、「演習」ないしは「実習」の形態で行われ、単位の計算方法は大学院設置基準に準拠したのもので、講義及び「共同演習」を除く演習科目では通年週1回90分授業を4単位とし、1単位45時間の学修（15時間の授業と30時間の自習）を必要とすると定められており、『履修要覧』（2008年度版p.9）に明記されている。「共同演習」及び実習科目は通年で2単位としている。通年科目または半期科目として設定された授業科目が兼任教員担当の場合等、集中講義として行われることがあるが、その場合の単位も上記に準じる。大学院の授業はそのほとんどが少人数制で、演習形態で行われる授業が多く、学生各自が自主的に研究を進め、発表、討議を通して学ぶことにより、自

発的で自立した研究を行う能力の育成を目指している。一方、教員の側からの積極的な知識の伝達も必要であるという認識のもと、講義中心の授業展開を重視する場合もある。しかしいずれの場合にも、個々の学生の研究テーマをもとに指導教員が徹底した個別指導を丁寧に行っているという点はまさに本学の教育理念に即した特徴といえる。

大学院の博士後期課程のカリキュラムの中でいずれの専攻においても必修となっている「共同演習」科目は、研究テーマに関わらず専攻の学生並びに教員が広く参加して行われ、発表や討論を通して専門性と広い視野からの研究能力養成の場となっている。この科目の単位は通年で2単位であるが、無単位としている専攻もあり、後者については2008(平成20)年度後期に検討の結果、2009(平成21)年度から4単位(修了要件外)とすることが決まっている。また博士後期課程学生のための「論文演習」授業は単位認定、履修年次など、専攻によって異なる方針をとっていたが、これを専攻間で明確にする必要があったので、2008(平成20)年度後期に大学院専攻代表委員会で検討し、大学院委員会で次のことが承認され、2009(平成21)年度から適用されることとなった。すなわち、修了要件単位修得済みの大学院学生が標準修業年限を超えて博士論文執筆のために在籍する場合にも「論文演習」の科目を履修することができるとした。このことは博士論文執筆のサポート体制の強化となる。なお、同科目の修得単位は修了要件外単位として認定される。

実習科目には人間科学専攻の博士前期課程で「臨床心理学研究」領域を専門領域とする大学院学生のための「臨床心理基礎実習」があるが、この授業では臨床心理査定や面接の技法について、学外での実習が課されており、さらに本学に設置されている「心理教育相談所」の活動に参加して、カウンセリング等の実習を行う。

3 単位互換、単位認定等

(1) 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

国内の大学院での学修の単位認定について、本学大学院修士・博士前期課程では、委託聴講生制度を結んだ他大学大学院において委託聴講生として授業科目を履修し、単位を修得した場合、10単位を限度として本学の修了単位に参入することができる。その単位の限度に関する規定は「聖心女子大学大学院学則」の第5章第10条1及び2、第11章第34条に示され、『履修要覧』(2008年度版 p.243-244 及び p.255-257)でも詳細に説明されている。

2008(平成20)年度現在、大学院文学研究科のすべての専攻がカトリック女子大学大学院委託聴講制度により白百合女子大学大学院文学研究科(発達心理学専攻、児童文学専攻、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻)及び、清泉女子大学大学院人文科学研究科(言語文化専攻、思想文化専攻、地球市民学専攻)と単位互換の協定を結んでいる。その他、本学の英語英文学専攻及び人文学専攻(英語英文学分野)が青山学院大学大学院文学研究科及び本学を含む12大学で構成される大学院英文学専攻課程協議会の各大学院研究科と、史学専攻が日本女子大学大学院文学研究科及び東京女子大学大学院文学研究科(史学専攻)と、人間科学専攻教育学分野が青山学院大学大学院文学研究科(教育学専攻)及び東洋大学大学院文学研究科(教育学専攻)と、人間科学専攻心理学分野が青山学院大学大学院文学研究科(心理学専攻)と、協定を結んでいる。

委託聴講生制度を利用している学生は、2008(平成20)年度の状況をみると、本学大学院から他大学大学院(青山学院大学、白百合女子大学)への聴講生は6名、他大学大学院(青

山学院大学、法政大学) から本学大学院への受け入れ聴講生は6名である。

国外の大学院における学修の単位認定については、国内と同じような委託聴講生制度の協定を結んでいる大学はないが、大学院学生が外国の大学院へ留学する場合には、大学院学則第5章第10条の1及び3の規定により、国内の大学院における学修の単位認定の規定が準用される。このことは『履修要覧』(2008年度版 p.252)に明記されている。

入学前の既修得単位認定については、大学院学則第5章第10条の3に定められており、各専攻の修士課程または博士前期課程において教育上有益と認めるときは、大学院学生が本大学院入学前に在籍した他大学院において履修修得した単位について、大学院委員会の議を経て一定の条件のもとに合計10単位を越えない範囲で認定される。

4 社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

(1) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生に関して、文学研究科で社会人特別選抜試験を採用している専攻は、日本語日本文学専攻、哲学専攻、社会文化学専攻、人間科学専攻である。(但し社会文化専攻と人間科学専攻の心理学研究領域は2月期入試においてのみ)。2004(平成16)年度以来過去5年間の社会人学生入学者は修士・博士前期課程7名、博士後期課程0名である。[\(大学基礎データ\(表18-3\)参照\)](#)

修士・博士前期課程では2008(平成20)年度から長期履修学生制度を導入して、社会人やその他の事情のある学生が標準修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修することが認められるようになった(大学院学則第2章第2条)。これは修業年限についての配慮であるが、今後、社会人の入学者を積極的に受け入れる必要性を考える専攻においては、さらに教育課程編成や授業時間などについての検討も重要課題としてあがっている。

外国人留学生については、「大学院の入学資格を有する外国人で、本大学院に外国人留学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。」と大学院学則第11章第36条に定められている。本学大学院で外国人特別選抜試験を実施している専攻は日本語日本文学専攻修士課程においてのみであり、同課程における2005(平成17)年度からの外国人留学生は2名である。[\(大学基礎データ\(表18-3\)参照\)](#)。社会文化学専攻博士後期課程2007(平成19)年度入学者の中に外国人留学生が1名いる。

外国人留学生数は現時点ではごく少数で、日本語能力に関しては既に十分習得してきており、特別組織的な支援を必要とする者はこれまではいなかったため日本語特別授業は開講することなく、必要に応じて論文執筆に必要な指導も含めて個別指導を行ってきた。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学大学院の教育課程の内容、編成方法による教育のあらゆる側面を通して、とりわけ少人数制の中で個々の学生の関心を把握・尊重し、更には指導教員を中心とした環境の中で、学生の研究のプロセスを支援するための徹底した個別指導を行うことにより、「人格の陶冶」と「深い学識を備えた創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成」という教育理念・目的を達成するための努力が行われている。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係は、本学の場合すべて兼担教員による一貫した教育が可能である。かつ大学院修士・博士前期課程と後期課程の教育内容においても連続性があり、上位課程にいくに従って学修内容を充実・発展させ、更に幅広い知識の修得と専門性の確立、自立した研究能力と専

門職業人としての能力の育成を目指した教育課程の編成が確立している。2008(平成20)年度にはじめて博士後期課程の学生が入学した人間科学専攻教育研究領域では、博士前期課程から後期課程への連続性を視野に入れたカリキュラム構成や教育内容をより充実したものにすべく検討を行っている。

博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、実際の学位授与がどのくらい行われているかにその適切性がある程度反映すると思われるが、本学大学院文学研究科における3つの博士後期課程(設置時期は、人間科学専攻の心理学基礎研究領域と発達臨床研究領域が1997(平成9)年、人文学が2001(平成13)年、社会文化学が2006(平成18)年、人間科学専攻の教育研究領域が2007(平成19)年と、10年近い開きがある)においてはこれまでに10名(人文学専攻2名、人間科学専攻8名)の博士号取得者がいる(大学基礎データ(表7)参照)。入学から学位授与までの教育システム・プロセスについて定められた規程及び専攻別に定められた博士論文提出の条件等も適切に整えられており、指導教員による綿密な個別指導及び「共同演習」におけるより多角的な見地からの指導体制が整えられている。博士論文審査員の選出、審査は厳密に定められているとおり、公正に実行されている。主査と指導教員は分離していないが、特に問題は起きていない。

大学院学生が研究を進め、論文を作成する過程で、分野により相違はあるが、社会的責任や倫理的問題に出会う。当該専攻課程ではそうした問題についてその都度「聖心女子大学心理学研究室・研究倫理委員会規約」に則るものであるかを丁寧に検討し、認可申請書を作成させる等の指導が行われている。社会的責任や倫理が厳しく問われる時代であり、この面での取り組みの必要性が強く認識されている。

博士論文を修業年限内に完成させるためには、指導教員の指導を受けながらモチベーションを高めつつ絶え間なく研究を進め、かつ博士論文提出の条件である学術誌への論文投稿なども達成していかなければならない。現実には博士後期課程3年間でこれらの条件を満たして博士論文を完成させて学位授与にいたることはかなり難しく、修了単位取得済みで4年目以上に在籍している学生は、本報告書の「第4章 第2節教育方法等 1教育効果の測定(2)修士課程、博士課程の修了者の進路状況」が示すように、2008(平成20)年度では13名(うちわけ、8年目が1名、6年目が2名、5年目が8名、4年目が2名)、なお、現在博士課程3年は5名である。入学から学位授与までの教育システム・プロセスに大きな問題があるとは必ずしも考えられないが、現在の学生の資質、能力の現状に即して、各専攻の博士後期課程の教育システム・プロセスを見直し、更に工夫する余地がないか検討を要するだろう。

博士論文のための研究指導については、いずれの専攻においても「論文演習」、「論文作成演習」などの授業が置かれており、個別指導を中心としてきめ細かく行われている。標準修業年限を超えて在籍する大学院学生の場合は、この授業を修了要件外単位として認定する形で履修可能にすることが2008(平成20)年度後期の大学院委員会で承認され、2009(平成21)年度から適用されることが決定した。

授業形態と単位の関係に関して、修士・博士前期課程及び博士後期課程のすべての授業は講義ないしは演習の形態で行われており、後者には「共同演習」も含まれる。単位の計算方法は1週1回90分授業で通年4単位、「共同演習」は2単位とされ、大学院設置基準に準拠したもので問題はない。

単位互換のための委託聴講生制度は整っており、今後も有効に利用されるよう学生に奨励する。専攻によっては現在のところ利用者が必ずしも多くないが、その理由として、開講科

目の種類が年度によっては必ずしも本学の学生の興味に合致しないこと、時間割の重なり、などがあげられている。更に協定大学や科目の種類、数を検討する余地はあるだろう。2008(平成20)年度前期に検討が行われた首都圏大学宗教関係大学院聴講生制度の協定は、後期には単位互換協定が結ばれることとなった。

社会人学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮に関して、長期履修学生制度を導入したことにより修業年限に弾力を持たせたことは社会人への配慮として適切である。今年度から導入された制度なのでこの制度を利用した入学者はまだいないが、2009(平成21)年度に向けて、2専攻がこの制度を適用することを学生募集要項に示している。現代社会の中でますます高まるとされる社会人学生のニーズに対応するためには、修業年限の弾力化以外にも教育課程の拡充、指導方法の検討の必要性等が専攻によっては強く認識されており、大学院文学研究科のさらなる充実のためには検討を要するだろう。

C【改善方策】

- ア 博士論文提出の条件として、博士論文授与のための学位規程とは別に、専攻レベルで定めている内規・細則があるが、これについては関係している専攻及び領域のすべてが必ずしも明文化してはいない。また2006(平成18)年度以降に博士後期課程が設置された社会文化学専攻、人間科学専攻の教育研究領域は目下当該専攻における博士論文提出の条件の内規・細則を作成中なので、いずれの専攻においても博士論文提出のための内規・細則を2008(平成20)年度中には作成することとする。
- イ 博士の学位授与ができるだけ博士後期課程の標準修業年限内に行われるために、それが実現されにくい原因を専攻内で分析し、具体的対策の策定に向けての議論を重ねる。必要に応じて、博士後期課程を設置している専攻の代表委員間で問題を共有し、有効な対策の策定を図る。

第2節 教育方法等

A【現状の説明】

1 教育効果の測定

(1) 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

教育・研究指導上の効果の測定については、各専攻とも、多角的な方法で行っている。すなわち、演習形式の平常授業での口頭発表や討論、講義形式授業の試験、期末・年度末論文やレポートなどで知識の獲得や研究能力の進展の度合いを測定している。

また修士論文指導は多くの専攻が主指導教員1人と副指導教員1人～2人で行うことにより、教育指導の効果測定にあたっては補完性をもたせている。また「共同演習」等の研究発表会において義務づけられている修士論文や博士論文の口頭による中間発表に対して、専攻の教員のほぼ全員が参加してコメントする機会があり、教育研究指導上の効果の測定を広い角度から行っている。

また学内外の論集や学術誌への論文掲載も研究の質の向上の尺度とされる。これについては、本学において当該専攻の修士論文評価基準に従って合格となる論文も、外部の学術誌に掲載される可能性が低いという問題点を認識している専攻がある。

(2) 修士課程、博士課程修了者、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

(3) 大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

修士(博士前期)課程修了者の進路状況は、博士後期課程への進学(本学、他大学、海外の大学院を含む)のほか、就職先は多岐にわたっている。教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、日本語教員)、心理教育相談所(本学付属機関)、民間企業(旅行業、広告業、建設関係、IT関係、国際公共放送局、マスコミ関係、アパレル業界)、翻訳業、国会議員私設秘書、政府関係団体職員、地方公務員、市役所嘱託職員、国際特許事務所、法律事務所、教育関係、監査法人、大学病院、特養併設病院等の仕事に従事している者がいる。

博士後期課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況は、大学専任講師、大学非常勤講師、中学校・高等学校の専任教員をはじめ、特に心理学専攻の博士後期課程修了者は心理、教育関係の相談所や相談センターの相談員、学校や大学のカウンセラー、クリニック勤務など、いずれも高度な知識・技能を要求される専門職に就いている。また満期退学者の中には海外の大学の大学院への留学進学者もいる。

2 成績評価法

(1) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法について、授業科目の評価については授業担当者が行い、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の5段階とし、秀、優、良、可、及び認定が合格、不可・出席回数不足が不合格と定められている。これらは『履修要覧』(2008年度版『履修要覧』p.250)に明記されている。

このほか、評価不能となる諸条件も明記されている。

2009(平成21)年度からは採点基準を以下のように明記する。

秀（100－90）	達成目標を超えて秀でている。
優（89－80）	達成目標を十分満たしている。
良（79－70）	達成目標をほぼ満たしている。
可（69－60）	合格と認められる最低限の水準を満たしている。
不可（59以下）	合格と認められる最低限の水準を満たしていない。

学生の資質向上の状況を検証するにはいわゆる授業科目の評価のみではなく、個別的、恒常的な指導を通しての評価、研究遂行能力の質量両面の向上に対する評価も重要であることが認識されている。修士課程に課されている修士論文資格試験、小論文やレポートの内容、研究発表論文、及び研究発表、質疑応答の発言等も評価の対象とされる。また評価の観点は基礎力、正確な知識の習得、論理性、先端性、独創性の度合い、研究の追求姿勢などを重視し、評価の方法も単なる優劣の評価ではなく向上につながるよう改善方法を示した指導を含めることに留意している専攻もある。

3 研究指導法

(1) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

教育課程の展開については、各専攻に特徴があるが、段階的に教育内容を充実発展させるよう授業科目の配列に留意している専攻（英語英文学専攻）、教育内容がバランスよく配分されている専攻（史学専攻）、専門性を深めつつ他領域についても幅広く学べるカリキュラム構成をとる専攻（社会文化学専攻、人間科学専攻心理学分野及び教育学分野）があり、また必要に応じて授業科目の分野別履修や、年次履修を指定している専攻もある。演習形式の授業の中で学生が自らの研究のプロセスを構築できるようなシステムや、個々の学生に対する徹底した指導などが重点としてあげられるが、修士論文の作成に関しては、いずれの専攻においても授業とは別に個別指導がきめ細かく行われており、基準に達した修士論文が概ね修了年限内に提出されている。

博士論文作成を通じた教育・研究指導については、「論文演習」の授業が置かれており徹底した個別指導とあわせて研究指導を行っている。なお、修了要件単位取得済みで標準修業年限を超えて在籍している大学院学生の場合、この授業の単位を修了要件外単位として認定する形で履修可能とすることが2008（平成20）年度後期の大学院委員会で承認され、2009（平成21）年度から適用される。博士論文提出のための条件としては所属学会での発表や、学術誌への査読論文の投稿などを一定数課すなど、具体的には専攻ごとに定めている。

修士・博士前期課程及び博士後期課程いずれの場合も、「共同演習」における論文構想発表、中間発表を行う義務があり、そこでは、直接の指導教員以外の教員たちとの質疑、討論等を通して指導を受けることができる。「共同演習」は専攻の教員が全員ないしは大多数、あるいは、多くの場合全員が参加して行われるが、発表者の研究分野に関連した分野を専門とする教員については必ず参加するよう配慮されている。

(2) 学生に対する履修指導の適切性

履修指導は毎年度始めのオリエンテーション期間中に『履修要覧』、『授業計画書（シラバス）』等詳細な資料を用いたガイダンスを専攻ごとに全教員が出席して行っている。また、個々の学生のニーズにあった指導が出来るように、必要に応じて個別の履修指導も行っている。専門性を生かした就職に結びつくような科目の履修や、資格取得に必要な科目の履修指導なども含まれる。

(3) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

(4) 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

指導教員による個別的な研究指導について、履修指導をはじめ、大学院での学び方、修士論文構想、研究論文及び論旨の作成・発表、進路に関することなど、学生のニーズに応じ、個別指導は年間を通して毎週または隔週に丁寧に行われている。(場合によっては直接面接する形ではなく、電子メールなども活用している。) 例えば、博士課程への進学希望者には海外の論文講読を勧めるなど、指導教員は日常的、個別的に、学問的な問題はもとより、時には学問外の問題も含めて助言できる体制にある。

複数指導制を採っている専攻は修士・博士前期課程では6専攻7分野中半数以上ある(英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、史学専攻は採用していない)が、主・副指導教員の責任や役割分担を大学院文学研究科として定めたものはない。基本的には主指導教員(メンター)が中心となって指導し、同領域の教員が必要に応じて指導の補佐を行い、主・副指導教員指導の比重や指導内容は専攻や教員個人に任されている。ガイダンスのときに主・副指導教員について明確に説明している専攻もある。また、研究面、一般学習面、さらに生活面など、サポート分野を分担している専攻(教育)もある。主・副指導教員の指導の関係に問題があれば、専攻会議で協議する体制である。

(5) 研究分野や指導教員に関わる学生からの変更希望への対処方策

指導教員の変更希望があれば、学生から事情を聴取して意思確認を行い、教員間で協議し、できるだけ学生の希望を尊重して、柔軟、敏速に対応する。但し、研究領域、研究テーマ、教員の専門領域などの関係で必ず希望が通るとは限らない。変更希望への対処方策をとくに取り決めてはいないが、変更希望は少なく現状では特に問題はない。

4 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

(1) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))及びその有効性

(2) シラバスの作成と活用状況

(3) 学生による授業評価の活用状況

教育・指導方法の改善のために、大学院全体で行う研修会などのいわゆる組織的な方策は現在のところとられていないが、授業の内容・方法の改善については、教員は様々な場面で意識しており、専攻会議で討議され、方策がとられている。例えば、外部講師を招いて教員の指導方法について検討する、教員が外部の研究会(例えば、大学院英文学専攻課程協議会)で発表することを奨励する、年度はじめの専攻別ガイダンスの折に全教員が紹介する各教員の授業内容や方法を参考にして授業内容、方法を改善する、論文報告会、発表会などで、全教員が参加して討議し、指導する際に示唆を得て授業内容、方法の改善につなげるものとなっている。

専攻ごとには教員が授業内容・方法に関する学生の要望を聴取し、それについて検討し、方策を練ることは確実に行われており、学びあう場は多く意識され、実施されている。

シラバスは研究科のすべての授業科目について毎年作成、配布されており、内容(授業概要、授業計画、課題・評価、テキスト、参考文献、受講生への要望などの各項目)は毎年書き改められている。またシラバスの作成段階で教員間で意見交換をし、科目間の連携を図っ

ている専攻もある。シラバスの利用については、年間を通じてこれに言及しつつ適切な計画に従って授業を行うことを原則とすることはもちろんだが、学生の実情により、また作成後の動向を勘案して、内容や進度など適宜修正するなど、柔軟に対応している。

大学院における授業評価については、2006(平成18)年末に大学院のすべての専攻で一斉に学生による授業評価を実施し、各専攻で授業改善を図った。また授業評価に基づく授業報告は専攻代表委員会で配付し共有されている。そのほか専攻独自で定期的に学生による授業評価を実施し、専攻会議で議論討議し、次年度の授業改善に役立てられているところもある。

大学院ではほとんどすべての授業が少人数で行われているので、学部で実施されているようなアンケート形式授業評価では回答者が特定されやすく、また統計的な意味もなさないもので、ほとんどすべての専攻ではアンケート形式は不相当と考えられている。実質的には各専攻とも、日常的対話の中で学生の要望を聴き取ったり、他の方法を工夫して学生の意見を調査したことをもとに、専攻の会議で検討し改善を図るようにしている。例えば、目安箱を設置したり、匿名性を保てるようにしてインターネットを使用するなどの方法で学生の要望を調査し、専攻会議で検討して授業形式、授業内容の改善を図ることが行われており、こうしたことは学生にとっても学習への強い動機づけとなることが認識されている。学生による授業評価では、概ね現在の授業の内容、方法に満足を示しているが、要望のなかには、現在開講されていないテーマによる授業や修士論文指導の授業等を開講してほしいなどの意見があり、検討課題を経て改善されたケース(日本語日本文学専攻は修士論文指導授業を2009(平成21)年度から開講する)もある。その他、授業評価の関連事項としては、図書や電子媒体資料の充実、研究環境の改善(研究室の備品、PC)、他分野の授業科目聴講手続きの簡便化等、多岐にわたる要望が寄せられるが、できるだけ専攻会議で検討し、結果を学生にフィードバックし、できるところから具体的に改善を進めている。

B【点検・評価、長所と問題点】

教育効果の測定は究極的には、個々の修了生が社会に出てから、様々な場、状況の中でどのように教育の成果を活かして生きるかをある程度のスパンでみる必要がある、しかもそこに可視的、不可視的な側面があることをも考慮する必要がある。大学院修了時の進路はあくまでも特定の時点での社会情勢の中で、修了生自身にとって選択可能となったものであるが、それをある程度の教育効果の指標と考えることは可能であろう。そうした意味でみると、修士・博士前期課程修了者、博士後期課程修了者ともに、高度な専門的知識、応用力及び、広い視野と見識を活かして現代社会のニーズに応える働きをしている者が多方面での活躍をみせている。

修士・博士前期課程及び博士後期課程の修了生像は、2007(平成19)年度に大学院将来構想・評価委員会で検討の上、明文化されて、2008(平成20)年度から『履修要覧』に「大学院各専攻の教育研究の目的と目指す修了生像」として明記されている(2008年版p.238-239)。各専攻の修士・博士前期課程及び博士後期課程修了生像に示されている能力、資質、進路に照らして修了者の進路を具体的に分析してみることができるが、はじめにも述べたように、ある程度スパンでみる必要がある。

成績評価法について、成績評価基準は妥当であり、多角的見地から公平に行われている。少人数制の中で個別指導を重視しながらも、教育・研究指導上の効果の測定については指導教員個人のみには任されているのではなく、多様な側面にあらわれる効果を、他分野の教員も

連携して多角的な観点から測定している方法は適切と考えられる。但し、多くの異なる専門分野の教員が測定に参加する場合、当然ながら評価の観点は多様化するので、これに臨む学生の成熟度が要求されることも教員間では認識されている。

教育・研究指導については、本研究科においては個々の学生の研究指導を指導教員がきめ細かく行うことがいずれの専攻でも重視されている。修士論文並びに博士論文の研究、執筆プロセスを通して、学生はほとんどの専攻では複数の指導教員から随時、研究計画、内容等について指導を受けており、この点でも指導は補完的であり、徹底している。論文構想発表会や中間発表会などの機会に、指導教員以外の専攻の教員の意見・助言を通して研究内容・方法についての示唆を得られることも多い。

修士論文についても博士論文の場合のような論文指導の授業を設けることについて検討した結果、2009(平成21)年度から実施する専攻もある。

履修指導は大学院としての組織的なものとともに個別指導によるフォローも含めて適切に行われている。専攻内に多様な授業があり、特に年次履修が定められていない場合、学生の中には関心が拡散して授業を通して学ぶ内容と自分の研究テーマを絞るプロセスとをうまく対応させられない者も時にあり、その面の指導も配慮されている。

複数指導体制の場合の指導責任、役割分担についてとくに大学院として定められた取り決めはなく、問題があった場合には専攻会議レベルで検討して解決しているが、問題が生じてからではなく、あらかじめ一定の取り決めをしておくことが必要ではないか検討を要する。

授業の内容・方法の改善については、各教員の授業改善に向けた意識は高く、様々な場面をとらえて得た示唆をもとに個人的に、または専攻会議で検討した上で、実質的な改善につながっている。また大学院学生による授業評価についても、2006(平成18)年度末に一斉に実施した授業評価結果をまとめた授業報告、及び2008(平成20)年度前期末に実施した授業評価結果の授業報告はすべての専攻に配布され、専攻間で参考にできるように情報を共有している。授業評価の実施にあたっては、少人数制授業であることに配慮した形で学生の要望を調査し、得た情報をもとに教員間で検討の上、授業改善に反映させるという方法が実質的に有効と認識されている。これらに加えて必要なことは、授業の内容及び方法の改善を図るための大学院としての組織的な研修・研究をいかにして実践するかの検討・実施であろう。

シラバスは、授業及び研究指導の内容・方法についての年間計画をあらかじめ具体的に学生に周知し、これに従って授業を進めるために適切に利用されている。2009(平成21)年度から明確な目標を掲げて授業を進めるために、到達目標の欄を加え、毎回の授業ごとの内容を記載する方式に改め、より具体的で詳細な授業概要の提示を図る。

C【改善方策】

ア 教育・研究指導の改善への組織的な取り組みに関して、教員個人レベル及び専攻レベルでは授業改善の努力は積極的に行われているが、今後より効果的な方法を大学院として協働して模索・研究、実践するシステムが必要であろう。そのために先ず各専攻で試みられている授業改善や教育指導の改善に向けての方法・工夫についての情報交換を専攻代表委員会レベルで行い、学士課程とは違って少人数小規模である大学院に相応しく有効な授業評価のあり方や、授業改善のための組織的な研修・研究の実施について検討し、2009(平成21)年度に向けての具体案を策定する。

イ 各専攻の修士・博士前期課程及び博士後期課程修了生像に示されている教育目標がどの程度達成されているかを点検・評価するとともに、想定されている進路先に照らして修了生の

具体的進路先を検証する。この作業を通して、課程の修了生像の適切性と教育指導の適切性の双方を検討する。

第3節 国内外との教育研究交流

A【現状の説明】

1 国内外との教育研究交流

(1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際化、国際交流の推進に関する基本方針というものを、文学研究科としては打ち立てていないが、専攻として特定の方針を掲げて実践しているところはある。例えば、大学院学生に海外の最先端の独創性の高い研究に触れることを奨励し、自らの研究の刺激とすること、国際学会の参加者による報告を大学院学生全員対象に行うこと、海外における日本語日本文学研究の動向に注目し、外国人研究者の講演会を開催すること、国内外での「日本語教育実習」に不可欠である外国人との交流における課題を検討すること、国際レベルでの教育研究交流の活性化を図り、英語表現力の涵養を図ること、入学試験問題に2種類の外国語を採用すること、などの方針があげられる。

(2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

多くの専攻で、海外の研究者を特別講師として招聘して特別講義や講演会を開催し教育研究交流が行われている。海外研究者との共同研究を行っている教員、海外の学会で研究発表を行っている教員は相当数あり、当然のことながらその面での教育研究交流は緊密である。

(詳細は別添資料『聖心女子大学大学院の専攻別自己点検・評価シート』を参照されたい。)

大学院学生による教育研究交流では、科学研究費による調査活動、日本政府の信託基金による国際協力活動、ユネスコの持続可能な教育のための研究活動などに従事する大学院学生がいる。博士論文執筆のための研究プロセスに必要な海外の研究者との協力体制づくりも行われている。留学研究生を受け入れることを通しても国際レベルでの教育研究推進は行われてきた。各教員の海外共同研究者とのネットワークを活用しての研究交流を強化するための方策を検討している専攻もある。

(3) 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

国内の大学院との組織的交流について、「第1節 教育課程 3単位互換、単位認定の項」でも説明したように修士・博士前期課程においては、国内における諸大学の大学院研究科と委託聴講生制度を結んで組織的交流を行っている。本学大学院文学研究科のすべての専攻はカトリック女子大学大学院委託聴講生制度により、白百合女子大学大学院文学研究科の5専攻及び清泉女子大学大学院人文科学研究科の3専攻との交流がある。このほか、専攻ごとに特定の大学の大学院研究科と委託聴講生制度の協定を結んで交流している。その詳細は本章「第1節 教育課程等 3単位互換、単位認定の項」及び大学基礎データ(表4)にあるとおりである。

国外の大学院とは単位互換のため協定は結んでおらず、そのほかの交流も大学院文学研究科として組織的に実施しているものはない。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学大学院文学研究科の教育目的の中に「幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成を通じて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与すること」とあり、多くの専攻が修士・博士前期課程の修了生像に、国際的活動をもって国際社会に貢献する人材、専門性ととともに国際的

視野を兼ね備えた人材、を掲げている。新時代の大学院教育については国際的な通用性、信頼性をもった人材の養成の重要性があげられているが、こうした点から評価した場合、本学大学院では教員や大学院学生個人レベルないしは専攻レベルでは相当積極的な国際貢献、国際的教育研究の実践、成果がみられるが、それらは大学院としての組織的なものではない。また大学院学生の国際学会への参加・発表、スタディヴィジット等の活動を今後一層奨励・強化するにあたっては、それらを補助する制度、費用面での支援なども検討課題となる。

C 【改善方策】

国際化への対応及び国際交流の推進という点では、個人または専攻レベルではかなり活発に行われているが、大学院文学研究科として組織的、重点的な取り組みはない。今後は専攻レベルにとどまらず、大学院レベルで国際化への対応、国際交流を促進させるための組織的な方針を明確にし、国際レベルでの教育研究交流をますます強化していくために、まず第一歩として2008(平成20)年度中の大学院専攻代表委員会で、既に各専攻で計画、実践されている国際化や国際交流推進、国際貢献の実践の現状についての情報を共有するところからはじめ、2009(平成21)年度には大学院としての国際化の推進、国際レベルでの教育研究交流の緊密化等に関連したプロジェクト等の立ち上げの可能性についての検討を開始する。

第4節 学位授与・課程修了の認定

1 学位授与

- (1) 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- (2) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

A 【現状の説明】

修士・博士前期課程と博士後期課程各々の学位の授与状況は、大学基礎データ(表7)に示されており、2003(平成15)年度から2007(平成19)年度までは以下のとおりである。博士号取得者は、人間科学専攻(心理学分野)8名(満期退学者への授与件数を含む)、人文学専攻2名の計10名、修士号取得者は英語英文学専攻17名、日本語日本文学専攻23名、哲学専攻19名、史学専攻20名、社会文化学専攻(2004(平成16)年開設)20名、人間科学専攻(心理学分野)39名、同専攻(教育学分野)4名となっている。なお、2008(平成20)年度において、修了要件単位を取得し終わって在籍している学生は、博士後期課程4年目2名、5年目8名、6年目3名である。

学位の授与方針・基準は、「聖心女子大学大学院学則」第6章修了の認定及び課程の修了要件の第15条及び第16条、第7章学位の授与、及び「聖心女子大学学位規程」第3章修士の学位、第4章博士の学位に定められており、『聖心女子大学大学院案内』にて公表され、『履修要覧』(2008年度版 p.284, 288)に明記されている。さらに内規・細則、例えば修了要件単位の内訳、資格試験、博士論文提出の条件としての博士論文計画書の提出、査読つき論文の学術誌への投稿等については各専攻で定めており、当該専攻の学生に周知している。

修士論文及び博士論文の評価基準は2007(平成19)年度に大学院専攻代表委員会で検討、大学院委員会で承認されたものが明文化され、2008(平成20)年度から『履修要覧』(2008年度版 p.240)に「論文の評価基準」として明示されている。各専攻では更に詳細な評価項目などを定めて厳正に評価している。

学位審査の透明性・客観性を高める措置については、修士の学位、博士の学位ともに「聖心女子大学大学院学則」第7章学位の授与、及び「聖心女子大学学位規程」第3章修士の学位第11条以下及び第4章博士の学位第17条以下に示されているとおりである。すなわち、修士の学位、または博士の学位は、本大学院の修士・博士前期課程、または博士後期課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格し、当該課程を修了した者に、その課程に応じて授与される。修士論文については、修士論文を提出しようとするときは、論文の題目及び指導教員についてあらかじめ大学院委員会の承認を受けなければならない。指導教員は本大学院当該専攻の専任教員とする。修士論文の提出は所定の日に行い、受理されたときは、当該専攻において主査1名、副査2名の審査委員を選び、論文の審査にあたる。主査は当該論文の指導教員、副査は当該専攻の専任教員から選出する。審査のために必要があると認めるときは大学院委員会の議を経て、本大学院の他専攻の専任教員あるいは兼任教員を副査とすることができる。最終試験には当該専攻の専任教員が全員であたることを原則とする。修士論文の可否判定は、審査委員による審査結果の報告及び当該専攻による最終試験の結果の報告に基づき、修士論文審査会議(大学院委員会の構成員のうち、修士・博士前期課程を担当する委員及び審査委員で構成される)で行う。修士論文審査会議は論文の可否判定の結果を大学院委員会に報告し、大学院委員会は学位授与の要件について審議し、学位を授与することの可否を議決する。学長は大学院委員会の議決に基づき、修士の学位を授与す

る。

博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与される。博士論文を提出しようとするときは、論文の題目、内容及び指導教員についてあらかじめ大学院委員会の承認を受けなければならない。博士論文は学位規程に規定する方法で所定の期日までに学長に提出する。学長が博士論文を受理したときは当該専攻に審査を付託する。当該専攻は規程に従って主査1名、副査4名を選出し論文審査にあたる。審査委員については、主査は当該論文の指導教員とし、副査は当該専攻の専任教員から2名、他専攻の専任教員から2名を選出することとなっているが、必要と認めるときは、大学院委員会の議を経て他専攻の専任教員または他大学院の教員等を審査委員とすることができる。最終試験には審査委員及び、審査委員以外の当該専攻専任教員が全員であたることを原則とする。最終試験の口述試験は公開で行われ、博士論文概要が公表される。論文の審査は博士論文提出後1年以内に終了しなければならないが、特別の事情があるときは、大学院委員会の議を経て審査期間を1年以内に限り延長することができる。論文の合否判定は審査委員による審査結果の報告並びに当該専攻による最終試験の結果報告に基づき、博士論文審査会議（大学院委員会構成員のうち、博士後期課程を担当する委員及び審査委員で構成される）で行う。博士論文審査会議は大学院委員会に論文の合否判定結果を、その評価に関する意見を付して、報告し、大学院委員会はその報告及び博士学位授与の要件について審議し、学位を授与することの可否を議決する（聖心女子大学学位規程第22条の2）。学長は大学院委員会の議決の報告を文書で受け、これに基づいて博士の学位を授与する。

博士論文に関しては、このような学位規程のほか各専攻で定めている博士論文提出の条件についての内規・細則がある。これは博士課程各専攻の修了要件単位10単位の履修方法すなわち必修科目や単位数内訳及び年次履修についての規則（『履修要覧』の専攻ごとの科目履修要領のページに明記）、及び学会誌等における査読論文投稿数、その他がある。例えば人間科学専攻心理学分野の場合は、博士論文審査申請の条件の内規・細則として、博士論文計画書を3人の審査員が厳格に評価すること、学会等で2回以上発表し、学術誌に査読論文を2本以上発表することを条件として定めている。

最終試験については、当該専攻の専任教員が全員であたることを原則とする。

B【点検・評価、長所と問題点】

学位の授与状況について、修士・博士前期の学位は修了年限以内に論文提出、審査を経て授与されているが、博士の学位は、修了要件単位は修得済みであるが論文執筆のみを残して学位申請には至らずに在籍している学生が13名おり、そのうち7名は2008（平成20）年度に論文提出予定であるが、できるだけ標準修業年限内に執筆できる条件、指導等について検討の余地がないか、検証を要する。

学位審査の透明性・客観性については、学位規程に則って公正かつ厳正に論文審査が行われており、問題はない。学位規程に定められた条項に加えて各専攻が定めている内規・細則については、専攻や分野によって必ずしも明文化されていないので今後整備する必要がある。

C【改善方策】

博士の学位授与ができるだけ博士後期課程の修業年限内に行われるために、それを妨げて

いる問題点を専攻内で分析し、対策があるかどうかを含めて2008（平成20）～2009（平成21）年度には大学院将来構想・評価委員会において検討する。必要に応じて、博士後期課程を設置している専攻の代表委員間で問題を共有し、有効な対策の策定を図る。

第5章 学生の受け入れ

本章において次の「評価の視点項目(必須項目)」は本学は該当しないので記述がない。

- ①成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ②「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【到達目標】

- 本学の特色ある教育を受験生に周知するため、大学案内（ガイドブック）やWEB（ホームページ）における、明確な広報活動を展開する。
- 本学の教育理念を十分に理解する入学希望者を受け入れる。
- 第1志望者の増加が期待できる入学者選抜を実施する。
- 定員の安定的な充足を図る。

第1節 学部等における学生の受け入れ

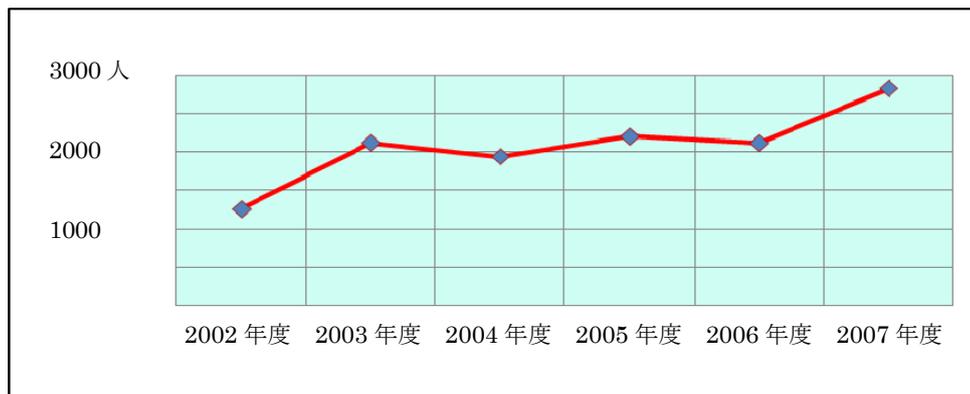
1 学生募集方法、入学者選抜方法

A 【現状の説明】

(1) 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学の学生募集で重視している点は、キリスト教カトリックの教育理念及び特色ある教育を受験生、入学者に周知するため、大学案内やWEBにおいて明確かつ適切な広報を行うことである。このことが本学の教育理念を十分に理解する入学希望者を増やすための前提条件となるものと考えている。教育理念の周知を徹底するため、大学案内やWEBでは教育理念を最初に明示するといった工夫をすると同時に、1年次では専攻を決定せず2年次進級時に専攻を決定するという本学の教育の最も特長のある点を明示する工夫をしている。また、対面型で直接的に周知ができる手段として学内進学相談会（オープンキャンパス）を重視し、この参加者の獲得に注力している。

図5-1 学内進学相談会の年間参加者数の推移



この結果、図5-1のように、多少のばらつきはあるものの、参加者数は概ね増加傾向に

あり教育理念・教育システムを直接伝える機会を増やすことができているものと考えている。

オープンキャンパスへの参加については、近年、大学を直接見て選ぶという高等学校側の指導や高校生の意識の高まりもあり、これらの学内進学相談会により対面型の広報活動を行うことで、志願者や進路指導者に対し教育理念を伝えるとともに、学部・学科の紹介、学生生活、留学関係、卒業後の進路などの本学の教育内容・教育支援、キャリア支援、入学者選抜方式等を理解してもらうことに努めている。

本学は、1年次生は全員文学部（基礎課程）に所属し、2年次進級時に学科・専攻を決定するため、学生募集と選抜は文学部として一括して行い、選抜の方針や具体的方法、各入試の可否判定はすべて教授会で決定している。

本学の学部入学者選抜試験は、表5-1の7種類である。

また、2年次編入学として、表5-1に記載した2種類の入試を実施している。編入学については2年次への入学であるので、上記①～⑦の入学試験とは異なり、学科専攻別の募集を行う。

表5-1 入学者選抜試験の種類

学部1年次生募集入学者選抜試験	①一般入試（3教科方式）
	②一般入試（プレゼンテーション方式）
	③アドミッションズ・オフィス入試
	④附属校（姉妹校）推薦入学
	⑤指定校推薦入学
	⑥帰国子女入試
	⑦外国人留学生入試
学部2年次生募集入学者選抜試験	⑧編入学試験
	⑨附属校（姉妹校）編入学試験

毎年、社会的要請や大学の理念、カリキュラムに照らしつつ学生募集の方法、入試日程、選抜方法等について、表5-2の入試委員会（聖心女子大学規程集「1-3-4教授会規程に基づく委員会規程」により委員を構成）で審議して案を作成し、教授会の議を経て決定し、実施されている。

表5-2 入試委員会の構成

委員の種類	内容
職制による委員	学長、副学長、学務部長、学生部長、入学広報室長、事務局長
一般入試（3教科方式）の主査	各1名（3名）
一般入試（3教科方式）の主査を除く学科専攻の委員	各1名（5名）

本学では、本学の教育を理解している学生、教育理念に賛同している第1志望者の増加を主眼とし、その上で、多様な入学者を確保することが、教育・研究を活性化させることにつながると思っている。そのためには、入学希望者の学力ばかりでなく、意欲や適性等を多面

的に評価することも重要であり、本学では、**大学基礎データ（表13及び15）**のとおり、多様な入試制度を導入している。それぞれの入試制度の特徴は以下のとおりである。

- ①一般入試（3教科方式）：記述式で外国語（英語又はフランス語）・国語・歴史（日本史又は世界史）の3教科3科目の筆記試験を用いた通常の一般入試（3教科方式）。
- ②一般入試（プレゼンテーション方式）：本学独自方式である一般入試（プレゼンテーション方式）により選抜。これは当日与えられた課題に関して、実際に面接委員に対して自分の考えをプレゼンテーションさせ質疑応答をするといったコミュニケーション能力を審査し、これに高等学校の調査書などの視点を加えて選抜する。
- ③アドミッションズ・オフィス入試：一般入試の1方式として、第1志望者に限定したアドミッションズ・オフィス入試（AO入試）を実施。エントリーシート、小論文、複数回の面接、課題作文、高等学校の調査書などの多面的な視点により受験生を評価し選抜。
- ④附属校（姉妹校）推薦入学：全国に5校ある姉妹校推薦については、中学・高校から培ってきた学校法人聖心女子学院全体の教育理念を受け継ぐ学生について、推薦書と成績及び2回の面接により選抜。
- ⑤指定校推薦入学：指定校推薦では、いわゆる受験勉強での学力ではなく、高校における学業成績と2回の面接により、持続して勉学を貫いてきた学生を選抜。指定校の選定については、上表5-2入試委員会において同推薦入学者の追跡調査を行い、前年度までの実績等により適切に選別して決定。本学では、本学の教育を理解し教育理念に賛同する第1志望者を安定的に入学させることを推薦入学では重視しているため、公募制推薦は実施していない。
- ⑥⑦帰国子女入試・外国人留学生入試：教育理念の「国際性」実現の一方策として、帰国子女、外国人留学生についても、小論文・語学試験と面接等による選考を行い受け入れている。
- ⑧⑨編入学試験：編入学試験では、4年制大学2年次修了生、短期大学卒業生、専門学校卒業生を主な対象として、2年次に受け入れている。本学の併設校（姉妹校）からの推薦入学も実施している。

いずれも本学における勉学に支障のない基礎学力を有する多様な入学者を、より多く受け入れることで、学生達が啓発し合うことを目標としている。合格者は上表5-2入試委員会の委員に加えて、面接のある入学試験では面接委員、学力試験のある入試では主査（出題責任者）で原案を作成し、教授会での審議を経て決定して発表する。

本学では特に大学のコアになる学生として、附属校（姉妹校）からの内部進学者に大きな期待を寄せている。内部進学推薦制度においては、学力評価だけではなく総合的な評価に基づき、高等学校長の責任により推薦を受けており、本学が認定することにより基本的にすべての希望者を受け入れている。同様に、指定校推薦入学においても、本学の理念や教育内容を十分に理解した上で入学してくる層として重視している。

こうした入学制度により、受験勉強を強制されずに広い視野で自由に勉学・課外活動に従事してきた高等学校の生徒が、大学でその特質を最大限に伸ばし、また他の学生によい刺激を与える存在となることが期待される。そのため、姉妹校高等学校生に対しては、学部選択の際に大学での学習内容を十分に理解してもらうために、例年学長、代表教員及び姉妹校を卒業した在学生在が高等学校に出向くか、高等学校から大学に来学してもらい、大学説明会や模擬授業を行っている。これらは、大学の教育システムを知り授業を体験できる良い機会で

あり、進路を選択するうえで非常に効果的であるとの評価を得ている。

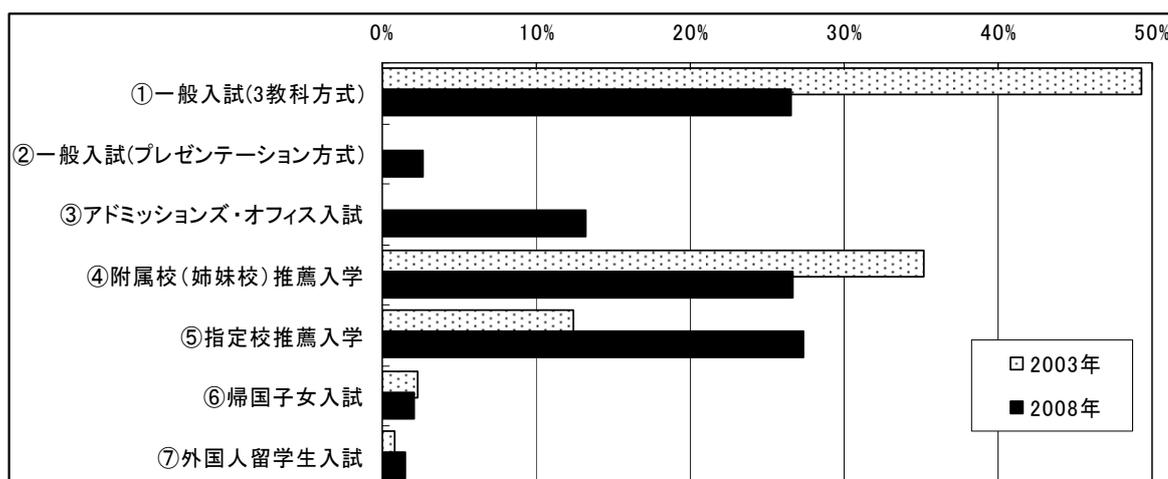
また、指定校推薦入学希望者及びアドミッションズ・オフィス入試での入学希望者については、実際の大学の授業を本学学生と一緒に受講できる機会を持たせている。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学の入学者選抜の従来からの目標は、教育理念を十分に理解する入学者の受け入れであるが、これに加えて前回の『自己点検・評価報告書』（2004年2月刊）の【点検・評価、長所と問題点】、【将来の改善・改革に向けた方策】の項にあるとおり、多様な受験生の受け入れ、第1志望者の増加、定員の安定的な充足、といった点を目標とした。

これらの目標の達成のため、2002（平成14）年度、2003（平成15）年度の2年間の検討期間を経て、一般入試（プレゼンテーション方式）及びアドミッションズ・オフィス入試を2004（平成16）年度から新規に実施することとした。これにより、下図5-2入学試験別の入学者割合のとおり、実施開始前年の2003（平成15）年までは一般入試（3教科方式）で約5割の入学者であったものを、その他の入学試験に分散することができ、「多様な受験生の受け入れ」という当初の目的を達することができたと考えられる。

図5-2 入学者に占める入学試験別割合の2003（平成15）年と2008（平成20）年との比較



また、目標のうちの第1志望者の増加、定員の安定的な充足の面では、本学のアドミッションズ・オフィス入試は第1志望者に限定している入試であることに加え、④附属校(姉妹校)推薦入学、⑤指定校推薦入学も第1志望者に限定しているので、2003（平成15）年度は④附属校(姉妹校)推薦入学と⑤指定校推薦入学で47.6%であったものが、2008（平成20）年度はこれにアドミッションズ・オフィス入試を加えて67.3%と、第1志望者は20ポイント程度増加させることができた。他の入学試験と比較して志願者動向の不安定な一般入試（3教科方式）の割合を下げ、高等学校との繋がりを重視している⑤指定校推薦入学の割合を増加させたことは、定員の安定的な充足という面に寄与している。

本学のような小規模大学では、第1志望者を増加させることにより、入学時点での大学への満足度と帰属意識の高い入学者を多く確保することは極めて重要と考えている。同様に、一般入試（プレゼンテーション方式）やアドミッションズ・オフィス入試といった新規の入

学試験の導入が満足度に好影響を与えることができているかを検証するため、2003（平成15）年度から新入学生に対するアンケートを入学時点で毎年実施して検討材料としている。（いわゆる定点観測）

表5-3 入学時の心境の2003（平成15）年と2008（平成20）年との比較
（母数はアンケート回収数）

	2003年	2008年	2008-2003年 割合の変化	2003~2008年 平均
とても満足+やや満足 と答えた者	78.3%	87.1%	+8.8ポイント	85.7%
やや不満+不本意入学 と答えた者	16.7%	9.6%	▲6.9ポイント	10.8%

※無回答の者がいるため、合計が100%にならない

表5-4からも、概ね1割程度、入学時点での満足度を上げることができたと考えられる。附属校（姉妹校）推薦入学、指定校推薦入学については、2003（平成15）年でも2008（平成20）年度でも満足度はほぼ一定なので、増加した1割は新規導入の入学試験、主にアドミッションズ・オフィス入試によって入学した層と考えることができ、この面でも新規導入の入試、特にアドミッションズ・オフィス入試が、学生募集の目標達成の一助となっていることが分かる。

表5-4 入学時の心境で「とても満足」+「やや満足」と答えた者の入学手段別割合

	2003年	2008年	2003年～ 2008年平均
①一般入試（3教科方式）	66.9%	68.4%	70.2%
②一般入試（プレゼンテーション方式）	—	100.0%	※94.2%
③アドミッションズ・オフィス入試	—	95.8%	※95.3%
④附属校（姉妹校）推薦入学	90.5%	88.0%	91.9%
⑤指定校推薦入学	89.5%	91.9%	92.3%
⑥帰国子女入試	81.8%	85.7%	82.8%
⑦外国人留学生入試	100.0%	100.0%	97.2%

※AO入試、プレゼンテーション方式は2004年度からの実施のため、04年～08年平均

アドミッションズ・オフィス入試、附属校（姉妹校）推薦入学、指定校推薦入学の3方式以外の入試は第1志望に限定していないため、入学時の満足度が低くなることは明白ではあるものの、一般入試（プレゼンテーション方式）及び外国人留学生入試の満足度平均が、表5-3の全体平均85.7%を大きく上回っている点は特筆に価する。逆に、一般入試（3教科方式）、帰国子女入試は大きく下回っており、特に入学者割合の高い（図5-2参照）一般入試（3教科方式）の満足度が70%程度にとどまっていることが、全体の満足度を下げる原因となっており、かつ2003（平成15）年度から入学時点で本学の特色ある教育理念や教育システムを十分に理解する多様な入学者の確保を目標として、この入学手段での入学者割

合を下げた（図5-2参照）にも関わらず、この入学手段自体の満足度の割合にあまり変化が見られないことは検討すべき点と考えられる。

また、こうした各種入学者選抜方式による多様な学生について、入学後の学業成績の追跡調査を行うことにより、本学での学修に必要な基礎学力を持っている入学者を、どの入学試験、選抜方法で入学させることができているかを観測している。入学者アンケートや学業成績の追跡調査など、実際に入学した学生に対する数量的調査を続けてきたことにより、目標に少しずつ近づいているかどうかを、数値で測ることが可能になっているものと考えられる。

以上のように、本学の理念・目的達成のために、適切な選抜制度を採用し常に改善を加えつつ、公正性を確保しながら運営している。また、その前提として、本学の特色ある教育・研究全体についてわかりやすく広報を行い、受験生や社会にも信頼される選抜方式の実施を引き続き心がけたい。

C【改善方策】

- ①本学の理念、教育目標への理解を深めるため、本学のホームページ、ガイドブック、入試相談会等のあり方について、より一層の検討、工夫を進めていく。
- ②現在、指定校推薦とアドミッションズ・オフィス入試の志願者だけに与えている大学の授業体験の機会を、姉妹校やその他の入学試験での志願者にも拡大する方策について、入試委員会を中心に検討し、2010（平成22）年度入試に向けた実施を目指す。
- ③新しい入試制度として、大学入試センター試験利用入試、卒業生子女対象のアドミッションズ・オフィス入試の2種類の導入の可否について、2009（平成21）年度～2010（平成22）年度に検討し、2010（平成22）年度中に結論を得る。
- ④高等学校教員に本学に対する理解を深めてもらう方策として、高校訪問をより効率的に実施したり、推薦指定校の教員を本学に招いて説明会を行ったりすることについて、高等学校へのヒアリングの上で検討する。

2 入学者受け入れ方針等

A【現状の説明】

(1) 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

(2) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

ア 入学者受け入れ方針は、教育内容に賛同する学業成績・人物共に優秀な入学者を受け入れることにある。この基本方針は2002（平成14）年度の自己点検・評価から全く変わることはない。

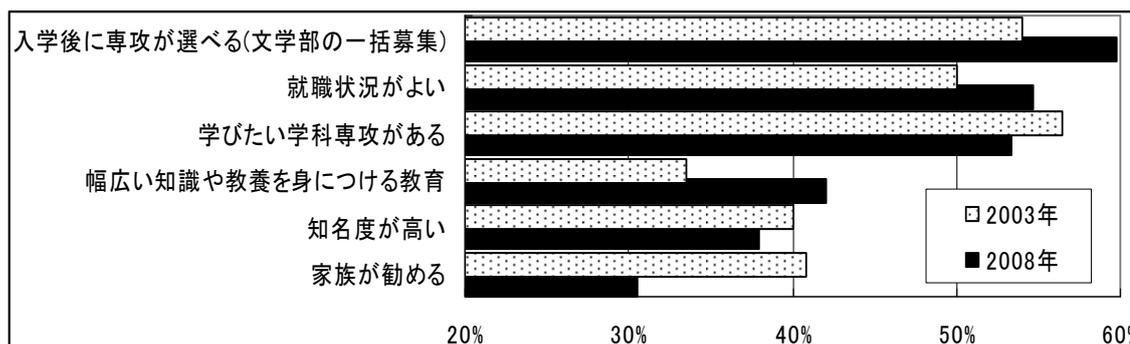
教育理念、教育システムについては、大学案内（ガイドブック）の最初に記載しており、ホームページにおいても明記するなど、理解の徹底に努めている。また、2004（平成16）年のガイドブック、2005（平成17）年のホームページからは、1年次から2年次にかけて学科専攻を選択していく過程を図示して明示する、学科専攻の学びの内容を明示するなど、工夫を重ねている。

そのため、先の「1 学生募集方法、入学者選抜方法」の項でも言及したが、前回の自己点検・評価より検討を重ね、第1志望者に限定する入学試験方法として、アドミッションズ・オフィス入試を導入した。このアドミッションズ・オフィス入試は複数回の面接などを通して本学を深く知ってもらうことが主眼となっており、比較的早い時期からの様々な告知手段

により本学の理念や教育内容を十分に理解する機会を多数用意している。

次図5-3のとおり、入学者アンケートにおいて、教育理念・教育内容の基礎となっている「入学後に専攻が選べる(文学部の一括募集)」、「学びたい学科専攻がある」、「幅広い知識や教養を身に付ける教育」といった項目が上位に位置しており、告知が徹底できていると考えられる。2003(平成15)年度に較べても、「幅広い知識や教養を身に付ける教育」は1割程度高い回答を得ており、教育理念・教育内容への理解は進んでいるものと考えられる。

図5-3 入学者アンケートでの本学への入学を決めた理由の比較



※複数回答

※いずれかの年度で40%を超えた回答があった選択肢を2008年度の高率順に記載

イ 本学の入学者選抜方法は、表5-1に示した7種類及び編入学の2種類であるが、具体的には以下のような方法により選抜を行っている。

- ①一般入試(3教科方式)では、外国語(英語又はフランス語)、国語、歴史(日本史又は世界史)の3教科3科目の成績により合否を判定しているが、国際性の涵養というところから、外国語の配点を重視する傾斜配点を行なうとともに、全て記述式の問題により個々の志願者の基礎力を正しく判定するものとしている。
- ②一般入試(プレゼンテーション方式)は本学独自の入学試験方式であるが、これはもともと本学のカリキュラムにおいてコミュニケーション能力を重視していることから、調査収集・分析能力、発表・伝達能力に長けた受験生を確保することを目指して導入したものである。
- ③アドミッションズ・オフィス入試は、第1志望者に限定し、本学の教育理念・目標を十分に理解した入学者の受け入れを目指したものであり、そのため複数回の面接や大学を知る機会を多く設けている。第1次審査と第2次審査の間の期間では、本学の通常の授業を在学生とともに受講できる機会や、ホームページ掲示板により大学担当者と直接やりとりできる機会を設けている。
- ④附属校(姉妹校)推薦入学については、学校法人聖心女子学院の各高等学校の生徒を対象としたもので、本学院の一貫教育という観点から、本学の教育理念を理解するコア層として重視している。高校での評定が一定水準以上であり、かつ学校長の推薦が得られた者を面接した上で、合格を決定している。
- ⑤指定校推薦入学については、キリスト教系の高等学校を中心に受け入れることを柱とし、その他に一般の国公立の高校で、本学への受験者・入学者が多い国公立の高等学校にも推薦制度による入学機会を与えている。第1志望に限定していることもあり、本学の教

育理念・目標を理解してもらえ層として重視している。高等学校の評定が一定水準以上であり、かつ学校長の推薦が得られた者を面接した上で、合格を決定している。

⑥帰国子女入試については、本学の国際性というところから、一定期間海外での生活経験がある帰国子女に、試験科目として日本語（現代文）、小論文（英語又は日本語）及びTOEFLの成績を課し、面接の上合否を決定する特別入試である。本学は1977（昭和52）年という比較的早い時期から「外国系入学試験」という名称で開始し、1995（平成7）年から定員化するなど歴史と実績のある入学試験方式となっている。

⑦外国人留学生入試については、⑥同様に実施しているもので、1995（平成7）年から定員化した。日本語による小論文、英語及び日本留学試験の日本語の成績を課し、面接の上合否を判定している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 本学における入学者の受け入れの基本方針は、本学の理念・目的・教育目標等を直接反映したものであり、それを受験生や社会に明確に示すことができているものと考えられる。

しかしながら、近年の大学入試の現状に鑑みて、以前は「優秀な人材」にウェイトが置かれていたが、現在ではより「定員確保」が重視されてきたことは否めない。

本学の主力入試は、現在でも一般入試（3教科方式）であり、これによる入学者は全体の入学者の36.8%（2004（平成16）年）から24.2%（2005（平成17）年）の間で推移しており、一入試では定員に占める割合が最も高い。附属校（姉妹校）推薦入学、指定校推薦入学、アドミッションズ・オフィス入試の3方式では本学の理念・教育目標等を十分に理解している入学者を確保できているものと考えられるが、一般入試（3教科方式）においては、入学試験科目の成績のみによって合否が決定されるため、本学の建学の精神を十分に理解しない学生を受け入れている可能性はある。

多様な受験生の受け入れとの関係もあるが、第1志望の入学者は所謂偏差値で輪切りにされた不本意入学層より、本学の教育理念・目的を理解しているものと考えられる。今後ともより一層第1志望の入学者を増やせる入学者受け入れ方法を検討する。

ただ、一般入試での入学者であっても、これまでの調査では大学案内（ガイドブック）やホームページを一読もせずに出願・入学する者はほぼゼロであることから、基本的な本学の理念・目的・目標に関する知識は持っているものと考えられるので、今後は理念をより理解できるような表現方法について在学生に対して調査の上、工夫を加える。

イ 本学における入学者受け入れ方針は、各選抜方法に明確な形で反映されている。特にアドミッションズ・オフィス入試や推薦入学の方式では本学の理念を十分に理解している入学者を確保できていると考えられる。また、プレゼンテーション方式についても、入学手続率から見てかなりの確率で第1志望層であることが判明している。これは本学独自で他大学にない入学試験方式による志願者・入学者だからと考えられる。

問題点としては、受け入れ方針の前提として定員の確保ということが最も重視される点であることから、まず定員を確保した中で、本学の理念を理解した入学者の割合をどれだけ上げられるか、ということとなる。その点で、入試制度の中で最も割合の高い一般入試（3教科方式）においても、第1志望の入学者を増やし、不本意入学層を減らすことが肝要ではあるものの、昨今の競争的環境の中、偏差値で輪切りにされてくる受験生に第1志望を要求するのは難しい面もある。この点については一般入試の受験生であってもほぼ100%手にする大学案内（ガイドブック）やWEBにおける説得力のある表現方法を工夫していくことで、

間接的にはあるが本学の志望順位を上げることは可能であろう。

アドミッションズ・オフィス入試や推薦入試による入学試験方式においては、入学後の学業成績の追跡調査を継続することにより、入学試験の審査精度を上げること、さらにより本学の教育理念・目的を理解している者を受け入れられる新たな入学試験方式の導入を検討する必要がある。

C【改善方策】

2009(平成21)年度の一般入試(3教科方式)の入学者に調査を実施し、当該入試の受験者、及び入学者に本学の理念、目的の理解を促すための方法を検討する。

効果的な入試を実施する基本として、本学の理念や教育システムを受験生に周知理解させることを重視し、大学案内やWEBサイトなどの内容的充実を図る。また、大学全体に関しただけでなく、本学の教員の研究教育の特徴についても、WEBサイトなどを中心として学生が理解しやすい形での情報提供を行う。

3 入学者選抜の仕組み

A【現状の説明】

- | |
|--|
| (1) 入学者選抜試験実施体制の適切性
(2) 入学者選抜基準の透明性
(3) 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況 |
|--|

ア 入学者選抜試験実施体制については次のとおりである。

全ての入学試験の運営にあたっては、学長を責任者、副学長を副責任者とし、学務部長を実施委員長として体制を作り、適切かつ公平な運営・実施に努めている。

一般入試(3教科方式)、一般入試(プレゼンテーション方式)では、学長を入試委員長、副学長を入試副委員長とし、学務部長を出題採点委員長及び実施委員長、事務局長を運営委員長とする実施運営委員会が年度ごとに設置され、全学的な体制で運営される。

これら以外の入学試験では、学長、副学長、学務部長、事務局長の役割は変わらないものの、教授会において承認された監督、面接委員を構成員とする各入試の実施委員会で実施される。運営は学務部学務課、学務部入学広報室の職員のみが当たる。

また、実際の入試当日の実施にあたっては、学長、副学長、学務部長等の職制による委員は全員が入試本部担当となり、入試事故を防ぐとともに、万が一の場合でもすぐに協議できる体制としている。

合格者の決定にあたっては、入試委員会(聖心女子大学規程集「1-3-4教授会規程に基づく委員会規程」により委員を構成)の委員に加えて、面接のある入学試験では面接委員、学力試験のある入試では主査(出題責任者)により審査会議を開き、ここでの協議をもとに原案を作成し、教授会での審議を経て決定して発表する。発表は個人情報に配慮し、全ての入学試験で個別に郵送で行っている。

入学試験終了直後にはホームページに志願者数、受験者数、合格者数、実質倍率などを公表するとともに、全ての入学試験終了後には、『入試情報』を刊行し、志願者数、合格者数、実質倍率、合格最低点、合格者の現役・既卒比、出身高校などのデータを詳細に公表しており、公正性・透明性を確保している。

イ 本学の入学者選抜基準は、学生募集要項に全て掲載すると同時に、大学案内(ガイドブッ

ク)に添付の『入試情報』に公表し、かつホームページなどでも公表している。特にホームページにおいては、実際の学生募集要項と全く同じ内容をPDFファイルにより参照できるようにしている。

ウ 学力試験を実施する入学試験では、採点は採点委員によって行われ、その結果が審査会議・教授会に報告されている。

また、面接を実施する入学試験では、面接委員は必ず2名以上としており、その客観性・公平性を保つようにしている。2002年(平成14年)の自己点検・評価の時点では改善点としていた客観性のより一層の担保について、現在では面接のある入学試験の全てについて、事前に面接委員で打合せを持つことにより、質問事項や評価視点の統一を図ることにしている。2004(平成16)年から導入した一般入試(プレゼンテーション方式)及びアドミッションズ・オフィス入試では面接評価が審査に大きなウェイトを持つことから、事前の面接委員の打合せに加えて、事後にも打合せを持ち、評価の公正性・妥当性を確保している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 一般入試(3教科方式)、一般入試(プレゼンテーション方式)は全学的な体制で取り組むことが前提となっているが、年度末に近い業務繁忙期であり全学的な応援が得にくい時期でもある。また、それ以外の入学試験は入試担当部署(学務部)のみが業務に従事している。入学試験の多様化に伴い、秘匿性の極めて高い問題作成及び採点・得点処理業務、煩雑な事務処理を少人数でこなすことには、受験人数の多少に関わらず大きな負担が生じる。

前回の『自己点検・評価報告書』(2004年2月刊)の時点から、一般入試(3教科方式)については、専用の得点処理ソフトを導入して正確性・確実性を増すように改善を図っており、この面では多少の安全性の向上と労力削減に役立っている。またその他の入学試験では、手順をできるだけ統一化することにより安全性の向上と教員・職員の労力を削減することを目指しているが、受験生数が多い入学試験の場合はより一層安全に配慮した実行体制が必要と考えられる。

実施にあたっては、慎重に慎重を重ねているにもかかわらず、小規模なミスが発生はあった。面接開始が受験生への予告時間より1分程度遅れるといった程度のもので大きな問題とはならなかったが、これらに関しては過去のミスを繰り返さないように既に改善を加えており、今後とも実際に発生した事例のみならず、予想される事例に関しても予防策を講じる努力を続けていく必要がある。

各入学者選抜試験実施体制については、規模や時期も含めて適切に整備され機能しているか、常に検証し、改善の工夫をしている。各入学試験終了後には必ず実施委員長が関わった教職員から意見を吸い上げ、その年度内の入試委員会にて協議して改善策を講じることとしている。特に2004(平成16)年度から導入した一般入試(プレゼンテーション方式)及びアドミッションズ・オフィス入試については、毎年選抜方法や運営方法に改善を加えている。

現在までのところ、各入試の事務処理には一度もミスの発生はないことから、適切な事務処理がなされていると考えられる。実施上で発生した小規模なミスについては、既に改善済みではあるが、今後とも他大学で発生した入試実施上のミスなどを参考にしつつ、改善すべきところは改善して実施上のミスを防ぐ努力を続ける。

イ 対受験生への透明性については、学生募集要項に掲載すると同時に、それをホームページでも公開することにより基本的には適切と言える。結果の公表についても、(1)に記載したとおり試験実施後すぐにホームページにて志願者数、受験者数、合格者数、実質倍率につ

いては公表することとしており適切と言える。

ウ 面接については、特に面接が審査の重要な項目となっている入学試験では、面接評価の視点、面接質問内容、面接評価の面接委員による差を均等化するための細かな打合せを持つことで公正性を確保しており適切と言えるが、将来的にはどういった視点で優れた面接評価を得た学生が入学後の学業成績や大学生活に好影響を与えているか、といった視点からの検証も必要と考えられる。

一般入試（3教科方式）について、2002年(平成14年)の自己点検・評価で改善点として挙げていた、出題の狙い及び科目別平均点等の公表については、現在では既に実施しているが、具体的な解答例は公表していない。これは例えば英語では記述式の出題を生かした自由記述英作文など、正解がなく受験生個々の考えを問う本学らしい設問があり、模範解答が一つではない問題があるといった理由から止むを得ないと考えられる。また、個人の得点についても開示していない。これについては受験生の一層の信頼と本学への関心の増大を考えると、今後検討していく必要がある。

面接における質問事項や評価の統一については、2002年(平成14年)の自己点検・評価から大きく改善できた項目と言える。しかし、その評価の精度については、入学者アンケートや学業成績の追跡調査を継続すること、常に向上を図っていかなくてはならない。

C【改善方策】

現在までのところ、各入試の事務処理には一度もミスが発生はないことから、適切な事務処理がなされていると考えられる。実施上で発生した小規模なミスについては、既に改善済みではあるが、毎年度、入試委員会や入試運営会議等で実施体制を点検するとともに、他大学で発生した入試実施上のミスなどを参考にしつつ、改善すべきところは改善して実施上のミスを防ぐ努力を続ける。

一般入試（プレゼンテーション方式）、一般入試（3教科方式）への人員配置に関しては、日程の調整などを綿密に行うなどし、事務手続きに滞りがないよう配慮する。

入試の実施体制や手順等については、引き続き毎年の評価点検を継続しながら、一層の適正化を図る。

入試問題の解答例の開示等、透明性に関しては2009(平成21)年度中を目途に、入試委員会で議論して方向性を示す。

4 入学者選抜方法の検証

A【現状の説明】

(1) 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

全ての入学試験において、学務部長を出題採点委員長として出題に当たっている。

入試問題の検証については、一般入試（3教科方式）は最も規模の大きい入学試験であるので特に慎重に当たっている。当該年度の問題作成者が、前年度までの問題を検証し、多種の出版社の教科書との照合により長い時間をかけて課題を選出した後、当該年度の問題を作成する。さらに、学務部長のもとで数名の教員により入試出題ミスの起きないように、問題の妥当性と表現等について厳格にダブルチェックすることとしている。その他の入学試験では、過去の問題を参考に当題に当たっており、かつ入学広報室長による点検、出題採点委員長による点検のダブルチェックを行なっている。

入学試験の終了後には、一般入試（3教科方式）では採点時に受験生の解答を参照しながら

ら問題のレベルや内容を点検し次年度の参考としており、その他の入学試験では、審査会議などにおいて内容の点検結果などを通じた意見交換を行い、入試問題の方向性などについての意見を申し送るようになっている。

また、問題そのものが参考資料となってしまう一般入試（プレゼンテーション方式）を除く全ての入学試験で、試験終了後に受験生に試験問題を持ち帰らせている。また、一般入試（プレゼンテーション方式）及びアドミッションズ・オフィス入試においては、問題をホームページに全て公開することで、受験生に対しても問題内容を公表することとしている。

B【点検・評価、長所と問題点】

全ての入学試験問題において、出題者のみならずダブルチェック以上の体制を組んでいること、終了後においても、その年の問題の検証をその年に実施する体制を組んでおり、この点は評価できる。

しかし、ダブルチェック以上の体制としているにもかかわらず、これまでいくつかの小規模なミスが発生している。いずれもミスプリント程度のもので、大きな問題とはならなかったが、厳正な能力評価を行うためには、そうした事態を避けることが必要である。入試問題の事前の点検は、多くの人の目を通過すればミスの可能性は低くなるものの、秘匿性の点から、それにも限度のあることが難しい点である。

引き続き予防策を講じる努力を続けていきたい。終了後の問題内容・レベルの検証についても、当該年度の検証は当該年度に行なう体制を続けるとともに、本学の入試問題の信頼度を上げてゆくために、著作権等の問題を考慮しながら試験問題の公表を進め、外部からの指摘や助言を積極的に求めていく。問題のホームページでの公表については、著作権の問題がないものについては、できるだけ多くの試験で公表できる仕組みを構築していく必要がある。

C【改善方策】

2009（平成 21）年度の入試についても同様の対応をとるが、その経過、結果を踏まえ、2010（平成 22）年度入試の検証体制を入試委員会において再点検する。特に、チェックに関わる要員について、秘匿性を十分に勘案しながらその増員の可能性を探る。

5 アドミッションズ・オフィス入試

A【現状の説明】

(1) AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

本学では、アドミッションズ・オフィス入試は、2004（平成 16）年度入試から導入した比較的新しい入学試験種別である。アドミッションズ・オフィス入試においては、そのアドミッションズ・ポリシーにおいて「大学の内容を真に理解することに始まり、学生が大学に期待するものと大学が期待する学生との関係を明らかにしてゆくプロセスを重視するという視点で構想されています。」「これにより、みなさんと本学がお互いに理解し合い、この大学で学生生活を送ることを納得して、入学していただきたいと考えています。」としているとおり、受験生に対して本学を深く知る機会を多く持ってもらい、大学ときめ細かいやりとりを通して志望を固めてもらうことを柱としており、それらから第1志望に限定した入学試験としている。

本学には公募制推薦入学制度はないため、このアドミッションズ・オフィス入試が公募制

で、かつ自分で自分をアピールすることのできる唯一の入学試験となっている。

表5-5 アドミッションズ・オフィス入試のスケジュール、審査内容等

	出願締め切	試験日	本学を知る機会	審査内容	参考資料
第1次 審査	9月下旬	10月上旬	オープンキャンパス (学内進学相談会)	①エントリーシート ②小論文 ③面接	学習歴、学業成績、 資格や活動内容の 証明などを提出さ せる
第2次 審査	11月上旬	11月中旬	聖心祭 オープンキャンパス 授業見学会	①課題作文 ②質疑応答及び面接 ③高等学校の調査書	第1次審査での提 出物、参考資料にも 目を通す

出願締め切りは9月末としているが、その前後にはオープンキャンパス等の学内進学相談会を設けており、多くの受験生はこれらを通して大学を訪ね、教職員や在學生へ質問・相談することにより本学への進学・志望を固めている。(進学相談会に参加したかどうかは審査には全く無関係。)また、第2次審査の出願前にも、教職員・在學生に質問・相談する機会や、実際の授業に参加する機会を設けており、より一層の進学意欲の向上に寄与できるように取りはかっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学のアドミッションズ・オフィス入試は、第1次の出願締め切りから最終的な合否通知まで約2ヶ月という比較的長い審査期間を設けている。入学試験も第1次・第2次審査とも日曜日実施とし、合否通知も私立大学の一般的なアドミッションズ・オフィス入試より遅い時期となっており、この点からも高等学校の通常授業への影響を最小限にとどめるように配慮している。アドミッションズ・オフィス入試は昨今、早い時期に合格通知を出す大学があることから、青田買いとの批判を受けがちな入試方法であるが、本学は時間をかけ、多面的に審査しており、この点は評価できる。

さらに、公募制であるため、高等学校が受験生の出願を知らなかったということがないように、受験生本人に断った上で、高等学校へも出願があったことを知らせるようにしている。受験生本人のみならず、高等学校への連絡を欠かさないようにしている点は評価できる。

本学のアドミッションズ・オフィス入試は、受験生に対してきめ細かい対応をしていると同時に、一般的な他大学のアドミッションズ・オフィス入試からみても厳しい審査内容ではあるが、そのために出願締め切りから合否通知まで約2ヶ月間と長い時間をかけている。受験生にとって大切な受験勉強期間でもあるため、もう少しこの期間を短縮すべきと考えられる。

C【改善方策】

2009(平成21)年度のアドミッションズ・オフィス入試の動向を踏まえながら、出願締め切りから合否通知までの期間短縮の可能性を2010(平成22)年度入試に向けて検討する。

6 入学者選抜における高・大の連携

A 【現状の説明】

(1) 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

(2) 高校生に対して行なう進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

ア 附属校（姉妹校）推薦入学では、特に高等学校との関係を重視している。年数回開催される学長・校長会において意見交換を行い、推薦入学のみならず、カリキュラム、教育理念の継承といった幅広い内容にわたって意志の疎通を図っている。この場を通して、推薦基準、推薦入学の実施方法、生徒・保護者への告知方法の見直し等について、より良い方向性を見出せるように姉妹校との協議を実施している。

生徒及び生徒の保護者への告知については、札幌聖心女子学院・不二聖心女子学院・小林聖心女子学院には、毎年5月又は6月に学長・副学長・学務部長・学生部長・入学広報室長のうち3名と、これらの姉妹校出身の在学学生数名が出向いて、大学の理念、教育システム、教育の特長、学生生活や就職状況、在学学生からの説明などを行なっている。東京聖心女子学院・不二聖心女子学院・聖心インターナショナルスクールについては、生徒及び生徒の保護者を本学に招いて同様の説明と模擬授業及び在学学生との懇談会を実施して、大学への進学意識を高める努力をしている。

また、これらの姉妹校からの要請により、年間数名の教員が出張授業を行うことにより、姉妹校の高校生へ大学の学問への関心を持たせている。さらに、生徒を招いての説明会の際には、姉妹校の教員を招聘して大学を知ってもらうことにより、間接的に姉妹校の生徒への進路指導に役立ててもらっている。なお、附属校（姉妹校）推薦入学において入学が決まった生徒には、合格通知に同封するかたちで各教員からの推薦図書を紹介し、入学までの期間でできるだけ読むように勧めている。

イ 推薦指定校では、大学案内（ガイドブック）の希望者への配布依頼、シラバス他の資料の閲覧依頼などと、大学のニュース・トピックスやポスターを年数回、壁新聞のような形で送付し、高校生に関心を持ってもらえるようにしている。

推薦指定校の希望者については、10月の2週間程度を使い、本学の通常授業を在学学生とともに受講する機会を設け、学問への関心を持たせると同時に、本学の授業や教育内容を知る機会としている。

ウ 推薦指定校も含め一般の高校生に対する進路相談・指導の機会としては、オープンキャンパスへの参加者の獲得及びWEBにおける告知に重点を置いている。これは下表5-6のように、入学者アンケートにおいて、本学の情報が参考になった媒体として、大学案内（ガイドブック）以外ではホームページ、オープンキャンパスがアンケートの年度に関わらず常に上位に位置しているからである。情報伝達の方法としてこれら3点に力点を置いている。

表5-6 入学者アンケート 本学の情報が参考になった媒体

媒 体	参考のなったと回答した高校生の比率
大学発行の印刷物（大学案内など）	83.9%
本学ホームページ	69.5%
オープンキャンパス（進学相談会）	65.3%

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 附属校（姉妹校）への告知や推薦入学については、姉妹校からの希望等を汲み取り、大学からの希望も伝えた上で実施しているもので、評価できる内容と考えられる。

推薦指定校も含めて一般の高等学校への情報伝達として、高校を訪問して本学の説明をすることが考えられるが、本学の場合は高等学校への組織だった高校訪問は実施していない。これは、受験産業の調査により、高等学校の教員にとって多くの大学からの高校訪問への対応にかなりの時間を割かれており、本務に不都合が出ているということに配慮したものであり、高等学校から要請があった場合には入学広報室を中心にできるだけ外向くようにしているものの、本学の各教職員への強い要請や割り当てなどはしていない。このような高等学校の本務に配慮している点は評価できる。

しかし、結果として書類の郵送による告知が中心となっており、必ずしも見てもらえない場合、あるいは見てもポイントが明確に伝わらない場合があると考えられる。

イ 推薦指定校に対しては、書類を郵送するだけでなく、送付した書類を見てもらいポイントを明確に伝えるために、推薦指定校の教員用の配布物の作成などを検討する。

高・大の連携では、現在推薦指定校とアドミッションズ・オフィス入試の志願者だけに与えている大学の実際の授業体験の機会を、姉妹校へのヒアリングの上、姉妹校の高校生にも拡大することで、より本学への理解を促進する。逆に、附属校（姉妹校）推薦入学にて入学が決まった生徒に対して実施している各教員からの推薦図書を紹介については、入学時期の早い推薦入学者などへの拡大実施を、高等学校へヒアリングした上で検討する。

ウ 高校生への伝達方法では、本学のWEBは基本的に紙ベースの大学案内（ガイドブック）の写しのような形となっている。そのため網羅性は高いものの大学の行事や各学科専攻あるいは各教員の活発な教育研究活動を伝えられるような記事の掲載が必要と考えられる。

また、WEBでのビデオ映像によるメッセージも極めて少なく、訴求力が弱いと言わざるを得ない。今後の本学ホームページでは、各教員や在学生が映像により直接受験生へ語りかけるようなコンテンツを増やすことで、情報を効果的に伝達できる工夫が必要と考えられる。

WEB上でこれらを充実させることにより、オープンキャンパスに参加しにくい遠方の受験生に対する情報の効果的な伝達が可能になるものと考えられる。

C【改善方策】

姉妹校高校へのヒアリングを行い、2009（平成21）年度からの実施をにらみ、姉妹校生徒が本学の授業を体験できる方法を探る。

本学のホームページを受験生への訴求力という面から見直し、2010（平成21）年度入試に向けて大幅な充実・改定を行う。

7 科目等履修生・聴講生等

A【現状の説明】

(1) 科目等履修生・聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

聖心女子大学学則第12章第48条に従い、資格取得あるいは生涯学習を支援する目的で、大学受験資格を有する女性を対象に、一般学生の授業や研究に支障がないことを前提に、本学学生以外にも単位を取得する機会を与えている。但し、資格取得を目的として出願する場合、授業等への影響も大きいことから、本学出身者や資格関連の課程全般を履修する意思のある者等に限定している。

B【点検・評価、長所と問題点】

現在のところ、特に問題も生じていない。科目等履修生の受け入れ状況は適切と判断される。

C【改善方策】

現状において大きな支障は生じていないが、生涯教育の機会提供、あるいは地域への貢献といった点から、2009(平成21)年度において教務委員会を中心に今後の科目等履修生、聴講生の制度のあり方を検討してゆく。

8 外国人留学生の受け入れ

A【現状の説明】

(1) 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

外国人留学生入試については、本学は1977(昭和52)年という比較的早い時期から「外国系入学試験」という名称で開始し、1995(平成7)年から定員化するなど歴史と実績のある入学試験方式となっている。

選抜の内容は、日本語による小論文、英語及び日本留学試験の日本語の成績を課し、面接の上合否を判定している。日本留学試験以外は本学独自試験・面接を合否判定資料としており、留学生の本国地での学習歴等は出願資格を確認するための資料として提出させているが、合否の判定には利用していない。

留学生入試の志願者の出身国は、入学試験終了後にホームページにて公表するとともに、全ての入学試験終了後には、『入試情報』を刊行してデータを詳細に公表している。この5年間の志願者の出身国の上位3国は以下のとおりである。

表5-7 外国人留学生入試 過去5年間の志願者の出身国(上位3国)

出身国	過去5年間志願者数合計
中国	45名
韓国	16名
台湾(中華民国)	2名

B【点検・評価、長所と問題点】

留学生の国籍や出身地域により、学業の評価基準や方法は多様である。それゆえ、推薦入学の場合の調査書のように、本国地で受けた教育を審査項目に含め評価することは難しいものと考えられる。一方、本学で教育を受けるにふさわしい基礎的な学力を有しているかどうか、日本留学試験以外では全て独自試験とし、かつ日本語についても本学独自試験を課すこと及び面接試験を課すことにより確認している点は評価できる。

本学の外国人留学生入試の志願者数は少ないが、これは独自試験や面接といった入学試験でのハードルを多少高めに設定していることによるものと考えられる。志願者数は少ないものの入学手続率は高い(大学基礎データ(表1.3)参照 2004(平成16)年から2008(平成20)年の5年間平均で約84.4%)ことからみて、本学を第1志望としている者のみを受験しているものと考えられる。今後とも、第1志望者が受験する現在の形式を継続する。

現在のところ、留学生の学力は本学の試験及び日本語能力によって評価しており、その方

法自体に大きな問題は生じていない。本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定については、入試時よりもむしろ入学後の学修指導面で必要な情報になっており、この点はアカデミックアドバイザー等、担当の教員が適宜、情報収集を行っている。

C 【改善方策】

受け入れという点で問題は生じていないが、入学後の留学生への指導に関して、特に、基礎課程時における日本語教育のあり方については2008(平成20)年度中に対応策を決め、教育システムの改善を図る。

9 定員管理

A 【現状の説明】

- (1) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
 (2) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

ア 本学は、入学時には学科別の募集を行わず、文学部としての一括募集を行っており、2年次進級の際に、各学生の希望に基づいて、各学科専攻への進学を決定する。

1948(昭和23)年開学当初の本学の学生収容定員は、420名であったが、その後、教員増員、教室、研究室、図書館等の充実とともに、学則改正を行い、収容定員増加の認可を得、また、本学の理念である「国際性」の涵養から、1994(平成6)年に帰国子女30名、留学生10名の入学定員の増員を申請し、認可を得、1995(平成7)年度から全体の入学定員を450名、収容定員を1,800名とした。さらに編入学生の受け入れ態勢を整え、学則改正を行った上で、2001(平成13)年度からの2年次編入学定員30名増の申請を行い、認可を得た。その結果、学生収容定員は、現在の1,890名となり、以後その数は変化していない。

(ア) 収容定員数と在籍学生数

大学基礎データ(表14)に示すように、2008(平成20)年度(5月1日現在)本学文学部における収容定員は1,890人(編入定員90人含む)、在籍学生数は2,214人となっている。その比率は、1.17倍であり、概ね適正な数に収められている。

なお、過去5年にわたる比率は以下の表のとおりであり、過去5年の平均比率は1.17倍で推移している。

表5-8 過去5年間の在籍学生数と収容定員に対する比率

項目 \ 年度	2004	2005	2006	2007	2008
収容人員数 A	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
在籍学生数 B	2,242	2,213	2,187	2,218	2,214
比率 (B/A)	1.19	1.17	1.15	1.17	1.17

(イ) (編)入学定員数と(編)入学者数

次ページの表5-9に示すように、2008(平成20)年度(5月1日現在)(編)入学定員と(編)入学者数の比率については、1.14倍である。過去5年を見るならば、いずれも(編)入学定員数480人に対して、(編)入学者数とその比率は以下ようになる。5年

間の平均は、1.16倍であり、1.2倍を超えず、比較的適切な数に抑えられている。

表5-9 過去5年間の(編)入学者数と(編)入学定員に対する比率

項目 \ 年度	2004	2005	2006	2007	2008
入学者数 A	549	516	520	563	532
編入学者数 B	24	23	21	20	16
合計 C=(A+B)	573	539	541	583	548
入学定員 D	480	480	480	480	480
比率 (C/D)	1.19	1.12	1.13	1.21	1.14

イ これに至るまでに、各学科・専攻の定員数を、社会の動向、学生の希望に見合うよう見直しを図り、将来構想検討委員会で学部学科専攻改組案を検討した結果、2002（平成14）年に、表5-10のように収容定員変更の学則改正を行った。

表5-10 学科専攻別収容定員変更内容

学科専攻	変更後 2003年度以降	変更前 2002年度以前
外国語外国文学科	378	438
日本語日本文学科	198	258
歴史社会学科	698	618
哲学科	172	172
教育・心理学専攻	364	324
初等教育学専攻	80	80
合計	1,890	1,890

大学基礎データ（表14）にあるとおり、2008（平成20）年度における各学科の収容定員と在籍学生数は次のようであり、その比率は表5-11の右欄のようになる。2年次に各専攻に本人の希望に基づいて進学する際に、著しい不足、超過は見られないが、定員数と希望数の比率が、1.0にならない学科が生じることはある。その比率の幅は0.92倍から1.24倍までである。

表5-11 2008年度各学科の在籍学生数と収容定員に対する比率

学科専攻区分	収容定員数	在籍学生数	比率
基礎課程	450	547	1.22
英語英文学科(外国語外国文学科)	288	358	1.24
日本語日本文学科	153	183	1.20
歴史社会学科	528	629	1.19
哲学科	132	122	0.92
教育学科	339	375	1.11
全学	1,890	2,214	1.17

(表における学科・専攻の収容定員は1年次の定員を除いた実際の収容定員)

毎年開催する学科専攻説明会、ジェネラルレクチャーにおける専攻の説明、学科紹介ビデオ放映などで各学科それぞれの特色、教員の専攻分野、研究室の様子、卒業生進路などを分かりやすく1年次生に説明し、各学生の希望・個性に合わせて選択させ、特定の学科に偏らないよう指導している。また各学科がホームページ、または学科パンフレットを作成して、各学科の内容、学科行事の紹介、卒論題名などを詳細に伝える手段を増やして、さらに学生の希望に沿った選択ができるように配慮している。また、教員側からだけでなく、学科専攻在籍学生の視点からの話を伝えるようにしている。

さらに、各学科専攻とも、1年次生の入門科目の充実・工夫を凝らして学生のその分野への導入を充実させ興味を持たせている。

また、1次調整で、受け入れ人数を超過して希望があった場合は、面接、1年次前期成績、専門性に関する筆記テスト、研究計画、国際性に関しては語学力、各学問分野に資する潜在能力、適性を見る論述等で、総合的に、複数により、厳正に選考している。

著しい欠員が生じる学科は存在しないが、年度によっては、第二次募集においても定員割れが生じる学科専攻が少数ある。その場合も、学科全体の収容定員の上からは適正な比率であるため、学生への無理な押しつけはせず、学生の希望に配慮している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 以上見たように、本学文学部全体の収容定員数と在学学生数の比率は、2008(平成20)年度は1.17倍であり、過去5年にわたっても、比較的適切な比率を保っていると評価できる。

(編)入学定員数と(編)入学者数の比率については、2007(平成19)年度は多少上がったものの2008(平成20)年度は1.14倍に下げ、概ね適切な数と評価される。入学時に文学部一括募集を行っているため、各学科別募集に比較して、ある程度は調整しやすい利点はあるが、適切な数字に抑えるには困難な面も多く、それには入学広報室の統計上の推論及び、入試委員会における受験生募集段階での真剣な検討の寄与が大きい。

イ 現状では、本学では著しい欠員または定員超過が生じている学部・学科はない。

【現状の説明】に記したように、2002(平成14)年度に各学科・専攻の収容定員数の見直しによる学則改正を行った結果、現在の各学科における収容定員と在籍学生数の比率は改善され、概ね適切であると評価できる。各学科・専攻間の幅は、0.92倍から1.24倍までであり、概して適切な数を保っていると評価できる。0.9倍以下の著しい定員割れがある学科も、1.25倍以上の著しい超過が見られる学科もともに存在しないと評価される。

進学説明会、学科パンフレットなど、各学科専攻が打ち出す上記で述べた措置が適切な学科在籍数の比率に寄与していると評価される。

但し、歴史社会学科、教育学科は、学科内が複数の専攻に分かれている。専攻間の希望者の比率は必ずしも平均化されていない場合もあり、偏った場合は、話し合い、指導などで学生の勉学意欲に支障をきたさないように留意していると評価できる。

各学科の定員に関する問題については、今後学生のニーズが変動する可能性がある場合に、常時点検すべく教務委員会が設置されている。

C【改善方法】

入学時における文学部一括募集に際しては、従来同様、入学広報室、入試委員会での検討を経て定員管理をさらに強化する。

今後とも専攻間の希望の偏りに対する指導を、学科各代表が集まる教務委員会などで全学科と連携をもって対処し、強化していく。とくに、1年次生向け入門授業の充実についての検討をする。

10 編入学者、退学者

A 【現状の説明】

(1) 退学者の状況と退学理由の把握状況

(2) 編入学生及び転科・転部学生の状況

ア 退学は学則に基づいて事務処理が行われるが、単に事務的に取り扱われるわけではない。退学を希望する学生は、まず「休学・退学に係る相談報告書」に必要事項を記入し、所属専攻の学科代表委員に相談する。学科代表委員との相談で翻意しない場合には学生部長が直接面談のうえ意思を確認し、翻意しない場合に「退学願」を提出させることにしている。

学則では退学について次のように規定している。

第34条 退学を希望する者は、所定の様式による退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第35条 次の各号の1に該当するものについて学長は、前条に定める退学願の提出を待たず、教授会の議を経て、退学させることができる。

- (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第30条第2項に定める休学期間に達しても、なお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

大学基礎データ(表17)が示すように、過去3年の退学者の数は13～19名ほどで、毎年ほぼこの数字内で推移している。退学者は主として1年次、ついで4年次に多い。

退学の理由は、表5-12に示すとおり、進路変更、経済的理由、健康上の理由が大半を占め、他に結婚などである。進路変更は、美術、演劇、メディア、美容、デザイン専門学校への道へ変更する他、理系、農学系大学を希望するものなどである。健康上の理由は、メンタルなものも含め、コンスタントな通学が困難なものである。

表5-12 過去3年間の退学理由別退学者数推移

退学理由 \ 年度	2005	2006	2007
進路変更	14	5	10
経済的理由	4	2	4
健康上の理由	1	5	1
在籍年限超過	0	1	1
結婚	0	0	1
合計	19	13	18

イ 本学では高等専門学校、短期大学、4年制大学の卒業生あるいは卒業見込み者、及び、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者、さらに、大学に2年以上在学し62単位以上を取得、または取得見込みの者を対象に編入学生を募集

している。合格者は志望した学科専攻の2年次に在籍する。

入試の方式としては姉妹校推薦編入学試験と一般編入学試験の2つを実施しており、両者を合わせ全学的な定員は30名となっている。ここ5年間の編入学者数は、2004（平成16）年度が24名、2005（平成17）年度が23名、2006（平成18）年度が21名、2007（平成19）年度が20名、2008（平成20）年度が16名と全学的な定員数を割り込んでいるが、これは全体の応募者数が30名を下回るということではないが、近年、対合格者手続き率が5割前後に留まっていることと、学科ごとに定員が定められているため、一部の学科で志願者が定員を下回ると、その分、全体の合格者数が減るといった事情による。

ウ 本学では9つの専攻があるが、その間での転科希望を受け付ける制度がある。転科希望者はまず所属専攻の許可を得た後、10月末日までに申請書類を提出するが、転科希望先の専攻による選考と教授会の審議の上、学年終了時に可否が判断される。転科が認められた学生は次年度から2年次に在籍する。但し、卒業要件単位に重複のある教育学専攻と初等教育学専攻の間の転科に限っては3年次に在籍することができる。

但し、転科申請は少なく、最近5年間をみると希望者は2名のみで、うち1名は受け入れられたが、他の1名は不許可となっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

学生からの申し出を口頭のみでなく「休学・退学に係る相談報告書」を提出させ、学科代表委員および学生部長が直接面談し、理由と意思を十分に確認したうえで退学の手続きに入るとは、安易な気持ちで退学することを防ぐ方策として評価できる。

また、退学者の数は、在籍者に対してほぼ0.6%から0.8%の間で推移し、退学者の割合は少ないと評価できる。

しかし、本学の教学内容とは異なる分野への進路変更などの理由も多いことから、退学者をゼロにするのは無理であるとしても、いったん本学を希望して入学した学生たちである以上、よりゼロに近づけることが望ましい。とくに1年次の退学者が多いことから、1年次の学生把握をより堅固にする必要がある。現在、1年次前期の中ごろに、学生部1年次センターから、1年次基礎課程演習担当者、語学担当者などの必修科目担当者に欠席の目立つ学生の報告書類の提出を依頼している。それをもとに、アカデミックアドバイザーが当該の学生について指導をするようにしている。この件の詳細については、「第6章 学生生活 3生活相談等（5）不登校の学生への対応状況」にも記述されている。

また、退学の手続きのシステムの適切性は評価されるが、それらの手続きによる時間の経過が必要期限内での事務処理に支障をきたすことがないように、教授会で、このシステムをさらに周知させている。

本学は編入学者をコンスタントに受け入れているものの、近年、手続き率の低下等により、編入学者が定員を下回る年度が続いている。合格者数を増やす方法も考えられるが、質保証という観点から本学への就学が難しいと判断されるケースも少なくない。

転科については明確な内規を設けており、履修要覧にも明示している。ただ、実際には、本学では2年次から所属する専攻への振り分け過程で、1割ほどが第一希望どおりの進路に進めないという状況であるものの、転科希望はほとんど生じていない。これは第二希望以降への進学者であっても、学生は所属専攻に適応していることを示すものである。希望どおりでない専攻に進んだ学生のその後の成績を調査しても、他の学生と差異がないという結果はこれを裏付けるものと言える。

C【改善方策】

現在、学生部の各部署及び教務課などとの連携を目的とする「学生支援ネットワークの会」が立ち上げられている。1年次の学生把握については、このネットワークの会において、アカデミックアドバイザーと学生部、教務課などとの各部署の連携を2009(平成21)年度中により強化し、退学者の更なる減少に向けて検討する。

編入学試験の定員のあり方や合格の基準については、今後、志願者数や手続き率の推移を見ながら検討を進めてゆく。

第2節 大学院研究科における学生の受け入れ

1 学生募集方法、入学者選抜方法

A 【現状の説明】

(1) 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

本大学院の学生募集で重視している点は、大学院案内（ガイドブック）の最初に記載しているとおり「キリスト教精神にもとづき、女性に高度な学問研究への道を開く」ことにある。本大学院の文学研究科は、日本の女子大学では唯一最初の大学院として1952（昭和27）年に設置されたものであり、当時の女性の大学院進学が極めて困難だったことから「女性に高度な学問研究への道を開く」ということが目的として掲げられているものと考えられる。現代社会においては女性の大学院進学は1952（昭和27）年当時よりはるかに社会的に認められる環境になりつつあるとはいえ、それでもなお男性に比較して厳しいのが現状と言える。

そのため、本大学院では本大学院に限らず学部卒業生（卒業見込生）に対して、本大学院文学研究科の各専攻と学部段階での専攻との繋がりを大学院案内（ガイドブック）に明示することで、学問の継続性と進学意欲を高める工夫をし、告知している。

入学者選抜の方法については、専攻別の入試であり、概ねどの大学でも学部の卒業が決定する2月での入学試験を中心的な柱としており、選抜方法については各専攻で工夫をしているが基本は修士課程・博士前期課程では専門科目・外国語・口述試験、博士後期課程では修士論文またはそれに代わるものを基に、英語・口述試験によって行なっており、合否の決定（選考）に当たっては下表5-13の大学院入試審査会議の委員が協議の上案を作成し、大学院委員会で審議の上決定している。

表5-13 大学院入試審査会議の構成

委員の種類	内容
職制による委員	学長、大学院室長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長
各大学院専攻の代表委員	各1名（8名）

B 【点検・評価、長所と問題点】

学生の研究能力を測定する方法として、現在の方法は適切である。特に口述試験を十分にを行い、具体的な研究計画の説明を求め、学生の研究に対する意欲や展望を述べさせることに基づいて適切な選抜がなされていると判断される。

C 【改善方策】

本大学院の特色ある教育・研究について、より一層の告知の徹底を図る。選抜方法に関しては特に改善・改革を考えていない。

2 門戸開放

A【現状の説明】

(1) 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

本大学院の出願資格、特に修士課程・博士前期課程では、当該専攻の専門を学部段階で修了していなくても、卒業論文に代わるものを提出することにより、受験可能としている。

これにより、学部段階での研究によらず、誰でも出願することが可能となっている。

2008(平成20)年度入試の志願者における本学学部出身者は42名で、他大学出身者は11名であった。

B【点検・評価、長所と問題点】

出願段階で出身大学・学部・学科・専門を限定せず、入学試験を通して公平に学生の研究能力を測定していることから、門戸開放は適切と判断される。

C【改善方策】

本学の大学院の存在は必ずしも広く知られていない。周知度が低いという意味で入学者を制限している部分があると考え、本学大学院をさらに広くアピールすることで他大学出身者を含む多くの学生に受験機会を提供していきたい。

3 社会人の受け入れ

A【現状の説明】

(1) 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

先にも述べたように、女性の大学院進学は、本大学院文学研究科を設置した1952(昭和27)年当時よりはるかに社会的に認められる環境になりつつあるとはいえ、それでもなお男性に比較して厳しいのが現状と言える。一旦社会人として働き始めた後、あるいは働きつつ大学院で学びたいという希望を持つ者も多いと考えられる。

そのため、本大学院では、出願資格にも社会人の出願に配慮していると同時に、日本語日本文学専攻、哲学専攻、社会文化学専攻、人間科学専攻では、社会人特別選抜試験を設けており、チャンスの拡大を図っている。

また、本大学院の修士課程・博士前期課程では、2008(平成20)年度大学院入試から、何らかの事情があり、仕事を持ちつつ本大学院で学びたいという意欲を持つ出願者に対して、長期履修学生制度を設けた。これは通常修業年限の2年では修士課程・博士前期課程の履修が困難と認められた場合に修業年限を3年とする制度で、学費等の面で不利益にならないようにしており、かつ事情が変わって通常の履修年限で修了が可能となった場合には、2年間で修了に変更する事も可能としている。

B【点検・評価、長所と問題点】

社会人学生の受け入れ状況は適切と判断される。

C【改善方策】

2008(平成20)年度から導入した長期履修学生制度の効果を見極める。その上で、必要に応じて社会人への学習機会の拡大のための方策を大学院委員会や入試委員会を通して検討する。

4 科目等履修生・研究生等

A【現状の説明】

(1) 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

聖心女子大学大学院学則第11章第33条に従い、学術研究の成果を公開するとともに生涯学習を支援する目的で、授業及び研究指導に支障のない限り、選考の上、科目等履修生を受け入れている。また、同34条に従い、他大学との協定に基づき、本学の大学院に他大学の大学院生を委託聴講生として本学の大学院授業を履修させている。委託聴講生制度の協定校は表5-14のとおりである。

表5-14 委託聴講生の協定校

本学の受け入れ専攻	協定校	受入れる協定校の専攻
英語英文学	青山学院大学大学院他、 11大学大学院	英米文学他
史学	日本女子大学大学院 東京女子大学大学院	史学 史学
人間科学（教育学分野）	青山学院大学大学院 東洋大学大学院	教育学 教育学
人間科学（心理学分野）	青山学院大学大学院	心理学
すべての専攻	清泉女子大学大学院 白百合女子大学大学院	言語文化、思想文化、 地球市民学 発達心理学、児童文学、国 語国文学、フランス語フラ ンス文学、英語英文学

B【点検・評価、長所と問題点】

科目等履修生、聴講生の受け入れ状況は適切と判断される。協定校を増やす可能性は検討しており、2008(平成20)年度後期には新たに首都圏大学における宗教学専攻及び宗教学専門科目を開講する専攻との間で宗教学関係科目の単位互換協定が結ばれることとなった。

C【改善方策】

大学院委員会を中心に協定校の拡充の可能性を引き続き検討し、他大学の大学院生の研究教育に対する本学の協力体制を整えてゆく。

5 外国人留学生の受け入れ

A【現状の説明】

(1) 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

大学基礎データ(表18-3)に示すように、大学院において留学生入試を実施しているのは、日本語日本文学専攻のみである。2005(平成17)年度に2名在籍していた。2008(平成20)年度現在は、国費留学生として、社会文化学専攻博士後期課程に1名在籍している。

B【点検・評価、長所と問題点】

受け入れは多いとはいえない。本学の理念における「国際性」の重視の観点からも、留学生の大学院受け入れをさらに活性化させる必要はある。そのためには、各専攻の教育目標に添って、留学生をどのように、どの程度受け入れるかの態勢整備をする必要がある。

C【改善方策】

上述した内容を、大学院専攻代表委員会、大学院委員会で、2009(平成21)年度を目途に実施する。

6 定員管理

A【現状の説明】

(1) 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

(2) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

収容定員と在籍学生数については、大学基礎データ(表18)に示すように、大学院修士課程・博士前期課程における収容定員と在籍学生数は、収容定員88名に対して、在籍者数55名であり、その比率は0.63である。各専攻別に見るならば、修士課程・博士前期課程の定員充足率は英語英文学専攻の0.25から史学専攻の0.90であり、専攻間で幅がある。

また、大学院博士後期課程における収容定員と在籍学生数は、収容定員24名に対して、在籍者数25名であり、その比率は1.05である。特に、人文学専攻博士後期課程は、収容定員12名に対して、在籍者数13名で、その比率は1.08とやや高い。社会文化学専攻及び人間科学専攻は、共に収容定員6名に対して、在籍学生数6名で、比率は1.0である。

学生確保の道としては、各専攻とも、学部在学生対象の説明会を複数回、2・3年次早々から参加できる体制をとり、大学院での教授内容、論文執筆の概要、テーマの射程、論文執筆上の指導體制、修了後の就職・進学などについて充分説明している。

大学院文学研究科において、大学基礎データ(表18-3)が示すように、著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じていることはない。とくに、博士後期課程においては、前述したように、全専攻とも適切な充足率であり問題は無い。

修士課程・博士前期課程においては、大学基礎データ(表18-3)から各専攻の平均値を算出すると、2004(平成16)年度から2008(平成20)年度の過去5ヵ年の、入学定員数に対する入学者数の比率は、0.67である。志望者・合格者が少ない専攻はあるが、ゼロの専攻は無い。専攻によっては、過去5ヵ年の入学定員に対する入学者の比率は、0.22と、低率な専攻もあるが、入学定員数が他専攻に比較して10名と多いことにもよる。社会文化学専攻博士前期課程は、その比率が1.07で最も高い。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学大学院文学研究科は「目的」に記したとおり、そのひとつに、高度な研究者の育成を目指しており、昨今の研究職就職が困難な社会状況から見れば、すべての専攻に対して100パーセントの在籍学生は望みがたい。そのなかで、大学院博士後期課程の充足率は1.04であり、きわめて適切な数を示していると高く評価できる。

また、修士課程・博士前期課程においては、定員充足率0.63は充分とはいえないまでも、0.5を上回っていることは大学院としては一応評価でき、少数精鋭の体制といえる。しか

し、本学大学院の教育理念の「女性に高度な学問探求の道を開く」ということ及び高度な専門知識を社会に還元するということから、またさらに現代の社会的動向から考えても、本学の教育理念を目的とした大学院修了生の育成は推進すべきであり、更なる充足率を目指したい。これまで以上に、説明会の強化、情報伝達の強化、学生への説明に努力する必要がある。

全体としてみれば、入学定員の0.66の入学者があり、前述のように著しい超過の専攻、著しい欠員の専攻は無いにしても、欠員の恐れがなくはない専攻もある。そうした専攻では、学部の履修ガイダンス、及び大学院進学説明会で、積極的に大学院進学への関心を喚起し、例えば「教員志望者は大学院へ」というアピールを打ち出すなどの努力をしている。「定員確保」に関しては、2008(平成20)年度大学院将来構想・評価委員会の検討議題の一つとして、学長から問題提起が行われ、後期検討課題となっている。

C 【改善方策】

2009(平成21)年度までに、当面は、大学ホームページをさらに活用するなど、大学院各専攻の教授陣、教育内容などの、更なる情報伝達を徹底させる。

2008(平成20)年度後期までに大学院将来構想・評価委員会において、「定員確保」についての検討に着手し、より積極的に、学内及び学外の候補者増を図る。

第6章 学生生活

本章において本学独自の「評価の視点項目」として次の項目を記載した。

- 語学研修・留学制度への支援
- ジェネラルレクチャー
- 学寮

【到達目標】

- 個々の学生に即した経済的安定に対する支援の強化・拡充と、本学の理念に基づいた学問と実践力両面を支援・奨励する本学独自の給付奨学金制度の充実を図る。
- 学生の国際性を促進する留学実現に向けての、経済的サポートと学修面サポートとの両面からなる支援の充実を図る。
- 学生の心身の健康、進路などに関する多様な相談に対応する各部署における機能的かつきめ細やかな指導相談体制の強化と活性化を行う。
- 就職指導の充実・強化と、事業計画に基づいたキャリア形成支援施策の策定と実施を図る。
- 自己を確立し、地球を共有する人類の一員としての人格形成を目指す学生の課外活動の支援強化と本学の理念にふさわしいボランティア活動を推進する。
- 学寮は、福利厚生機能を果たすとともに、キリスト教精神に基づく建学の理念に則した教育寮としての管理運営を行う。

本章では、始めに、各項の【現状の説明】に移る前に、学生生活に関連する本学の部署の総括的仕組みについてその概要を記す。

学生が学修に専念できる環境整備を行うとともに、学生生活を通して、学生の豊かな人間性を涵養し、資質、能力を最大限に発揮させるサポート体制として、本学では、学生部の5部署が機能している。以下に5部署及びその概要をあげる。

「学生生活センター」では学生の経済支援の根幹となる奨学金制度を年々充実させ、また、学籍上の届け出の管理、学生の課外活動の円滑な運営のサポート、学生生活一般の相談などを通して、豊かな人間性を涵養するべき学生生活において直面する多様な問題の把握・処理に努めている。同センター内に2002(平成14)年度から「フレッシュマンセンター」(2006(平成18)年度から「1年次センター」に名称変更)が開設され、大学生活に不慣れな1年次生に特化された指導・相談に対応している。同じく同センター内の「マグダレナ・ソフィアセンター」(MSC=Madeline Sophie Center)では、学生のボランティア活動支援と本学の理念の基盤であるキリスト教に関連する諸活動を行い、学生生活の中で幅広く本学の理念を具現するべく様々な角度から学生の人間性を涵養し、また社会貢献の一端を担うサポートをしている。

「国際センター」では、学生の交換・推薦留学、認定留学、海外語学研修など全学科専攻学生の海外派遣業務、交換留学及び短期留学プログラムによる留学生受け入れ業務、外国人留学生サポート・交流に関する業務を一括して扱っている。

「キャリアセンター」では学生が本学での学修をどのように社会に還元し、自立していけるかを焦点に、卒業後の進路支援までを視野に入れ、進路相談、職業紹介、就職ガイダンス、

就職セミナーなど一貫したキャリア形成支援を行っている。

「保健センター」では応急措置、健康相談、健康教育、健康管理、病院紹介など、学生保健衛生に関連する全般的業務に対応し、学生の健康管理に努めている。

「学生相談室」では学生がより充実した学生生活を送るための心の健康に関する相談とそれらに関連するあらゆる相談（人間関係、人生相談など）に対応したガイダンス・カウンセリング業務を扱っている。

なお、学生生活に関連した委員会、ネットワークとしては、学生委員会（各専攻代表1名＋学生部長＋学生部担当部長＋幹事・学生生活センター職員）、健康サービス委員会（教授会の推薦に基づき学長が指名する専任教員3名＋学生部長＋学長が指名する職員3名＋幹事）、セクシュアルハラスメント防止委員会（学務部長＋学生部長＋学生相談室長＋事務局長＋教員3名＋職員2名）、学生支援ネットワークの会（学務部長＋学務部担当部長＋教務課長＋学生部長＋学生部担当部長＋学生生活センター職員1名＋1年次センター職員1名＋学寮部長＋保健センター職員1名＋学生相談室カウンセラー1名）が設けられ、それぞれ活発に活動を行っている。

1 学生への経済的支援

A 【現状の説明】

(1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

(2) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

ア 学生の経済的安定の支援の根幹をなす奨学金制度として、本学では、**大学基礎データ（表44）**に記載した給付及び貸与の奨学金制度を備えている。

学内における貸与奨学金「聖心女子大学奨学金」は、各年40名分、入学から卒業までの4年間、授業料相当額を貸与する制度を十分用意している。

経済状況、家族状況が多様化している現在にあつては、学生生活センターが各学生の経済環境に適応した支援制度をさらに強化・拡充させている。

入り口段階である入学者、次段階である2・3年次在学学生、卒業段階の4年次生の各段階での受給制度を設け、学生の受給の機会を強化・均等化・適正化させている。

具体的には、まず入り口段階である入学者の奨学金制度を整備した。

2004（平成16）年度から姉妹校推薦入学の成績優秀な学生10名に卒業までの4年間、授業料の半額相当額を給付する制度を導入、実施している。2007（平成18）年度からは一般入試（3教科方式）成績上位者10名に授業料半額相当額を4年間給付する「一般入試（3教科方式）成績優秀者奨学金」を導入、実施している。

次段階である2～4年次生の奨学金としては、2003（平成15）年度から経済事情が優先される2名に給付する「エリザベス・ブリット基金奨学金」（同窓会宮代会資金）を新設し、応募は例年10倍近い競争率となっている。

卒業段階の4年次生での受給制度には、さらに成績優秀な4年次生対象の「宮代会奨学金」があり、この応募については例年5倍前後で推移している。

一方、現在応募の多い、2・3年次生対象の中で、大学独自資金による給付奨学金制度が手薄であることから、同窓会に頼ることなく大学独自の学部奨学金を設置することは以前から要望が強かった。このため、学業成績優秀な学生を奨励し、受給の公平化、均等化を図り、学修環境を向上させて本学の経済支援の独自性を発揮するため、学業成績優秀かつ本学の理念にふさわしい学生を対象とした大学独自資金による「聖心女子大学聖マグダレナ・ソフィ

ア・バラ賞特別奨学金」制度の新設が学生委員会及び教授会で承認され、2009(平成21)年度から施行される。なお、経済的困窮による経済支援を希望する学生に対しては、既存の聖心女子大学奨学金(貸与)で対応可能であると判断され、増枠等の措置はとられていない。

「聖心女子大学奨学金」返還については、督促を繰り返さなければ返済しない卒業生(修了生)も少なくなく、職員の業務負担となっている。

さらに、学生への経済的支援に関しては、本学が協定を結んでいる海外11大学に派遣される交換・推薦留学生への大学独自資金による経済支援を行っている。この制度により学生は、本学納付金の経済負担が軽減され、在学中での留学を実現しかつ在学4年で本学卒業が可能となっている。

各奨学金の対象者、金額、期間、条件など詳細については、別添資料『学生生活2008』(P.52～61)を参照願いたい。

イ 最近2年間の学部生及び大学院生を対象とする奨学金の受給実績は次表6-1のとおりである。

表6-1 最近2年間の奨学金の受給実績

対象	奨学金種類	区分	2007年度		2008年度	
			応募者数	受給者数	応募者数	受給者数
学部生	聖心女子大学奨学金	全学年次	44	23	44	31
	聖心女子大学姉妹校推薦入学奨学金	1年次		8		9
	一般入試(3教科方式)成績優秀者奨学金	1年次		なし		なし
	宮代会特別奨学金	4年次	16	3	14	3
	エリザベス・ブリット基金奨学金	2年次以上	19	2	21	2
	聖マグダレナ・ソフィア・バラ賞特別奨学金	2, 3年次	2009年度から実施			
	日本学生支援機構奨学金(第一種)	1年次	39	22	29	22
		2年次以上		2	12	2
日本学生支援機構奨学金(第二種)	全学年次	51	22	44	26	
大学院生	聖心女子大学奨学金	全学年次	なし	なし	なし	なし
	聖心女子大学大学院特別奨学金	修士・博士前	11	9	18	9
		博士後	7	5	5	5
	宮代会奨学金	修士・博士前		1		1
	日本学生支援機構奨学金(第一種)	修士・博士前	1	1	1	1
		博士後	1	1	なし	なし
	日本学生支援機構奨学金(第二種)	修士・博士前	なし	なし	1	1
博士後		なし	なし	なし	なし	

ウ 外国人留学生(受入)に対する経済的支援としては、特別奨学金並びに授業料を30%減免する制度がある。最近2年間の実績は次表6-2のとおりである。

表 6-2 最近 2 年間の外国人留学生(受入)への支援実績

種類	区分	2007年度		2008年度	
		応募者数	受給者数	応募者数	受給者数
外国人留学生特別奨学金	学部生	26	20	26	23
	大学院生	1	1	なし	なし
外国人留学生授業料減免	学部生	22	22	27	27
	大学院生	1	1	なし	なし

エ 交換・推薦留学学生（派遣）に対する経済的支援として、協定契約または本学独自資金による納付金減免制度が設定されている。

①交換留学学生留学先学費免除制度

5 協定大学への本学の留学基準を満たす留学決定者に対しては、交換留学協定により、留学先学費が全額免除される。

2007年度の実績は、韓国カトリック大学1名及びソウル女子大学1名の合計2名であり、2008年度はサンタクララ大学（米国）1名、韓国カトリック大学2名、オーストラリア・カトリック大学1名、輔仁大学（台湾）2名の合計6名である。

②推薦留学学生納付金減免制度

本学の6協定大学への留学選考審査における成績により、留学決定者のうち上位2名は留学期間中（1年／半年）の全額を免除、3位以下は、留学期間の半額が免除される。

最近2年間の実績は、2007年度は合計7名（マンハッタンビル大学2名、リヨン・カトリック大学5名、いずれも半年留学）、減免金額合計は3,325千円、2008年度は合計3名（サンフランシスコ大学1名、ローハンプトン大学1名、リヨン・カトリック大学2名、1年留学1名、他はいずれも半年留学）、減免金額合計は1,425千円である。

オ 短期留学については、派遣及び受入とも日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。

派遣は短期留学推進制度〔派遣〕奨学金を2007年度及び2008年度とも1名が受けている。

受入では、短期留学生支援制度奨学金を2007年度は韓国カトリック大学及びカレル大学(チェコ)の2大学からの留学生が利用し、2008年度は韓国カトリック大学、ヴェネチア大学(イタリア)、カレル大学からの留学生が給付を受けた。また輔仁大学(台湾)からの留学生は財団法人交流協会奨学金の給付を受けた。

カ 各種奨学金へのアクセスは以下のとおりである。入学以前に選考する奨学金については、関係機関及び受験生向け学生募集要項に記載し、情報提供している。また、それ以外の各種奨学金については、『学生生活2008』を、入学日またはオリエンテーション当日に全学年に配付している。新入生に対してはオリエンテーション期間中のガイダンスにおいて募集中であることを告知も行っている。保護者も参加する入学式において学生部長から、各種奨学金について学生生活センターに積極的に相談するようにとアナウンスをしている。

また、オリエンテーション期間中に、新入生・在学生ともに奨学金用掲示板に募集の告知を掲示し、募集を行っている。この他、学外から奨学金募集の通知が来た場合には、随時掲示している。

留学生新入生に対しては、オリエンテーション期間中に説明会を開催、同時に留学生全体に募集をかけている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 個々の学生の要望に適切に対応した経済支援となっていると評価される。

まず、貸与奨学金に関しては、本学独自資金「聖心女子大学奨学金」の希望者は2008(平成20)年度、学部は受給定員40名中23名であり、大学院は15名中0名であるところを見ると、需要に比して充分用意されている。

日本学生支援機構は貸与数の割り当て以上に希望者がいるため、貸与条件を満たしていても必ずしも採用されない。内示数の関係上、日本学生支援機構に推薦できなかった学生に対して、「聖心女子大学奨学金」でカバーしているケースが約半数を占める。

イ 給付奨学金に関しては、【現状の説明】冒頭部分にその設置の経緯を記したように、入り口段階、2・3年次、卒業年の各段階の奨学金が整備され、受給の機会均等が図られ、奨学制度は拡充されていると評価できる。

新入生に対しては入学前に給付を決定することで利便性が高くなった。

大学院学生に対しては給付の奨学金が充実していることが評価される。

また、給付奨学金は、姉妹校推薦入学者及び一般入試成績優秀者奨学金の1年次生対象を除くと、受給者枠5名と少数であったため充実の必要性があった。その意味で、今回、2009(平成21)年度から施行することとなった「聖心女子大学聖マグダレナ・ソフィア・バラ賞特別奨学金(給付)」(3名)は、受給者の増加及び本学の理念に沿った給付奨学金制度の拡充として評価される。2・3年次全学生を対象とした自立支援に向けての褒賞的性格の奨学金であり、受給の機会均等につながり、かつ、本学の理念に基づいた学問と実践面の両面を支援・奨励する聖心独自の給付奨学金制度として、奨学金使途の更なる有効性も期待できる。

大学院学生に対しては、給付の奨学金が充実していることが評価される。

ウ 外国人留学生(受入)への経済支援は、その全対象者との比率が、いずれの学内奨学金も、50%から81.5%(大学基礎データ(表44)参照)にあるところを見ると、とくに充実している。

また、海外への派遣学生への経済的支援に関しても、交換留学生への留学先学費の全額免除及び推薦留学生に対する学生納付金の減免が整備され、経済的サポートは強化され、留学期間の在学年数への算入及び単位互換制度(第3章 参照)とともに、留学制度支援の充実、学生の国際性促進に寄与すると評価できる。(本章「6 語学研修・留学制度の支援」参照)

以上の点検から、個々の学生の要望に適切に対応した経済的安定への支援は強化・拡充されていると評価される。なお、交換・推薦留学生への経済支援は特に評価されるべきであるが、これに関しては本章「6 語学研修・留学制度への支援」の項で、留学支援の現状説明とともに触れることにする。

エ 次に奨学制度に関しての最近の学生の傾向としては、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生のほうが学内借入希望者より多いことが挙げられる。「聖心女子大学奨学金」は、①1年次と新編入生の貸与金額は授業料の半額に相当する325千円であること、②引き続き貸与を希望する場合には、毎年出願しなければならないこと、③借入額が一時に振り込まれることになっている。それに対して、日本学生支援機構奨学金は①借入額が選択できる、②継続申請できる、③毎月固定額が振り込まれる。学生生活センターではこうした相違を充分に説明し、様々な家庭環境にある学生の経済事情に合わせて選択させている。

オ 2004(平成16)年度から実施している姉妹校推薦入学奨学金に関しては、毎年実績を積んでおり、この制度については経済支援目的とともに成績優秀者の入学率向上の入試戦略

としても効果をあげている。同様の目的で平成2006(平成18)年度に制定された「一般入試(3教科方式)成績優秀者奨学金」については、毎年予算を計上しているものの、該当者のなかには希望者がおらず、成績優秀者増加による学習環境活性化を目的とする奨励的意味合いの奨学金を活かせていないのが現状である。

また、大学院特別奨学金は、成績優秀者に絞るべく準備されている奨学金であるため、引き続き適正な受給者選考を行っていく。

学外からの奨学金貸与を受けている学生もいるが、在籍学生数に対して1%にはるかに及ばないほど、ごく少数である。

カ 外国人留学生奨学金に関しては、前述したとおり本学における経済支援は潤沢に行われてはいるが、なお、留学生の経済状況は総じて厳しいようである。特別奨学金を5月末に給費として振り込んでも、その後も前期授業料を納入できず、特別奨学金を生活費に回さざるを得ない留学生も数名いる。特に、4年次生は、卒論と就職活動に時間をとられて、アルバイトを減らさざるを得ない留学生もいるのが現状である。

このような外国人留学生の前期授業料未納者に対して、日本人学生とは別に授業料の督促をするシステムが必要である。「特別奨学金」を受給する学生には、「特別奨学金」が振り込まれる5月末日に督促する。日本学生支援機構が支給する「学習奨励費」は7月15日に振り込まれるため、その受給者に対しては7月中旬に払い込むような督促にするなど、督促方法の検討が必要である。

キ 本学では、基本的に学生に対する連絡事項は掲示板での告知としており、現状のままでも奨学金を必要とする学生は学生生活センター窓口で尋ねてくるため、本学のような少人数の大学では、アクセス方法にとくに問題を感じてはいない。但し、ほとんどの学生が保護者の意思により奨学金を申請しており、肝心の学生本人の奨学金の必要性に対する認識とギャップがある。

学生自身に奨学金の意味を徹底させ、学生及び保護者への各種奨学金制度へのアクセスをより容易にするため、より多くの情報を提供する効果的な情報提供方法の調査・導入の更なる検討を続け、また、学外の奨学金受給に関わる相談・取り扱い業務のシステムについても、担当人員の検討も含めて、より多くの学生が受給にいたるシステムを検討し確立することが望ましい。

外国人留学生奨学金に対しては、留学生の目線に立っての説明会を開催することが必要である。

C【改善方策】

ア 個々の奨学金については次の方策を講じる。

①奨励的性格の給付奨学金新制度「聖心女子大学聖マグダレナ・ソフィア・バラ賞特別奨学金」が導入されたことで、学問探求の活性化と本学理念の浸透への寄与となるよう、この新制度を2009(平成21)年以降適正に施行する。

②一般入試成績優秀者奨学金については、2009(平成21)年度を目途に、入試委員会、教授会、事務局等で検討し受給者実績を生む方策を策定する。

③学生生活を安定させるための経済支援として奨学金を位置づけるならば、学費納入及びその督促の流れのなかに、奨学金システムを組み込んで考慮すべきである。現在学費未納者に対する督促業務軽減のため、督促方法等の見直しを行っているが、2009(平成21)年度には、その中に学生が安心して学業に専念できる奨学金貸与のタイミングを組み込むことを、

学生委員会、経理部などで検討する。

④外国人留学生奨学金については、2009(平成21)年度に学生委員会、経理部などで、前期授業料督促方法との流れを再検討し、奨学金の有効性をさらに高める。

イ 保護者の意向による奨学金申請の学生が多数を占めてきており学生本人及び保護者の両者へのより広汎な情報提供が必要である。保護者対象の奨学金ガイダンスや奨学金用のホームページの作成等を2009(平成21)年度に向けて検討し、学生の各種奨学金制度へのアクセスをさらに容易にする。外国人留学生に対しては、2009(平成21)年度に向けてさらにきめ細かな内容の説明会を検討する。

2 学生の研究活動への支援

A【現状の説明】

(1) 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性については、学部学生に対する各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促す助成制度は整備されていないが、大学院学生に対しては、学内に大学院学生の研究成果を公表する場として『聖心女子大学大学院論集』がある。年間2号体制で刊行され、投稿資格は第1号が博士前期・修士課程の学生、第2号は博士後期課程の学生である。各専攻の学生からの投稿を調整して毎号10篇前後の優秀な論文が掲載されるよう各専攻の教員が指導している。

外部の論文集への執筆を促すための基本として、先ず専門学会への所属、研究会等への参加、口頭発表を奨励し、学会誌等学術誌の編集アシストの仕事に携わること、他大学の新しい論文の水準に触れることなどを促している。博士後期課程では査読つき論文、査読なし論文を含めて一定数の論文を毎年全員が投稿することや口頭発表を行うことを博士論文執筆の条件として専攻内で定め、演習授業などでも基本的な指導を行っている。

B【点検・評価、長所と問題点】

大学院学生の研究成果の発表の場を支援するという意味で、毎年の『聖心女子大学大学院論集』の刊行は有効に機能しており、この長所は今後も維持していく。学外の論文集への執筆についてもこれを奨励するのみならず、必要な指導を各教員が行っており、特に博士後期課程では博士論文提出の条件としているので、優秀な論文執筆に向けての支援となっている。今後は、学部学生の研究活動への支援については、大学院進学への動機付けを含めて総合的な方策を検討していく必要がある。

C【改善方策】

大学院学生の研究活動への支援に関しては、『聖心女子大学大学院論集』等を継続して刊行していく。

3 生活相談等

A【現状の説明】

(1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

(2) ハラスメント防止のための措置の適切性

(3) 生活相談担当部署の活動の有効性

- (4) 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
- (5) 不登校の学生への対応状況
- (6) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

ア 健康増進・疾病予防のための活動（定期健康診断を含む）

本学保健センターは、常勤保健師（助産師資格有）1名、常勤看護師1名、非常勤医師として内科医1名（水曜日2時間）、精神科医2名（第2・第4、火曜日・金曜日）、派遣事務職員1名（前期は週3回、後期は週2回）、健康診断前後にアルバイト事務職員1名を配している。保健センターには、診察用ベッド1台、休養ベッド3台、車椅子2台、自動血圧計1台、身長・体重計1台、体脂肪計、視力計、聴力測定器、テレビ（VTR用）1台、健康関連ビデオ等がある。

現在保健センターの位置づけは、学生部に所属し、学生部担当部長のもとで活動している。

2006（平成18）年から健康サービス委員会（構成員は第6章冒頭で述べた）が設立、運営され、保健センター職員も参加し、学内における健康サービスや保健センターのあり方及び健康サービス一般に関する諸問題を検討している。

定期健康診断は毎年4月初めに2日間実施している。実施項目は学年により異なり、全学年共通として、身体計測（身長・体重）、視力測定、尿検査（蛋白・糖）、胸部レントゲン間接撮影を実施している。これに加え、1年次生・編入生・大学院1年次生は問診、内科診察、血液検査（一般・生化学）があり、4年次生・大学院2年次生以上は、内科診察、血圧測定を実施している。入学時の血液検査で異常があった学生は、次年度の健康診断時に血液検査を実施している。2007（平成19）年度の受診率（学外での受診者を含む）は、1年次生98.7%、2年次生99.2%、3年次生96.0%、4年次生96.8%、大学院生90.5%であり、全体としては97.4%であった。

定期健康診断の結果、異常所見があった学生は呼び出し、内科医の診察を受け、その上で必要な学生に対しては、医療機関への紹介状を作成し医療へとつなげている。また、問診の結果を医師（内科・精神科医）、保健師、看護師で確認し、内科医・精神科医の診察や面接を行い、健康指導を必要とする学生へは、保健師、看護師での面接・指導を実施している。これらは、前期中に行い、後期には月経不順やBMI異常値者の呼び出し、保健師、看護師による面接・指導を実施し、必要な学生へは、内科医・精神科医の診察につなげるようにしている。また、内科医の診察については、運動部所属学生や海外語学研修参加者などにも定期的に行っている。

イ 緊急時の対応・応急処置及び感染症に関する対策

保健センターの通常業務として応急処置や健康相談を行っている（通年2,000人前後が保健センターを利用している）が、その場での応急処置の他に、食事や生活への指導が必要な場合や、体調不良となっている原因が心理面の場合などもあり、状況に応じて個別の対応が必要となる。

通常は保健師1名と看護師1名の勤務体制であり、緊急時や搬送時など2名では困難な状況であったが、2007（平成19）年度からの派遣事務職員の配置に伴い緊急時の対応や連絡などがより速やかに行われている。但し、ノロウイルス等の感染性腸炎が流行した年などは、3名でも対処が容易とはいえなかった。

感染症対策としては、2007（平成19）年度麻疹の流行の際、緊急の措置についての規定が無かった。2008（平成20）年には、麻疹対策として、全学生に麻疹の罹患・ワクチン接種状況を確認し、抗体が獲得されていないと判断される学生には、ワクチン接種を勧めてい

る。寮生に対しては、ワクチン接種証明書を提出させている。

また、2008(平成20)年に、学校保健法第1種・2種感染症に関して、感染した学生が二次感染を発生させないシステム作りとして、感染症罹患学生の出席停止措置を学生委員会 で検討し、学長がその措置を取ることを決定した。

また、2007(平成19)年度には運動部対象の応急処置マニュアルの作成や、救急講習を 実施した。2008(平成20)年度からAEDが保健センター前及び学寮、体育館に各1台ず つ設置され、2008(平成20)年8月27日に学内において渋谷消防署救急救命班による講 習を実施した。さらに熱中症対策として、体育館に大型製氷機を導入した。

ウ 健康相談

本学は女子大学であるため、学生自身が自己の性について理解し、自分の身体とうまく付 き合えるよう、また、急な相談の駆け込み寺として月経や性に関する相談に時間をとって対 応するため、2004(平成16)年度から助産師による「女性のための健康相談」を実施して いる。2007(平成19)年利用者は20名であった。

また、2007(平成19)年度から『保健センターだより』(2006(平成18)年度から発 行の『保健だより』を名称変更)を作成し、季節に応じた体調管理や、その時々健康に関 する話題、栄養を考えた料理、「健康日本21」から取りあげたテーマに関する健康教育記事 などを掲載し、健康増進への啓蒙活動を行っている。

これらの保健センターの活動を通して、学生自身が自分の命の大切さや、他人の命の大切 さを感じながら日々の健康的な生活を行い、自己の身体を管理し、未来へ向けて活動でき るよう、またそれが将来の家族へと波及していくものとなるように支援していきたいと考 えている。

エ 学生の心理面への支援

心理的支援が必要な学生に対しては、学生相談室を紹介している(下記「カ 生活相談担 当部署の活動状況」参照)。しかし状況によっては保健センターを利用する学生もあり、その 学生に対しては、学生相談室や精神科医とも相談し関わるよう配慮している。また、健康サ ービス委員会を通して、相互の業務内容や現状の意見交換を行っている。

オ ハラスメント防止のための措置

現在は、セクシュアルハラスメントに関してのみ学生への対応を講じている。教授会で選 出された教員、及び事務職員から構成されるセクシュアルハラスメント防止委員会が設置さ れている。学生に対しては、セクシュアルハラスメントとは何かの説明、さらに、それに遭 遇した場合、学生が相談し解決するまでの窓口とルートを図示したパンフレットを作成し、 入学時にそれを周知している。また、それを、常時、学生の目につくところに設置し、日常 的にセクシュアルハラスメントへの注意を喚起する手だてをとっている。教職員に関しては、 セクシュアルハラスメントに関する規程の見直し作業中であり、ハラスメント防止策の強化 を図っている。

カ 生活相談担当部署の活動状況

(ア) 学生が安全で安定した学生生活を過ごすことができるように、学生生活センターでは、 学生生活・日常生活一般、学籍、課外活動等に関する多様な相談に対応するべく、月曜日から金曜日の午前9時~17時まで、土曜日午前9時~12時まで(夏期休暇中は月から金9 時~12時、13時~16時)窓口を開き、できる限り懇切に対応している。

学生生活センターの中の1年次センターは学生生活に不慣れな1年次生に特化した情報提 供、窓口相談の場として運営され、1年次生同士の交流の場ともなっている。センター特設

のパソコン使用も可能でかつ昼食なども取れる開かれた憩いの空間であり、学生が気軽に職員に質問等ができるよう工夫された場となっている。

(イ) 学生相談室は「学生が学生生活の中で出会う様々な疑問や問題・悩みについてどんなささいなことであっても相談できる場所」として、資格を有した職員が学生からの相談に対応している。人員は室長（精神科医）、常勤嘱託職員2名、非常勤職員3名（全員臨床心理士である）から構成され、学生相談室開室時にはスタッフが2名以上常駐している。学生が必要とする時に面接が受けられるように、初回は予約を必要とせず、電話、メールでの予約も受付けている。相談はまず会って話を聴く面談を基本にしているが、相談室へのアクセスの一助として電話、メールでの面接の予約を受付けている。

(ウ) 学生相談室の主な活動は心理臨床面接を主体とした相談業務（**大学基礎データ（表45）**）の他に、予防機能としてのワークショップを開催し、学生相談室の周知を目的とした『学生相談室ニュース』（年2回）、『学生相談室利用のしおり』（年1回）を発行している。また、相談室の業務を報告し、質の高い学生相談機能を維持するために年に一度『学生相談室紀要』を発行している。2007（平成19）年度からは、学内の複数の部署からなる「学生支援ネットワークの会」が設けられており、各部署と連携して学生の支援に当たっている。

(エ) なお「国際センター」は、海外交換・推薦留学、認定留学の様々な相談の場として、学生は気軽に利用することができる。また外国人留学生の授業プログラムから生活一般に至る多様な相談を受け、外国人留学生の日本滞在をサポートしている。また留学体験者による「留学報告会」、「留学ワークショップ」なども毎年開催している。

キ 不登校の学生への対応

1年次センターでは、6月初旬に1年次対象の全学共通科目・基礎課程科目（第一外国語、第二外国語、体育運動学、基礎課程演習）の担当教員全員に欠席の目立つ学生の「調査」情報提供を依頼する。その結果を基礎課程演習担当教員に報告し、さらなる情報提供を願い、結果を学生部長へ報告する。加えて日常的に気がかりな学生の情報があれば、アカデミックアドバイザーでもある基礎課程演習担当教員と連絡をとることにより1年次生だけでなく、留学生・留年生の出欠席状況の把握を図っている。

また、不登校のみの問題ではないが、全学年次後期初めに前期の単位修得状況が不足である成績不良者（1～4年次）の調査を教務課が行い、その結果を学科代表委員会で報告し、学科代表委員は、各学生の所属する基礎課程演習担当者（アカデミックアドバイザーを兼ねる）、学科専攻演習担当者に連絡し、ケアを依頼している。

さらに、学生部長・学生部担当部長を初めとして、学生生活センター職員は、登校ができない状態にある学生の保護者からの問い合わせ・相談に対して、制度・授業・生活・精神の面に関する説明またはアドバイスに可能な限り懇切に対応している。

ク 学生生活に関するアンケート

(ア) 新入生アンケート

入学広報室が毎年4月に実施するもので、主として、本学への志望動機についての質問肢によるものであるが、入学後の学生生活に対する満足度についても尋ねている。さらに、聖心女子大学への全般的意見の自由記述欄がある。

(イ) 懇談会アンケート

学生生活センターにより「聖心女子大学懇談会」において保護者を対象に毎年実施している。学生生活全般についての意見の自由記述欄がある。なお「聖心女子大学懇談会」は、毎年6月に開催され、学長はじめ、副学長、学務部長、学生部長、各学科・専攻教員がそれぞれ

れ大学の教育方針や現状について、保護者または家族に直接説明し、また学生部の各部署が、保護者の質問に直接答える場として設けられており、300名前後の在学生の保護者または家族が参加している。

(ウ) 基礎課程演習図書館ガイダンスアンケート

図書館により2006(平成18)年以降、基礎課程演習受講者(1年次)を対象に毎年実施されているが、主として1年次生の図書館利用を活性化させるためのものである。

(エ) 学生生活に関する調査

学内共同研究グループによって2007(平成19)年6月に実施された。学生生活に関して、とくにサークル、クラブ活動、ボランティア活動、卒業後の将来の各自のビジョン・キャリア形成と現在の大学生活とのかかわり、また大学に希望することなどについてなどの質問肢が約30項目ある。分析・まとめは未終了。

以上のアンケートのうち、すでに集計された分析結果は、自由記述欄も含めて詳細に教授会、入試委員会、学生委員会等にて報告・周知され、各学科、学生窓口サービス、授業中または学生生活全般の学生マナーの向上・改善、学生食堂関係者との話し合いによるメニュー改善などに反映させている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 定期健康診断の受診率は前述のごとく高く、健診後の事後フォローの対応についても評価できる。今後も、学生の健康の保持・増進のために、高い受診率と適切なフォローを継続できるように、学生の意識向上、情報徹底などきめ細かな対応を推進していく。学生への健康相談や保健センターだよりなどを通して、個から不特定多数へも対応し、学生の心身の健康に関する相談体制は活性化していると評価できる。

イ 緊急時の応急処置については、事務職員を増やし医療職員の緊急対応がスムーズに行えるようになったと評価できる。また、応急処置マニュアル作成やAED導入など個人の緊急対応についても評価できる。

但し、ノロウイルス感染発生の際などの危機管理としては学内での応援体制づくりが必要である。また麻疹の流行時には、情報伝達のスピードや、周知の徹底に課題が残っている。

ウ 保健センターにおける学生への心理面への支援については、学生相談室及び精神科医師と連携を保ちつつ実施していると評価できる。休学や退学の学生の対応に対しては、いまだ不十分な点もある。

エ 保健センターの学内での役割が大きくなり、「健康サービス委員会」、「衛生委員会」、「学生支援ネットワークの会」への参加や教職員の健康管理の担当などの増加により、従来の健康相談や、保健指導を十分に行えないような状況も起こってきている。

オ 現在のところ、セクシュアルハラスメントに関する問題は生じていない。これはセクシュアルハラスメント防止の対応が効を奏しているというより、本学における学生及び教職員相互のモラルに支えられている面も大きい。但し、アカデミックハラスメントには、現状把握や対応がとられていない。

カ 個々の学生の生活一般から心理面カウンセリング、海外留学、外国人留学生の日本事情等に至る多様な生活相談は、その内容に応じ、各部署が連携を保ってきめ細やかに適切な状況で対応され、各部署の活動は有効に機能していると評価される。

(ア) 学生相談室の相談業務の内容は修学の問題から精神症状まで幅広いが、年間延べ950回前後の相談回数がある(約4.5%前後の来談率)。2005(平成17)年度からカウンセリ

ング利用者数は減少しているが、大きな要因として1年次生の来談の大幅な減少が挙げられる。従来、相談業務では1年次生の履修や専攻決定に関する相談が多かったが、2002(平成14)年度に1年次センターが創設されてからは同センタでの履修相談等の対応が根づき、減少していったと思われる。一方、新規の来談者の平均面接回数は2006(平成18)年度には約5回(2004(平成16)年1.2回)、継続中の来談者の平均面接回数は10回であり(2004(平成16)年度5.3回)、来談者は減少しているが、1人当たりの面接回数は増加している。相談室の業務で重い問題を抱える学生が増えたとスタッフが持つ印象とつながると言える。精神科の受診を必要とする場合は、保健センターの精神科校医の診察を紹介し、連携してメンタル面の問題にあたっている。現在、相談室の室長を精神科校医が兼務しているので、緊急時の対応についても連携がスムーズになっている。

(イ) また、学生相談は学生が面接に訪ねてくるのを待つだけではなく、学生に働きかけること、学内の複数の部署と連携して学生を見守る必要がある。学生への働きかけとして、新入生を対象としたワークショップを4月から5月にかけて実施している。例年、新入生を修学面でサポートする「スタディ・スキルズ」、一人暮らしを始めた学生を対象に、簡単に栄養が取れる食事作りをサポートする「調理と栄養指導のワークショップ」を開催している。近年、新入生から友人作りのワークショップの開催希望が多かったことから、2008(平成20)年度に初めて「フレンドシップ・ワークショップ」を入学式の3日後に開催した。この日時の設定は入学式直後の友人関係促進の援助が目的である。参加者からは、参加して満足していること、次年度の1年次生にも継続して実施してほしいとの声が多かった。また、学生と直接対応する窓口の担当者とともに、学生への理解を深めるために「窓口対応のワークショップ」を2007(平成19)年度末に初めて行った。新規で始めたワークショップについては、学内のニーズに対して有効となるべく定着させていくことが今後の課題である。

一方、学内のシステムとして「学生支援のネットワークの会」ができ、問題を抱えた学生を各部署が連携して援助している。学生相談室も参加しているが、現在は守秘に関して慎重に取り扱っている。

キ 学生の生活相談の専門カウンセラーとしては、「学生相談室」では、常勤カウンセラー2名を含む臨床心理士5名が配置されており、配置状況は評価される。「保健センター」においても、校医3名、常勤保健師1名、常勤看護師1名が配置され、専門のカウンセラーの配置状況は評価される。しかし、健康診断時、派遣留学生・海外語学研修参加学生健康診断時、などの繁忙時には事務職員がもう1名必要となる。

ク 学生生活センターのうち「1年次センター」では、学内で1年次生の履修、生活相談に精通した事務職員1名と本学卒業生を含むアルバイト職員2名が配置されている。専任職員1名では、十分な対応ができない状況にあるため、「1年次センター」の繁忙期には学生生活センターから応援することでとりあえず対応しているが、職員の増員が必要と思われる。

ケ キャリアセンターにおいては、他大学に先駆け2001(平成13)年度から、キャリアコンサルタント有資格者(GCDF: Global Career Development Facilitator)の常勤事務職員1名をキャリアセンター(当時の学生就職・厚生課)に配置し、その有資格者がキャリアカウンセリング等個別相談における専門的な支援を要するケースに対応している。

コ 不登校学生対応として、欠席が多い1年次生の調査は、少人数制大学の特色・特性を生かし、全学共通科目・基礎課程演習担当者に協力を要請し、依頼している。その出欠席状況の調査結果をアカデミックアドバイザーへと繋ぐ連携は、学生の動向を把握し、見守り、指導へと導き、評価できる方法である。

また、教務課による成績不振の学生の調査は、不登校または欠席の多い学生に対する指導の機会をつかむよい資料となっている。

しかし、実際の指導は各アドバイザーに一任されているため、各アドバイザーにより成果は異なる。また、最近では、各アドバイザーの努力にもかかわらず、学生が容易に呼びかけに応えない場合もある。

サ 学生満足度アンケートに関しては、上記新入学生の志望動機と学生生活との関連、また懇談会における学生生活への要望などのアンケートから、学生生活の実態・学生の希望を学生対応窓口サービスに反映させるシステムはすでに存在する。また、(エ)「学生生活に関する調査」のアンケート結果を参照しつつ、さらに、より具体的な、学修環境に関する部分の質問肢を備えたアンケートを学生委員会で作成する検討を重ねている。

C【改善方策】

ア 学生がより健康な状態で生活できるように次の方策を講じる。

① 日常的対応については緊急度に応じて対応し、個別指導や相談が必要な場合には、別に時間を設定するなど、スタッフ間の体制づくりを検討する。学生がより健康な状態で生活できるように『保健センターだより』やホームページ等の内容を充実させていく。

② 麻疹などの感染症の対応としては、【現状の説明】に記したように出席停止制度を設けたが、感染の拡大防止からも、その運用方法を制度化し、2009(平成21)年度から実施する。

③ 感染症の流行時の課題に対しては、今後も結核や新型インフルエンザ他の感染症も起こりうるため、社会の情報にも敏感になり、予防や発生時の対応を適切にかつ迅速に行える危機管理システム作り、また、緊急事態発生時の他部署との連携について、「健康サービス委員会」、「学生支援ネットワークの会」、「学生委員会」等で検討していく。

④ 保健センターは学生相談室や精神科医師と連携していく必要があり、休学や退学者への対応として、学生の状態の早期発見のために関係部署及び教員との連携強化を「学生支援ネットワークの会」で検討する。

イ ハラスメントについては、セクシュアルハラスメントのみならず、アカデミックハラスメントに関して、どのような組織が防止を行うか検討する必要がある。又、問題発生の有無にかかわらず、学生・教職員への恒常的な啓発活動のあり方を検討推進していく。

ウ 学生相談室においては次の方策を講じる。

① 新規に始めたワークショップについては、今後3年間、年に1度開催して、効果と課題を検証し、より学内のニーズに対応したワークショップとして2012(平成24)年度までに定着させるようにする。

② 各部署と連携して学生を支援する場合の守秘義務の取り扱いについて、必要な手続きを規程として策定し、2009(平成21)年度までに確立する。

エ 1年次生には次の方策を講じる。

① 欠席が多い1年次生の調査は今後も継続し、学生一人ひとりに注意を払い、見守り、指導へとつなげていく。不登校またはその恐れのある学生の情報を学生部、学務部で共有し、不登校の学生が一人でも多く復帰しやすくなるシステムを2009(平成21)年度を目途に「学生支援ネットワークの会」を中心に確立する。

② 基礎課程演習は前期で終了となるため、後期は基礎課程演習担当者と学生とのコミュニケーションの場が定期的には設置されていない。集会の機会を設ける等、1年次生とアカデミックアドバイザーとの交流が1年間継続可能であるような方策を「学生支援ネットワークの

会」を中心に2009(平成21)年度を目途に確立する。

オ 学生満足度アンケートを2009(平成21)年度を目途に実施する。その上で、留学・語学研修制度、学生相談サポート、課外活動サポート、就職・進学サポート等の各部署のサービス、また学生マナー向上などの改善点を見出し、是正する。委員会、教授会での報告のほか、学生委員会が主となってアンケート結果の学生へのフィードバックをさらに強化する。

4 就職指導

A 【現状の説明】

- | |
|----------------------------|
| (1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性 |
| (2) 就職担当部署の活動の有効性 |
| (3) 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性 |
| (4) 就職統計データの整備と活用の状況 |

ア キャリアセンターでは、本学を巣立つ卒業生一人ひとりが納得のできる進路を得て、自分を社会に生かしていく支援を最大限に行なっている。卒業生の進路は民間企業への就職、大学院進学、教員、公務員、資格取得など多岐にわたっており、キャリアセンター立ち上げ当初から、民間就職及びそれ以外の進路支援にあたっている。キャリアセンターでは、進路ごとにそれぞれ担当者を配置し各種情報提供、個別相談や質問の受付、課外での支援行事(別添資料『聖心女子大学 Guidebook 2008』P.53 掲載「キャリアセンターによる課外での支援行事」参照)の開催を行なっている。また活動の一環として、早くから、進路別に①「shingaku インフォメーション」、②「公務員ニュース」、③「教員採用 SHIKEN 報」、④「資格情報紙」の4種類の季刊紙も定期的に発行している。

後述する各種の就職支援の成果として、例年実施している「進路形成度アンケート」では、多くの学生が「決定した進路に満足している」と感じている(表6-3「決定した進路への満足度」参照)。また第3章第2節1「卒業後の進路状況」でも示したとおり、無目的な卒業後の人生に移行する者は見当たらない。

表6-3 「決定した進路への満足度」(卒業式時点)

2006年3月	2007年3月	2008年3月
90.6%	91.6%	92.8%

本学の教育理念は、一人ひとりの人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めることである。卒業後の進路選択だけでなく、人生の中で引き続き自らのキャリア形成をする能力や態度等を養成することは学生本人が豊かな人生を歩んでいく上で重要であると同時に、その資質や教育の成果を社会に還元し社会との関わりを深めていく上でも重要である。

学生は正規課程教育及び課外活動を中心に、4年間の幅広い活動の中で繰り返し考え、行動し、自らのキャリア形成を進め、自分を社会にどう生かしていくか模索できるように、大学全体で様々な取り組みをしている。

正課においては、ひとつひとつの授業をとおして、高度な学術的・専門的知識の探究を行い、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力、それにより高められる豊かな教養を養い、学生が卒業後の進路選択、さらには自らの一生を通じたキャリア形成について考える機会となっている。また、2005(平成17)年度から学生の職業意識の形成に直接関わる授業科目

の開設にも取り組んでおり、既に①「女性とキャリア形成」、②「職業社会学1」、③「職業社会学2」、④「キャリア形成の社会学」、⑤「職業社会学演習1」及び⑥「職業社会学演習2」を開設している。

課外においては、キャリア委員会、キャリアセンター、聖心祭（大学祭）実行委員会（学生団体）が連携協力して「聖心祭パネルディスカッション～夢を形にした女性たち～」を開催し、またキャリアセンターによる低学年対象の「先輩の体験談を聞こう!」、低学年からも参加できる「総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）講習会」、「職業適性診断システム（キャリア・インサイト）講習会」等も実施している。

以上のような機会を提供し、①聖心女子大学での4年間をどう過ごすか、②大学での学びのあり方、③自分の将来について、④将来の進路と大学での学びの関連性、⑤将来の進路選択に向けた課題発見等、学生たちが進路選択や卒業後の人生について考えるきっかけ作りにも尽力している。

イ 本学は、他大学同様、「職業安定法第33条の2」の規定により厚生労働大臣への「無料職業紹介機関」としての届け出を行ない、キャリアセンターにおいて本学独自の求人の受理や学生への職業紹介を行なう体制を整備している。企業への求人申込み依頼等求人票の獲得に努め、近年の求人件数は増加している。また受理した求人票は速やかに公示し、学生への公平で迅速な情報提供を果たしている。就職決定状況も極めて良好であり（表6-4「就職決定率と求人票等の件数」参照）、卒業後の進路状況の把握も滞りなく進み、後輩学生の参考になる「就職活動体験記」にも多くの学生が協力しており、キャリアセンターの貴重な資料となっている。

表6-4 就職決定率と求人票等の件数（5月1日現在）

	2006年3月 卒業生	2007年3月 卒業生	2008年3月 卒業生
就職決定率	99.8%	99.5%	99.8%
求人票等の件数(会社説明 会通知を含む)	3,697件	4,191件	4,456件

一方で、職業能力が未成熟で、企業社会におけるルールやマナーにも不慣れな学生のために、産業界や労働市場の正確な情報に基づく学生支援体制の整備を図っている。学生支援の現場では、知識の伝達や情報の提供だけでなく、初めての経験に戸惑う学生の精神的なサポートも求められており、学生の立場に立ちつつも第三者としての冷静で的確な指導やアドバイスが必要である。そのためにキャリアコンサルタント（G C D F）有資格者が個別相談及び行事等集団対象のプログラム構築にあたって、専門的知識や経験に基づく学生支援を行っている。

本格的な就職活動に入る前から①大学生の採用状況等雇用情勢、②就職活動の全体像、③就職活動の流れ、④基本的な心構え、⑤準備の進め方、⑥キャリアセンターの利用方法、⑦キャリアセンターによる支援行事の紹介や参加手続きについて「就職ガイダンス」等で伝えた上で、より実践的なテーマ（①自己分析、②業界研究、③企業研究の手法、④就職活動のマナー、⑤エントリーシートの書き方、⑥筆記試験対策、⑦面接対策、⑧Uターン就職等）を取り上げた各種支援行事を学外の専門家も招聘し実施している他、就職活動を終えた4年次生による「就職活動報告会」や各種就職試験対策の模擬テスト、TOEIC Rテストも実

施している。

以上の行事開催に当たっての学生向け広報活動にも尽力している他、①キャリアセンターツアー、②「キャリアセンター利用の手引き」、③キャリアセンターホームページ等でキャリアセンターの活動内容を広く伝えている。

就職担当部署には、大学と社会との橋渡し役も求められているが、求人やインターンシップについて、積極的な情報収集を進め、学生にとっての機会拡大を図っている。また大学の外の世界に広く関心を持ち、企業動向等の変化を適切に把握し、社会の動きに即した学生支援に努め、また必要に応じ、収集した情報を学内関係者にも伝達している。

キャリアセンターでは、3年次4月以降、就職支援を徐々に本格化し、就職の意識付け、就職活動に主体的に取り組む動機付け等を強化している。その後も他の進路同様①情報提供、②個別相談、③課外での各種支援行事（別添資料『聖心女子大学 Guidebook 2008』P.53 掲載「キャリアセンターによる課外での支援行事」参照）の実施を主な柱とする学生支援活動に尽力し、4年次後半に入っても、未内定の学生や就職以外の進路から志望変更する学生が内定を獲得するまで、精神的なサポートも含め、きめ細かく支援している。なお未内定の4年次生支援は他業務よりも優先して行ない、迅速な対応を心がけている。

個別相談については、来談者への情報提供、アドバイスおよび相談（キャリアカウンセリングを含む）等を行なっているが、学生一人ひとりが主体的な進路選択を果たせるよう支援するため、研修等への事務職員の派遣や人員配置に努め個別相談の充実を図っている。またキャリアセンターへの来談が基本ではあるが、麻疹等による休校になった場合に備えて、緊急を要する相談事項がある場合、電話にて特別に対応できる体制を整備している他、その他の様々な理由で来学できない相談希望者に対しても、電話等で柔軟に対応している。

限られた人員体制（課長と事務職員2名の3名体制）の中、学生へのサービスを低下させず、かつ同時に他の業務をこなさなければならず、効率的に実施する工夫もしている。受付時に学生の質問や相談内容の確認をし、短時間で対応可能な質問回答や情報提供等についてはその場で行ない、回答する前の情報収集や調査等に時間が必要な個別相談については予約制とし、本人と日程調整をした上で、後日対応している。また来談者本人が極度に緊張し、混乱しているケース等、メンタル面でのカウンセリング等専門的なケアが必要と思われるケースについては、当該学生と話し合いの上、本人了解の下、関連部署に連絡を取り、速やかに学内に設置されている学生相談室に行くよう、指導している。

ウ 就職ガイダンスについては、3年次4月の「進路プレガイダンス」を皮切りに就職活動の準備期間に入り、就職希望者全員に出席を求めるガイダンス等と申し込み制の各種就職支援行事を実施している。そして、夏休みに入る直前の7月に「第1回就職ガイダンス」を実施し、就職活動の流れにあわせて4年次4月まで、キャリアセンター事務職員による4回の「就職ガイダンス」と学外講師（専門家）を招聘した4回の「就職セミナー」を軸に、上述した「キャリアセンターによる課外での支援行事」に示すとおり、進路分野別の支援行事を実施している。

民間企業就職のみならず、教員や公務員志望者対象の行事も年間を通して実施している。採用試験対策や資格検定試験対策等、成果を出すために長期にわたる準備が必要なものについては、対象学年を絞らずに全ての学生が参加できるようにしている。また卒業後の進学や資格取得を支援するだけでなく、入職後のキャリア形成の参考にするためにも、進学関連行事や資格取得関連行事を実施し、「進学ガイダンス」や「資格ガイダンス」及び大学院でのMBA取得後ビジネス界で活躍中の卒業生を招いた講演会や司法試験に合格し弁護士として

活躍中の卒業生を招いた講演会など、生涯にわたる個人のキャリア形成に資するプログラムも提供している。

エ 就職統計データとして、第一に「就職状況一覧」（氏名、就職先企業名等、職種等、Ｕターン就職情報等掲載）がある。これは学生からキャリアセンター宛てに提出された「進路届」に基づいて作成している。４年次４月に実施している各進路別ガイダンスで「進路届」用紙の配付及び提出方法の説明を行ない、その後も、学内掲示や郵便物、電話等により、度々「進路届」による進路報告を呼びかけている。その結果、卒業式までの「進路届」の回収率はほぼ１００％に達している。

第二に「卒業生連絡先等一覧」がある。これは卒業式関連行事等の新卒業生全員が集まる機会を利用し、キャリアセンターから卒業後の連絡先情報の提供を呼びかけて収集した個人情報データをデータ化したものである。多くの新卒業生から情報の提供及び開示の同意を得ている（表６－５「卒業後の連絡先等提供者数」参照）。学生はキャリアセンターで所定の手続を行った上で、これらの卒業生情報を取得し、進路選択に向けたOG訪問に役立てている。

第三に「求人企業リスト」がある。これはキャリアセンター宛に届いた求人企業の情報（求人票及び企業説明会通知）をそれぞれ一覧表にしたもので、学生がいつでも閲覧できるよう設置している。多量な求人情報から、自分にとって必要な情報を絞り込む手がかかりとして学生は利用している。

表 6 - 5 卒業後の連絡先等提供者数（卒業式時点の人数）

	2006年3月 卒業生	2007年3月 卒業生	2008年3月 卒業生
卒業後の連絡先等 提供者数	320名	410名	491名
卒業生数	552名	534名	536名

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 学生の進路選択に関わる指導に関する問題点として、第一に、ひとつひとつの授業が、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力や豊かな教養を養い、卒業後の進路選択、さらには自らの一生を通じたキャリア形成について資するものになることを学生が理解し、授業に取り組んでいるか、把握が不十分な部分がある。

第二に、就職活動等の進路選択のプロセスにおいて、明確な進路に関わる方針や就職活動の目的を持ってない、いわゆる「自己効力感」に欠ける学生への指導も出始めている。自分の専攻と将来の職業選択との結びつきや職業生活の設計を具体的にイメージできず、改めて自分の進路や就職活動に悩み始める者も少なくない。教員やキャリアセンター事務職員が「教える」や「伝える」以外にも、学生自身が「自ら体験する」ことにより自分に必要な課題に気づき学べることも多いと言えよう。この意味において、インターンシップは大学にとって重要な課題である。しかし、他大学に比してインターンシップ導入が進んでいない現状がある。本来、インターンシップとは、自分の専攻と将来のキャリアに関連した就業体験や実体験を通じ、職業や自己の理解を深め、大学での学びや就職及び進路希望の方向付け、就職や就職活動の動機付けを図る実践的なプログラムとして位置付けられている。社会を体験し、学び、自分の成長を動機付ける。そして「働くということ」を体験する意義は大きい。

また、インターンシップの効果を生み出すためには、正課での低学年次からの適切な教育

指導を積み重ね、在学中の職業観醸成に関わる取り組みの一環として実施されることが好ましい。現状では、インターンシップの単位化、インターンシップに関連した授業等が行なわれていない。現在、一部の意欲的な学生のみが、①キャリアセンターが導入しているハイパーキャンパス、②当センターに届く公募型インターンシップ情報、③当センターが収集した個別企業のインターンシップ情報を活用し、長期休暇中のインターンシップに参加している状況である。

一方で、キャリアコンサルタントを配置することにより、従来の企業と学生とのマッチングのみに注力する就職支援を振り返り、個別的援助及び集団対象の指導等における学生支援体制の拡充を図ってきた。また進路に関する悩みが重篤なケースにあたっては、一人ひとりの学生に即した援助を個別的そして多面的に工夫し実施している。さらに①キャリアコンサルタント自身の倫理性や専門性の自覚と自己研鑽による新たな知見やスキルの獲得、②大学以外の関係分野関係者とのネットワークを生かした情報交換や意見交換、③幅広い学際的な情報交換と意見交換の機会を得て、キャリアセンター業務の推進を図っている。

イ 2003(平成15)年度に進路相談課からキャリアセンターに名称変更した。それに伴い、従来からの3、4年次生対象の就職支援に進学支援、資格取得支援等の使命を加え、業務の拡大を図った。当初は新しく加わった使命を果たすべく、就職以外の進路支援に係る予算化や人材育成に注力したが、それも一段落して、ここ2～3年は民間就職支援の拡充を図ってきている。前述のとおり、就職決定率も求人件数も着実に伸びており、これは就職氷河期における旧学生就職・厚生課時代からの経験の蓄積と、就職部門としての熱意と努力に裏打ちされた諸活動(①企業との良好な信頼関係の構築、②他大学就職部門との情報ネットワークの構築、③学外専門家との適切な連携協力、④業務の高度化を目指し、就職支援担当者としての知識の獲得とスキルの向上に尽力、⑤少ない人員体制の中、優先順位をつけ効率良く業務を推進)の成果であると評価できる。

学生にキャリアセンターの就職支援活動をより効果的に利用してもらうためにも、就職活動に入る以前の学生指導に係る職業観醸成のためのインターンシップの効果的な導入等の取り組みや、情報の質を的確に判断し取捨選択できる能力育成の必要がある。

ウ 3年次からの就職支援活動にあたっては、毎年「就職問題懇談会」が定める「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について(申し合わせ)」を遵守し、①就職・採用活動の秩序の維持、②正常な学校教育と学習環境の確保、③就職機会の均等を期すなど、学生の就職活動の早期化を防ぎ、一人ひとりの学生が能力、適性に合った適切な進路を選択できるよう実施時期及び実施方法を吟味し、学生支援に尽力している。

キャリアセンター実施の行事は全て課外活動になり、授業のない昼休みや土曜日の午後、長期休暇等や夕方以降の時間帯を利用している。このため、長期休暇中の集中講義や、昼休み等のクラブ、委員会活動等学生団体による課外活動との日程重複が起こることもあるが、参加できなかった学生対象に補講や録音視聴の機会提供、同一行事の複数回数実施等、当センターとして可能な範囲で柔軟に対応している。

一方、企業を取り巻く環境の変化、それに伴う学生の就職環境の変化、および当該年度の学生の特徴を踏まえ、キャリアセンターとしてより効果的な学生支援を果たすべく、実施内容や実施時期、実施方法について検討を重ね、学生を取り巻く環境の変化等にも柔軟に対応している。より有効性の高いプログラム構築のため、企業の動向や学生の様子についての情報収集に努めながら、本学の学生に必要な行事をタイミングよく組んでいる。そのためにも、PDCAサイクルのもと、実施後の参加学生へのアンケート調査や採用企業へのヒアリング

等、常に実施効果の検証を繰り返しながら企業サイドと学生サイドの変化に柔軟に対応している。

また、キャリアセンター事務職員と学外講師以外にも、就職活動を終えた4年次生等の進路決定者や、社会で活躍中の卒業生とも連携し、講演会や相談会等の講師として招いている。こうした行事では、聖心女子大学と学生をより深く理解し、年齢的にも学生に近い人々の視点や考え方も尊重し、共に行事内容や実施方法の検討をしている。その結果学生にとっても満足度の高い支援行事の実施を果たせている。

さらに、学生会（学内学生団体）との交流等を通し、当該年度学生からの要望等の把握に努め、「適職探求セミナー」（全学年対象の卒業生による講演会、学生会とキャリアセンターが共催）や「新社会人に向けて」（卒業式直前に実施する新卒業生対象の卒業生及び学外の専門家による講演会、卒業委員会とキャリアセンターが共催）など、学生からの提案をもとに企画、運営する学生参加型プログラムの実施にも尽力している。

一方で、学内からの要望に応え、近年、行事で取り扱うテーマの細分化が進むと同時に年間を通しての行事開催回数が増え、当センターの業務量は年々増加している現状がある。

また、多様なニーズを持つ学生一人ひとりのために、就職活動の段階ごとに手厚く様々な行事を開催することは必要なことではあるが、「就職活動の進め方の正解」を求める学生や、自ら動けない学生が現れつつある状況において、キャリアセンターが実施する行事について、何をどこまでするか、何をあえてしないかについて、より検討を行なっている。学生には今まで以上に問題意識を持って学び、考え、そして「自ら道を拓く力」も求められていると考えられ、それらの力を伸ばすことを常に意識し、またそれを目標として学生への就職ガイダンスを実施している。

エ 「進路届」については、学生に対し「進路届」の提出を求める理由（大学は、学校基本調査等の国の指定統計に係る調査について、正確な内容を文部科学省に対して報告する必要があり、この調査の基礎データとして「進路届」を提出してもらう必要がある、ということ）を明確に示すようにしている。未内定者及び進路未決定者の正確な把握とその後の当該学生への支援にも繋がるため、卒業後の進路が決まり次第、速やかに進路報告をするよう、今後も引き続き学生への指導の徹底を図りたい。

「卒業生連絡先等一覧」のデータ収集については、卒業後の連絡先提供を依頼するだけでなく利用目的、取得後の取り扱い等を詳しく説明している。また学内学生団体の協力を得て、後輩学生達からの卒業後の連絡先提供の呼びかけも行ない、後輩からのOG訪問依頼への協力意識を高め、情報提供率の高さに繋げている。また卒業後の連絡先提供を依頼する際、転居等で連絡先に変更が生じた場合の手続方法の説明及び「変更届」用紙の配付もあわせて行なっている。しかし実際には「変更届」未提出のまま連絡が取れなくなっているケースもあり、後輩学生のOG訪問に影響が出ている。

一方、卒業生情報を利用する側の学生に対しては、3年次生全員に参加を求める「卒業生情報の取得方法に係る説明会」を実施し、卒業生情報の取得方法や取得後のルールとマナーについて詳しく説明している。この説明会では、キャリアセンターで収集した情報に頼るだけでなく、例えばゼミ等の授業や課外活動等で、日頃から積極的に先輩との繋がりを作ることの大切さもあわせて伝えている。また卒業生情報を含む個人情報保護に関するリーフレットを作成・配布し、個人情報の適正利用の周知徹底に努め、社会人としても当然求められる個人情報（自分自身の個人情報及び他人の個人情報）の取り扱いに関するルールやマナーを学生が身につける機会にしている。

「求人企業リスト」については、学生たちが忙しい就職活動の合間に志望企業の情報収集や選考日の選定等を効率よく進めるために活用している。特に「勤務地」や「社員寮の有無」についての項目を設け、Uターン・Iターン就職を希望する学生にとって情報を探しやすいよう配慮している。

C【改善方策】

ア 学生の進路選択に関する指導については次の方策を講じる。

①学生にとって個々の授業が、卒業後の進路選択、さらには自らの一生を通じたキャリア形成について資するものになっているのか、また、学生がこのことをどの程度理解しているのかについて「学生生活に関する調査」を行なっている。この結果を分析し、2008(平成20)年度から2009(平成21)年度のキャリア委員会において、学生・教員の授業への取り組みと進路選択のあり方について検討・把握する。

②インターンシップが高い効果を上げるためには、苦勞してやり遂げたという達成感を得られる業務を体験できる仕組みも必要である。アルバイト的な平易な内容のものや企業が採用活動を有利に進めるための3年次生を対象とする当該企業志望者の母集団形成を主な目的とするインターンシップではなく、学生にとって実りある就業体験ができるインターンシップ情報の収集を今後も行なっていく予定である。さらにキャリア委員会において、学内におけるインターンシップ支援活動の位置付けやその意義の確認を図ると同時に、学内のインターンシップへの理解を深め、本学にとって無理なく進められる支援体制、役割分担、そして効果が上がる方法の検討を2008(平成20)年度から2009(平成21)年度にかけてキャリア委員会で行なう。

イ 就職担当部署の活動については次の方策を講じる。

①インターンシップ支援体制の推進や情報リテラシーに係る指導等について、キャリア委員会での活動を通じ教学部門との連携を行い、キャリアセンター事務職員中心の支援体制だけでなく、全学的なキャリア形成支援への取り組みが必要であり、キャリア委員会での検討を行なう。

②キャリアセンターでは、「人と仕事の架け橋」という人の一生に関わる重要な任務を担っているため、常に当センターの学生支援活動の一つひとつについて検討と検証を繰り返し、新たな課題に気づき、目標を設定し解決していくことが必要である。学生支援チームとして、新たな課題に挑戦しそれを解決する機能がある組織として、常にその有効なあり方の検討を行なっていく。

ウ 学生への就職ガイダンスについての方策は次のとおりである。

①就職ガイダンス等の行事を昼休み時間帯に開催することについて、3年次生の就職活動が本格化する時期に開催される聖心祭(大学祭)に向けた課外活動等との日程重複が生じているが、キャリアセンター開催行事の中で、特に重要なものについて、当該学生団体の希望を確認し、参加希望者対象に別日程での同行事開催の拡充を図る予定である。そのための作業プロセスについて、学生団体との意見交換を経て2008(平成20)年度中にまとめる。

②キャリアセンターでは「学生一人ひとりがキャリアプランを立て、そのために自ら進んで行動し、キャリア形成しようとする意欲と態度を生み出す」ことを目標とし、卒業直後の進路選択だけでなく、人生の中で引き続き、自らのキャリアを主体的に発達・形成させていける力の養成を目指して就職ガイダンスを実施してきた。キャリア委員会を中心に関連部署との連携を深め、よりよい学生への就職ガイダンスを検討し、実施する。

エ 就職統計データの一層の活用を図るため次の方策を講じる。

- ①「卒業生連絡先等一覧」については、今後いかにしてデータの更新を図っていくかが課題であり、情報提供を依頼する際に行なっている連絡先変更後の手続きに係る説明内容の拡充を図り、更なる周知徹底を図る等の方策を2008(平成20)年度中にまとめる。
- ②「求人企業リスト」については、2008(平成20)年度3年次生対象の求人から、キャリアセンター内のパソコンを利用し求人企業情報の検索ができるよう、現在準備を進めており、2008(平成20)年度3年次生対象の求人から検索できるようにする。

5 課外活動

A【現状の説明】

- | |
|--|
| (1) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性 |
| (2) 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況 |

ア 学生が行う課外活動としては、委員会、クラブ、同好会・愛好会活動、ボランティア活動がある。学生の資質・能力を最大限に発揮させ、本学の理念である「自己を確立し」、「地球を共有する人類の一員」としての人格形成に当っては、正課の授業のみでなく課外活動が重要な役割を果たしている。

イ 委員会・クラブ・同好会・愛好会活動、

本学には表6-6記載の委員会、クラブ、同好会、愛好会が設立され、それぞれ活発な活動を行っている。各団体には、本学教員が顧問として指導に当たり、各団体の部室は、3号館地下1階に確保されている。

表6-6 課外活動団体

系列	団体名 (かっこ内は団体数)
委員会	学生会役員会、聖心祭実行委員会、年鑑編集委員会、「虹」編集委員会(4)
文化系	アートクラブ、アナウンス研究会、ESS、クロワゾンネ、手作り小物クラブ、文芸部(6)
体育会系	硬式庭球部、ゴルフ部、自動車部、スキー部、ダンス部、チアリーディング部、なぎなた部、馬術部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、ラクロス部(12)
公演系	英語演劇部、オーケストラクラブ、ギターアンサンブルクラブ、グリークラブ、箏曲部、日本語演劇部(6)
同好会	華道同好会、クリケット同好会、聖心異文化交流会、太極拳同好会、中国研究会、フランス語サークル、ミュージカル研究会、ANNY(軽音楽サークル)(8)
愛好会	かな書道愛好会、茶道愛好会、児童文学・文化研究会、書道愛好会、小鼓愛好会、宝塚歌劇愛好会、日本舞踊愛好会、能楽研究会、百人一首かるた愛好会、フィギュアスケート愛好会、朗読愛好会、FM聖心、Sacred Heart Radio Club、YEM(ダンスサークル)(14)
ボランティア活動	聖歌隊、MSSS、Liturgy Circle、SHRET、SFT(5) (詳細は後記エを参照)

ウ 課外活動に対して大学として組織的に行っている支援、指導の具体的項目は次のとおりである。

①援助金

課外活動団体24クラブ(同好会、愛好会を除く)全体に対して大学予算年額500万円の援助金が支給され、学生会役員会が責任をもって分配し、課外活動の一助としている。

②クラブコーチ費

社会経験豊富で専門的な知識・スキルを有するコーチの指導は各課外活動団体の基盤形成にとって必須である。コーチに対しては、週1回の指導に月22千円プラス交通費実費が大学予算より補助され、学生生活センターの指導のもと各クラブに分配される。

近年は、コーチに定年制を取り入れている。コーチにとどまらず、OGから経済的支援を受けているクラブもある。在校生の保護者と卒業生を中心とする後援会組織である聖心女子大学協力会、並びに教職員と卒業生等から物心両面の多大な支援によりはじめて課外活動が成り立っている。

なお、課外活動練習場所の調整の指導も学生生活センターが行っている。

③救急救命法講習会

夏期休暇開始直後、体育会系16団体を対象に、YWCAから講師を招聘して救急救命法講習会を開催、学生自らが緊急時に対処できるよう指導している。

④入部承諾書

2008(平成20)年度から、体育会系16団体に入部を希望する学生には全員、保護者の入部承諾書を提出させている。承諾書には緊急時の連絡先を明記させ、事故やけがなどの緊急時には迅速に家族に連絡できる体制をとっている。2008(平成20)年度16団体あわせて203名が入部承諾書を提出している。

⑤スポーツ保険

全学生が加入している「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」に加えて、けがや事故に備えて、体育会系16団体にはスポーツ保険の加入を勧めている。

⑥大学行事に関わる課外活動の存在

秋の聖心祭(大学祭)は言うに及ばず、入学式並びに卒業式には、学生生活センターの緊密な指導と連絡のもと、課外活動団体は大学行事の円滑な運営に協力している。課外活動団体の協力は大学行事にとって不可欠であると同時に、大学行事に関わることは学生にとっても組織力や運営力などを学ぶ機会となっている。

⑦卒業委員会

学生会役員会は、各学年5人ずつで構成されているが、4年次の5人が卒業委員として任務を果たしている。下級生の役員たちの手本となることは勿論、卒業式、謝恩会等卒業関連行事について学生生活センターの指導を仰ぎながら学生をまとめている。

⑧聖心祭

毎年10月第三週の土日2日間、聖心女子大学の文化祭として、「聖心祭」が開催されるのが恒例となっている。委員長をヘッドとする約200人の学生による聖心祭実行委員会が企画運営のすべてを司り、講演やコンサート、学部・大学院各専攻研究室からのゼミ発表、チャリティー・ラッフル等が行われる。各課外活動団体は日頃の成果を発表する、模擬店を開くなどして、賑やかで学生らしい活気に包まれる2日間となる。聖心祭で得られた収入は、チャリティー団体に寄附している。学生生活センターは随時、委員会の相談を受けている。

エ ボランティア活動

本学の理念に即した課外活動を促進させるための組織のひとつとしてマグダレナ・ソフィアセンター(Madeleine Sophie Center:MSC)がある。

現在、専任職員2名が配置され、学生へのボランティア情報の提供、及び指導が行われている。日々学外から送られてくるボランティア情報、市民活動情報はセンターにて精査され、MSC室外掲示板に掲示、あるいはカウンターに並べられる。学生はそれらを自由に閲覧で

きる。一年に送られてくるボランティア情報、セミナー・シンポジウム情報はそれぞれ100件程度になる。

MSCの下では次の3つの学生課外活動団体がボランティア活動、あるいは市民活動を行っている。

- ① MSSS (Madeleine Sophie Social Service)は本学創立時からある団体で、近隣の施設で定期的にボランティア活動を行う一方、手話・点字の学習をしている。(部員数82名)
また2003(平成15)年度から地元広尾商店街とも交流を深め、商店街主催の市に参加したり、住民とともに打ち水を行ったりしている。
- ② SHRET (Sacred Heart Refugee Education Trust: 難民教育基金)は、難民の高等教育の重要性について啓蒙活動を行い、学内外でのワークショップの開催、日本に住む難民との交流等の活動を行っている。(部員数73名)
- ③ SFT (Sacred Heart for Fair Trade)ではフェアトレードについての啓蒙活動を行っている。学外及び2008(平成20)年度からは学内で、フェアトレードコーヒーの販売を行っている。(部員数17名)またセンターとしてもカリキュラム、あるいはNPOや他大学、企業と組んで学生が社会と実際に関わる場を積極的に設けている。
最近のMSC、及び3つの課外活動団体の活動詳細については、表6-7のとおりである。

表6-7 マグダレナ・ソフィアセンター及び課外活動団体の活動一覧

タイトル等	活動主体	概要	カテゴリー					
			地域	福祉	アート	環境	国際	連携
2007年度								
募金活動(学内)	MSC	新潟沖地震、UNHCR協会		○			○	
エコバッグ販売(学内)	MSC					○		
ノートテイクナー養成講座(学内)	MSC	聴覚障害について考えるための講座		○				
チャリティーコンサート(学内)	MSC、NPO	南アフリカ支援		○	○		○	
近隣施設でのボランティア(学外)	MSSS	宮代会、福田会での定期的活動	○	○				
フードセール(学内)	MSSS	売上金は寄附		○				
手話講習会(学外)	MSSS	近隣小学校の総合的学習の時間で実施	○	○				○
難民との交流会(学内)	SHRET						○	
小学生対象課外授業ボランティア(学外)	学生有志	渋谷区教育委員会主催	○					○
近隣小学校でのボランティア(学外)	学生有志	放課後ボランティア他	○					○
NPOでのインターシップ(学外)	学生有志	NPOサポートセンター主催						○
大江戸打ち水大作戦(学外)	MSSS、地元商店街	ヒートアイランドを考えるイベント	○			○		○
商店街昼市での活動(学外)	MSSS、地元商店街		○					○
チャリティーコンサート(学内)	SHRET、聖歌隊			○	○		○	
アフガン難民と日本の高校生をつ	SHRET、公立高	高校生と難民とのビデオレタ					○	○

なぐ活動 (学外)	校	一交換プロジェクト						
チャリティコンサート(学外)	SHRET、NPO	「じゃがいもの会」主催		○	○		○	
チャリティコンサート(学外)	SHRET、学外組織	(財) あすてチャリティコンサート		○	○		○	
チャリティコンサート(学外)	SHRET、学外組織	英国大使館合唱団主催		○	○		○	
フェアトレード商品委託販売 (学内)	SFT、NPO	グローバル・ヴィレッジ				○		
フェアトレード商品委託販売 (学外)	SFT、学外組織	新宿区主催消費者生活展				○		
チャリティコンサート (学内)	聖歌隊、NPO	「幼い難民を考える会」主催		○	○		○	
クリスマスキャロル (学外)	聖歌隊、地元商店街		○		○			○
2008年度								
募金活動	MSC	ミャンマーサイクロン被害、中国四川大地震、岩手宮城地震		○			○	
ノートテイク養成講座 (学内)	MSC	聴覚障害について考えるための講座		○				
フードセール (学内)	MSSS	売上金は寄附		○				
フェアトレードコーヒー、紅茶販売	SFT					○		
商店街昼市での活動 (学外)	MSSS、地元商店街	アルバイト代は寄附	○					○
歩行者天国・路上写真展 (学外)	MSSS、地元商店街		○		○			○
大江戸打ち水大作戦 (学外)	MSSS、地元商店街	ヒートアイランドを考えるイベント	○			○		○

オ 授業カリキュラムとボランティア活動との関連に触れると、2004(平成16)年度から2006(平成18)年度までボランティア関連の講座が開かれ、2008(平成20)年度からは学科横断的カリキュラム「ボランティア研究」副専攻コースが始まり、初年度の今年は2年次生を中心に15名の学生が履修している。マグダレナ・ソフィアセンターはその履修学生のサポートを行っている。このカリキュラムで課されるレポート作成は、ボランティア活動を記録するよい機会を増加させ、活動への省察・考察を深めさせ、さらには学生たちの自発性を強化させる結果となっている。

またセンターでは、様々な社会問題に対して学生の立場から意識し考えるきっかけとなるよう、講座やイベントを企画している。ノートテイク養成講座やエコバッグ販売、大江戸打ち水大作戦などがその一例である。

カ 学生代表との意見交換については、学生部の仲介のもと、次に記すように定期的に意見交換を行っている。また、学生会役員とは学生生活センターを通して、常時、相互に密に連絡を取るよう取り決めている。また必要に応じて、随時、学生部長と面談する。

①学生会役員会と学長・学生委員会構成メンバーとの食事会

毎年5月、学長・副学長はじめ学務部長・学生部長・学生部担当部長・学生委員会委員の各教員及び学生生活センター職員幹事は、学生会役員会との意見交換の場を兼ねた食事会を開催している。学生会役員会から提出された要望については、学生委員会に諮りその回答書を学生会役員会に渡している。

②会計ミーティング、ヘッドミーティング、体育会系ヘッドミーティング

定期的に開催されるミーティングに学生生活センター職員が参加し、大学と学生側の意見の調整をしている。

③聖心祭実行委員と学生部長の意見交換

毎年10月第3土日に開催される大学祭の実行委員と学生部長との準備開始時期及び開催中の随時の意見交換。

なお、学生からの要望は、すべて受け入れられるわけではなく、その必要性、優先順位などを判断した上で、対応策を考える。例えば、2008(平成20)年6月には、学生会の要望により、学生食堂2階に遮光カーテンを設置した。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 課外活動に対する経済的支援、並びに指導と活動時の事故や緊急時の救命法への取り組みは、評価できる。また、課外活動の練習場所としてはマリアンホール(講堂)を含め、できる限り学生に開放して使用させているが、課外活動の多くが教室を練習場所に使用しているため、5時限の時間帯の授業とぶつかり、練習場所の不足は否めない。騒音の苦情が研究室から出ることもある。各活動団体がやりくりしている現状である。

こうした課外活動は自己を確立し、豊かな人間性の涵養に有効であるが、さらに「エ ボランティア活動」で見たような本学の理念にふさわしい社会と結びついた課外活動が機能していることはとくに評価できる。本学の理念でもある「地球を共有する人類の一員」としての人格形成に大きく寄与している。また、ボランティア情報はマグダレナ・ソフィアセンターの壁に掲示し、自由閲覧を原則としている。情報へのアクセスを簡単にすることで、学生がボランティア活動を身近なこととして捉えられるよう心がけている。一方、学生の活動状況についてマグダレナ・ソフィアセンターへの報告を義務付けていないため、その実態が十分に把握できていないという問題点がある。近隣の小学校でのボランティア活動ほか、学生から質問を受けたボランティア活動に対しては、その後の状況を確認するよう心がけているが、あくまでも任意であるため、結果として活動データの蓄積、検証が行えていない。

学生にとって関わりやすい切り口から企画している講座、イベントは、問題意識の徹底にまで結び付けるのは難しいにしても、学生の関心を維持させ、その関心を行動に結びつける効果としては高く評価できる。大江戸打ち水大作戦では地域交流活性化と温暖化に対する啓蒙を意識して行っているが、まず学生の組織化が難しく、地域交流の重要性、温暖化についての関心と知識をさらに深めていくことが必要とされる。

ボランティア活動をカリキュラムと連携させることは、学生と継続的に関わり指導していく上で、非常に効果があり、評価できる。実際、学生たちが継続して相談や意見を述べに来室するため、彼らの顔が分かり、その時々に応じたアドバイスが行える。ボランティア活動とは様々な関係性のなかに存在している活動であるから、常に変化・発展していく可能性を秘めているが、その可能性を引き出すためにも継続して関わる部署としても評価できる。

イ 学生代表と定期的に意見を交わすシステムは概ね整っていると評価できる。

食事会は、大学側としては、学生の生の声を聞くよい機会であり、昨今の学生気質に触れる貴重な場として今後も推進する。学生会役員自身もかなり時間的な余裕に乏しく、話し合いの場を持つことが難しくなっている。学生指導においては、学生とのコミュニケーションをいかに図るか、が大事である。学生生活センターでは、公の場だけでなく、必要に応じて学生を呼び出し事情聴取する努力を常にはらっている。

C【改善方策】

- ア 課外活動の練習場所の確保について、5時限の授業の教室の配分等に関する再検討を、学生生活センター、教務課等と連携を持って、2009(平成21)年度を目途に行う。
- イ 本学の理念にふさわしいキリスト教の精神に基づいた課外活動は、また副専攻「ボランティア研究」とのさらなる連携を強化して、よりきめ細やかなサポートとともに推進させていく。その際、ボランティアの活動記録をできるだけ義務付け、活動データ蓄積と把握ができる態勢をマグダレナ・ソフィアセンターを中心に2009(平成21)年度中に整備する。
- ウ 学生代表との意見交換については、従来のシステムを今後も推進し、とくに学生生活センターは、アクセスをさらに容易にし、学生の情報やニーズを知る機会を積極的に作る努力を重ねる。

6 語学研修・留学制度への支援

A【現状の説明】

(1) 学生への語学研修・留学制度支援の強化の有効性、適切性(本学独自の点検・評価項目)

「人類の一員として世界を視る、実践的な行動力を持つ人間の育成」という理念を掲げる本学では、学生部に属する国際センターが学生の海外への留学に対して、経済面及び学修面の両面から、その実現に向けて全面的にサポートしている。(なお、留学制度については、「第3章第1節4単位互換・単位認定」及び「同章第3節国内外との教育研究協力」参照)

ア 交換・推薦留学学生への経済支援

この概要に関しては、本章の前項「1 学生への経済的支援 エ 交換・推薦留学生(派遣)への経済的支援」に記述したとおり、本学が協定を結んでいる海外11大学に派遣される交換・推薦留学生への大学独自資金による経済支援は、協定校留学または本学納付金についての学生の経済負担を軽減し、在学中における留学を実現させながら、協定大学との単位互換制度により、在学4年で卒業が可能となる留学制度を大きく支援している。

イ 交換・推薦留学生への留学前後・留学期間の支援

- ①留学説明会・国別説明会など： 国際センターは、留学説明会のほか国別説明会を開催し、留学の意義と魅力を伝えている。また、留学経験者の座談会、個別の説明会により、学生間の情報交換を支援している。
- ②個人面談： 留学が決定した学生を対象に、カウンセリングの要素を盛り込んだ個人面談を行うと同時に、出発前に合計4回以上のオリエンテーションを行っている。
- ③『留学ハンドブック』： 『留学ハンドブック』を作成・配布し、計画的な留学準備を進めるよう指導し、履修・生活面に関する情報提供を行っている。
- ④月例報告書： 留学期間中、月例報告書を学生が本学に提出することを義務付け、その内容を国際センターから学長及び学生部長また学生が所属する学科専攻の指導教員へ報告し、各学生の留学先での勉学状況、健康状態、宿泊に関する問題等を把握できるようにしている。そのほか、国際センター職員が学生とメールを通じて、定期的にコミュニケーションを図っている。
- ⑤留学修了報告書： 留学修了後も国際センター長及び同センター職員が学生と個別に面談し、留学修了報告書の提出を義務付け、留学体験の総括を行う。また学長、学生部長ほか、教職員及び留学出発予定者出席のもと、帰国報告会を開催し、留学修了者が報告を行う。

ウ 海外語学研修出発前・帰国後の支援

個人参加型の海外語学研修は、従来の教員引率型、大学企画型の語学研修と異なり、個々の学生が複数の選択肢の中から、自分のニーズに合った研修先を選択することから始まり、手続きも自ら行う。このプロセスを支援するべく、国際センターは研修参加希望学生に対して、手続き書類に関する指導並びに研修校への書類送付を行うほか、各種説明会及びセミナーを開催している。

- ①「危機管理セミナー」：教職員が海外での自己管理と安全確保についての心得を指導している。
- ②「異文化コミュニケーション・セミナー」：カルチャーショックや異文化適合についてのアドバイスを行い、危機管理とあわせたケーススタディーを行っている。
- ③保護者対象の説明会：毎年6月開催の聖心女子大学懇談会で、個人参加型研修の意義及び自己管理の重要性についての説明を参加学生保護者などに行っている。
- ④報告書・帰国報告会：帰国後、研修参加者は報告書を提出すると同時に、研修校別に開催される帰国報告会に出席する。

なお、2008(平成20)年に、国際センターを中心とした学内関係部署の協力のもとに「学生の海外語学研修に伴う危機管理マニュアル」が作成され、危機管理の必要性、基本原則、対策本部の設置と役割、緊急連絡体制などが記述された。

B【点検・評価、長所と問題点】

学生の留学支援に関しては、授業料免除または減免による経済面サポートと、全学科専攻生対象のきめ細かな学修面サポートの両面からなる支援が強化され、本学の理念に基づいた学生の留学実現と国際性を促進させていると評価できる。

推薦留学において、従来は留学先大学1校につき1名が学生納付金の半額免除という形の学内奨学金としてきたが、2005(平成17)年度から、留学審査の成績により、上位2名は留学期間中の全額免除、以下半額免除等の減免措置を規定した。学生の経済的負担が軽減され、より留学しやすい環境が整備された。

学生に対する長期留学への意識付け・奨励、留学前の準備そして留学後の支援・指導がきめ細かく行われている。

また海外語学研修参加者が、教職員によるセミナーに参加することにより、グループ単位で文化・法律・危機管理等に関する課題に取り組み、出発前に研修先の国や地域への理解を深めることが可能となった。また、帰国後の報告会により、研修先での体験を客観的に整理し、また貴重な体験を次年度に派遣される学生に伝達する機会となっている。

危機管理体制については、十分とは言えないが、海外語学研修に関しては、本人・保護者への研修制度の意義の周知、危機管理マニュアルの作成など、整備されてきつつあると評価できる。

C【改善方策】

留学制度支援に関しては、国際センター統括による全学の派遣留学学生の把握と支援を今後も推進しつつ、留学における学生の安全確保を最優先課題として、2009(平成21)年度を目途に、学生の安全を確保する「危機管理マニュアル」整備を学生委員会などで再検討する。また、語学研修・留学制度支援に対する教員・保護者との協力体制を今後もさらに強化する。

7 ジェネラルレクチャー

A【現状の説明】

(1)「ジェネラルレクチャー」の実施・運営による学修支援（本学独自の点検・評価項目）

第3章第1節1(2)「教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ」の項で触れたように、「ジェネラルレクチャー」は本学初代学長マザー ブリットが、各界の有識者を招聘し、教養や広い視野を培う機会として学生に一般教養の講話を聴かせたのが始まりで、以後現代的視点を取り入れて形をかえつつも「ジェネラルレクチャー」として常に学生に提供されてきた。水曜日の4時限、年間12回前後、無単位だが、全1年次生に出席が義務付けられており、以下の業務を伴う実施・運営は1年次センターが受け持っている。

①テーマ・講師の選択・交渉、年間計画策定など

テーマ・講師は例年、1年次センターが世話役となり学生委員会で実施案を検討しているが、これまでの実績としては、大学関係者による本学の歴史・創立者の教育理念、ボランティア団体で活動する聖心会シスターなどの講演による理念教育から、国際機関、企業ほか様々な分野で活躍する卒業生などによる現代社会を見通すテーマ、さらに防災講話、クーリング・オフ、裁判員制度などの学生生活の実践面についてのテーマなど、現代社会の中で本学学生として各自が担うべき責任の自覚を促すことを目的とする。

②受講後リアクションペーパーの回収・まとめ

リアクションペーパーから学生の反応、関心の傾向が読み取れ、今後の参考になる。学生達の文章力向上の訓練にもなっている。

③出欠管理

無単位であるが、通常の授業に準じ、3回以上欠席の場合は補講の受講を義務付け、録画での受講・リアクションペーパーの提出を課している。皆勤賞としては全回出席証明書とささやかな褒賞を出している。

B【点検・評価、長所と問題点】

1年次生が創立者を知り、キリスト教的理念を学ぶことは、本学の教育理念・教育目的に基づいた学修の一環として極めて意義深い。広範なジャンルで活躍する卒業生などの経験に基づいた講演は、努力、希望、夢、ときに挫折など人生の機微に触れることで、学生の感性の刺激、将来の生き方の模索、豊かな人間性の涵養、自己の確立に寄与している。また実質的な知識や自己防衛法等を学び、遅刻・私語の抑止など授業におけるマナー等の指導の良い機会ともなっている。

しかし全ての学生が喜んで積極的に受講できる環境作りには知恵と労力を要している。かつ職員数が一人では、現在予定されているジェネラルレクチャーの運営・実施で手一杯である。また、単位化実現は、現状では困難となっている。

C【改善方策】

単位修得に結びつかないことから、例年、後期になると欠席者が目立ち始める。今後も、講師の選択、テーマ等について学生委員会でジェネラルレクチャーの在り方も含めて検討していく。

8 学寮

A【現状説明】

(1) 学寮の管理運営の適切性 (本学独自の点検・評価項目)

本学の学寮は、建学の理念に則した教育寮として、規律性と協調性をもって共同生活を送り、キリスト教精神に支えられた心豊かな人間形成を図る場として、シスターを含む職員の指導と学生の自己管理による運営を図ってきている。管理運営上の特徴的なものを掲げると次のとおりである。

ア 寮生各自の自己管理能力の育成と伸長

学寮生活規程を生活規範として、学寮生は各自の自己管理能力に依る年齢相応の共同生活を送ることを期待されている。従ってルール違反（門限遅刻、無断外泊等）にはペナルティ（時には退寮）が課される。

本学の教育理念実現の場である教育寮として、学寮部長以下の職員は生活上の指導等に当たり、寮生はそのサポートを得て共同生活のあり方を学び、共同体としての安定した規律レベルを保っている。

イ 共同生活に不可欠な各自の協調性と責任分担能力の育成

寮生は各自の居室のみではなく共同区域の清掃、整頓等の仕事分担を、日々交代で受け持つ。1年次生のみには課される当番もあり、下級生としての自覚のもとに謙虚に働くことを学ぶ。

ほとんどの寮生はこの基礎的な責任分担について自覚しているが、少数ではあるが責任感に欠ける者もあり、他の寮生に負担を負わせる等の状況も見受けられる。

ウ 共同生活の喜びを分かち合う精神の育成と外部に開かれ質的向上を目指す柔軟性ある共同体への成長

同学年間における日々の交流のみでなく、上・下級生間（1～4年次生）の関わりの機会を通して相互の連帯を深め、生涯に亘る交友関係も育まれている。

2006（平成18）年度から開始された1、2年次生対象の外部業者による夕食提供（月曜日～金曜日）を通して親睦が深められている。

学寮に在籍する交換留学生及び前期後期の短期留学生との交流会、クリスマスミサ、卒業生と留学生を送るミサ、それぞれのミサ後のパーティ等は、寮生が企画・運営に関わる機会であり、寮生達の親睦の場となっている。

2008（平成20）年度は学内教職員対象のオープンハウスを3回実施し寮生のボランティアの協力も得て、開かれた学寮へと成長する一助となった。なお、次回のオープンハウスに関しては、本年度後期又は来年度、本学学生を対象に行う計画である。

エ 学寮設備運営の検討と活用

2008（平成20）年度の寮生数は273名（交換留学生5名、短期留学生6名を含む）であり本来の収容可能人数以上の過密状態であるため、多目的室を二人部屋以上四人部屋までの居室に充てている。

厨房と食堂の設備は前述のとおり十分活用されており、パソコンを備えた大自習室は勉学の間として使われ利用目的を果たしている。（大自習室では沈黙が守られている。）

その他の音楽室等の設備も十二分に利用されている。

オ 学寮運営に当たる職員共同体の維持と質的向上

2008（平成20）年度の学寮職員は専任2名、嘱託3名、アルバイト3名であり、2004（平成16）年度以降増え続けている寮生数に対して専任職員は増員されていない。

職員共同体としての協力態勢はできており、教育寮職員としての自覚を各自がもっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

- ア 学寮運営の基盤となる安全面については、警備会社スタッフが夜間も大学キャンパス内に常駐し学寮周囲の見回り等も毎日行っている。また、21時50分の門限により寮生は生活のリズムを意識し、それが安全確保への一助となっている。
- イ 2007(平成19)年度、2008(平成20)年度に関しては、学寮収容能力の限界のために1年次生の入寮希望を制限していた。次年度も同様の事態が予測される中で、交換留学生・短期留学生の全員を学寮に受け入れることについては検討の余地があると思われる。確かに、留学生と日本人寮生との交流は大変喜ばしいことであるが、他方1年次生の希望者にもう少し受け入れ枠を増やすべきという強い要請もあり、今後の課題となっている。
- ウ 職員の勤務体制については、夜勤を伴い不規則であり、従来の形態維持・続行への見直し、管理の外部委託と大学職員の協働等についての検討課題がある。

C【改善方策】

2008(平成20)年度に学寮に関する検討会(学寮委員会)を設置し、月一度の会議を開催しているが、寮生数に関すること(寮生適正人数、入試別入寮生受け入れ数、交換留学生・短期留学生の学寮への受け入れ等)及び今後の職員勤務体制の在り方(職員構成等)について、2008年度末を目途に一定の結論を得ることとしている。

その際、他大学の学寮の管理運営に関する調査等も行いつつ、寮生数適正化を目指した在寮年限の検討(2年次生までのキャンパス内学寮滞在案等)、キャンパス外学寮設置の可能性等も併せて検討することとしている。

第7章 研究環境

【到達目標】

- 各教員の有する知的資源を有効に活用し、本学における学際的研究を促進する場として学内共同研究を促進する。
- 競争的資金獲得を促進するため、情報提供や申請に向けての説明指導などの支援体制を確立する。
- 教員が情報を収集、あるいは発信するための研究情報センターとしての機能を、図書館を中心に充実する。

1 研究活動

A 【現状の説明】

- | |
|----------------------------------|
| (1) 論文等研究成果の発表状況 |
| (2) 国内外の学会での活動状況 |
| (3) 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 |
| (4) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況 |

ア 各教員は著書及び学会誌などを中心に発表活動を行っている。また、本学の研究紀要である『聖心女子大学論叢』を年間2号体制で発行している。年間の論文数は概ね10篇程度である。なお、教員個々の各年度における研究業績の詳細については「大学基礎データ(表24)」「専任教員の教育・研究業績」を参照されたい。

イ 各教員の国内外の学会における発表活動は活発である。全学における2007(平成19)年度の学会等出張旅費の申請が国内56件、国外10件であり、研修年以外の専任教員1人当りにすると1.06回となり、年1回は学会に参加していることになる(「大学基礎データ(表30)」「専任教員の研究旅費」参照)。また、多くの教員が国内の学会を中心に常任理事、理事、学術論文の編集委員等の要職に就き、学会の運営活動を通して学問研究の発展に貢献している。教員の学会活動の詳細については、「大学基礎データ(表24)」「専任教員の教育・研究業績」を参照されたい。

ウ 本学の教員はそれぞれ研究テーマを持ち、精力的な研究活動を行っているが、こうした個人的な興味関心を超え、本学が抱える教育的問題に対して、教員グループによる実践的研究が行われている。本学の教育を女子教育という視点から考えるとき、学生個々が自らの将来を見通し、能力を磨きながら社会的、経済的な自立性を獲得することは女子大学における重要な教育課題の一つと言える。

ところが、本学の学生は、自分の進路や将来設計について漠然としか捉えていない傾向がみられ、より意識的に様々な情報を得てそれらを構想する機会を提供することが、本学の教育課程においても求められている。そこで、本学の学生のキャリアに関する意識の特徴を実証的に明らかにし、他大学の取り組みを参考にしながら、学生の実態に応じたキャリア教育の指導プランを、大学の本来のあり方の検討を踏まえて作成するプロジェクト「キャリア教育の指導プラン」が展開している。

2007(平成19)年度から学内の複数の教員がそれぞれの専門の立場から協力し、学内共同研究資金を得て調査研究活動を行っている。本プロジェクトの大きな特徴は職業的な活動のみをキャリアと捉えるのではなく、社会的活動もキャリアのひとつとして捉え、職業的活

動と社会的活動の両方からキャリアを考え、人生を通したキャリア形成のあり方を検討していることである。

このプロジェクトの成果は単に就職活動を有利にするといった実利的な目的に留まらず、社会に貢献できる学生を輩出するという本学の理念にも結びつくものである。本学のキャリアセンターにおける学生指導に本研究を適宜応用していく中、教育効果の妥当性も検証することが可能であり、一種のアクションリサーチとしての展開も期待されている。また、キャリアの概念を職業的活動と社会的活動の両方から考えることによって、本学に少なからず存在する専業主婦志向の学生や結婚退職を希望する学生も射程にいれ、人生を通したキャリア教育のあり方を考えようとする試みである。

その意味で日本女性のキャリア形成のあり方全般に関しても本研究の有用性が高く、本学における特筆すべき研究プロジェクトと考えられる。

エ 本学の教員が受けている研究助成としては、学内共同研究費、文部科学省科学研究費、その他の研究助成がある。聖心女子大学独自の研究助成制度は、聖心女子大学共同研究規程に定められており、複数の領域にまたがる研究課題について、研究領域を異にする複数の教員が共同して行う研究への助成を指すものである。助成金額は原則として1件300万円以内、採択件数は1年度につき1件としている。期間は原則として4月から翌年3月までの1年間であるが、必要がある場合は引き続き2年間とすることができる。**大学基礎データ(表31)**にあるとおり、2007(平成19)年度は上記の「キャリア教育の指導プラン」をテーマとした研究に2,940,000円が認められている。

一方、文部科学省科学研究費の獲得状況は**大学基礎データ(表33)**に示されているが、採択件数3件から5件と同規模の女子大学に比してやや多くなっている。

また、本学の学外からの研究費はすべて科学研究費であり、2007(平成19)年度の総額は**大学基礎データ(表34)**に示されているとおり、28,281,472円であった。具体的な課題内容は別添資料「学科・専攻別自己点検・評価シート」に示されている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 研究業績発表の数量的側面に関しては、教員の専門分野や研究テーマによって多寡が見られる。その要因として教員個々の資質や意欲も大きい。単に研究数の少ない教員への指導を行うだけでなく、大学として本学の教育研究活動全体を活性化させ、学問的生産性を向上させるための対応を工夫する必要もある。中でも、委員会活動や会議等の合理化を進め研究時間を確保することは重要である。

イ 学会の活動状況においても、多少の個人差はあるが、出張申請のデータから見ても各教員はそれぞれの専門分野において一定の学会活動を行っており、また本学もその資金的支援を行っている。また、学会での指導的役割を担い、学問世界に少なからず貢献する教員も少なくない。

ウ キャリア教育に関する共同研究は学内の資金を得て順調に成果を出しつつある。特に、今後、キャリアセンターの活動とも連動しながら、日本の女子大学におけるキャリア教育についてアクションリサーチを進めてゆくことで本学から実践的なプログラムを発信していける可能性を持っている。

エ 科学研究費による研究件数は他の類似大学と比較し決して少なくないとは言え、さらに申請件数を増やす余地も十分に残されている。そのため、科学研究費に関する説明会をはじめとする具体的な支援体制を充実させてゆく必要もある。また、本学では科学研究費以外の外

部からの助成金による研究プロジェクトは2007(平成19)年度は皆無であり、効果的な情報提供を含めこうした分野への注意をさらに喚起することも重要な対策である

C【改善方策】

- ア 2009(平成21)年度において委員会の構成や会議等の運営についての合理化を進め、教員が研究教育活動に没頭できる時間的資源を確保する。
- イ「キャリア教育の指導プラン」については本プロジェクトとキャリアセンターの連動を大学としても積極的に支援し、アクションリサーチの充実を図ってゆく。
- ウ 研究助成による研究プロジェクトの推進については、企画部を中心に、競争的資金に関する情報提供や申請に向けての説明指導などの支援体制を検討し、2009(平成21)年度を目途により効果的な仕組みを設ける。

2 研究における国際連携

A【現状の説明】

(1) 国際的な共同研究への参加状況

研修年等を利用し、Visiting Professor や客員研究員として研究に参加する例が多いが、その他にも、国際的な共同研究に参加している教員がおり、それぞれに成果を上げている。また、共同研究先もアメリカ、フランスなどの欧米圏及びフィリピン、カンボジアなどアジア圏等、広い範囲に及んでいる。各専攻から報告された国際共同研究の具体的な事例は表7-1のとおりである。

表7-1 国際的共同研究の参加状況(最近の事例)

- ①若者のキャリア形成過程におけるジェンダー格差の国際比較-労働、教育、家族政策-(イタリア・韓国と共同研究)
- ②人身取引の実態、防止と啓発に関して、フィリピン(DAWN)、カンボジア(SEPOM)のNGO組織と共同研究。
- ③日本とスウェーデンにおける生涯学習の効果に関する比較研究(萌芽研究)
- ④ロシアのキャリア教育に関する研究(海外学術研究)
- ⑤ACC-UNESCO アジア太平洋地域ESD事業(ユネスコ・アジア文化センター)
- ⑥成功と失敗に対する情動反応の文化差(Cultural Differences in Self Conscious Emotional Responses to Success and Failure)
- ⑦家庭内暴力にさらされた児童の縦断的研究(A Longitudinal Study on Children Exposed to Family Violence)
- ⑧jj-genetic (A Provisional Mailing List for Studying the Textual Genetics of James Joyce's *Finnegans Wake* and Other Works)
- ⑨*Finnegans Wake* Book III の執筆にかかわる"transition notesheets"の判読・解析並びに電子アーカイヴ化
- ⑩20世紀日仏近代詩交差

B【点検・評価、長所と問題点】

国際的な共同研究を立ち上げる機会として、研修年が有効に使われている。また、共同研

究の相手先としても、欧米諸国及びアジア圏にも及んでいる点は地球市民としての意識を尊重する本学の建学の理念に照らしても望ましいことである。ただ、教員の数から見て、さらに国際共同研究を拡げてゆく余地はまだ十分にあると思われる。

C【改善方策】

将来構想・評価委員会、経営会議等を通じて国際的共同研究に対する本学の支援のあり方について検討を行い、2009(平成21)年度には一定の結論を示す。また、研究成果については大学院教育などとも連動させ、学内において情報交換ができる体制を整備する。

3 教育研究組織単位間の研究上の連携

A【現状の説明】

(1) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

キリスト教文化研究所では第2章、研究組織の項に記した具体的目標を以下のように遂行している。

ア キリスト教と諸宗教・文化との関連性の追究

この研究は、自明のことながら、学際的な研究でなければならない。また十分な広がりを持つためには長期のテーマを掲げて、多数の研究者の報告を仰がなければならない。そのため、研究所は、創立30周年(1987年)以来、4年間継続の「総合テーマ」を掲げ、所員・非所員を問わずに、学内及び学外の多数の研究者から研究報告を受ける「研究例会」を、原則として大学の開講期の毎月1回、開催している。また、この「総合テーマ」に沿って年1回の公開講演会も行われている。

これまでかかげられた総合研究テーマは「ビザンツ文明論」(1978-79年、このみ2年間の継続)、「イスラム文明論」(1980-84年)、「アフリカ文明論」(1985-88年)、「東欧・ロシア文明論」(1989-92年)、「地球化時代のキリスト教」(1993-96年)、「宗教と文学」(1997-2000年)、「正義と公正」(2000-2003年)、「新しい人間像を求めて——他者性と寛容の視点から」(2004-07年)であり、いずれも「キリスト教と諸宗教・文化との関連性の追究」にふさわしいものであった。この共同研究に参加した報告者の総数は2007(平成19)年3月現在で122名に達する。なおこの共同研究の成果は、総合テーマ各期終了とともに「宗教文明叢書」(研究所編・春秋社刊)としてその都度出版されている。これまでに『巡礼と文明』(1987年)、『アフリカとの対話』(1990年)、『東欧・ロシア—文明の回廊』(1994年)、『地球化時代のキリスト教—自己変成の途』(1998年)、『宗教文学の可能性』(2001年)、『共生と平和への道——報復の正義から赦しの正義へ』(2005年)を刊行した。

以上の共同研究とは別に、傍ら、所員の専門分野に応じた「個別研究」も行われているが、1974(昭和49)年から始められて、これまでの報告者総数は54名である。個別研究の成果を取めた研究所紀要『宗教と文化』が年一回刊行されている。(2008年3月現在既刊1~26号)

イ 聖心女子大学の教育理念及び実践のルーツを探る

第2章に述べたように、この目標は新しく掲げられたものであり、活動も始められたばかりである。2008(平成20)年4月から総合テーマは「人間形成と霊性の教育——キリスト教と教育者の使命(ミッション)」が掲げられ、第1年目は、研究所の企画のもとに出版された『マドレーヌ・ソフィー・バラ』(フィル・キルロイ著、安達まみ・富原真弓訳、みす

ず書房刊)を通して聖心会の創立者の生涯を詳細に辿り、また創立期の聖心会の教育理念及び実践方法の確立の歴史的経緯を探ることを企画中である。

B【点検・評価、長所と問題点】

前回の『自己点検・評価報告書』(2004年2月刊)には「研究所の将来計画として、現状の学科所属の兼担(兼任)教員等とともに、とくに若い研究者の参加及び新たに専任の研究員の配置を目指したい」と記していたが、その後、学科所属の兼担教員と若い研究者の補充については著しく進展したことは評価できる。

【現状の説明】に記した本研究所の過去及び現在の研究活動は、いずれも先駆的な位置と役割を占めて来たものであり、とくに、「共同研究」における独自の研究テーマの設定と、学際的・総合的研究による一連の研究成果の集積は、高く評価されている。「キリスト教と他諸宗教・文化との関連性の追究」という目標に対して、意欲的にその意向に沿うものとなっている。キリスト教文化を最広範囲に捉える学際的研究という点に関しても、研究報告は、毎年同数の学内・学外研究者の協力を得、且つ学内でも所員・非所員を問わず、専門分野に応じた協力を受けていて、極めて広範囲な学際研究を実現している。広範囲な領域に及ぶ研究活動はまた広範囲な領域に研究成果を公表して還元する義務があるであろうが、総合テーマ研究終了に際し、常にその成果をまとめて出版していくことは、その義務を果たしていると思われる。

2番目の研究目標「聖心女子大学の教育理念及び実践のルーツを探る」については、研究活動が開始されたばかりであり、まだ点検・評価すべき段階にない。目標の重大性に鑑み、十分な研究態勢を整えて強力で推進することが求められる。

なお、本研究所の施設、ことにスペースに関しては十分整備されているとは言い難く、充実と強化が必要である。

C【改善方策】

前回の『自己点検・評価報告書』(2004年2月刊)には、「現状の専用施設(所長室、ゼミナール室、事務室)の他に研究条件・環境の整備として、所員の共同研究室や書庫の設置を実現したい」と記しているが、これについては全く改善が進んでいない。一時期所員の共同研究室を一室貸与されたことがあったが、半年後には返却しなければならなかった。図書は収蔵しきれなくなり、一部大学の倉庫に保管している。独立した建物を建設するのは難しいが、学内の適当な場所に、現状より十分なスペースで所長室、ゼミナール室、事務室、図書研究室が確保されることが望ましい。2009(平成21)年度を目途に候補地を検討する。

4 経常的な研究条件の整備

A【現状の説明】

- | |
|------------------------------|
| (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性 |
| (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況 |
| (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性 |
| (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 |
| (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性 |

ア 本学における専任教員の研究費の実績は大学基礎データ(表29)、(表30)、(表31)及び(表32)記載のとおりである。

個人研究費は、専任教員の学術研究のために年間200千円、また個人研究図書費を年間230千円支給している。なお図書費については、学科単位で希望図書を購入できる研究室常置用図書費も支給されている。また旅費については、国内の学会出張や資料収集に関する旅費については年2回、学会で研究発表をする場合には年3回まで支給している。海外の学会出張については、研究発表をする場合に年1回支給している。

イ 教員個室や共同研究室、非常勤講師控室など教員の研究活動に直接関連する施設のほか、大学院生研究室、学生ゼミ室、資格取得関連資料室など教育研究に関する施設についても適切に措置することとしているが、ゼミ等を中心とした少人数教育の徹底、学科横断的な副専攻制度の導入などが進んできており、学内外の教員が共通のテーマについて研究を推進するためのスペースは十分とは言えない。

10年前の1998（平成10）年に創立50周年を記念して建設した3号館についても、学部生の教育に関する大小の教室、ゼミ室、1年次センター室、事務サポート室などを目的として計画したが、実際には教員研究個室にもスペースを割かざるを得ない状況にある。

ウ 本学の「教育職員就業規程」では、担当すべき講義数は、原則として週4講義、講義のための時間数は週8時間とするほか、その他に週2時間以内において卒業論文等の指導を担当させることができるとなっている。しかし実際には大学院の授業を担当したりして、通常は5～6コマの講義を担当している。その他に会議への出席等の時間がある。

エ 本学における制度上の大きな研修機会としては、研修年（サバティカル）制度を設けており、本学勤続7年目、その後は10年目ごとに1年間の研修年を実施している。しかし年間5名を上限としているため、必ずしも規定どおりに研修の機会が回ってくるわけではない。

また、国内における私立大学連盟等大学関係の機関による研修会については、積極的に情報を提供し、また参加を促している。

オ 学内における学科横断的な共同研究を推進するため、聖心女子大学共同研究制度を定め、共同研究を進めているところである。2007（平成19）年度から2年計画で実施されている現在の共同研究テーマは「キャリア教育の指導プラン」であり、経費予算は3,000千円を計上している。このほか、キリスト教文化研究所では、学内の研究者を中心としてプロジェクト研究等を企画しており、毎年、研究成果を紀要としてとりまとめている。同研究所の2008（平成20）年度予算は6,268千円である。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 本学は文学部のみからなる文科系の大学であるところから、研究費は広い意味での図書購入に使用されることが多いが、コンピュータのソフト等も図書費で購入可能となっている。本学の個人研究費及び研究旅費は、文科系の大学としては平均あるいはそれ以上と思われる。但し、外国へのお出張旅費の支給については、研究分野に配慮した支給も考えられるが、旅費が高額になることによる配分の平等性が課題となる。

イ 研究室等の整備については、新たな教育研究棟の確保など、現有施設の建替も含めて収容力を拡充すべく今後構想していかなければならないが、現状においても狭隘を緩和する方策が必要であり、その取り組みは活発であるとは言えない。

ウ 教育・会議等にあてられる時間は、他の大学と比較してみると平均またはそれ以下であり、研究時間は確保されていると評価できる。

エ 本学の研修年の制度は、教員の研修機会のうえから制度的にすぐれたもので、本学の研修制度の長所となっているが、教員の現員数が64名であり、しかも5学科9専攻がある。1

年間不在となる研修年適用者がそこから毎年5名出るとは、教育重視の観点からすると研修年適用者の数が多すぎる年が生じ、研修年の運用を弾力的に行う必要がある。

オ 学問分野の性格から個人研究が多いためか、これまで共同研究はさほど活発ではなかったが、徐々に拡充しつつある。附属研究所でのプロジェクト研究に加え、2007（平成19）年度から学科横断的研究の推進を図るため、共同研究テーマを選定し、財政支援を図っていることは評価できる。

C【改善方策】

ア 研究費及び研究旅費の増額については、教員に文部科学省科学研究費等の競争的資金に積極的に応募することを奨励し、またその便宜を図っていく。

イ 教員研究室の整備に関しては、2008（平成20）年度の大学全体の事業計画には、キャンパス諸施設の将来構想をキャンパス整備マスタープランとして策定すべく検討に着手することが定められており、同計画にそって検討を進めることとしている。既存施設の有効活用を図るためには、実地検分を通じて利用頻度の少ない研究室等の見直しを行い、共同利用方式や集中方式に転換していく必要があるが、当面、情報化に関する諸施設についてこれらの検討を進める。

ウ 研究時間の確保に関しては、最近会議等の時間が増える傾向にあるが、2009（平成21）年度に向けて会議を整理すること等を検討している。一方教員の学内貢献の問題もあり、これらを同時に検討している。

エ 共同研究テーマの学内公募に関する情報提供を積極的に行い、当該研究を外部研究資金獲得につなげていく支援体制の整備を2009（平成21）年度を目途に検討し共同研究活動の活性化を図る。

5 競争的な研究環境創出のための措置

A【現状の説明】

(1) 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

(2) 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

ア 科学研究費補助金については、大学基礎データ（表33）に記載のとおり新規申請件数が2005（平成17）年度4件、2006（平成18）年度8件、2007（平成19）年度5件であり、採択件数が同じく3件、5件、3件であり、採択率はそれぞれ75%、62.5%、60%である。また、継続分を含めると各年度の件数は、7件、6件、11件となり、徐々に増加している。また、科学研究費補助金に伴う間接経費は2006（平成18）年度3,630千円、2007（平成19）年度5,430千円措置されている。2007（平成19）年10月には教員に申請を働きかけるために、日本学術振興会から担当者を招いて科学研究費補助金に関する説明会を実施した。

民間企業、地方公共団体等の各種研究助成財団が行う研究助成金への応募は少なく、2005（平成17）年度以降は採択実績がない。

なお、受託研究費については、2007（平成19）年度に「聖心女子大学受託研究取扱規程」を制定したが、2005（平成17）年度以降は受入実績がない。

イ 学内の競争的研究資金としては共同研究規程に基づく研究経費の支給があるが、研究者の間で学内外を問わず、また、基盤的研究資金と競争的研究資金とを問わず、研究費を「獲得する」という意識は未だ十分高いとはいえない。従って、私立大学経常費等補助金及び文

部科学省による各教育研究プロジェクト支援経費についても申請に消極的であるのが現状である。

なお、競争的研究資金の間接経費の使途について、2008(平成20)年度に学内の共通認識を形成できた。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 科学研究費補助金については、2007(平成19)年度に申請事務取扱部署を企画部に移管し、「科学研究費補助金執行マニュアル2007」を制定、配付したほか、提出前の研究計画調書の確認作業を精密化するなど、事務職員による研究支援体制を強化した。その結果、採択件数が上昇しており、同規模の女子大学では採択件数において上回っていることは評価できる。今後とも一層の積極的取組が必要である。

各種研究助成財団の研究助成金については、募集の都度企画部から該当する研究者ないしその所属する学科専攻に情報を伝達しているが、外部資金に関するデータベースを構築するなどして広く学内の関係者の便宜を図る仕組みが整っていない。早急に改善すべき課題である。

イ 本学では、学内競争的研究資金、学外競争的研究資金、産官学連携により得られる研究資金及び各種補助金申請を取り扱う部署が、事務局企画部に一本化されたことは評価できるが、研究費を「獲得する」という意識を関係者の間に醸成するとともに、基盤的研究資金と競争的研究資金を適切なバランスで取得し、運用していく戦略を策定するには、経験ある教員等の協力を得て学内をリードすることが必要と思われる。更に、今後は、学外からの研究受託及び外部機関との研究連携を推進することを目的とする教員組織と事務組織が協働する学術研究支援センター的機能を果たす部署ないし研究推進のための学内委員会の設置についての検討も必要となろう。

C【改善方策】

ア 文部科学省が開催する科学研究費補助金の各種説明会については、関係する事務職員のみでなく、研究者自身に参加を促すとともに、過去の採択課題の分析等を行い、研究計画調書等の申請書類の作成において事務部門としての研究支援体制をさらに強化する。

イ 企画部から学内の教職員に対して外部資金に関する定期的な情報提供を可能とするデータベースを2009(平成21)年度に構築するとともに、教員の科学研究費補助金申請のインセンティブを高める仕組みを構築していく。

6 研究上の成果の公表、発信・受信等

A【現状の説明】

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 |
| (2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況 |

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置としては、各年度の本学専任教員の編著書、論文、研究発表のうち、「大学基礎データ教員教育研究業績書」に寄せられたタイトルを大学広報誌『聖心キャンパス』に「教育研究業績」として2007(平成19)年まで掲載していたが、2008(平成20)年度からはより広く公開するために、広報誌への掲載から大学ホームページへの掲載に切り替える準備をしている。また、研究論文そのものの公表の支援としては、前述した本学の研究紀要である『聖心女子大学論叢』が年2回刊行され、研究成果の公

表の場を提供している。

本学専任教員が出版した単著については、本学図書館に教員著作物コーナーを設けて学生のアクセスを容易にしていたが、2008(平成20)年9月から教員著作物の物理的別置を廃止し、図書館情報システムでそのタイトルをオンラインで公開している。

大学の研究者等が作成した学術論文、学位論文、紀要論文、ワーキング・ペーパー、会議録等の電子的な学術情報を保存・公開するシステムとして国立情報学研究所が支援する学術機関リポジトリ構築連携支援事業があるが、本学は現状では参加していない。

なお、専任教員の研究成果刊行の支援としては、2001(平成13)年度に学術図書出版助成規程を制定し、1件につき2,000千円を限度として出版に係る直接経費を助成しており、2007(平成19)年度に1件の刊行実績がある。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、図書館が一括管理し、利用提供しているが、書庫スペースが狭隘化したために国内刊行の紀要類については冊子体による保管を2006(平成18)年度以降中止し、国立情報学研究所の論文記事データベースと接続して提供している。同じく国外の研究成果については2007(平成19)年度以降電子ジャーナルパッケージ、各種オンラインデータベースを積極的に導入して情報のアクセスを可能としたが、現状では、米国のOCLC(Online Computer Library Center)のILL(Interlibrary Loan)等を経由して海外の研究成果の全文データを物理的に入手できる国立情報学研究所のグローバルILLフレームワークに参加していない。

B【点検・評価、長所と問題点】

『聖心女子大学論叢』については年2回の刊行が継続的に維持され、2008(平成20)年8月現在通巻111号に達していることは評価できるが、個々の論文の著作権許諾が完了していないために、全文情報を電子的に提供するまでに至っていない。

研究論文・研究成果を広く公表するシステムとしては前述した学術機関リポジトリが有効であり、参加に向けた大学全体での仕組み作りを行う必要がある。

学術図書出版助成については規程制定以降、現在まで応募実績が1件しかなく、積極的な応募が望まれる。

国内外の大学や研究機関の研究成果の情報を電子情報の形で提供できていることは評価できるが、全文データを物理的に入手できる国立情報学研究所のグローバルILLフレームワークへの参加が課題となっている。また、電子ジャーナルの全文データ収録対象期間との関係から全文情報の入手が困難な場合の代替措置としての文献複写依頼については、業務簡素化、スピードアップに向けた経理部との協議が課題となっている。

C【改善方策】

ア 『聖心女子大学論叢』の個々の論文の著作権上の問題について、2009(平成21)年中を目途にクリアし、全文情報を電子化して広く学内外に提供する。学術機関リポジトリ参加に向けた全学的な対応の検討に着手するとともに、学術図書出版助成制度の利用の周知を図る。

イ 今後とも積極的に国内外の大学や研究機関の研究成果を電子情報の形で提供していくとともに、その予算的裏付けとして私立大学等経常費補助金特別補助を申請する。また、2008(平成20)年度中にグローバルILLフレームワークへの参加と文献複写料金事務処理の簡便化を図る。

7 倫理面からの研究条件の整備

A 【現状説明】

(1) 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

(2) 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

文学部領域の研究においては、実験データを改ざんしたり、仲間の論文や大学院生あるいは若手研究者のレポート等を密かに盗用したりするケースは少なく、研究倫理に関するものとしては、コホート研究等における研究協力者からの適切なインフォームドコンセントの取得、個人情報の保護などであり、これらは関係学科において確認のための書面様式を作成するなど教員に周知徹底しており、適切に守られている。

学生に関するものとしては、ネット等を利用した他人の著作からの剽窃の禁止などが挙げられる。これについては罪悪感が乏しいこともこの問題の根の深さを示しており、将来社会における大きな問題となる危険性もあることから、剽窃の問題とその禁止について学生に徹底する活動を進めている。大学院文学研究科の専攻分野によっては、大学院学生の研究が「研究倫理委員会規約」に則った研究であることを確認し、認可申請書を作成することを指導している。（第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法 参照）

さらに、研究倫理の周辺的問題として研究費の不正支出を巡る問題もあるが、これについては内部チェックと万が一発見した場合の通報制度について規定化している。

また、学内審査についても、前述のとおり、関係学科の専攻会議等において必要に応じてルールを定めるなどしているため、全学的な特別な審議機関は設置されていない。論文の盗用やデータ改ざん等の疑いが生じた場合は、学長の指揮のもと、調査委員会を設置するなど適切に対応することとしている。

なお、外部資金の不正経理に関する監視等については、常設的な組織を設置し、誤りのなきよう努めているところである。

B 【点検・評価、長所と問題点】

改善すべきものは特に見当たらないが、剽窃に関しては繰り返し、学生等に周知を図っていく必要を感じている。

また、外部資金の不正経理の監視機関は2008(平成20)年度に設置されたばかりであるが、これも含めて、本学では特に問題となっていることはない。

C 【改善方策】

剽窃に関しては繰り返し、学生等に周知を図っていくとともに、今後とも倫理面からの研究条件の整備を適切に図っていく。

第8章 社会貢献

本章において本学独自の「評価の視点項目」として次の項目を記述した。

○大学付属機関の地域社会に対する貢献

【到達目標】

- 地域住民への学習機会を提供するため、そのニーズに対応した公開講座や公開シンポジウムなどを大学として企画実施する。
- 本学の教員の研究成果を活かし、地域活動の支援や自治体の政策形成への積極的関与を進めてゆく。
- マグダレナ・ソフィアセンターを中心に大学ぐるみのボランティア活動を促進し、社会との文化的交流の意義を教育するための体制を整える。

1 社会への貢献

A 【現状の説明】

- (1) 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- (2) 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況
- (3) 教育研究の成果の社会への還元状況
- (4) 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況
- (5) 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

ア 本学にはボランティア活動の拠点として、マグダレナ・ソフィアセンターが設置されている。同センターでは様々なボランティア活動に関する情報が集約され、それらの情報をもとに、毎年有志の学生が、単身で海外ボランティアに出かけ、またフィリピンやインドネシアなど聖心会の活動拠点に赴くなどしている。また一方で、近隣の児童福祉施設での学習指導、地域の公立小学校における放課後の学童への支援や、地元商店街との連携による地域活動など、地域にかかわるボランティアを行っている学生も多い。学内では点字、手話、ノート・テイクなどの技術を学ぶ講習会が開かれて多くの学生がこれに参加しており、さらにNPOのインターンシップにも毎年学生が参加して、仕事の体験をしつつ、その精神や方法を学んでいる。

こうした本学の伝統を継承する意欲に満ちた学生に、大学の学問を介してボランティアについてより深く理解する機会を与え、いずれその学問経験を社会に還元させるために、2008(平成20)年度から「ボランティア研究副専攻」を置くことにした。同副専攻では座学のみでなく、実際の様々な種類のボランティア活動とリンクさせて、グローバルな視点からもローカルな視点からも、実際の社会状況に即した学習・研究の確立を目指している。さらに、専攻生のみならず、他専攻学生にも関連の授業を企画し開放し、より多くの学生にボランティアの社会的意味や意義を学ばせる努力を行っている。初年度となる2008(平成20)年度は夏季集中講義として、各分野の専門家を招き社会貢献と企業のあり方に関する授業を行うとともに、ゲストスピーカーによる特別公開授業も実施した。集中授業、及び特別公開授業には200名以上の学生が参加し、実践的に活動している人々の生き方や思想を学び、社会への義務や貢献や文化的交流等について学修した。

イ 公開講座については、教養講座という名称で年間1講座を開設している。この教養講座は本学の教育研究を紹介することが目的であり、講師はできるだけ本学の専任教員とし、必要な場合のみ外部講師に依頼することとしている。

教養講座は1982（昭和57）年度から2007（平成19）年度まで延べ26回、26講座実施しており、実施形態は5週間5回の連続講義での実施となっていた。2006（平成18）年度までは公開講座運営委員会という組織にて企画・実施にあたっていたが、長く実施している間に、内容・講師とも平均化されてきてしまい、年度による講座内容の変化に乏しくなっていた。そこで、2007（平成19）年度からは組織の改変に伴って新しく設置された「広報委員会」にて公開講座の今後のあり方の検討を行い、講座も全学的に平均的な内容を企画するのではなく、専門性の高い単位である学科専攻ごとに独自色を打ち出した内容とし、地域・社会への研究成果還元という視点を重視して多彩な受講者を募ることとした。

こうした方針に則り、2007（平成19）年度は、「広尾から未来へ」と題するシンポジウムを実施し、本学が立地する広尾という街に焦点を当て、その歴史を振り返るとともに大学と地域との連携のあり方などを模索する内容とした。講師も本学専任教員を中心としつつ、本学学生や職員、広尾商店街や小学校校長、あるいは区の行政官などをパネリストに迎えるなど、大きく変化した内容としたところ、参加者数も大幅に増え、また、会場の参加者との間でも活発な意見交換をすることができた。2008年度も同様の方針で企画を進めてゆくことになっている。

ウ これに並行して本学では様々な公開形式の講演会やシンポジウムを開催している。キリスト教文化研究所では、公開ゼミナール、公開講演会、研究例会が行われ、一般の人々へのキリスト教を巡る様々なテーマについて研究成果を開示している。このうち、特に公開ゼミナールは1971（昭和46）年度から継続されており、前期、後期、それぞれに数回の連続講義を行うもので、2008（平成20）年度の前期には表8-1に示すように、11種類の異なる講座が設けられている。講師は本学の名誉教授や客員講師などが担当している。

表8-1 キリスト文化研究所 公開ゼミナール一覧（2008年度前期）

講座名
○世界の聖地紀行（II）
○アガペー研究
○クローデル研究（V）
○ヨハネ福音書を読む(III)
○英詩講読
○ラテン語原典によるアウグスティヌス『告白録』講読
○アウグスティヌス『ヨハネによる福音書講解説教』講読（V）
○「黙示録」の写本挿絵
○文学と人生
○キリスト教音楽（VIII）
○旧約聖書預言書の研究（I）－イザヤ預言書

この他にもジェンダー学副専攻が毎年、公開シンポジウムを実施し、ジェンダー学の専門家たちをパネリストとして先端の知識や社会的問題が話し合われるなど、授業や専攻を中心

に社会還元を目的とした特別授業や講演会などが催されている。さらに、個々の教員が書籍、講演会、新聞等を通じて自身の研究成果を一般に向けて報告している。

エ 本学の専任教員の中には国や地方自治体の政策決定に関わる職務に携わっている者がいる。具体的な事例は以下の表 8-2 に示すとおりであるが、教育、保安、国際協力、外交等、多様な領域にわたって活躍している。

表 8-2 本学専任教員の国や地方自治体等における最近の委員活動例

- ・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 評議員
- ・初等中等教育における IT の活用の推進に関する検討会議・委員
- ・初等中等教育における教育の情報化に関する検討会・委員
- ・情報モラル等指導サポート事業・委員長
- ・神奈川県生涯学習審議会副会長
- ・豊島区青少年問題審議会委員
- ・総務省統計委員会専門委員
- ・神奈川県教育委員会スーパーバイザー
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会臨時委員
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会行財政部会委員
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会委員
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会委員
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会小学校部会委員
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育専門委員
- ・港区公私立幼稚園検討委員会委員
- ・研究指定校（教科別指定）に係る企画委員会委員
- ・文部科学省 専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業部会委員
- ・日本学術会議 科学者委員会男女共同参画分科会 学術調査員
- ・警視庁心理学研究会委員
- ・横浜市青少年問題協議会専門委員
- ・日本学術振興会 特別研究員等 審査会委員
- ・社団法人青少年育成茨城県民会議 茨城県青少年心理アドバイザー
- ・小学校学力テスト問題改善委員
- ・中学校歴史教科書精査委員

オ 学内の諸行事・イベント等を企画し、近隣の住民等に参加を呼びかけることなどは活発に行われているが、大学事業(共催事業を含む)と切り離して施設設備を学外者に開放することは多くない。その理由は学内関係者の利用が頻繁であること、及び警備管理上の問題があるためである。

開放対象施設としては、講堂、ホール、図書館及び旧久邇宮家屋などが考えられるが、特に、旧久邇宮家屋は大正時代に建設されたもので建築様式など文化的価値のあるものであり、参観希望があれば個別に受付け、参観できることとしているが、同施設全体を貸し出すことは管理上適切でないため行っていない。なお、文化財を紹介する出版社の取材に対しては協力して記事を掲載するなどの措置はとられている。

また、講堂、ホール等は同窓会を中心に貸し出すことなどはあるが、一般への貸し出しは行っていない。なお、大学施設ではないがキャンパス内の聖堂においては、ミサのほか、冠婚葬祭で学外者が利用することも多い。

別項においても紹介するが、本学の付属研究施設である心理教育相談所では、大学院人間科学専攻における「臨床心理学研究」領域の大学院生の臨床心理実習のための機能を果たすことを目指すとともに、地域社会に開かれた相談機関として貢献することを目指している。近隣在住、あるいは近隣の学校に通学している人々を対象として、心理的問題や悩みを解決し、幸福に生きるために、臨床心理学的援助（カウンセリング、プレイセラピー）を行っている。

大学内にある2部屋のプレイ・ルーム、2部屋のカウンセリング・ルーム、及び待合室が心理教育相談所の施設として来談者に開放されている。プレイ・ルームⅠは、幼児から小学生までの子どもが主に利用しており、子どもにとってまた来たいと思えるような雰囲気づくりを心がけ、箱庭、粘土など子どもの心の表現がしやすいもの、ボールプールやパンチボールなど気持ちの発散できるものなどいろいろな遊具を用意してある。プレイ・ルームⅡは、小学校高学年から中学・高校生が主に利用しており、箱庭や描画、コラージュなどが出来るように整えられている。また、カウンセリング・ルームは、成人の女性や子どもの保護者が主に利用しており、ゆったりと落ち着いてカウンセリングが出来るように整えられている。

B【点検・評価、長所と問題点】

- ア キリストの精神に学び、地球市民として社会に貢献できる人材の育成という教育目標の観点から、学生のボランティア活動はその重要な教育機会であり、また、本学が社会に対して果たすべき重要な役割の一つでもある。マグダレナ・ソフィアセンターはこうした活動を支援し、これまでに多くの成果を重ねてきた。また、その精神を背景にして2008(平成20)年度から開設されたボランティア研究副専攻には、他の副専攻を超えた数の専攻生が所属し学修を進めている。また、同副専攻は特別講演等の授業を提供し、専攻生のみならず他の多くの学生にボランティアの社会的位置づけや意義を教育しており、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして機能している。
- イ 公開講座については、前回の自己点検・自己評価から、種々の検討を加えた上で、2007(平成19)年度から企画・実施体制を変更することができ、内容面でも変化を打ち出した点は評価できる。
- ウ 本学における研究成果は教員個人が執筆する書籍や講演会、研究報告書を通して社会に還元されているが、この他、大学としては、上記に示した公開講座やキリスト教文化研究所の公開ゼミナール、あるいは副専攻等が主催する公開シンポジウムなどにより地域住民に社会還元を進めている。今後も、地域のニーズを踏まえると同時に、本学の研究領域の特色を活かした企画を提供していきたい。
- エ 文学部という領域の特殊性にもかかわらず、多くの教員が国や地方自治体等の政策形成に寄与している状況は高く評価できる。純粋な学術研究活動のみならず、それぞれが独自のフィールドを持ち、実践的な面にも関心を持って研究を進めていることの証左と言える。
- オ 施設・設備の社会への開放などについては、大学の同一敷地内に、学寮、修道院、幼稚園を含むインターナショナルスクールなどがあり、警備上の関係から大学施設の安易な開放は困難である。

C【改善方策】

- ア マグダレナ・ソフィアセンターは本学の建学の精神に基づく重要な位置づけにあるものの、その運営体制は必ずしも十分でない。2009(平成21)年度中に施設面も含めた改善を行う。
- また、ボランティア研究副専攻については、初年度の成果を検討した上で、2009(平成21)年度にさらなるカリキュラムの充実を図ってゆく。
- イ 本学の公開講座は、本学の教育研究を紹介することを主眼としているものの、2007(平成19)年度から地元住民に積極的に参加してもらい、多少小規模でも小回りの利く形で、また内容についても毎年変化を持たせてきた。この点は2007(平成19)年度からの改善点であり、効果が現れていると考えられるので、当面はこのまま継続する。
- ウ 2007(平成19)年度から模様替えをした公開講座については、2008(平成20)年度の成果を評価しながら、2009(平成21)年度に向け、さらに社会や市民のニーズにも対応した内容を検討してゆく。その他、ジェンダー学副専攻やボランティア研究副専攻にも協力を求め、公開シンポジウムの実施を進めてゆく。
- エ 国や地方自治体等の政策形成への寄与については、現状において特に問題は生じていない。個々の委員活動から得られた情報や知見を共有し、新たな社会貢献への可能性を考える場も設けてゆきたい。
- オ 施設・設備の社会への開放などについては、安全と社会貢献のバランスをとりつつ施設の開放に努めていく。

2 企業等との連携

A【現状の説明】

(1) 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

本学では衣料品メーカーと共同で被服の持つ心理学的効果を研究している例が一つあり、その成果は報告書やメディア等を通じて公表されている。あくまでも共同研究であり、企業側が研究の資金と運用を管理し、本学の教員と企業側が共同でデータの収集や分析等、研究の実務を行っている。しかし、本学においては総じて企業との連携は少ない。

B【点検・評価、長所と問題点】

文学部という性質から、企業との連携が少ないことは特に大きな問題とは言えない。ただ、企業との今後、こうしたケースが増えてゆくようであれば、大学としても支援を行う体制を検討する必要がある。また、企業との連携のあり方については、倫理面での検討なども進める必要がある。

C【改善方策】

本学教員が行っている例については、大学としてもその成果やそのあり方について引き続き関心を持ち、適切な対応を心掛けてゆく。

3 大学付属機関の地域社会に対する貢献

A【現状の説明】

(1) 心理教育相談所の地域社会に対する貢献の適切性(本学独自の点検・評価項目)

心理教育相談所では、大学院人間科学専攻における「臨床心理学研究」領域の大学院生の臨床心理実習のための機能を果たすことを目指すとともに、地域社会に開かれた相談機関と

して貢献することを目指している。近隣在住、あるいは近隣の学校に通学している人々を対象として、心理的問題や悩みを解決し、幸福に生きるために、臨床心理学的援助（カウンセリング、プレイセラピー）を行っている。

相談件数は、2002（平成14）年度23件、2003（平成15）年度17件、2004（平成16）年度25件、2005（平成17）年度19件、2006（平成18）年度26件であった。また、親子並行面接、個人面接などからなる総面接回数は、2002（平成14）年度145回、2003（平成15）年度131回、2004（平成16）年度228回、2005（平成17）年度139回、2006（平成18）年度178回であった。相談の内容は、学校での問題行動、不登校、習癖、学習障害、不安緊張症状などである。

よりよいプレイセラピーやカウンセリングを行い、地域社会に対する貢献を確実なものにするために、ケースの検討を中心としたミーティングを、毎月1回行っているほかに、相談員が実習生に対する個別の指導を頻繁に行っている。

B【点検・評価、長所と問題点】

心理教育相談所は、比較的小規模であり、相談件数や面接回数は、それほど多くないが、「臨床心理学研究」領域の大学院生の人数が限られていることもあり、規模にふさわしい地域社会に対する貢献を行っているといえる。

ケースの検討を中心としたミーティングを行ったり、実習生に対する個別の指導を行うという、地域社会に対する貢献を確実なものにする努力は、適切に機能しているといえる。このほかにも、カウンセリング、プレイセラピーの記録の付け方や保管場所に関して工夫することにより、来談者のプライバシーの保護についての問題が起きないように努力してきている。また、心理教育相談所では対応しきれない問題に関しては、日頃から地域社会との連携を深め、精神病院や精神科クリニックなど適切な外部機関を把握し紹介できるようにしている。これらも地域社会に対する貢献を確実なものにする努力といえる。

C【改善方策】

心理教育相談所では、プレイ・ルームに用意する遊具や施設に関しては徐々に整えられてきたものの、プレイ・ルームとカウンセリング・ルームは、ともに教室棟の中にありカウンセリング、プレイセラピーの最中に、通路を行き来する学生も多く、防音設備もないため、学生の足音や話し声などの騒音に悩まされることも多く、望ましい利用が妨げられている。また、プレイ・ルームとカウンセリング・ルームは2室ずつあるものの、利用の多い曜日、時間帯が限られているため、2室ずつでは不足していると考えられる。このため、来談者のプライバシーを守り、安全かつ安定した相談活動・実習が行えるよう、防音設備のある面接室を準備することとする。

第9章 教員組織

本章において次の「評価の視点項目(必須項目)」は本学は該当しないので記述がない。

①大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

【到達目標】

- 大学文学部及び大学院研究科の教員組織の教育理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対する適切性を確保する。
- 主要な授業科目へ専任教員を適正に配置する。
- 教員の年齢構成バランスの適正化を図る。
- 必要に応じて外国人教員を採用する。
- 女子大学として、女性教員を積極的に採用する。
- 教育研究支援職員の採用と専任教員との協力関係を適切に構築する。
- ティーチング・アシスタントの活用とともにリサーチ・アシスタントの制度化と活用を図る。
- 教員の募集・任免・昇格に関する基準を妥当な形で規定化する。

第1節 学部等の教員組織

1 教員組織

A 【現状の説明】

- (1) 学部・学科等の理念・目的・並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- (2) 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究活動に従事しているか）
- (3) 主な授業科目への専任教員の配置状況
- (4) 教員組織の年齢構成の適切性
- (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- (6) 教員組織における外国人の受け入れ状況
- (7) 教員組織における女性教員の占める割合

ア 本学は文学部のみからなり、そのなかに5学科9専攻を擁する構成となっている。しかし入学時学生は文学部一括募集で、各学科専攻に別れることなく基礎課程に属し、2年次から各学科専攻に進むことになっている。各学科専攻の専攻課程の理念・目的等、教育課程の種類・性格について以下に記す。なお、学科専攻別の収容定員と専任教員数は次表9-1のようになっている。

表9-1 学科・専攻別学生収容定員と専任教員数

学科・専攻名	収容定員	専任教員数
英語英文学科	378名	10名
日本語日文学科	198名	7名

歴史社会学科 史学専攻 人間科学専攻 国際交流専攻	698名	27名 (9名) (7名) (11名)
哲学科	172名	7名
教育学科 教育・心理学専攻 初等教育学専攻	364名 80名	15名
合計	1,890名	66名

(ア) 1年次の基礎課程については、学科専攻の専任教員が担当する「基礎課程演習」(ゼミ)を開講し、1年次生は必ずいずれかのゼミに入ることになる。このゼミは少人数制で、そのゼミの教員が1年次生のアカデミックアドバイザーとなる。したがって1年次生は、興味ある学問分野に関連した専任教員の指導を勉学と生活の両面から受けられるように、教員は配置されている。学生は、この「基礎課程演習」を中心に、各学科の開講する専門科目、本学の理念と関係するキリスト教学、語学教育、体育運動学、総合現代教養科目等の授業科目を受けるようになっている。授業科目によっては、兼任教員の授業を受けることもあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(イ) 英語英文学科の教育理念・目的は教養人の英語を身につけることであるが、この理念・目的を達成するために、同学科には、「英語学・英語教育学」、「英米文学」、「メディア・コミュニケーション」の3分野が存在する。

同学科には10名の専任教員が配置され教育にあたっているが、そのなかには2名の英語のネイティブ・スピーカーの専任教員が含まれている。授業科目によっては、兼任教員も採用しているが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(ウ) 日本語日本文学科の教育理念・目的は、①日本人の精神生活の根幹とも言うべき言語、日本語について、共時的・通時的知識を身に付け、理解力を養うこと、②日本語による芸術である日本の文学現象について、古典から現代文学に至る幅広い知識を身に付け、理解力を養うこと、③日本の歴史的・文化的位置を見定めるために必要な、上記①、②の知識・理解を根底として、着実に豊かな日本語表現力を身に付けること、である。

この理念・目的を達成するために、同学科には「日本語学」(日本語史・現代日本語学)、「日本文学」(古典文学・近代文学)、外国人に日本語を教える「日本語教育学」の3つの分野がある。同学科には7名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(エ) 歴史社会学科史学専攻の教育理念・目標は、①世界各地域の人類の歩みを幅広く学ぶことによって、それについての深い知識や歴史的なものの考え方を身につけた人物を育成する、②現代社会における様々な問題を、歴史的観点から考え、解決していく能力を持つ人物を育成することである。

同専攻には日本史、西洋史、東洋史の三つの分野が存在し、「日本史」4名、「西洋史」3名、「東洋史」2名の計9名の教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(オ) 歴史社会学科人間関係専攻の教育理念・目的は、①個人の心理的問題から身近な人間関係のあり方、文化・社会に関わるマクロな問題にいたるまで、総合的に学ぶ姿勢を養うこと、②人間や社会に関わる同一のテーマ・対象であっても、複眼的な視点から、その多様な側面や複雑な意味合いを深く理解する能力を養うこと、③以上を基礎として、情報収集と客観的分析のための学問的方法論を、各自の専門分野の中で身に付けること、④人間のあり方、社会や文化に関して、批判的な問題意識を持ち、自発的に未知の情報やデータを掘り起こし、自らの言葉と考えで表現し討論する能力を養うこと、である。

この人間関係専攻には、「社会学」、「社会心理学」、「人格心理学」、「文化人類学」、「比較文化宗教学」の5つの学問分野がある。同専攻には7名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(カ) 歴史社会学科国際交流専攻の教育理念・目的は、①高度情報化・国際化に対応した人材の養成、②広い国際的視野を備え、多文化間での相互理解や交流・協力に貢献できる人間教育、③幅広く国際情勢を理解し、実践的な語学力と社会科学上の見識を備えた国際交流の諸領域で活躍するための教育、である。同専攻には、「国際関係法・法学系」、「国際政治系」、「国際経済系」、「情報科学系」、「コミュニケーション論系」、「国際文化系」の6つの専門分野が存在する。同専攻には11名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(キ) 哲学科の教育理念・目的は、①学際的・総合的な視点から世界と人間について理論的に考察する能力を育む、②過去から現在までの様々な世界観・人間観・価値観の積極的な学びへと誘う、③自らの考えを論理的に説明し、他者の考えを尊重しつつ、建設的に議論できる力を養う、である。

哲学科には、「哲学・思想史」、「美学・美術史」、「キリスト教学」の3つの分野がある。同学科には7名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(ク) 教育学学科は、専門性の関係から次の3つの分野に分けて、理念・目的が掲げられているが、教員配置については、専門性の関係から「教育学専攻」と「初等教育学専攻」を一つと考え、「心理学専攻」は、別のものと考えている。

教育学専攻では、①教育学研究の蓄積を踏まえて、社会の中での人間の成長発達とこれを援助する仕組みについて、幅広くかつ学問的、体系的な理解を深める、②教育学及び関連諸科学の実証的な研究方法を用いて、各自の関心ある角度から対象を掘り下げ、探究を進める、③他者との交流の中で自他を尊重しつつ自己認識を深め、生涯にわたる豊かな学びの基盤を築く、④地球時代において、一人ひとりのかけがえのない「いのち」と「こころ」を大切に社会づくりに貢献する意欲を高め、専門的な知見を生かして社会の諸課題の解決に積極的に関わる姿勢を育てる、となっている。

また初等教育学専攻では、以上の①～④の理念・目的に加え、次の2点を目的にしている。⑤責任感があり、使命感と信念を持って行動できる、個性豊かな小学校・幼稚園教諭を育成する、⑥実験・実習・実技・実演、その他の体験的な学習等に裏づけられた実践的指導力のある小学校・幼稚園教諭を育成する、となっている。この両専攻の教員については、学問内容の共通性からいって、両専攻を一つにして、計9名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方

を管理している。

(ケ) 教育学科心理学専攻の教育理念・目的は、①人間の心理機能の基礎的な知識の習得、②人間の心理と行動の多様な測定方法の習得、③測定によって得られた行動データの多面的な分析方法の習得、④科学論文の作成技能とプレゼンテーション技能の習得、である。同専攻には、学問領域として、「認知心理学」、「発達心理学」、「臨床心理学」の3領域がある。同専攻には6名の専任教員が配置され、教育にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(コ) また、学部には、学科間にまたがる学科横断型副専攻として「多文化宗教共生」、「ジェンダー学」、「ボランティア研究」の3専攻があるが、専任教員を中心に、兼任教員を含めた豊富な教授陣のもとに授業が展開されている。

イ 専任教員の本学における教育研究活動については、専任教員は教育職員就業規程により週4コマ(8時間)の授業が義務づけられているが、大学基礎データ(表20)及び(表22)記載のとおり、2008(平成20)年現在、役職教員(副学長は週7.4時間)を除き、いずれもが週5コマ(10時間)以上、平均すると週6.5コマ(13時間)を担当している。また、卒業論文を重視するという全学的な方針から、上記のコマ数にはカウントされない学生への個別指導にも多くの時間をかけている。

また、大学運営に関しても、次表9-2(2008(平成20)年度各種委員会一覧)のとおり、専任教員は教授会の他、各専攻から出席が義務付けられている11の委員会と教授会推薦の教員からなる9の専門委員会に参加している。さらに、各種の分科会、運営委員会、ワーキンググループ、専攻ごとの専攻会議等があり、役職者(副学長・学務部長・学生部長・図書館長)・研修年教員・客員外国人教員を除く専任教員がこれらを担当している。

表9-2 2008(平成20)年度各種委員会一覧

グループ	委員会	指名・選出による委員	職制による委員	職員の委員	事務所管
A	学科代表委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長、図書館長		企画部
	入試委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長、入学広報室長		入学広報室
	教務委員会1	各学科専攻から1名ずつ選出	学務部長		教務課
	教務委員会2	各学科専攻から1名ずつ選出	学務部長		教務課
	学生委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	学生部長		学生生活センター
	将来構想・評価委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長		企画部
	大学院専攻代表委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	大学院室長、学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長		大学院室
	大学院将来構	各学科専攻から1名ずつ	大学院室長、学長、副学		企画部

	想・評価委員会	つ選出	長、学務部長、学生部長、事務局長		
B	広報委員会	教授会構成委員会から3名選出	入学広報室長	学長指名職員3名	入学広報室
	情報化委員会	教授会構成委員会から3名選出	メディアセンター長	学長指名職員3名	情報システム課
	国際化委員会	教授会構成委員会から3名選出	国際センター長	学長指名職員3名	国際センター
	キャリア委員会	教授会構成委員会から3名選出	キャリアセンター長	学長指名職員3名(*)	キャリアセンター
	健康サービス委員会	教授会構成委員会から3名選出	学生相談室長または学生部長	学長指名職員3名	学生生活センター
C	教職課程委員会	各学科専攻から1名ずつ選出但し教育学専攻は3名	学務部長		学務課
	博物館学芸員課程委員会	各学科専攻から1名ずつ選出	学務部長		学務課
	日本語教員課程委員会	各学科専攻から1名ずつ選出 但し日本語日本文学科は3名	学務部長		学務課
D	セクハラ防止委員会	教授会構成委員会から3名選出	学務部長、学生部長、学生相談室長、事務局長	学長指名職員3名	総務課
	個人情報保護委員会		学務部長、学生部長、事務局長、情報化委員会委員長	学長指名職員3名	総務課
	防災管理委員会	教授会構成委員会から2名選出	学長、学務部長、学生部長、事務局長	学長指名職員3名	総務課
	論叢編集委員会	教授会構成委員会から3名選出			入学広報室
E	図書館運営協議会	教授会構成委員会から4名選出	学長、副学長、図書館長、学務部長、学生部長、事務局長、図書館事務部長	学長指名図書館職員2名	図書館事務部

*職員はコーディネーターとして参加

ウ 本学の授業における専任教員の比率は「大学基礎データ(表3)」記載のとおりであるが、専攻分野や大学院研究科の授業においては専任教員の比率が概ね高い。特に、必修や選択必修など、主要な科目についての専任比率は教員養成系を除いて極めて高く、100%に近い専攻も多い。専門教育の主要な授業科目は専任教員が責任を持って担当している。これに対して、その他、専門知識の幅を広げる選択授業などで兼任教員に役割を求めていることを示している。

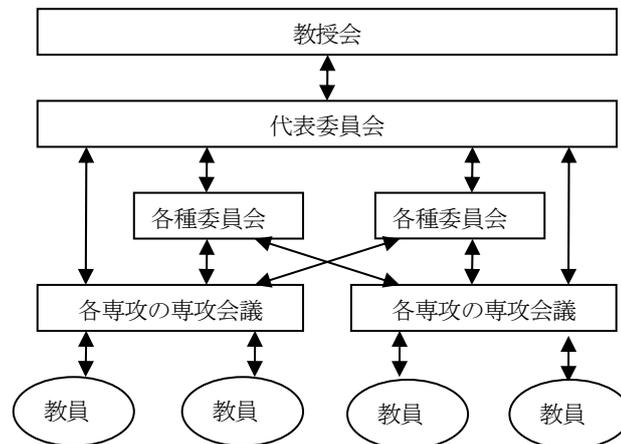
一方、学部の全学共通科目に関しては専任比率が2割程度と低くなっている。これは語学や体育運動学などで兼任教員の授業が多いことを反映したものであり、少人数制を堅持するための措置である。

エ 教員組織の年齢構成は「大学基礎データ(表21)」記載のとおりであり、2008(平成20)年度では30代から60代までの範囲で構成されている。

オ 教員間の連絡調整については、各専攻内で専攻会議が定期的かつ適宜開催され、十分な連絡調整の体制が出来上がっている。また、専攻間、あるいは全学的な意見調整は各専攻から選任された代表者による委員会（学科代表委員会）が1ヶ月に1度の割合で開催され、各専攻からの意見や各委員会で議論された主要な問題、方針等はここに集約される。学科代表委員会の場では学内の諸情報の周知を図るとともに、学科専攻に報告し議論を行うべき問題等が明確化される。学科代表委員会です承された議案や報告事項等は全学的な教授会に報告され、適宜、議論が行われ、重要な案件に関しては最終的にはこの段階で全学的な意思統一が行われる。

この他、入試業務、教務、学生生活、将来構想等の関連諸問題に関しては、それぞれの委員会が月に1回のペースで行われるが、いずれも各専攻から委員が出席しており、その場での情報は各専攻に持ち帰り、専攻会議で報告、議論されることとなっている。以上を模式図的にまとめたのが図9-1である。

図9-1 連絡調整のシステム



カ 本学における客員外国人教員を含む外国人専任教員は3名であり、全体の4.5%に相当する。

キ 専任教員における女性教員の占める割合は、2008（平成20）年度現在において50%となっている。この比率は2002（平成14）年度では35.3%、2003（平成15）年度は37.3%、2004（平成16）年度が40.6%と年々増加してゆき、2005（平成17）年度に49.2%を占めるに至って以降は男女半数の状態を維持している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 1学年450名の入学定員に対し、専任教員は66名となっており、各学年を平均すれば、1人の教員が10人以下の学生を指導するという一方で、大学の方針である少人数教育を行っている。このことはもっとも具体的には卒業時の卒業論文指導のときにあらわれ、本学の教育の特長となっている。各学科専攻への教員の配置についてみれば、主要な学習分野については専任教員が配置されている。ただ国際交流専攻においては、「国際経済系」を担当する専任教員が存在しないことが問題となっている。

イ 少人数の単科大学であっても、大学として検討すべき課題や運営すべき機構の数は他大学と大きく変わらず、その意味でも本学の教員は大学の研究、教育、運営に対し多くの時間を割き、また重責を分かち合っている。

ウ 基幹的な科目については専任教員が担当する比率が高く、その他、専門知識の幅を広げる選択授業については兼任教員に依存している。こうした配分は合理的であり、適切であると考えられる。

エ 年齢構成については、50代後半の教員が2割とやや多く、30代前半以下の若い教員がやや少ないものの、全体に年齢分布に大きな偏りは認められない。

オ 教員間の連絡調整に関しては、教授会を頂点として各種の会議が階層構造的に位置付けられており、教員個々の意見を教授会に反映することも可能であり、また、各種委員会の提案を全学的なコンセンサスにまとめる仕組みも整っている。ただ、最終的に教授会にて多くが審議される構造がゆえに、それ以前の段階での教員間の意見交換が十分に行われず、各委員会からの提言や決定が教授会の段階で覆るなどの効率の悪さも問題となっている。

カ 2008(平成20)年度から外国人専任教員が一人採用された。今後も必要に応じた採用を行ってゆく。

キ 以前は男性教員が多くを占めていたが、近年、女子大学として女性教員も積極的に採用する機運が生じ、現在は女性教員の比率が半数となっている。

C【改善方策】

ア 国際交流専攻における「国際経済系」分野の担当教員については、検討課題となっていたが、2009(平成21)年度の採用が決定した。また、心理学専攻においては1名の欠員があるが、2009(平成21)年度に採用が決定した。

イ 規模の小さな大学の場合、個々の教員の大学運営上の負担は相対的に重くなるが、そうした面でも十分な力を発揮してもらうため、より効率的な大学運営の体制を整える必要がある。一方で教授会開催の前の段階における教員間の意見調整、意見集約を効率よく進める必要性がある。委員会や会議の運営についての改善を、2009(平成21)年度中に進めていく。

ウ 兼任教員については、引き続き、必修や選択必修などの基幹的科目と関心の幅を広げる選択科目の機能の差異を意識し、採用計画を策定していく。

エ 専任教員の採用については、現在の年齢構成分布を大きく崩さないよう配慮してゆくとともに、専任教員が男性に偏らないよう一定の配慮が必要と言える。また、必要性に応じて外国人専任教員の採用も行っていく。

2 教育研究支援職員

A【現状の説明】

- | |
|--|
| (1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 |
| (2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 |
| (3) ティーチング・アシスタント(TA)の制度化の状況とその活用の適切性 |

ア 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制としては、ティーチング・アシスタント(TA)とアシスタント・インストラクター(AI)などの支援職員を採用することによって整備されている。TAは史学専攻を除く他の専攻で広く採用されている。役割としては語学演習等の授業補助の他、心理学実験や調査実習の補助としてもTAが採用されている。

また、心理学、人間関係、教育の各専攻では情報処理関連の教室を所有しており、その運営や情報処理関連の指導のためAIを置いている。これらの支援職員は特定の授業とは独立

に機器のメンテナンスや学生への指導などの勤務を行っている。

イ 本学には各専攻の研究室に3名から4名の「副手」と呼ばれる事務関係の支援職員が交代制で勤務している。支援職員と教員との連携は専攻ごとに行っているが、副手は原則として本学卒業生であり、教員との定期的な打ち合わせやメール等を用いたネット上での情報交換等を通じて、連携・協力体制が確立されている。また、TAの場合、本学大学院在生であることを資格要件としているため、教員との間には緊密な関係を持っている。

ウ TAは「ティーチング・アシスタント設置規程」によって制度化されている。この規定は1997（平成9）年度に施行され、2006（平成18）年度、及び2007（平成19）年度に改定されている。特に、2006（平成18）年度からは本学に在学する大学院生へトレーニングの機会を提供することを主たる目的として、本学大学院に在籍することを前提条件に、職務を担当するにふさわしいと当該専攻が判断した学生をその任に当てることとなった。任用の条件を限定化したことで、授業によっては適任者を見出すことができないケースも生じたが、在生であるという点から、教員との連絡や協力を緊密化することができるなどのメリットも大きい。

なお、教育支援として在生に適任者を見いだせない場合は、アルバイトの名目で別途、AIの任用を行っている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア TAは原則として大学院生が担当することになっており、彼女たちの教育訓練の機会にもなっている。また、学生たちとの距離の近さから、きめの細かいアドバイスが可能である。

しかし、TAの中には専門性の関係から他大学の大学院生等が担っているケースや情報機器に精通するアルバイトがAIとして勤務する場合など多様な勤務形態が存在する。授業補助者の位置づけを整理する必要がある。

イ 副手やTAは各専攻が授業を進めてゆく上で、不可欠な役割を果たしている。現在、教員との連携について特に大きな問題は生じていない。

ウ TAについては規定が明確になっているが、AIについてはその位置づけが役割によってばらつきがある。勤務条件の公平性という観点からも、AIについても何らかの規程を策定することが必要である。

C【改善方策】

各専攻からも報告を受けつつ、適切な人事管理を進めてゆくため、2009（平成21）年度中に将来構想・評価委員会等で授業補助者の位置づけを整理し、AIの規程を設けることも含めてより効果的な運用が可能な体制を整備する。

3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

ア【現状の説明】

(1) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集・任免・昇任に対する基準・手続については、教員の資格基準について規定した「聖心女子大学教員資格審査基準」及び手続きについて規定した「聖心女子大学教員選考規程」に基づき行っている。「聖心女子大学教員資格審査基準」では、本学の教員（兼任教員も含む）の資格として、第一に「本学の建学の精神を体し、その目的、使命の達成につとめる者」ということ、すなわち、私学である本学の理念の達成をまず掲げ、次いで文部科学省

の大学設置基準に沿った形で、教授、准教授、講師の資格をあげ、次いで芸術、体育等の特殊技能を求められるものについては、特例の資格を設けている。

教員の採用・昇任等の手続きについては、「聖心女子大学教員選考規程」によって行っている。具体的には専任教員に欠員が生じた場合、各学科専攻から学長に専任教員の採用選考を申し出る。同じく、専任教員の昇任及び非常勤教員の採用については副学長に申し出る。学長（専任教員の昇任及び非常勤教員の採用については副学長）が受理した場合には、その人事に関する教員資格審査委員会を教授会に設置する。審査委員としては学長、当該学科から2名、教授会選出メンバーとして3名の計6名が審査委員となる。審査委員会終了後、審査結果が教授会に報告・付議され、教授会構成員4分の3以上の出席のうえ、過半数の賛成をもって教授会決定とし、その結果を理事長に報告し、承認を得る。

B【点検・評価、長所と問題点】

教員の募集・任免・昇任に関する上記の「聖心女子大学教員資格審査基準」及び「聖心女子大学教員選考規程」という二つの規程は、1977(昭和52)年4月1日に制定された旧規定を、2007(平成19)年4月1日に改定したものである。改定された規程は、准教授の位置づけを定めただけでなく、これまでの研究業績中心の教員資格審査に加えて、教育研究上の能力に加えて、社会貢献、大学運営への活動実績をあげ、また特定の分野については、顕著な社会活動、社会経験も審査の基準とする規定も設けた。

これらのことにより、本学の教員の採用・昇任に関する規定は、新しい大学のあり方に対応するものとなっていると思われる。

問題点としては、本学の理念であるキリストの精神に学ぶということからして、キリスト教の信者が教員になることが好ましいが、現状では信者でありかつ教育研究上の業績が十分にある教員を採用することが困難なことである。

C【改善方策】

キリスト教の信者でありかつ上記の教員としての資格をもった人材を確保することが難しいところから、採用に際してはキリスト教への理解をもった人材を確保するように努める一方で、今後教員研修という形で建学の理念への理解を深める体制の確立が必要である。

4 教育研究活動の評価

A【現状の説明】

(1) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

(2) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

ア 現状では組織的な形で教員評価は行なっていない。専任教員の昇任のときの教員資格審査が、ある意味では一つの教員評価となっていると考えられる。あとは毎年度、各教員の教育研究業績を提出することになっているが、これも一種の教員評価につながるといえる。また毎年行われる学生による授業評価も教員評価の一つと考えられる。

イ 「聖心女子大学教員選考規程」では、教員の採用及び昇任に関し、その必要を認めたときは関係学科が学長に申し出て、その承認のもとに教授会で資格審査委員会を設置し、その結果の報告と教授会への付議をもって、採用または昇任を決定している。

教員資格審査委員会及び教授会における資格審査の内容は、「聖心女子大学教員資格審査基準」に挙げられている資格基準に合わせて審査が行なわれている。同教員資格審査基準では、

教員の資格として「建学の理念を体していること」、「教育研究上の能力があり、かつその研究領域を社会に貢献できること」を共通の資格として、例えば教授の資格については、専攻分野における特に優れた知識・業績と高度の教育研究上の指導力を認められる者という基本資格の上に、「博士の学位を有する者」等の8つの条件のうちの一つ以上を満たすものとなっており、この基準に基づいて審査を行なっている。准教授、講師についてもこれに類する資格規定があり、それに基づいて審査を行なっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 組織的な教員評価を行っていないことが問題点として残っている。

イ 上記のような形で選考基準は規定として明文化されているが、例えば教授となる資格として、8つの条件のなかに「大学の准教授または助教授として8年以上」あるいは「研究所等で研究上の業績があるもの」として、教育研究上の能力・実績への配慮が適切に組み込まれたものになっていると評価できる。また芸術・体育等の分野については、特定の技能に秀でてかつ大学における教育を担当するにふさわしい教育能力を有する者、さらに特定の分野については、社会活動上の業績並びに大学における教育を担当するにふさわしい教育能力を有する者を採用あるいは昇任の資格として認めている。

C【改善方策】

ア 教員評価の問題については、本学の将来構想・評価委員会の議題として取り上げたい。

イ 上記の「聖心女子大学教員選考規程」及び「聖心女子大学教員資格審査基準」は2007（平成19）年度に改善しており、当面これ以上の改善は考えていない。

第2節 大学院研究科の教員組織

1 教員組織

A 【現状の説明】

- (1) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性
- (2) 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

ア 大学院研究科は文学研究科のみからなり、その理念・目的は、本学の基本理念であるキリストの精神に基づき、女性に高度な学問研究への道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業人、及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の育成を通じて、人類の文化の発展と福祉の向上に寄与する人材の育成である。

修士・博士前期課程では、専門分野における研究能力及び高度な専門性を要する職業等に必要の卓抜した能力を養うことを目的とし、また博士後期課程においては、専攻分野における独創性ある研究者として自立して研究活動ができる人材の育成を目的としている。このような理念のもとに、本学大学院は、次表9-3のような教育課程の種類・性格・学生数からなっている。

表9-3 大学院課程専攻別収容定員と教員数

課 程	専 攻	収容定員	教員数
修士課程	英語英文学専攻	20名	6名
	日本語日本文学専攻	10名	7名
	哲学専攻	12名	7名
	史学専攻	10名	9名
博士前期課程	社会文化学専攻	12名	14名
	人間科学専攻		15名
	教育研究領域	8名	9名
	発達心理学研究領域	8名	6名
	視聴覚情報領域		
臨床心理学研究領域	8名		
博士後期課程	人文学専攻	8名	17名
	社会文化学専攻	4名	14名
	人間科学専攻		
	教育研究領域	3名	9名
	心理学基礎研究領域	3名	6名
	発達臨床教育研究領域		

本学大学院文学研究科の専任教員は、すべて学部の教員が兼担しており、学部に直接基礎を置く専攻においては、その学科・専攻の教員が大学院の担当教員となっている。

- (ア) 英語英文学専攻修士課程の理念・目的は、①主な研究対象である英文学・英語学についての高度な研究を行う、②英文学分野では個々の作家・作品の精緻な研究、及びそれぞれの背景をなす社会や時代思潮に対する知識と理解を深めることを目標とする、③英語学分野で

は、理論・実証両面から研究を行うとなっている。

主な研究分野としては、英文学と英語学がある。同専攻には6名の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(イ) 日本語日本文学専攻修士課程の理念・目的は、①日本人の精神生活の根幹とも言うべき言語、日本語について、共時的・通時的知識を身に付け、理解力を養うこと、②日本語による芸術である日本の文学現象について、古典から現代文学に至る幅広い知識を身に付け、理解力を養うこと、③日本の歴史的・文化的位置を見定めるために必要な、上記①と②の知識・理解を根底として、着実に豊かな日本語表現力を身に付け、さらにそれぞれの専門分野で高度な研究を進めること、である。

主な研究分野としては、日本語学、日本語教育学、日本文学の3つがある。同専攻には7名の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(ウ) 哲学専攻修士課程の理念・目的は、①学際的・総合的な視点から世界と人間について理論的に考察する能力を育む、②過去から現在までの様々な世界観・人間観・価値観の積極的な学びへと誘う、③他者の考えを尊重しつつ、自らの考えを論理的に説明し、建設的に議論する力を養う、となっている。主な研究分野としては、「哲学・思想史」、「キリスト教学」、「美学・芸術学」の3つがある。

同専攻には7名の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(エ) 史学専攻修士課程の理念・目的は、①現代社会における多様な問題を歴史学的観点から考え、解決していく能力を養う、②本格的な歴史研究者を目指す学生のために研究者として必要不可欠な能力・資質を涵養する、③歴史学的な視点や知識をもとに、口頭及び文書において、自らの見解を合理的な論拠に基づいて的確かつ説得的に表現する能力を身につけさせる、となっている。

研究分野としては、日本史、西洋史、東洋史の3つがあり、日本史4名、東洋史2名、西洋史3名の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(オ) 社会文化学専攻博士前期課程は、学部の国際交流専攻と人間関係専攻を基礎学科として設置されたもので、現代社会における人々の行動や意識、文化などを総合的に研究することを目的としている。

研究分野としては、大きく「家族・社会システム研究」領域と「比較文化研究」領域の2つがある。同専攻には14名の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(カ) 人間科学専攻には、博士前期課程と博士後期課程の両課程が存在するが、ここでは両課程を同時に扱うことにする。人間科学専攻は、大きく「教育学分野」と「心理学分野」とに分かれる。

「教育学分野」の理念・目的は、①人間の心的過程、人間性と人間の教育に関する哲学的・社会歴史的理解を深めること、②上記の基礎のもとに、教育学分野における高度な教養と専門性を習得すること、③幼児教育、学校教育、社会教育等の現場や国際教育協力活動において指導的役割を果たす人材、及び幅広い視野からこれらの分野の教育研究

に携わる人材を育成すること、である。

この教育学分野には「教育実践研究」、「生涯学習研究」、「国際教育研究」の3領域があり、学部の教育学専攻及び初等教育学専攻の専任教員9名が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

人間科学専攻「心理学分野」の理念・目的は、①優れた思考力や判断力を備え、広い視野、感受性、柔軟性をもった個としての自己を確立すべく、人間の心理と行動を科学的、実証的に理解できる能力をもち、国際化や高度情報化社会に伴う多種多様な情報の分析能力、表現能力をもった人物を育てることを理念・目標としている、②より具体的には、人間を特定の狭い限られた観点からでなく、幅広く統合的、学際的観点から把握しようとする研究姿勢の育成を目指している、③時代の要求に応えうる知識技術を修得した心理学及び心理学的基礎を有するエキスパートの育成を目指している、となっている。

研究領域としては、博士前期課程では「発達心理学研究」、「臨床心理学研究」、「視聴覚情報研究」、博士後期課程では「心理学基礎研究」、「発達臨床・教育研究」があり、専任教員としては心理学専攻の専任教員6名が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(キ) 人文学博士後期課程の教育理念・目的は、①英文・日文・哲学の各3専攻の修士課程での研究を、さらに専門的に掘り下げること、②「英語・英文学」、「日本語・日本文学」、「哲学・美学」の3本の柱からなる「人文学」専攻として、学際的な視野からそれぞれの専門分野を新たに捉え返し、人間の本質に迫ること、③授業科目の履修はもとより、特に博士論文の執筆を通して専門性の高い研究態度を身につけ、それを基盤とするキャリア実現を図ること、となっている。

したがって専任教員は、英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、哲学専攻の専任教員が配置され、教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

(ク) 社会文化学専攻博士後期課程の教育理念・目的は、博士前期課程で培った国際性・学際性を基盤に、それぞれの専門分野に精通した高度専門職業人を育成する、となっている。同専攻は、社会文化学専攻博士前期課程の上に設置されたもので、したがって専任教員は、社会文化学専攻博士前期課程の専任教員11名が教育や論文指導にあたっている。授業科目によっては、兼任教員を採用することがあるが、専任教員が授業のあり方を管理している。

イ 大学院文学研究科の教員はすべて本学の学部の教員を兼任しており、各々学部の学科専攻に所属している。大学院における組織的な教育を実施するためには、各専攻とも、専任教員の専門分野、関心領域を活かして専攻の教育目的に沿ったカリキュラムをバランスよく編成している。教員間の授業科目の分担及びそのほかの仕事の分担、協力、連携には様々な工夫、努力が行われている。例えば人間関係と国際交流の2専攻を基礎とする大学院社会文化学専攻のように、学部の二つの学科や専攻を基礎としている専攻の場合にも新たな学際的学問分野として統一を保つように留意して、学部の学科の枠にこだわらずに各教員の専門性を考慮してカリキュラムを編成している。研究領域が隣接する教員たちが担当する授業科目を、基礎的な学問の上によりしっかりした専門性を築くことができるよう配慮して構成している専攻、教育内容の難易度に対応して担当の領域を考慮している専攻などがある。

授業以外のことであっても、問題を持っている学生の指導教員は専攻会議で他の教員と問題を共有し相談することによって負担が過度にならないよう留意するなどの配慮も行われる。

また各専攻別会議が随時開かれて、専攻内の役割分担は教員の専門性を活かし、かつ公平性を持たせられるように相談、調整する努力が行われている。

大学院文学研究科の学事管理・運営は大学院委員会がこれを行い、研究科長(学長)、大学院室長(副学長)、学務部長、学生部長及び大学院を担当する専任教員によって組織される。大学院学則第4章第5条に述べられる12の各事項を審議することになっており、毎月1回開かれる。なお、大学院専攻代表委員会(研究科長(学長)、大学院室長(副学長)、学務部長、学生部長、各専攻代表委員から構成される)は、大学院委員会に先立って毎月開かれ、議題の検討、整理、処理を行う。更に大学院将来構想・評価委員会ではより長期的なビジョンや計画についての検討が行われ、問題の共有化が図られている。これらの委員会を通して、教員間で情報や問題が共有され、入学試験など共通業務における専攻間の連携体制も確保されている。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 本学はいわゆる大学院大学ではないので、学部の教員が大学院の授業も兼担している。したがって専任教員が専門の上から指導できる範囲で、大学院学生の募集と入学を許可している。このことからして、教員の配置上特別な問題はない

イ 組織的な教育のための学生の研究指導、場合によっては生活支援及びその他の仕事等における教員の基本的役割分担、連携体制は確保されていることは長所と言える。役割分担を均等にすることはできないが、特定の教員に過度の負担がかからないよう配慮することは必要である。

C【改善方策】

常に学生数に対応した教員配置を心がけるようにしているが、さらに今後も上記で述べた長所を維持し、組織的な教育を実施するための教員の役割分担や連携体制がより有効に機能するよう大学院委員会をはじめ研究科専攻諸委員会で配慮する。

2 教育研究支援職員

A【現状の説明】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 大学院研究科における教育研究支援職員の充実度(2) 大学院研究科における教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性(3) 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の制度化の状況とその活用の適切性 |
|---|

本学には従来からティーチング・アシスタント(TA)の制度があったが、2006(平成18)年度に制度の再検討が行われ、「ティーチング・アシスタント設置規程」(基本的には学部、大学院共通)が改正された。博士前期・修士課程における博士後期課程の教育研究支援職員として任用は、これまで人文学専攻の「哲学・美学」分野の授業で博士後期課程の学生をTAとして採用している例がある。例えば、2006(平成18)年度の人文学専攻の中の「英語・英文学」、「哲学・美学」分野での共同授業「翻訳理論と実践 I」では、博士後期課程学生をTAとして採用し、授業で取り扱った本学創立者の学術的伝記『マドレーヌ＝ソフィー・バラ』(みすず書房、2008年3月刊)を翻訳、刊行した際の際の原稿整理の作業等を委託した。

なお、本学ではリサーチ・アシスタント（R A）の制度化は行われていない。

B【点検・評価、長所と問題点】

大学院におけるT Aなど教育支援職員の利用度は学部授業に比べればきわめて低いが、制度が整備されているので必要に応じて利用できる点は適切である。上記、人文学専攻哲学・美学分野の例では、教員と教育研究支援職員との間の授業前後の連絡等は良好に行われており、学生指導における連携・協力関係は適切である。

本学では大学院修了者の若手研究者としての育成は、指導教員による個人的な研究指導の形で行われてきた。しかし、特定の課題に取り組む研究プロジェクト等の効果的な推進、研究体制の充実及び若手研究者の育成を図るには、研究補助員としてのR Aの制度化が必要である。

C【改善方策】

教員の負担軽減に留意する意味でもT Aの採用を検討する必要性は専攻によっては認識されている。

また、大学院博士課程在学者及び同課程修了者を若手研究者として組織的に育成するために、2009（平成21）年度からR Aの制度化に向けた検討を開始する。

3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

A【現状の説明】

(1) 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続きの内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員の採用、選考、審査基準については、「聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続き規程」に明記されており、当該専攻から学長に申し出て、大学院委員会で資格審査委員会を設置し、その結果を大学院委員会に報告し、審議を得るものとなっている。しかし本学では、大学院担当の専任教員はすべて学部担当の専任教員の兼担であり、当該の教員を採用するとき及び学部担当の専任教員が新たに大学院担当教員に任命される場合は、同上規程にみられる、「学部担当の専任教員が新たに大学院を兼担するときは、学長は、委員会を設置せず、当該専攻の提出した選考資料に基づき、ただちに大学院委員会に兼担の可否を付議するものとする（第3条）」により審査・手続きを行なっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学は大学院大学ではないところから、学部の教員が大学院の授業も兼担として担当しているところから、上記の方法でよいと思われる。

大学院担当教員、特に学位論文の指導教員の資格には厳格な資格審査等、十分な配慮をしている。

4 教育研究活動の評価

A【現状の説明】

(1) 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

(2) 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

大学院担当教員の評価は、組織的には行っていない。但し年度末に研究業績表の提出、及び大学院における授業評価（F D）は適宜行っており、それらが一種の評価となっている。

また、大学院が文学系の文学研究科であるため、研究活動の活性度を評価する方法は確立していない。

B【点検・評価、長所と問題点】

大学院担当教員の教員評価を行っていないこと、並びに研究活動の活性度を評価する方法が確立されていないことが問題点として残っている。

C【改善方策】

上記問題については、2009(平成21)年度の大学院の将来構想・評価委員会の議題として取り上げたい。

5 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

A【現状の説明】

(1) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流については、まず文学研究科各専攻の教員はすべて基礎となる学部の学科及び他学科の教員を兼担しているので、学部との人的交流は当然のことながら密である。本学の附属研究組織であるキリスト教文化研究所の所員を兼任する者は2008(平成20)年度で13名いる。研究生、外国人留学生の受け入れ制度は聖心女子大学大学院学則第11章に定められており、他大学教員の学術研究員としての受け入れ、学術振興会のポストドクター(PD)受け入れなども、申請希望があれば積極的に行う方針である。

他大学の大学院や学部での兼任を通しての他大学教員との交流はもとより、委託聴講制度の協定大学大学院の教員との交流、教員各自の専門関連の学外や研究会への参加、発表を通しての教員間の交流があり、他大学のCOE(Center of Excellence: 卓越した研究拠点)プログラムへの参加や様々な教育研究組織・機関の研究員や共同研究者としての活動に携わる教員も多い。海外大学院での講義、科学研究費補助金研究で国内外の大学や研究組織の研究者との共同研究なども活発に行われている。特に研修年、在外長期・短期研修制度を利用して、海外の大学や大学の附属研究所の研究員となって当該大学の教員や、研究所のスタッフと共同研究を行ったり交流を深めている。海外の教育研究者等による連続講演を実施している専攻もある。

B【点検・評価、長所と問題点】

学内外とも大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流は盛んであり、専攻によって度合いは多少異なるものの、活発に行われていて特に問題はない。具体的課題を敢てあげるなら、日本学術振興会特別研究員の受け入れを行った際に研究室の確保が難しかったという例があり(人間科学専攻教育研究領域)、今後交流活動を活発にするためにはこのような環境整備が必要である。

C【改善方策】

PD等若手研究者のためのスペース確保については、第11章に記載しているキャンパスマスタープランの検討の一環として取りあげていくこととしている。

第10章 事務組織

【到達目標】

- 大学理念の具現化を支える優れた事務職員の育成と確保に努める。
- 大学の実情に適したシンプルで効率的な組織設計を行い、社会の変化等に対応した不断の改革改善を実行する。
- 教員と事務職員のパートナーシップ、教学組織と事務組織間の連携協力の一層の緊密化を図る。
- 職員相互の信頼関係に基づく協調協力関係の確立と強化を図る。

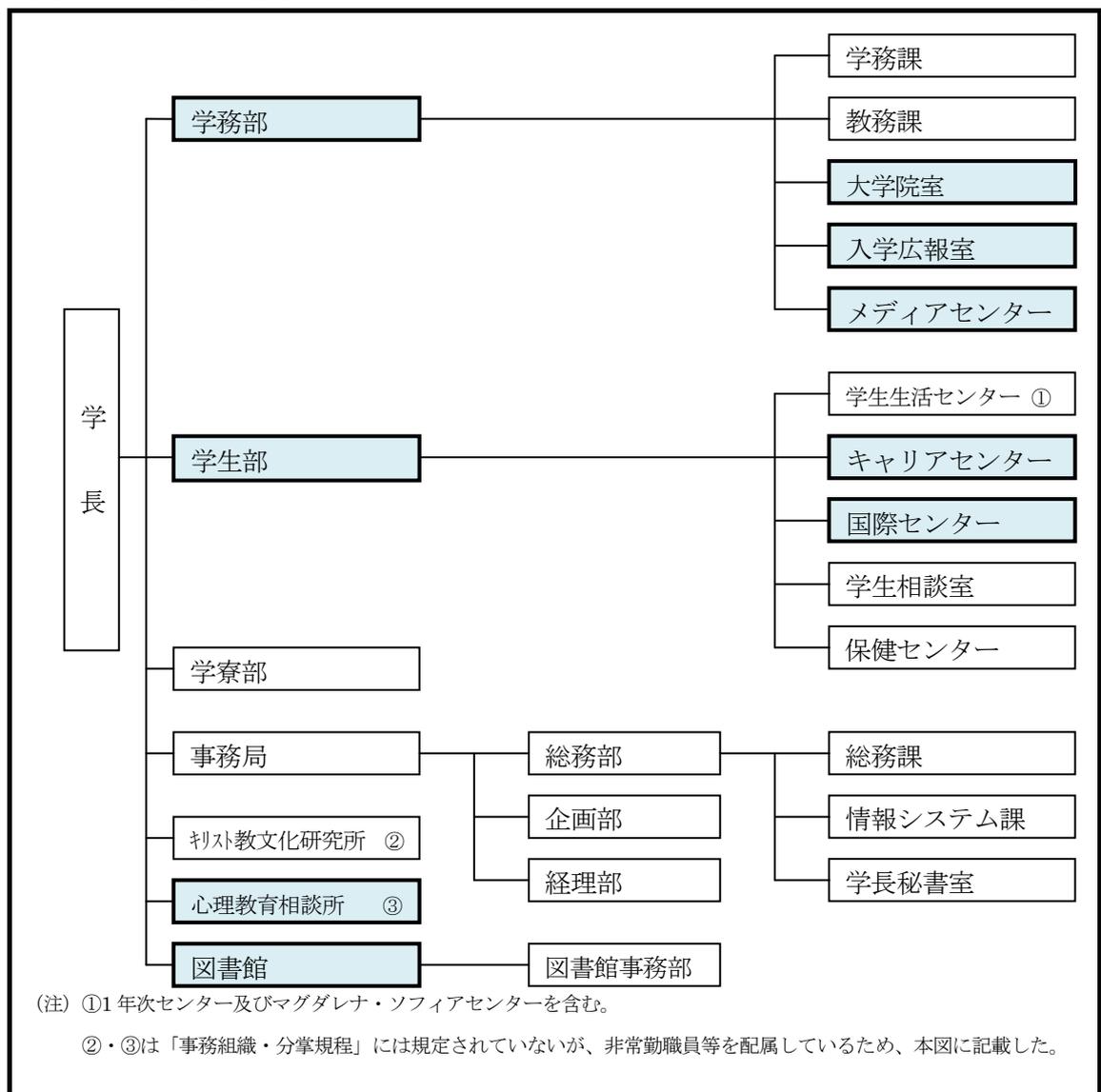
1 事務組織の構成

A 【現状の説明】

(1) 事務組織の構成と人員配置

ア 本学の事務組織は図10-1のとおりである。

図10-1 事務組織図



(注) ①1年次センター及びマグダレナ・ソフィアセンターを含む。

②・③は「事務組織・分掌規程」には規定されていないが、非常勤職員等を配属しているため、本図に記載した。

イ 各部署ごとの職員数等は「大学基礎データ(表19-5)」記載のとおりで、専任職員56名、常勤嘱託職員8名、非常勤職員34名、派遣職員12名の構成となっている。

ウ 各部署の管理職については、前記組織図における太線で囲んだ部署の長は教員が兼務している。但し、学務部及び学生部は事務職員の担当部長が、入学広報室及びキャリアセンターには事務職員の課長がそれぞれ配置され、学生相談室長は校医に委嘱している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 事務組織上の問題として、総務部・企画部・経理部所属職員以外の職員は事務局長のもとに置かれておらず、全般的管理体制が一元化されていないことが挙げられる。特に教員が長を兼務している部署においては教員の負担が大きい一方、教員による細部にわたる事務管理には限界がある。また、部署によっては担当業務の運営に関する委員会が設けられており、教員と職員が協議を行っている。

イ 2002(平成14)年度以降に行った主な組織に関する変更点は次のとおりであり、大規模な事務組織改革には至っていない。名称変更及び組織統合による事務分掌の大きな変更はなく、「〇〇センター」への名称変更は「センター」の本来の設置目的である学生の利便性の追求ということよりも、一般的に使われている名称を使用した単なるイメージチェンジに留まるものである。また、部署統合の理由の一つとして役職者の異動に伴うものであることが挙げられる。

①2002(平成14)年度：学務部留学渉外課を学生部国際センターへ名称変更

②2003(平成15)年度：学生部進路相談課をキャリアセンターへ名称変更

③2005(平成17)年度：学生部学生課を学生生活センターへ名称変更

④2006(平成18)年度：学生部フレッシュマンセンター及びマグダレナ・ソフィアセンターを学生生活センターへ統合

⑤2007(平成19)年度：総務部人事課を総務課へ統合、図書館事務部収書課及び閲覧課を統合

ウ 職員構成については、2002(平成14)年度と2008(平成20)年度の比較は表10-1のとおりで、派遣を含む職員総数では8名減少し、専任職員が15名減少した代わりに嘱託職員5名、派遣職員12名が増加している。また、技能・労務職員については本表では表示していないが、一部外部委託にシフトしている。

表10-1 職員構成の比較

構成区分		2002年度	2008年度	増減
事務	専任	62	51	▲11
	常勤嘱託	1	6	5
	アルバイト等	36	32	▲4
	派遣	0	10	10
	小計	99	99	0
技能・労務	専任	9	5	▲4
	常勤嘱託	0	0	0
	アルバイト等	6	0	▲6

	派遣	0	2	2
	小計	15	7	▲8
合計	専任	71	56	▲15
	常勤嘱託	1	6	5
	アルバイト等	42	32	▲10
	派遣	0	12	12
	合計	114	106	▲8

事務処理について、機械化による事務効率化は2003(平成15)年度から学籍・成績管理のパッケージソフトを導入するなど業務部署ごとのばらつきはあるが、拡大している。

- エ 常勤嘱託職員を含む専任事務職員の年齢構成は表10-2のとおりで、50歳以上が31名で全体の5.4%を占め、40歳台と20歳台が少なく、更に管理職の年齢は1人を除き50歳以上であり、必ずしも適正なものとは言えない。これらの主要因は、採用等における過去の人事計画が適切に運営されていなかったものと思われる。

表10-2 事務職員の年齢構成

	専任事務職員	常勤嘱託職員	事務職員合計	うち管理職
65歳以上	0	3	3	0
60歳以上65歳未満	10	3	13	5
50歳以上60歳未満	15	0	15	7
40歳以上50歳未満	6	0	6	1
30歳以上40歳未満	16	0	16	0
20歳以上30歳未満	4	0	4	0
合計	51	6	57	13

C【改善方策】

- ア 事務組織等改組再編については、現在「将来構想・評価委員会」において検討中であり、その骨子は次のとおりであり、2009(平成21)年度実施を目途としている。

- ①事務組織を事務局長のもとに一元化し、教員の併任による事務部署の管理職は廃止する。
- ②センターの位置づけを明確にする。
- ③業務の運営に関する委員会の位置づけを明確にする。

- イ 事務職員の構成については、専任職員削減の方向性には限界があり、将来の幹部候補生の育成、職員の資質向上のための評価制度、新規職員採用方法などを含めた人事基本方針の作成について、2007(平成19)年度は中堅職員を中心とするプロジェクトチームにおいて、また、2008(平成20)年度からは事務担当部長会を中心とするプロジェクトチームにより検討を行っており、2009(平成21)年度実施を目指している。

2 事務組織と教学組織との関係

A 【現状の説明】

(1) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

(2) 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

ア 1998(平成10)年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」は、「大学の事務組織については、大学における主体的・機動的な改革の推進や教育研究機能の一層の充実に貢献できるよう、教学組織との連携協力の関係の確立を図るとともに、業務の専門性や効率性を向上させる必要がある。」と指摘し、そのための方策として大学運営業務についての事務組織による支援体制の整備、企画や補佐機能を担う職員の適切な配置、国際交流や大学入試等の一定の専門化された業務を事務組織に委ねること等を述べている。

本学の現行の事務組織図は「1 事務組織の構成」で示したとおりであり、教育研究等の教学部門に係る事務を担当する組織として学務部、学生部、図書館事務部を設置し、管理運営に係る事務を担当する組織として事務局長のもとに総務部、企画部、経理部を設置しており、それぞれに事務職員の部課長を配置している。学務部長、学生部長、大学院室長、入学広報室長、メディアセンター長、キャリアセンター長、国際センター長は教員が担い、教学組織と事務組織の意向の調整や両組織の連携による円滑な業務運営に資することとしている。教員役職者の委嘱任命は各選任規程等により学長が行っている。

教授会、大学院委員会は、企画部が資料作成、記録などの事務を行うことで補佐機能を果たしている。教授会には職員の部長が陪席するとともに、教授会の議事録要旨を学内LANに掲載し専任教職員の間で情報を共有できる形になっている。

また、学科代表委員会はじめ教学関係の各種委員会は、委員会規程により選出された教員、職員(陪席の場合もある)で構成され、委員会を所管する部・センター・室・課が事務を担当し、補佐している。教員役職者は、委員会に提案する事項について関係する事務組織の部課長等との摺り合わせや提案内容等の事前協議を行い、委員会審議を経て、必要に応じて教授会に付議している。

イ 教学組織は、いうまでもなく教育研究活動を行う組織であり、これを支援するのが事務組織の役割である。但し、事務組織は教育研究支援とともに、大学の管理運営上必要となる事務を処理することも役目であり、そのバランスを上手にとることが求められる。即ち、管理上のチェック機能が優越すると往々にして教育研究活動の手足を縛り、自由さを損ないかねないため十分な注意が必要となる。

本学では、既述のとおり、教学に関係の深い事務部署については、教員が長となっており、一体性の確保に貢献しているといえるが、同時に改善すべき問題点も内包している。

また、教学分野に関することは、主として教学組織からのメンバーで構成する教授会等の委員会組織で審議され、合意形成が図られるが、これらの委員会には、これも既述のとおり、委員としてもしくは陪席者として事務職員が参画し主要な情報を共有していることから、学長による意思決定プロセスにおいても、又、実務の遂行においても、事務組織が大きな戸惑いを感じるなどの支障は生じていない。

B 【点検・評価、長所と問題点】

ア 上述したように、事務組織と教学組織(教育研究組織)とは、教員が事務の役職者を併任することにより双方の媒介役となり、事務職員が委員会の委員として参画することにより相互の摺り合わせ等を行うという組織設計になっており、このことを通じて両組織の連携協力を

図り、もって業務の高度化、処理の迅速化に努めたいとする考えは極めて重要な点であり、これに向けた教職員の努力は高く評価されるべきである。

しかし、実際の運営においては、事務の役職者を兼ねる教員は、双方の媒介役のみに徹することは出来ず、当該事務組織の長として事務ルーチン、行財政的処理の判断、事務職員の人事管理、等々の役割を背負わざるを得ず、一定の修正が必要といえる。また、委員会の委員として事務職員が参画しているが、事務の役職者を兼ねる教員も同じ委員会に委員として出席している場合について、考え方の整理が必要となる。

イ 大学運営における事務組織と教学組織との有機的一体性を確保する積極的な努力がはらわれていることは高く評価できるが、さらに機動性、迅速性を高め、効果的なものとするためには、制度的な見直しが求められる。また、日常的な情報の伝達経路、あるいは改革改善の提案等の情報の流れが各事務部署相互において速やかに伝達せず、フィードバックも届かない、などの指摘もあることから、部課長を構成員とする管理職会議の設置等を含めて改善が求められる。

C 【改善方策】

ア 本学では、教学組織、即ち、教育研究組織以外は全て事務組織という二元的に括る制度設計を採ってきているが、教員と事務職員が協働しなければならない場面は、今後ますます増えていくことが予想される。そのため、かかる複合的な業務分野については、「第三の組織」として明確に位置づけ（事務組織のセンターではなく、全学組織としてのセンターとして）、教員がセンター長となり、当該センターを運営する運営委員会に教員と事務職員が参画し、当該センターの事務については対応する事務組織が処理するという方式を構想しており、これらを事務組織等改組再編案としてとりまとめ、検討を進めているところであり、2009（平成21）年度からの実施に向け、2008（平成20）年度内に結論を得ることとしている。

イ 既述の事務組織等改組再編案は、教学組織と事務組織との連携のシステムを明確化し、あわせて事務組織間の指揮系統などを整理し、教員と事務職員の協働を促進し連携を強化することで、教学組織と事務組織の有機性・一体性を高めていくことを目指しており、2009（平成21）年度の実施に向けて早期に成案を得ることとしている。

3 事務組織の役割

A 【現状の説明】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性(2) 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性(3) 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況(4) 大学運営を経営面から支えるような事務機能の確立状況 |
|---|

ア 教学部門においては、主に学務部、学生部、企画部が事務組織として重要な役割を担い、学務部長、学生部長の職務遂行、課題解決に向け、企画提案及び補佐を行っている。また、大学入試や国際交流、キャリア支援等の専門業務については、後述するように、学務部に入学広報室を置くとともに学生部に国際センター、キャリアセンターを置き、教員の役職者のもと、より専門的業務に対応できる体制を整えた。このことにより、教学に関わる企画・立案・補佐機能の強化が図られた。

一方、教学の運営を含む大学の企画・運営に関する基本方針を策定させるために学長のもとに2007（平成19）年度に設置された経営会議では、企画部がその事務を所管し、企画・

立案・補佐機能を担っている

イ 教学系事業の決定は学長のもとに設置された経営会議、教授会の審議を経て行っており、管理運営、経営に関する事業の決定は経営会議の審議を経て、理事会の承認を得ている。伝達システムについては、教授会には職員の部長が陪席し、事務組織の各部署に審議内容等を周知するとともに、教授会の議事録要旨を学内LANに掲載し専任教職員の間で情報を共有している。さらに、理事会や各委員会などでの決定事項については教授会を通じて教学組織へ、事務系部長会を通じて事務組織へ伝達している。教授会や各種委員会などの会議には、事務職員が陪席者または構成員として参加しており、意思決定に参画するとともに関係事務組織へ決定事項を伝達している。また、各種委員会の議事録要旨は学内LANに掲載され、専任教職員の間で情報が共有できる仕組みになっている。

ウ 国際交流業務やキャリア支援業務など教学とも関連する業務分野については、教員と事務職員との協働が必要であり、企画立案の段階から互いに協力し合って業務を推進することが肝要である。本学では、このような観点から国際センター、キャリアセンター等を設置し、教員センター長のもとに事務職員が積極的な役割を果たしており、又、これらセンターとは別に設置されている国際化委員会、キャリア委員会等の審議機関にも事務職員が委員またはコーディネーターとして参加し、企画立案に寄与している。

このことをキャリア支援業務について述べると、キャリアセンターでは、①キャリア教育、②就職支援、③教職等資格取得者の就職支援、及び④大学院進学指導等を所掌しており、重要事項について「キャリア委員会」に諮った上で実施している。取り扱う進路分野が多岐にわたるため、それぞれの進路分野を担当する事務職員には進路別の専門的知識やスキルの習得が求められ、業務遂行にあたり、担当者本人には専門性をより高めるための自己研鑽が、そして現場でのマネジメントを担う課長職にはOJT、OFF-JTにおける人材育成が求められており、日常業務を通じての指導の他に、学外で開催される様々な教育・研修の場への参加を指導している。

エ 本学では、教学面での現場窓口の事務職員が事務管理職を併任する教員のもとに置かれ、他方、人事・経理等の業務に従事する事務職員は事務局長のもとに置かれているため、事務職員全体としてみると教学事業部門と管理部門の乖離、意思の不疎通が生じており、情報の滞りがみられる。

このため、教学面に密接に関連する領域での管理については、事務管理職を併任する教員を置くのではなく、学長のもとに属し、関係教学組織と関係事務組織の間の調整の上に事業の実施推進に当たる教員を配置し、事務職員については、これら現場での業務を行いつつ、所属としては事務局長の指揮下に置く「事務局一元化」を進めることとして検討を継続している。これにより、教育研究支援業務から管理運営関連業務まで一貫して事務組織が力を発揮できるようになり、広い視野から経営の観点に立った企画立案等に貢献できることが期待される。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は概ね適切である。しかし、事務組織における企画・立案・補佐機能の強化は、教学事務組織だけでなく、大学全体の企画・運営に共通する課題である。また、多様化する社会のニーズに的確に応え、大学が自らの高等教育の品質を維持するには、不断の大学改革を遂行して行くことが不可欠となるが、単一部署ではその対応が困難であり、複数部署による学内横断的な対応が求められている。事務

組織における企画・立案機能の強化と複数の部署による対応を調整遂行するには、企画部門の役割が今後益々重要になると思われる。

イ 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割と活動は、上述したように概ね適切に機能しており、教授会、各種委員会などの議事録要旨の学内LAN掲載は迅速に行われており評価できる。但し、実施レベルに亘ると必ずしも教職員による情報の共有という点に関しては周知が徹底されていると言い切れない側面がある。

ウ 国際交流やキャリア支援などの専門分野について経験豊かな事務職員や資格等を備えた事務職員が業務に従事することで、効率的・革新的な業務運営が可能となる。但し、長所と短所はコインの表裏の関係にあり、高い専門性は後継者の不足、人事異動の停滞、当該業務領域の聖域化などをもたらすことになる。

C【改善方策】

ア 事務職員に求められる新規事業の企画・立案能力と柔軟発想によるマネジメント能力の向上を目指して、体系的な職員研修により事務職員の育成を図るため、2008(平成20)年度中に事務職員に係る人事基本方針を策定し系統的、全学的に執り進めることとしている。

イ 事務組織等の改組再編を通じ、学務部、学生部と企画部との一層の連携が図られ、教学に関わる企画・立案機能もより強化されることが期待される。また、改組案においては、事務組織規定等に事務職員の責務等を明確に規定し、教員との協働が円滑に進められるよう配慮する。なお、同改組案は、幅広い知識と専門性を兼ね備える事務職員の育成確保について定める事務職員に係る人事基本方針の策定とあいまって、より効果を発揮できるものと期待されている。

ウ 学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割と活動をさらに適切に機能させるために、学内LANにおけるきめ細かな情報の提供、ホームページによる発信等を図っていく。

エ 本学のような小規模な大学事務においては、専門性と幅広い知識経験、専門知識技術と管理能力など異なる能力を併せ持つことが要求されており、専門性を発揮できる期間を確保しつつ、適切なインターバルで人事異動を行うよう心掛ける。また、異動先で求められる専門性については、研修の機会を積極的に付与することとする。

4 大学院の事務組織

A【現状の説明】

(1) 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

(2) 大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

本学大学院の事務は、学務部学務課が学部事務と兼務している。

学務部学務課は、学部の学務関係全般、資格課程関係(大学院・学部)及び大学院関係事務を担当し、構成員は部長1名、兼務職課長1名及び専任職員2名である。大学院事務担当は、部長1名と兼務職1名の専任職員が携わっている。本学事務分掌規程(改正中)に基づき、大学院業務は教務関係が学務部教務課、学生生活関係は学生部学生生活センター、入試関係は学務部入学広報室がそれぞれ担当し、また、学務部学務課の大学院担当は大学院関係各種委員会、大学院専攻間の連絡調整、大学院論集の編纂及び大学院関係連絡調整並びに調査、統計に関する事務を担っている。

学務部学務課の大学院担当は、修士課程4専攻、博士前期課程2専攻及び博士後期課程3

専攻で構成される文学研究科の決定機関として位置づけられている大学院委員会及び大学院委員会の議題等を審議する大学院専攻代表委員会において、研究科長(学長)、大学院室長(副学長)及び各専攻代表委員との調整を図りながら企画・立案等に関わっている。

大学院の予算に関しては、教学に関わる予算は各専攻単位、入試広報関係は学務部入学広報室、奨学金は学生部学生生活センターで、それ以外を学務部学務課で所管し執行している。

B【点検・評価、長所と問題点】

到達目標で掲げた点からすると、大学理念の具現化を支える優れた事務職員の育成と確保、大学の実情に適したシンプルで効率的な組織設計、及び社会の変化等に対応した不断の改革改善は、【現状の説明】にあるように、事務職員数が限られている現状では、大学院学生に対する日常の業務は現状の各部署による個別対応のほうががむしろ効率的ではある。しかし、各専攻の人事、予算等は学部の学科専攻に付随しているため、大学院全体としての状況が掴みにくいなどの問題点をはじめ、大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性を考慮すると問題がないわけではない。

C【改善方策】

大学院事務に関する総括を担当する窓口は必要であり、それと各関係部署とをどう整理調整するかは今後の課題であるが、そのためにも教員と事務職員のパートナーシップが必要であり、大学院が直面する課題についての情報を教職員が共有し、教学組織と事務組織間の連携協力の一層の緊密化を図ることにより環境を整えていくことがまず大切である。そのために事務担当部局職員も参加する専攻代表拡大会第2部会(仮称)を2009(平成21)年度から必要に応じて開催することについて検討する。

5 スタッフ・ディベロップメント

A【現状の説明】

(1) 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

(2) 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

ア 2008(平成20)年の中央教育審議会大学分科会の審議のまとめ「学士課程教育の構築に向けて」は、学士課程教育の質の保証を具体的に担っていく教職員の職能開発の重要性について指摘し、スタッフ・ディベロップメント(SD)の推進に向けた環境整備の提言を行っている。すなわち、事務組織と教学組織との機能分担と連携協力、協働関係を一層強化するためには、職員のSDを推進して専門性の向上を図り、職員が大学経営をめぐる高度化・複雑化する課題に対応していく資質・能力を身につけることが必要であると述べている。

以下に、本学の事務職員の研修機会の状況について述べる。

(ア) 2003(平成15)年度から2007(平成19)年度までの職員の外部研修参加状況(延べ人数)は表10-3のとおりである。なお、表中の「共通業務」とは、大学職員のための全般的な研修、個人情報保護法関連研修などをいう。2003(平成15)年度から2004(平成16)年度の研修参加者が多いのは学内の個人情報保護規程の制定に向けた準備に関係している。

表 10-3 職員の外部研修参加者推移

業務区分 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007
共通業務	14	32	6	5	9
補助金業務	4	2	3	2	7
教務事務		2			1
教職課程	9	9			3
入試広報・生涯教育	8	12	3	5	3
学生生活支援	15	10	10	10	13
就職活動支援	14	10	15	25	15
留学		5	1	2	4
保健管理	5	3	3	3	4
人事管理	9	1	7	7	3
経理事務	5	5	5	1	5
情報システム	2	3			
図書館	17	11	29	21	15
合計	102	105	82	81	82

(イ) 2003 (平成 15) 年度から 2007 (平成 19) 年度までの自己啓発のための通信教育受講者は表 10-4 のとおりである。

表 10-4 自己啓発のための通信教育受講者数推移

講座内容 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007
ビジネス文書・ペン字	6	9	1	2	3
Excel など PC 操作	0	2	12	6	6
TOEIC・英会話など	0	3	4	3	5
初級シスアド	4		2	1	
社会保険労務士		2			
行政書士					1
衛生管理者					1
法務				1	
財務・簿記				2	1
ファイリング				5	
管理者		2	1		
話し方					1
キャリアカウンセラー	1	1			
合計	11	19	20	20	18

イ 最近のシステム変更・新規導入は次のとおりであり、業務の効率化を図っている。

- ① 2004 (平成 16) 年度にはパッケージソフトの「カレッジサーバー」のうち、学生情報

及び教務情報システムを稼働させた。従来はパソコンのデータベースソフトを利用したもので、学生情報と教務情報は全く連動せず、職員が独自に構築したもののため属人的となるなどのデメリットがあったが、本件導入により相当の効率化が図れた。また同時に学生証の磁気カード化を行い、学生情報と教務情報の一元管理による成績証明書等の自動発行機利用が可能となった。

② 2005（平成17）年度には、入試集計システムを上記「カレッジサーバー」に切り替え、合格者情報と学生情報との連動を行い、効率化を図ることができた。

③ 2007（平成19）年度には、図書館システムを全面的にリプレースしたことにより、発注機能、目録登録機能に相当の効率化が図られた。また、同時に、利用者にとっても検索システムのレベルアップとネットワークのスピード化が図られ、好評を博している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 事務組織の専門性の向上を図る方策の一つとして、前項の研修会などに積極的に参加していることが挙げられる。外部研修のうち、業務に直結する研修会には説明会・講演会も含まれており、所属部署管理者の判断で参加ができる体制になっている。しかし繁忙の関係もあり、部署によっては参加回数・参加者の偏りがみられる。

社団法人日本私立大学連盟主催などの業務に直接関与しない総合研修については、将来の幹部となることが期待できる職員を主に対象とするために、研修期間が比較的長期にわたることもあり、研修内容と受講候補者との調整が必要で、希望どおりの参加が困難となるケースが発生している。

なお、総合研修参加者はレポートの提出並びに年1回の学内職員研修会における成果の発表を行うことにより、受講後における研修内容の実践に心がけている。また他大学の参加者とネットワークを構築し積極的に情報交換を行い業務改善に役立てている職員もいる。

イ 自己啓発としての通信教育については、職員の要請により、受講費用の一部を大学が補助する制度として2003（平成15）年度にスタートしたものである。対象講座の分野・講座数を年々増やし職員の意欲向上を図っているが、受講者数は横ばいである。

ウ 事務組織の専門性については、従事する職員の資質による部分が大きな要素であり、特に小規模な事業体では特定の職員に依存せざるを得ない。各部署ごとの現在所属する専任事務職員（嘱託職員を含む）の当該部署の在任期間の内訳は表10-5のとおりであり、同一部署の在任期間が5年以上の職員が全体の42%を占めていることは、特定職員への依存度の高さを示している。

表10-5 専任事務職員の当該部署の在任期間

項目 部署	在籍者数 (人)	平均在任 期間(年)	在任期間別内訳			
			10年以上 (人)	5年以上 10年未満 (人)	3年以上 5年未満 (人)	3年未満 (人)
学務部	17	4.8	2	5	4	6
学生部	14	4.4	2	3	2	7
学寮部	5	4.8		3		2
総務部	8	4.3	3			5
企画部	3	1.7				3

経理部	4	6.3	2			2
図書館事務部	6	11.5	2	2	1	1
合計	57	5.2	11	13	7	26
比率(%)			19.3	22.8	12.3	45.6

(注) ①同じ部において課長・部長に昇進した職員は通算した在任期間とした。

②同じ部内における兼任者は1人として計上し、他の部との兼任者は2人として計上した。

エ 事務効率化については、すべての事務職員がそれぞれ専用のパソコンを利用しているものの、部署の業務内容にもよるが個々人の習熟度と利用度には乖離が見られ、手書き処理による業務も一部では残っている。

パッケージソフト導入時においては、かなりの部分を本学独自の仕様に変更するため、将来にわたってのコスト高になる可能性が高い。これは、従来の事務フローに固執する教職員の意見に従わざるを得ない状況にあったことも否定できない。

C【改善方策】

ア 外部研修のうち、業務に直結する研修会においては、参加回数・参加者の偏重を避けるために一定の参加費用以上の研修には、予算の絡みもあり、事前の決裁を受ける体制を部長会で検討するとともに、業務に直接関与しない総合研修については、“研修会に誰を参加させるか”の発想から“この職員にはどの研修を受けさせるか”の発想へ切り替える必要があり、2009(平成21)年度からは長期的研修体系を構築する。

また、自己啓発としての通信教育については、2008(平成20)年度から大学からの補助金を引き上げたが、今後も職員の希望を聴取しながら、対象講座の拡大・充実を図る。

イ 個人としてではなく組織としての専門性向上のための特定職員への依存からの脱却を行うためにも、事務効率化の推進を行うためにも、従来の事務フローを根本から見直すことが必須の手順である。事務フローの見直し作業においては、従来の処理方法にこだわらない発想が求められる。部署間における温度差が発生しないように、また、他部署からの意見も受け入れるように、次の「ウ」への対応も含めて、事務職員による作業部会を2009(平成21)年度に発足させる。他部署との共同見直し作業を行うことにより、同種作業の排除や共通化による効率化も期待できる。また、事務フロー見直しにより、新たな事務処理マニュアルが必然的に作成されることによって、ベテラン職員への依存度が薄まることが期待される。

ウ パッケージソフトの導入拡大に当たっては、本学独自の仕様にするカスタマイズ化を極力避けるために、例外処理を排除し単純化を図ること、及び例えば処理方法を1年ごとに変更することを止めるなど処理方法の安定化を図ることが求められる。特に学事上の問題があるため、教員の理解を得ていくことが必要である。

6 事務組織と学校法人理事会との関係

A【現状の説明】

(1) 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

学校法人としての管理運営は、「私立学校法」に則り理事会、評議員会等が行っている。こ

の理事会には学長が構成員として出席し、評議員会には事務職の長である事務局長が構成員として出席している。理事会、評議員会での決定事項、承認事項は、学長及び事務局長から適宜事務系部長会に伝達されている。本学が業務運営のために、理事会の決議または理事長の決裁を求めなければならない稟議事項ならびにその手続については、聖心女子学院稟議規程に規定されており、総務部、経理部、企画部など関係する事務組織から稟議されている。稟議すべき事項としては、教職員の採用、退職、解雇及び異動ほかの人事関係、予算、決算ほかの経理関係、学則及び規程の制定、改廃、その他教学に関する重要事項等が挙げられる。

また、学校法人経営の基本事項、常任理事会及び理事会で承認された事項の執行に関する事項、本学院の各学校間の連絡調整に関する事項については、学長が学長・校長会に出席し、事務局長が事務長会に出席している。

B【点検・評価、長所と問題点】

上述したように、事務組織と学校法人理事会との関係は適切である。また、文部科学省、私立学校共済事業団、私立大学連盟宛の各種届出、補助金申請、調査回答など学校法人を経由して提出される書類も企画部を窓口として滞りなく行き来している。

C【改善方策】

大学側事務組織における学校法人との連絡窓口を原則、一本化することにより情報の流れを整えており、理事会との関係においても適切に処理されている。

第 11 章 施設・設備

本章において次の「評価の視点項目(必須項目)」は本学は該当しないので記述がない。

①キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【到達目標】

- 安全安心・快適さとともに、環境との調和に配慮した建物等施設の充実、及び長期的視野に立ったキャンパスマスタープランの整備を図る。
- 耐震診断や定期的な営繕工事による既設施設の維持と有効活用の促進を図る。
- 教室内の設備備品を含む教育機器等の教育効果を高めるために必要な投資を継続する。
- 歴史的建造物を含めた施設設備の安心安全を基本とした学外開放と、これらを通じた地域社会との相互理解及び相互協力の増進を図る。

1 施設・設備等の整備

A 【現状の説明】

- (1) 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- (2) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況
- (3) 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

ア 本学のキャンパスは渋谷区広尾のみに所在し、大学及び大学院の全学生は入学から卒業まで同じ場所で授業、研究並びに課外活動に専念できる環境にある。大学構内は正門から続く桜並木のほか樹齢を重ねた大木が多く繁っており構内全体は渋谷区保存樹林の指定を受け、緑の多いキャンパスとなっている。

校舎面積は「大学基礎データ(表-36)」記載のとおり 26,185 m²であり、1号館、2号館、3号館、図書館、管理棟によって構成され、講義室・演習室・学生自習室・研究室は1号館・2号館・3号館に設置されている。なお、敷地内にはこれら校舎のほかマリアンホール(講堂、応接室、会議室等)、体育館、パレス(旧久邇宮家御殿)、車寄せ(旧久邇宮家本館の一部)、学寮、学生食堂等が設置されており、1号館・2号館・3号館・図書館・マリアンホール・管理棟・学生食堂はそれぞれ回廊によって繋がり、雨天でも校庭に出ずに移動できる配置となっている。

イ 教育のための情報処理機器の配備状況は2008(平成20)年5月現在、表11-2のとおりで、日本語日本文学、史学、哲学の3学科専攻を除き各学科専攻が専用のコンピューターームを設置しており、日本語日本文学・史学・哲学においては各学生自習室において小数ではあるがパソコンを配備している。

また、「大学基礎データ(表38)」には含まれない施設として1年次センター及び学寮自習室にパソコンを配備している。

表 11-2 情報処理機器の設置施設

区分	施設などの名称	利用学科専攻など	PC台数	OS
実習室	マルチメディア実習室 No. 1	全学生	39	WindowsXP
	メディアセンターC・Dルーム	第2外国語履修者、図書館説明会	60	Windows2000

	メディアセンターE・Fルーム	英語英文学科	26	WindowsXP
	情報検索実習室	全学生	10	Windows98
	国際交流コンピュータールーム	歴史社会学科(国際交流)	40	WindowsXP
	心理学コンピュータールーム	教育学科(心理学)	32	WindowsXP
	学習支援センター	教育学科(教育学・初等教育学)	38	WindowsXP
	人間関係コンピュータールーム	歴史社会学科(人間関係)	24	WindowsXP
	英文メディアルーム	英語英文学科	6	WindowsXP
	小計		275	
自習室	マルチメディア実習室No.2	全学生	36	WindowsXP
	日文学学生研究室	日本語日本文学科	10	WindowsXP
	史学学生研究室	歴史社会学科(史学)	7	WindowsXP
	人間関係学生研究室	歴史社会学科(人間関係)	5	WindowsXP
	哲学科学生研究室	哲学科	7	WindowsXP
	英文学生研究室	英語英文学科	10	WindowsXP
	小計		75	
その他	1年次センター	1年次生	18	WindowsXP
	学寮自習室	学寮生	20	98, 2000, XP
	小計		38	
合計			388	

ウ 1948(昭和23)年の大学設立に当たり旧久邇宮邸を購入した。購入時には敷地内には唐破風の車寄せを持つ本館(本来の建物は戦災により正面玄関部分を残して焼失し、代わりに平屋建洋館となっていた。)と、千鳥破風入母屋造2階建の御常御殿のほか付属建物が建てられていた。その後1号館建設のため移築等を行い、1998(平成10)年にはクニハウスと呼んでいた洋館を車寄せ部分を残して取り壊し、跡地に3号館を建設した。

パレスと呼んでいる御常御殿は、1924(大正13)年に完成した近代大型和風邸宅で、2000(平成12)年に文化庁の登録有形文化財に指定された。パレスは以前から後述の課外活動の場として日常的に使用されており、春の特定期間には見学申込を受け付けて一般に公開している。

3号館建設の際に残されたクニハウス車寄せ部分の建物は展示室及び応接室として整備し、随時利用している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 主要施設の建築年は大学基礎データ(表36-2)記載のとおりで、1998(平成10)年に竣工した3号館を除き、築後相当年を経過した建物が多く、特に1号館、2号館、マリアンホール(講堂)については築後50年以上となっている。

最近の主な補修工事等は表11-1のとおりで、3号館を除く各建物の老朽化に対しては、壁面・屋上の防水塗装工事等を継続的に実施しているため、大きな事故等は発生していない。また、耐震補強工事については、1号館、2号館、学生食堂、学寮については実施済みであるが、マリアンホール(講堂)、図書館、管理棟については未済である。

表 1 1 - 1 最近の主な補修工事等

実施年度	工事内容 () 内は費用概算：単位百万円
2002年度	各所漏水補修工事(4.2)、1号館耐震補強工事(4.9)
2003年度	2号館耐震補強工事(9.9)、2号館屋上・外壁補強工事(100.0)、学寮(北寮)屋上防水工事(9.4)、体育館屋上防水工事(1.1)
2004年度	学寮(西寮)エントランス部分屋上防水・塗装工事(21.0)、各所漏水補修工事(4.4)、図書館バリアフリー対応工事(17.9)、マリアンホール空調工事(73.0)
2005年度	マリアンホール屋上防水工事(36.8)、パレス*沈下復旧工事(27.8)、各所漏水補修工事(6.7)、400番教室改修工事(62.0)
2006年度	学生食堂耐震補強工事(35.3)、学寮耐震補強工事(2.3)、学寮(西寮)屋上防水工事(8.9)、各所漏水補修工事(1.4)
2008年度	車寄せ**補修工事(3.7)

(注)*パレス＝旧久邇宮邸の御常御殿、**車寄せ＝旧久邇宮邸本館の一部、いずれも後記「(3)記念施設・保存建物の管理・活用の状況」を参照

イ 講義室、演習室、学生自習室の面積等は「大学基礎データ(表-37)」記載のとおりで、特に講義室については学生1人当たり面積は1.56㎡であり、相応の広さを確保している。但し、講義が特定の曜日及び時限に集中する傾向があり、講義室における収容人員と受講者数との関係から使用できる講義室の調整は困難な作業を伴っている。

学生用実験室・実習室の面積等は「大学基礎データ(表-38)」記載のとおりで、情報処理学習施設は10室設置されているが、学科専攻専用の施設であるものと、各学科専攻共用の施設があるが、前者の場合は学科専攻独自のソフトを組み込める利点がある一方で、稼働状況にむらが発生している。後者については、汎用性がある反面、使用目的・管理体制がはっきりせず非効率となっている。

ウ 冷房化については、2004(平成16)年に講堂、2005(平成17)年に大教室の空調工事が終了し、講義室・演習室・実験室・実習室のすべてに空調機器が設置された。

エ 教員研究室については「大学基礎データ(表-35)」記載のとおりで、教員1人当たりの面積は平均21.9㎡であり、適当な広さが確保されている。但し、一部の個人研究室については、1号館3階にある旧学寮の個室を転用しているため、間仕切のある2部屋分を使うなどの不便さがある。

オ 教育用パソコンの総数は前記のとおり388台であり、2001(平成13)年7月比30台の増加に留まっているのは、設置場所の確保が難しいことがあげられる。パソコン本体の更新を含め継続的な投資を行っている結果、OSは一部を除きWindowsXPにバージョンアップされている。

カ パレスは、茶道、華道、日本画、箏曲、鼓、能楽など伝統的日本建築に相応しい課外活動の場となっている。また、春の一般公開時には多くの見学者が訪れている。一般公開については、公開期間の拡大も望まれるが、建物内を本学の案内人無しで見学させることは、損壊などの危険性もあり、案内人の手配、及び課外活動利用との兼ね合いなどから期間の限定はやむをえないところである。

パレス及び車寄せは築後80年以上経過した木造建築であり、2005(平成17)年度にはパレス建物自体の沈下防止のために大規模な工事を行ったが、今後も丁寧な維持管理が必要である。但し、大規模な補修工事はもとより、一部の破損個所に必要な補修資材の調達について建築時と同質なものを手当することはほとんど不可能で、近い材質のものとする場合でも相当高価になるため、維持管理のための財政負担は大きいものがある。

C【改善方策】

ア 1号館、2号館、管理棟等の建替えを最終目標とするものの、未済の耐震工事を含め、演習室・自習室拡充のための改修工事、地球温暖化対策のための各種方策などの対応についても、しっかりとしたキャンパスマスタープランを構築し、中長期的な見通しの下に進める必要があることから、2008(平成20)年度から課題の洗い出し等の作業に着手することとしている。また、講義室の使用については、教務委員会を中心に集中を避ける調整を行うこととしている。

イ 学生が使用する情報処理機器については、小型化・安価化により備品から文房具として位置付けられつつあり、本来は学生が自己のパソコンを持参し使用することが理想であり、そのためには学内LANの無線化が必要となる。

また、各学科専攻共用のパソコンルームについては、管理組織の再編を含め効率的な運用を目指す必要がある。

これらの問題点のほか、情報関係投資の全学的見地からの調整機能、及び学内LANのセキュリティ監視機能を解決するため、従来からあるメディアセンター及び情報化委員会等の見直しを作業部会において行っており、情報化の推進を効率的に進めうる新しい体制を目指して今年度中に改組の成案を得る予定である。

ウ パレスについては、修繕のための積立や寄附募金などを計画性を持って行う必要があり、前記のキャンパスマスタープランの検討における課題の一つとして位置づけ、対応することとしている。

2 キャンパス・アメニティ等

A【現状の説明】

- | |
|----------------------------------|
| (1) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 |
| (2) 「学生のための生活の場」の整備状況 |
| (3) 大学周辺の「環境」への配慮の状況 |

ア 本学は、都心部に位置しており、立地条件にも恵まれ、交通アクセスも良好で、学生、教職員にとって快適な生活を過ごすことができる環境にある。

建物内の機能の高度化については、冷暖房や照明等に配慮しており、2007(平成19)年度には1、2号館及び体育館のトイレの全面改修工事を実施した。また、2003(平成15)年度には構内のサイン表示を徹底させ、防災等に役立てるとともに、2008(平成20)年度においてはAED及び製氷機の設置を行い、不測の事態への対応に努めている。

学生のためのレクリエーションルームや学生食堂等、学生が日常的に利用することの多いスペースについては、学生や保護者懇談会における要望等を積極的に取り入れつつ改善に努めている。学内における文具の購買については、同窓会である宮代会がショップを開いている。また、書籍についてはある業者が過去に購買部を開設したものの採算がとれずに撤退した経緯がある。

学生の通学には自動車、バイクは禁止されている。構内には学寮、修道院があり、また、同じ敷地にインターナショナルスクールの児童生徒がいることから、構内の安全確保に努めるとともに、良好なアメニティの確保には十分留意することとしている。

但し、施設の収容量は限界に達しており、例えば、卒業式に着用するキャップとガウン数百セットについては、学内倉庫の確保が困難になったため民間の倉庫を借りているが、貸し出し、回収など利用の際には手間がかかるなどの難点が生じている。

施設設備の維持管理、建物内諸施設の改善等キャンパス・アメニティに関する業務は、関係部署の協力を得つつ、事務局総務部総務課で一元的に管理している。

イ 「学生のための生活の場」としての本学キャンパスは、比較的整備されていると思われる。立地も都心の便利な位置にあり、地下鉄最寄り駅から5分と距離も近く、商店街と隣接しているので学生の日常生活面でも不便を感じることはない。一歩校門を入ると緑豊かで、勉学をするにふさわしい環境が整っている。学生数約2,300名がゆったりとした空間で生活できている。構内へは4箇所から出入りすることができるが、各校門に警備員が常時配置され、また、定期的に巡回しているので安全面でも配慮が行き届いている。その中でも主なゾーンについて以下のとおり取り上げる。

(ア) 創立50周年記念として建設された3号館の地下1階は、課外活動団体の部室として設計され、委員会、文化系・体育系・公演系各クラブ、同好会、愛好会、マグダレナ・ソフィアセンター（学生のためのボランティア活動支援とキリスト教に関する諸活動を行うセンター）と協働する団体等の各団体（55団体）が有効に利用している。これら団体には、所定の時間帯に教室及び各施設（体育館、テニスコート、ホール他）を開放している。地下1階に設置している防音室は、遠慮せずに音出しができるスペースとして人気がある。安全面を考慮し、防犯カメラが設置されており、学生生活センターで監視画面が写されているが学外者の侵入を完璧に防げないため、警備員と学生生活センターの職員が毎日定期的に巡回している。

但し、電波が届きにくく携帯電話の感度がよくないことがある。また、課外活動団体の学生が規律を守りながらも自由に利用できるスペースであるため、時に各部室の清掃が行き届かない場合もある。

(イ) レクリエーションルームは、すべての学生が自由に利用できるように常時開放されている。図書館とは異なる雰囲気の中で、軽食をとりながら授業の予習をしたり、友人と団欒している光景をよく見かけることができる。レクリエーションルームには、清涼飲料水の自動販売機とコピー機が設置され、利用頻度も高い。

レクリエーションルームの掲示板は、学生会役員会が管理しており、自由に掲示してよいことになっているが、掲示にふさわしくないものが貼られていることがあるので、注意が必要である。

また、コピー機が設置されており、よく利用されているが、用紙の補給が間に合わず、学生に不便をかけてしまうことがある。

(ウ) 学生食堂は、明るい雰囲気の中で、学生の憩いの場として賑わっている。食堂としての機能のみでなく、各種行事に利用されるスペースとしても活用されている。

学生食堂中2階のスペースの空調が悪く、かつ天窓がガラス張りのため、夏が近づくと室温が急上昇することから、学生の要望に応え、空調の取替えと天窓のカーテンを取り付けたことにより、相当の改善が図られた。

(エ) マリアンホールは、学生の公演系課外活動団体に利用されるのは勿論のこと、大学の各

種行事に利用されている。創立当初からのホールであり、かつ、本学のメインホールであるので、愛着があり、丁寧に使用している。数年前までは、クーラーも設置されていなかったため夏期期間中は快適に利用できなかったが、現在は季節を選ばず利用されている。

(オ) 宮代ショップは、同窓会が運営する購買店で、学生が必要とする本学のマーク入りのオリジナル・グッズを中心に販売しており、学生たちのニーズを考慮しながらアットホームな形で運営が続けられている。しかし、開店時間帯が限られているので、不便を感じる学生もおり、品数の増加を求める声もある。但し、大学行事にも出店し、喜ばれており、商品についても学生の提案をもとにして、フェアトレードを広げる運動にも協力している。

ウ 大学周辺の環境については、本学と近隣周囲との境界には、本学あるいは隣接居住者の樹木が多く植えられ、当地域における緑の多い環境づくりの一端を担っている。その一方で校庭のほとんどは舗装されており、学生が自由に寛ぐことができる芝生地は少ない。

また、学生の自家用車、自転車による通学は一切認めておらず、徒歩・バス・電車を利用しているが、教職員の通勤時及び卒業生の来校時にしばしば自家用車利用が見受けられる。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア キャンパスの立地条件に恵まれているので、通学・通勤等の日常的負担は、少ないと考えられる。

学内での学生食堂及び物品販売等のサービスに関しては、本学に隣接して地元商店街があり、文具店やコンビニ、レストラン、ドラッグストア等が軒を並べているので、これに依存している面が大きい。本学の学生規模を考えると、全てのサービス要素を学内に取り入れることは困難であり、又、必ずしも適当であるとは言いがたい。それは本学の立地においては、地元との共生に配慮することが重要であり、他大学における学内購買部と地元商店との軋轢等を見るまでもなく、むしろ地元と良好な関係を構築強化し、双方向の支え合いの関係を築いていくことのほうが得るところが大きいと思われるためでもある。

但し、学生食堂については授業時間との兼ね合いがあることから、利用時間帯を少し延長するなど利用しやすいよう改善してきたが、スケールメリットがないことからメニュー等が少なく改善の余地は多い。なお、メニューの値段を抑えるためにも大学からの補助金を支出しているが、継続して改善に向けた協議を行っていくことが求められる。また、クラブ活動用部室が不足しており、このことに関する要望は強く、建物の改修や整備においては配慮する必要がある。さらに、前述のキャップとガウンの保管方法についても改善が求められる。

歴史ある建造物であるパレスは、学生が課外活動でも使用できるよう許可されているが、このことは伝統的価値ある建造物が傷められることを恐れることよりも、学生にも有効活用させ教育的意義を優先させているものであり、評価されてよいと考える。

建物の修理、樹木の剪定・伐採等について構内の景観を損ねないように配慮しつつ管理しているが、本学として大学全体の環境整備について討議する組織は、まだ充分整っていない。

イ 樹木の多さは、環境保全に役立っているが、枝伸びによる鬱陶しさ・遮光・景観を損ねる等の苦情が寄せられることもあり、定期的な枝の剪定、草刈などを行っている。

ほとんどの学生は地下鉄広尾駅から商店街を通学路として利用しており、路上駐車や駐輪などの問題は発生していない。しかし、入学式当日から約1週間は他大学からのサークル勧誘により南門周辺と商店街の通行の妨げが発生している。ここ数年、警備員が学生の動きの規制に努力し、相応の効果が認められるが、引き続き実施する必要がある。

教職員及び卒業生の自家用車利用については、地球環境保護並びに自動車事故防止の観点

から特別な場合を除き認めないこととしているが、従来からの慣習により徹底しているとは言えない。

C【改善方策】

ア 現状の良さを維持しながら、より機能的且つ快適に変えていくため、施設のあり方、利用のあり方等を検討する全体的な組織が必要であり、キャンパスマスタープランの構築に向けた検討の一環として、この問題についても取り上げることにしている。

なお、構内の通路は全て舗装されているが、老朽化が進み亀裂ができてヒールがささったり、階段部分については雨天に水溜りができて歩きにくいなどの苦情が学生からも寄せられている。どのような改善が適当なのか業者の意見等も聞きながら、来年度予算にも計上するなど、迅速な対応を図ることとしている。

「学生のための生活の場」の整備については、学生の全学組織代表である学生会役員会と学生部学生生活センターが随時、話し合いの場を設けて検討を行っているが、今後は必要に応じて関係部署や関係業者にも出席を依頼し、従来に増してきめ細かく対応していくこととする。

イ 樹木の剪定・整姿については、定時の実施に加え、今後は総務課職員、警備員の定期的巡回を強化し、苦情を受ける前に臨機応変に実施することとする。

教職員及び卒業生の自家用車利用の規制については、地球温暖化対策の一環として校庭の一部芝生化等による駐車可能区域の削減も視野に入れ、キャンパスマスタープランの検討事項に含めて対応を進める。

3 利用上の配慮

A【現状の説明】

(1) 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

(2) 各施設の利用時間に対する配慮の状況

ア 障がい者対応の施設・設備としては、身体障がい者（車椅子）用として、1998（平成10）年完成の3号館にはエレベータ2基（うち身障者対応エレベータ1基）、専用トイレ（1階）、廊下・階段手すりを設置した。1号館にはエレベータ1基、1階及び2階に専用トイレ、階段手すりを、図書館には専用トイレ、図書館書庫にはエレベータをそれぞれ設置している。但し、2号館、マリアンホール（講堂）、管理棟などにはエレベータ、専用トイレ、手すり等は設置されていない。また、建物入口へのスロープが設置されていなかった図書館正門入口には2005（平成17）年に、体育館非常口には2007（平成19）年にそれぞれスロープを設置した。

視覚障がい者及び聴覚障がい者対応としては、従来本学に該当の学生及び教職員が在籍していなかったため、相応の施設・設備は設置されていない。

イ 学生が利用する主な施設の利用時間は表11-3のとおりである。

表11-3 施設の利用時間

	学期中		休暇期間中	
	平日	土曜	平日	土曜
図書館	9:00～20:00	9:00～17:00	10:00～18:00	閉館
メディアセンター	9:00～16:30	閉室	不定期	閉室

(語学自習施設)				
マルチメディア実習室	9:00～19:30	9:00～19:30	9:00～19:30	9:00～19:30
各研究室所属学生自習室	各研究室ごとに決定、最終退室時刻は20:30			
各研究室所属学生実習室・コンピュータ室	原則、授業時間内のみ			
学生食堂(営業時間) 注1	11:30～13:50	11:30～13:50	職員用のみ営業	休業
課外活動団体が使用する教室・講堂・体育館・部室等	12:10～13:30 16:40～20:20	12:10～20:20	9:00～17:50 注2	使用不可

注1：学生は営業時間以外には自由に使用ができる。また、学生食堂売店は営業時間は学期中のみ10:00～14:00及び15:00～17:00に営業。

注2：「休暇期間中」とは、夏期休暇期間中及び後期試験終了後から3月31日までをいう。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 身体障がい者(車椅子)対応としては、1号館・2号館・3号館・講堂が2階の回廊でつながっているほか、身体障がい者対応施設がない2号館は各階が3号館とつながっていることから、1号館または3号館のエレベータを利用すれば、各講義室・演習室・研究室への到達が可能である。同様に、マリアンホール及び管理棟についても通じている。

しかしながら、管理棟においては、中途半端な階段が多く、簡易なスロープを設置してはいるものの、介護者なしでは車椅子での移動は困難である。

在籍する学生・教職員に該当者が存在しなかったことから、施設・設備面での視覚障がい者及び聴覚障がい者対応が現状では不十分であるが、生涯学習受講者をはじめとする学外者の受け入れを積極的に行っていくには、今後はこれらの施設・設備の整備が必要となる。

イ 本学の立地条件及び構内に居住する寮生、修道院シスター等の住環境などから判断して、学生の最終退室時刻(20時30分)及び各施設の利用時間設定は概ね妥当と思われる。学生からは、課外活動団体による教室の利用について、練習場所の確保のため、授業が行われていない時間帯だけではなく、授業時間帯でも授業が行われていない施設を利用させて欲しいとの要望が出されている。また、卒論提出時期にはコンピュータ室等実習室が学生の最終退室時刻を超えて使用されているケースが散見され、警備員の館内巡視時に注意を促している。

C【改善方策】

ア 3号館を除く各建物のバリアフリー化を早期に実施するためには、建物の大がかりな改修工事を伴うため財政面から極めて難しい問題があるが、障がい者への配慮は社会的責任であることから、中長期財務計画に組み入れ、年度ごとに実現していく必要があり、当然のことながら本件を含めたキャンパスマスタープランの整備検討を行うものとする。

なお、施設面の改善だけでなく、障がいのある学生への支援を目的として、教職員、学生による支援ネットワークを2008(平成20)年度から構築し、心理面でのバリアフリーを整えつつある。

イ 学生自習室・実習室の利用時間拡大等の学生の要望については、学生生活センターと学生会役員会との話し合いを通じて今後とも可能なものから実現させることとする。

4 組織・管理体制

A【現状の説明】

(1) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(2) 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

ア 本学のほとんどの施設・設備の維持及び管理業務は総務部総務課が、学内LANの配線設備については総務部情報システム課が担当している。

電気、ボイラー、空調関係については、日常の運転操作業務、簡易な修理作業のほか定期検査実施等すべて業務委託契約によりビルメンテナンス会社に委託している。日常の運転業務を受託しているビルメンテナンス会社は、業務日誌を毎日提出するほか、緊急時には随時総務課担当者及び責任者と協議の上、対応策を講じている。また、ボイラー、受変電関係設備、エレベータ、消防設備、空調施設などの法定点検をはじめとする各種定期点検はすべて専門業者に委託をしている。

そのほか、清掃職員・請負業者、構内巡回の警備員なども日頃から不具合・故障・危険箇所等の発見時には直ちに総務課へ報告する体制となっている。

イ 構内警備については、警備業務の一層の厳密化をはかるため、2004（平成16）年に従来のビルメンテナンス会社から警備専門会社へ委託先を変更し、警備員の増員、巡回頻度の増加を行った。さらに一部の事務室には機械警備装置を設置し機密保持の強化を図った。また、防犯対策のため2005（平成17）年には3号館地下の学生課外活動団体室入口、及び体育館更衣室入口に監視カメラを設置した。

清掃業務については休暇期間中を除き、毎日専任労務職員と委託業者が講義室をはじめ各部屋を巡回し行っている。なお、専任労務職員については、定年退職後は職員を補充せず、業者委託で対応している。

学生食堂の厨房設備は、排水溝、換気扇、レンジ周りなどの清掃、害虫駆除を定期的に専門業者に委託して行っている。また、飲料水の受水槽の清掃、指定機関による水道検査、水道水の残留塩素測定なども定期的に行っている。

防災関係については、2003（平成15）年度に「防災管理規程」を制定し、併せて「消防計画」の改編、「防災マニュアル」の新規作成により、自衛消防隊の組織、災害発生時の連絡体制等が明確化され、学内ホームページに掲載し教職員・学生全員に徹底を図るようにした。防災訓練は、毎年1年次生を対象とするジェネラルレクチャーの中に取り入れて実施している。また、学寮においても、全寮生が参加して防災訓練を毎年実施している。

教職員の職場における衛生管理については、2007（平成19）年度に「安全衛生管理規程」を制定し、衛生委員会を発足させ、2008（平成20）年度から衛生管理者による構内の定期巡視を開始した。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 施設・設備の維持管理の現場には、かつては専任職員を配置していたが、専門的知識・技術・経験を必要とすることなどもあり、現在はすべて外部委託としている。このため、総務課職員の日常業務は軽減されているが、専門的知識を有しないことから、大規模な補修工事・大型機器の更新については大学としての適切な判断が下せず、業者任せになってしまうケースも見受けられる。

また、委託業者のほとんどが永年の契約先であり、建物の構造、配線・配管箇所を熟知している利便性があるものの、コストダウンを目的とする複数業者による相見積りの実施に踏

み切れないジレンマがある。

イ 本学における施設・設備の衛生・安全管理システムは概ね適切に運営されているものと判断される。但し、老朽化した建物が多い本学においては問題が同時に多発するケースが多く、この場合、統括部署の担当職員が1名である現体制は問題がある。

C 【改善方策】

ア 日常の維持管理について業者への委託体制は、当面継続をせざるを得ないが、大規模な補修工事・大型機器の更新については、中長期的予算管理の中で、信頼のおけるコンサルタント会社の意見を聞くとともに、資格をもった専門技術者を抱える人材派遣会社との契約による1年間程度の雇用などを通じてノウハウを蓄積し、適切性を判断しうる体制を徐々に整えることとしている。

イ 担当部署の増強については、次年度の採用人事と合わせて検討することとしている。また、管理業務の委託先業者については、常に競合他社からの情報を聴取し、契約更新時における相見積りを実施することにより、最新の技術の採択並びにコストダウンを図っていくものとする。

第12章 図書・電子媒体等

【到達目標】

学術情報基盤としての大学図書館の機能整備と利用促進を図る。

○学習図書館、研究図書館としての機能を果たす大学図書館の位置づけを明確化する。

○教育研究用図書、雑誌の体系的収集による図書館蔵書の充実と、オンラインデータベース、電子ジャーナル等電子媒体の導入による学習研究支援の展開を促進する。

○複数の出入り口による動線確保、図書館内空間の有効利用、図書館情報システムの機能強化による学習環境の整備充実を図る。

○情報リテラシー教育としての図書館ガイダンスの全学規模での実施、学生利用者の要望に積極的対応、利用促進に向けた広報展開による学生の自学・自習支援を推進する。

1 図書、図書館の整備

A 【現状の説明】

(1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

(2) 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

ア 図書、学術雑誌

本学はキリスト教の精神に基づく教養教育の達成を教育理念とする文学部の単科大学である。文学部に5学科9専攻を開設し、学部学生は所属する主専攻（メジャー）に加えて、各学科が提供及び学科横断的に設定された副専攻（マイナー）を自らの学問的関心に応じて幅広く学ぶことが期待されている。また、大学院は文学研究科に9専攻の修士（博士前期）課程・博士後期課程が置かれ、多くの専門領域を深く学び研究することが可能となっている。本学図書館は、この教育システムを支援し、学習図書館と研究図書館の両方の機能を果たすために、質量ともに十分な図書、学術雑誌等の学術情報資料を体系的に収集し、その整備充実に取り組んでいる。

図書館運営を円滑に行うために、図書館規則に基づき図書館運営協議会が設置され、図書館に関する重要事項を審議決定している。また、図書館の運営に協力し、図書館と学科の意思の疎通を図るために、学科代表委員会において、高額図書購入の選定や、購入雑誌タイトルの決定等の審議や、図書館関係の各種報告を行っている。

図書館資料の整備は、聖心女子大学図書館資料収集方針に基づき行われているが、限られた図書購入予算を効率的に使用し、上述した多岐にわたる学問分野の資料を適切に収集する選書体制の整備が課題となっている。図書の選定は、大学図書館として整備すべき基本資料や学科の構成やカリキュラムに沿った学習用図書の選定を図書館職員が主に行い、教育・研究用資料については各学科・大学院専攻に図書購入予算を配分することなく、授業担当者が推薦する学習用参考図書や学科からの購入希望により選定を行っている。学生からの図書購入希望は図書館ホームページで常時受け付けている。

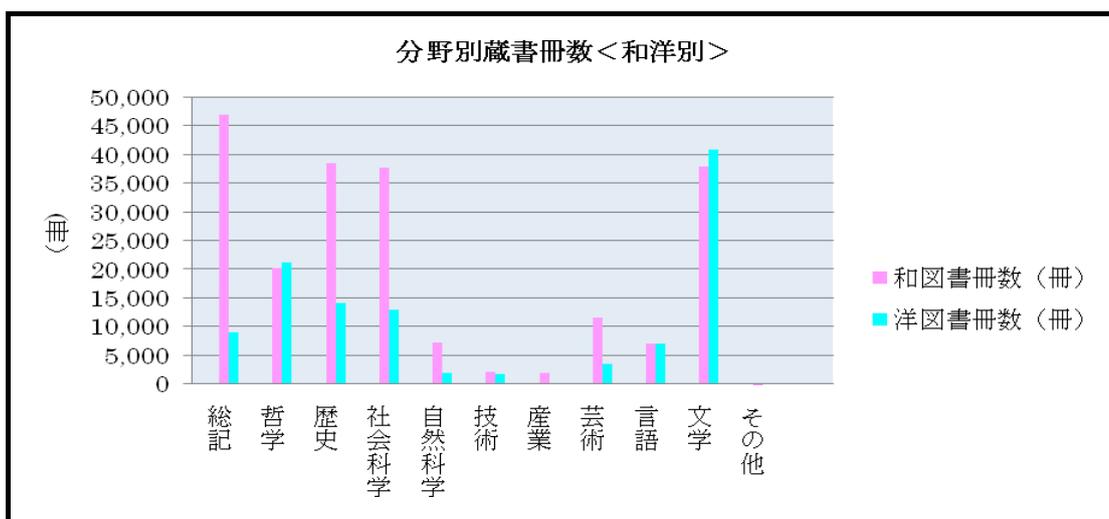
学術雑誌については、学科からの希望を中心に収集しているが、洋雑誌の価格高騰が図書館予算を圧迫している現状から、調整可能なものはできる限り冊子購入からオンライン電子ジャーナル契約に移行させることを2007（平成19）年度から開始するとともに、各学科に

対して継続購入雑誌タイトルの見直しを要請している。

イ 蔵書状況・受け入れ状況

蔵書数は「大学基礎データ（表41）」に記載のとおり図書約379,000冊であり、そのうち開架図書は約378,000冊で開架率99.7%に達し、図書館利用者は貴重図書等以外のすべての資料を自由に手にすることができる。蔵書の内訳は製本雑誌約56,000冊を除く図書約323,000冊、内和図書約208,000冊、洋図書約115,000冊であり、図書全体に対する洋書の比率は35.6%、和書に対する洋書の比率は55%となっている。分野別では次の図12-1に示すように哲学、歴史、社会科学、芸術、語学、文学の割合が多く、洋書は文学が多くを占めているが、これは本学の学科構成を反映している。

図12-1



特色あるコレクションとしては和古書の「武島文庫」、哲学関係洋古書の「岩下文庫」があげられるが、これらのコレクションの書誌・所蔵データの遡及入力は漢籍、和装本の遡及入力とともに手付かずの状態である。

学術雑誌として受け入れている定期刊行物は、同じく「大学基礎データ（表41）」に記載のとおり和雑誌約1,400種、洋雑誌約1,100種であるが、これらはすべて製本雑誌として永久保存されるもので、紀要等の内国書は含まれない。なお、電子ジャーナルでフルテキスト閲覧可能な洋雑誌タイトルが約2,500種ある。

過去3年間の図書受け入れ状況は、同じく「大学基礎データ（表41）」に記載のとおり年々充実してきている。特に、2007(平成19)年度後期以降は、図書館情報システムを入れ替えたことにより購入希望受付・発注から閲覧提供に至るまでの業務処理時間が大幅に短縮され、利用者から好評を得ている。

ウ 視聴覚資料・電子媒体その他教育研究上必要な資料

ビデオ、DVD、CD、CD-ROM、マイクロ資料等の視聴覚資料の所蔵数は、「大学基礎データ（表41）」に記載のとおり約5,400点であり、主に教員が授業で利用する教材や学生から希望のあった資料を購入している。ビデオはテープがよじれる、切れる等の消耗度が大きいので、同一タイトルでDVDがある場合はそちらを購入するようにしている。DVD等については、以前は、学習教材に限って購入していたが、最近は学生の要望に応じてエンターテインメント系資料等も積極的に収集している。

インターネットの普及により、学生のニーズが紙媒体よりも電子媒体へと変化し、オンラインデータベースの需要が高まってきている。人物情報系・事典系等の参考図書や雑誌記事・

全文情報等については、冊子よりも早く目的の情報にたどり着ける電子媒体を積極的に導入し、更に電子ジャーナル、電子ブックの導入といった電子媒体資料の収集を推進している。2008(平成20)年度現在契約中のオンラインデータベース26件の内訳は、次の表12-1のとおりである。

表12-1 オンラインデータベース一覧

区分	タイトル	提供元
雑誌記事		
海外	ARL(Proquest Academic Research Library)	ProQuest
	C. E. E. O. L(Central and Eastern European Online Library)	Central and Eastern European Online Library
	Cambridge U.P. (CUP) PULC Consortium: Full Package	Cambridge University Press
	MLA International Bibliography	Gale Group
	Humanities International Index	EBSCOhost
	SoINDEX	EBSCOhost
	PsycINFO	EBSCOhost
	GreenFILE	EBSCOhost
Teacher Reference Center	EBSCOhost	
国内	CiNii(機関定額制)	国立情報学研究所
	e-レファレンス/ツール文献要覧	NICHIGAI/WEB
	MAGAGINEPLUS	NICHIGAI/WEB
	大宅壮一文庫雑誌記事索引 Web 版	大宅壮一文庫
図書内容情報		
海外	Book Index with Review	EBSCOhost
国内	BOOKPLUS	NICHIGAI/WEB
	e-レファレンス/ツール文献要覧	NICHIGAI/WEB
新聞記事		
国内	聞蔵II ビジュアル for Libraries	朝日新聞社
	毎日 News パック	毎日新聞社
	ヨミダス文書館	読売新聞社
人物		
海外	Biography Resource Center	Gale Group
	Literature Resource Center	Gale Group
	Literary Reference Center	EBSCOhost
辞書・事典		
国内	ネットで百科 for Library	NICHIGAI/WEB
	JapanKnowledge 知識検索: ジャパンナレッジ	ネットアドバンス
海外	ニューグローブ世界音楽大事典 grovemusic.jp	ネットアドバンス
	Handbook of psychology (eMRW) *買取	Wiley InterScience

エ 図書館施設の規模、情報検索設備や視聴覚機器の配備状況

図書館として独立した建物ではない。図書館の施設スペースは大学基礎データ(表36-2)には延べ床面積2,741㎡と記載されているが、後述するとおり1号館の一部を図書館が占めているため、実際は3,963㎡となる。書庫スペースは教室棟の1号館1階の一部と1号

館に隣接した5層4階建ての独立した建物(1983(昭和58)年築、延床面積1,500㎡)で構成され、閲覧スペースは1号館に継ぎ足して傾斜地に建設された新館(1976(昭和51)年築)の地下1階と地上1階部分の半分からなっている。事務室を除き、閲覧室及び書庫については全面的に開架しており、利用者は自由に資料を手に取り利用することが可能である。また、2005(平成17)年11月末に図書館出入り口を1箇所増やして2箇所としたことで利用者のスムーズな動線を確保でき、利便性を改善できた。

閲覧室の一部に情報コンセントを外付けし、利用者用情報検索端末コーナーを設けている他、書庫内各階にはOPAC(オンライン所蔵目録検索:Online Public Access Catalog 以下「OPAC」という。)専用端末を設置して、合計18台の端末を利用提供している。新館外側のテラスを改造したメディア室には、ビデオ・DVD用の機器としてテレビモニター6台、ビデオデッキ5台、DVDデッキ4台を設置している。DVD用機器は外国製品の利用ができるよう2007(平成19)年4月に新しい機種を増設した。

1号館1階の図書館から少し離れたマイクロ資料室にマイクロリーダー・プリンターを1台設置し、マイクロ・フィルムとフィッシュ資料の一部と共に管理している。極小フィルム、フィッシュ閲覧用に40倍以上のレンズも装備している。

また、図書館外にある情報検索実習室(図書館が運用)には利用者教育用のパソコン8台と管理者用パソコン1台及びスクリーンを設置しており、図書館情報検索ガイダンス等に利用している。

なお、CDやカセットテープについては著作権法の許す範囲内で館外貸出を行っているため、図書館内でこれらの資料を利用するための機器を設置していない。その他、複写機を図書館内に6台設置して利用提供している。

全体として、書庫・閲覧室ともに、十分なスペースを確保できておらず、日中のピーク時には利用者に提供できる端末の台数が不足している。なお、2箇所の出入り口のそれぞれに資料の無断持ち出しを防止するBDS(図書館資料不正持出防止装置:Book Detection System)を設置するとともに、図書館内のセキュリティー管理のため学生証・教職員証による入館チェックシステムを導入した。

オ 開館時間、開館日数

開館時間は次の表12-2のとおりである。

表12-2 開館時間

	月曜日～金曜日	土曜日
学期中	9:00～20:00	9:00～17:00
夏期・冬期・春期休暇中	10:00～18:00	閉館

2003(平成15)年10月から業務委託とすることで開館時間を延長し、従来の平日18時までを20時までとしたが、学生休暇中は17時以降の利用者が減少するため、2006(平成18)年度から、上記のとおり18時閉館とした。この開館時間延長により、学生は最終時限の授業終了後も余裕をもって図書館を利用できている。年間開館日数は2006(平成18)年度252日、2007(平成19)年度241日であったが、2008(平成20)年度は251日を予定している。

なお、学内の省エネルギー対策の一つとして2005(平成17)年度から書庫内の照明を自動点灯方式に切り替えたために、利用者が書庫内で立ち止まって蔵書を読んでいたりと、職

員が作業したりしているなど、書架の間に人が存在していても静止している場合はセンサーが作動して消灯してしまうために苦情が続出している。

また、閲覧室、書庫の閲覧机、個別学習スペース（キャレル）の照明が暗いとの指摘が利用者からあり、2008（平成20）年6月に衛生委員会委員が学内巡視の際に照度測定を実施したところ、照度が不足していることが判明した。早急に改善措置を講ずる必要がある。

カ 閲覧室の座席数

学生閲覧室の座席数は「大学基礎データ（表43）」に記載のとおり雑誌閲覧室・参考閲覧室の合計で198席、書庫内の閲覧・学習机99席、メディア室の6席と合わせて全体で303席となり、学部・大学院合計の収容定員に対する割合は15.1%となる。

キ 図書資料等の閲覧・貸出・利用状況

2007（平成19）年9月に新しい図書館情報システムに移行すると同時に、貸出・返却・予約・利用者管理等、利用規則の再整備を始めた。新システムの新しい機能を使いながら利用者の意見も取り入れて使い勝手の良い図書館を目指している。同システムは図書館のポータルサイト、マイライブラリを利用してオンラインから資料の貸出延長・予約、購入依頼、複写依頼をすることが可能になりそれぞれ利用者からの依頼が増加している。

年間利用者数（延べ数）は「大学基礎データ（表42）」に記載のとおり順調に増加しているが、特にここ3年間の学生利用者数の伸びが著しい。また、年間貸出冊数は同じく「大学基礎データ（表42）」に記載のとおり順調に増加しているが、同様に特にここ3年間の学生貸出し冊数の伸びが著しい。2006（平成18）年度には、学生の貸出冊数の上限を引き上げた。

ク レファレンスサービス・その他図書館利用者に対する利用上の配慮の状況

レファレンスカウンターには専門のスタッフが常駐し、利用者の文献探索・所蔵検索支援を行っている（サービスの内容としては、表12-3参照）。出納カウンターにおいても利用者からの様々な質問に対応している。利用者が本当に知りたいこと、調べたいことに丁寧に的確に対応することをモットーに他の職員と協力して業務にあたっており、学生からの評判が格段に良くなった。また、よくある質問についてはFAQを資料として作成配布している。

表12-3 業務内容別レファレンス件数

事項	年度	2005年度	2006年度	2007年度
文献所在調査		59	44	5
事項調査		124	81	57
利用指導		320	152	58
利用案内		1,935	1,248	2,281
合計件数		2,438	1,525	2,401

利用促進に向けた広報展開としては、ホームページの常時更新、各種案内リーフレットを作成するとともに、2008（平成20）年度から、図書館資料の解説・紹介を兼ねた展示を表12-4のように年複数回開催し、学生利用者の図書館資料への興味・関心を高めるようにしている。

表12-4 2008年度展示計画

	開催タイトル	企画	展示物
第1回	信貴山縁起絵巻	図書館長による見どころなどの解説	絵巻より『飛倉の巻』、『延喜加持の巻』、『尼公の巻』
第2回	歴史から物語へ—平家物語をめぐる	図書館長と図書館職員による合同企画	「平家物語絵巻」巻十一『知盛入水』、能『船弁慶』より『碇潜』の場面
第3回	源氏物語の千年—源氏絵の窓から	教員と図書館職員による合同企画	絵巻、錦絵、絵入版本他の『源氏物語』を題材にした絵画
第4回	検討中	教員と学生の共同企画等	検討中

一方、図書館の利用者サービスが職員スタッフ側からの押し付けになることを避ける意味からも“目安箱”を設置し、利用者からの忌憚のない意見・要望を寄せてもらい、必ず回答を作成して掲示することで、図書館が学生利用者の要望に積極的に対応している姿勢を示し、好評を博している。

ケ 情報リテラシー教育

図書館では、情報検索・情報整理を含む総合的な情報活用能力を養成する情報リテラシー教育を組織的・体系的に実施している。特に、1年次生の必修科目「基礎課程演習」での図書館利用ガイダンスが定着し、2007(平成19)年度は15クラスで実施したにすぎなかったが、2008(平成20)年度は「基礎課程演習」の全27クラスを対象としてガイダンスを実施し、授業の1回分を図書館の利用導入講義及び館内ツアーにあてた。実施にあたっては担当クラスの教員と連絡を取り、各教員の意向に沿ったプログラムを作成し、図書館職員がその指導に携わった。また、ガイダンス終了後にアンケートを実施し、学生の反応を探った。

ゼミ単位での図書館説明会も年に数回行われており、英語英文学科2年次生全員を対象とした「2年英作文」図書館ガイダンスは同学科のカリキュラムで必修に位置づけられている。反面、学生の授業時間以外の空き時間に自由に個人又はグループ単位で申込を受け付けている用途別利用ガイダンス(表12-5)については、申込者数が少ない。時間に余裕がない学生への支援を考慮し、図書館利用に関する様々な角度からのガイド、パンフレット類を作成している。

表12-5 用途別利用ガイダンス

コース名	内容
①OPAC 図書コース	本学図書館 OPAC で本を探す
②OPAC 雑誌コース	本学図書館 OPAC で雑誌を探す
③WebcatPlus 他	他大学の図書館、公共図書館の本を探す
④GiNii	国内刊行の論文情報を探す
⑤BRC/LRC/MLA(Gale Group のデータベース3種)	文学・言語学関連の人物情報、論文情報を探す
⑥PsycINFO	心理学関連の論文情報を探す

注：各コースとも実習を含む

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 図書館では、2005(平成17)年度に、年間利用者数が10年前との比較で半数以下になっていることに非常に危機感を持ち、あらゆる角度から利用サービスの改善方を検討し、実行してきた。また、大学における図書館の機能と位置付けを明確化すべく、図書館が果たすべき役割について図書館運営協議会で2006(平成18)年度以降検討を積み重ねてきた。その結果、学習図書館・研究図書館としての大学における教育研究支援機能については学内の共通認識となったが、大学の情報処理のあり方と図書館の情報処理機能との有機的結合については、結論を得るに至っていない。2008(平成20)年度の大学事業計画で2008(平成20)年度中の成案化と2009(平成21)年度からの実施が予定されている事務組織等改組再編に合わせて、大学図書館の位置づけの明確化と関係する諸規程の整備を2008(平成20)年度中に行う必要がある。

図書館資料の体系的整備については、大学の財政緊縮政策による図書館予算の削減に応じ、減額してきた図書館資料購入費を少額ながら復活させ、図書館職員全員で選書を行い、学生の日常の学習に役立つ資料の収集に努力してきた結果、後述するように、この3年間で利用者の図書館離れをある程度食い止めることができた。

本学は、現状では図書館資料購入予算を学科ごとに配分することをせず、学科の構成やカリキュラムに沿った学習用図書の選定を図書館で行うとともに、購入予算総額の枠内で各学科が推薦する図書を収集しているが、図書館蔵書としての資料の選書に積極的な学科と消極的な学科が存在するため、多岐に亘る学問分野について限られた購入予算の範囲内で網羅的に適切な資料を収集することが現状では困難になっている。授業に直結した資料や学生が購入希望した資料の収集を優先し、関連する周辺分野について図書館職員が選書の配慮をした結果として学生のニーズに合った蔵書構成となっていることは、学習図書館としての機能を適切かつ有効に果たしていると言える。授業用参考図書を意識的に収集し、学生の自学・自習を支援する取り組みは、2007(平成19)年度に私立大学等経常費補助金特別補助の「教育・学習方法等改善支援」事業の選定を受けているので、今後さらに継続して積極的に推進する必要がある。学生・教員ともに手軽にWEB上から購入依頼ができるようになったマイライブラリ機能が好評を得ていることは評価できるが、利用者はまだ限られているので図書館からさらに働きかけてPRしなければならない。

カリキュラムに沿った学習用図書の選定を的確に行うとともに、学生の要望と時代のニーズを把握し、教員の専門的な研究に必要な資料をカバーすることも含めて、図書館蔵書を体系的に整備できる選書システムを作ることが喫緊の課題である。図書館に今何が求められているか多角的な検討を経たうえで見極め、収集方針と選書システムのガイドラインを明文化し、学内の承認を得なければならない。

蔵書の量的整備については、学部・大学院の学生収容定員一人あたりの蔵書冊数は約190冊で文部科学省の「平成18年度学術情報基盤実態調査結果報告」に記載された全国の私立大学図書館平均76.2冊の2.5倍となり、十分な量の資料を提供できていると考えられる。今後は資料的価値の陳腐化した図書の除籍処理を毎年度積極的に行うことで、蔵書の質的整備を図らねばならない。

特色あるコレクションとしての和古書の「武島文庫」、哲学関係洋古書の「岩下文庫」については、各種補助金等を利用して書誌・所蔵データの遡及入力を行い、広く学内外に利用提供できる態勢を整えるとともに、資料の酸性化等によって引き起こされる紙の劣化対策として、将来的には資料をデジタル化することでオンラインでの利用提供が可能となるように事

業計画化していく。2007(平成19)年度にはこの前段階として、和古書資料等の燻蒸処理を行った。

また、価格高騰を続ける洋雑誌に関しては、毎年度購読雑誌タイトルの見直しを実施し、複数業者との見積もり合わせを行っている。電子媒体で提供可能な洋雑誌については、冊子購読を中止し、電子ジャーナル契約に移行して対応している。オンライン提供の雑誌には自宅からのアクセスができるものもあり、図書館開館時間外や閉館時にも利用でき、利便性は向上してきた。冊子体から電子ジャーナルへの切り替えにあたっては、電子媒体の利用教育及び情報検索端末の増設等、電子ジャーナル利用が容易な環境を整えるとともに、全文閲覧の制限期間については文献複写サービスの改善で対応するなど、利用者の利便性を優先する資料提供の仕組みを図書館が作っていくことで利用者の理解を求める必要がある。

視聴覚資料については、これまで積極的な収集を行ってこなかったため、利用できる資料が古いものに限られてしまっている。また、視聴覚資料を快適に利用できるスペースが確保されていない。今後は、新しいメディアによる資料を収集し利用提供することになる可能性が大いにある。そのための機器と利用環境を整備しなければならない。

各種オンラインデータベースを利用することにより、新聞記事検索や辞書・事典類などは、従来の紙媒体による検索と比較して、より多角的に行えるようになった。また、利用頻度の高いデータベースは利用者数の制限を無くしたり、学外からのアクセスを可能にする契約に移行するなど、利用者の動向を見ながら対応しているため、教員・学生からの評判は概ね良好である。

イ 図書館の規模、情報検索設備や視聴覚機器の配備状況については、大学の規模の割に蔵書数は多いが、施設は貧弱で機能的ではない。どの書庫も満杯で、資料の移動を繰り返してもスペース不足は解消できない状態になっている。資料自体をテーマ別に分類整理しても、関連分野の資料をまとめて置くことができず、利用者にとっては資料を探しにくく不便である。館内案内版やサインを設置できる壁も少なく、ハードのサービス不全是丁寧な利用指導により補わざるを得ない。1976(昭和51)年建築の新館部分は菱形を横に並べた形で傾斜地に建てられ、内部空間はデッドスペースが多く閲覧スペースとして広く使用することができず、閲覧座席数の確保が困難である。建物自体が情報機器設置用に建てられておらず、学内LAN・パソコン、電源等の配線が天井や床にむき出しになっており安全面にも障害がある。将来的は図書館の建て直しを目指しているが、それまでの建物改修が必須の課題となっている。

ハード面で評価できるのは、2005(平成17)年11月末に図書館出入口を1箇所増やして2箇所としたことで、利用者は教室棟の建物から直接図書館に入館できるようになり、スムーズな動線を確認することができた。入退館システムの維持に経費がかかるが、利用者の利便性を考慮すると複数の出入口設置の費用対効果は十分にあると思われる。

なお、書庫内の自動点灯方式の照明については、センサーの作動時間を長くする改善を行うとともに、閲覧室、書庫内の閲覧機の照度を向上させるために蛍光灯スタンドを設置するなど、図書館の照明環境を改良する措置は、2008(平成20)年12月までに完了した。

情報検索設備については学内におけるネット環境が十分には確保されていない状況により、OPAC検索以外の利用も多く、利用者からパソコン増設の要望がある。視聴覚機器については資料の配置場所及び機器の設置場所が図書館内外に点在しており、非常に不便である。また、現在使用している機器も長年使っているものが多く、買い換え等の必要がある。情報検索実習室・マイクロ資料室が図書館から離れているため、有効利用ができていない。

従来、図書館建物の建て直しや改修計画について図書館が具体的ヴィジョンを提起してこなかったことが大きな問題点であると考え、2006(平成18)年度から事業計画の短・中期目標の中に図書館改修計画を、長期目標に建て直し計画を盛り込みヴィジョンを具体化させている。2008(平成20)年度には既存の図書館内空間の有効利用を目指した改修計画を作成し、用途別閲覧室、ラーニング・コーナー、リラックス・コーナー等の用途別ゾーニングの明確化と動線の確保について検討に入った。

ウ 開館時間を延長したため、学期中は授業終了後も図書館を利用することができ、学生・教員の学習・研究に役立っていることは評価できる。2008(平成20)年度は工事等による閉館期間がないため、2006(平成18)年度並みの年間開館日数を達成できる予定である。また、2008(平成20)年度は、定期試験期間中の祝日に図書館を開館したが、休日でもある程度の利用者数があることが判明した。利用者の増加が見込まれば、開館日数と開館時間数を増やすことも考慮すべきだが、光熱水費の増加により排出される二酸化炭素の増加は地球温暖化にも繋がっていくので、人件費、光熱水費に加えてエコ対策が必要になる。特に、夏期及び春期休暇中については開館時間を18時まで設定しているが、利用者数はそれほど多くない。今後の利用状況によっては閉館時間繰り上げの検討も必要である。

エ 定期試験期間中は閲覧室の座席の8～9割程度が埋まる時間帯もあるが、それ以外の期間について座席数が不足するという現象は発生していない。しかし、学生の図書館利用を促進させていくには、収容定員に対する学生閲覧室の座席数の割合を1割以上確保しておくことが望まれる。

オ 一度に借りることができる本の冊数を増やして欲しいという利用者からの要望と利用促進の観点から、2006(平成18)年10月より貸出冊数を学部生は6冊から20冊、大学院生は10冊から20冊に変更し、同じく1度に予約できる資料冊数を1冊から3冊に変更した結果、落ち込んでいた利用者貸出冊数を増やすことができた。現状規定されている貸出冊数、期間については、図書資料等の有効利用の観点から適切であると思われる。

また、図書館ガイダンス等で図書館利用を促していることと、大学1号館から建物の外部を通らずに入ることができる図書館の出入り口を開放し、学生・教員は2箇所から図書館に出入りできるようになったことにより、図書館利用者数を増やすことができた。今後は、図書館利用者数増加と新図書館システムにより図書館利用が便利になったことで増えた利用者への対応を効率的に処理する事務体制の人的整備が必要である。

また、卒業生から現在は学生・教職員だけが利用できる「マイライブラリ」(後記「2情報インフラ」の項参照)の利用希望があり、将来的には卒業生へのサービス拡大や他大学教員・学生、一般者、地域への図書館開放へと視野を広げたいと考える。

以前より継続して実施していることであるが、返却期限を過ぎても返却しない利用者に対しては、早期に返却するよう定期的に督促している。2006(平成18)年度には図書館内の展示スペースにて図書館資料への書き込み及び破壊行為等を止めるよう呼びかける展示を行った。その結果、2006(平成18)年度以降は資料への書き込み等が減り、効果があったと思われる。

なお、職員数の不足等が原因で、長年に亘り全蔵書を対象とした蔵書点検を実施していないが、適正な在庫管理、不要図書の抽出を行う上からも、その実施方を検討しなければならない。

カ レファレンスサービスの利用件数は毎年同程度を維持している。レファレンスカウンターで受け付ける質問は、主に所蔵調査や簡単な文献探索であるが、他機関利用、文献複写につ

いてなどは、利用方法がまだ浸透していない。学生の学習・研究に必要な学術情報を十分に提供できているかどうか、サービスのあり方についての工夫・検討が必要である。

また、上述したように専任職員数の不足から複数のレファレンサーを育成することが困難となっているが、レファレンスに関する専門スキルと教養を併せ持った担当職員の養成は、利用者サービスを強化していく上で不可欠である。人材不足が利用者サービスの活力低下や不安定化の要因にならないように、長期的な視野に立った人材確保の方針を早急に確立しなければならない。

利用促進に向けた図書館資料の展示・解説は利用者に好評であり、今後とも継続して実施する。各学科教員による展示資料の推薦など、より利用者が興味を持ちやすい企画を実施することで、潜在的利用者の発掘と図書館資料の活用を目指す。

キ 図書館ガイダンスを授業に組み込むことで、図書館が教育支援の観点からある程度の役割を果たせるようになった。基礎課程演習クラスに対して実施した図書館ガイダンスの講義及びツアーについては概ね好評で、1年次生の入学当初からの図書館利用の促進に繋がった。但し、学生の図書館への興味関心度により開催内容への理解に差が出てしまったようである。本年度は受講生にアンケート調査を行ったが、この調査結果を基に図書館ガイダンスをさらに利用者の要望に沿ったものへと改善していく必要がある。また、オンラインデータベース等の検索ツールの多様化に対応したガイダンス、各学科専攻のゼミ対象に特化したガイダンス等、用途別の情報リテラシー教育を授業担当者と協働して開発していかなければならない。

C【改善方策】

ア 施設関係については次の方策を講じる。

- ① 居心地良い図書館として滞在型図書館を目指し、2009(平成21)年度中に目録架の撤去、事務スペースの縮小を実施し、利用者用閲覧スペースの有効利用を図る。具体的には、大型本閲覧コーナー、グループ閲覧コーナー、リラクゼーションルーム等を設置するとともに、情報検索のためのスペースを確保し、情報検索用端末を増設する。
- ② スペースを有効利用し書庫スペースを確保するために不要図書、資料的価値の陳腐化した資料を抽出し、積極的に除籍処理することにより、利用者が資料を探しやすくする。
- ③ モニターを大型にするなど視聴覚機器を充実刷新するとともに、使い勝手の悪いマイクロ資料利用室を館内に設置し直すことで視聴覚資料を1箇所を集約する。
- ④ 館内サインの整備と利用者動線を明確化する
- ⑤ 閲覧室の座席数については、図書館の改修工事を行う際は、狭い空間を隅々まで有効利用することで、現在の座席数を維持するに留まらず、収容定員に対する学生閲覧室の座席数の割合を1割以上確保しておく。
- ⑥ 利用者の利便性を配慮して、2009(平成21)年度に自動貸出機を設置する。

イ データベース関係の整備などを次のように行う。

- ① 効率の良い選書システム作りを目指して、2009(平成21)年度中を目途に資料収集方針と選書システムのガイドラインを成案化して学内の承認を得るとともに、気軽にWEB上から購入依頼ができるマイライブラリ機能の利便性を利用者に浸透させるべくPRする。また、見計らい図書による選書制度を導入することにより図書館職員の選書スキルの向上を目指す。
- ② 毎年度購入洋雑誌タイトルの見直しを行い、冊子体購読をできる限り削減して電子ジャーナル契約に切り替えるが、その一方で電子媒体での安定的な利用環境を確保し、定期購読

を取りやめた洋雑誌に関しては利用者が必要とする雑誌記事全文の提供を I L L (図書館相互協力: Interlibrary Loan) による文献複写依頼によって保証するとともに、利用者負担の複写料金の軽減を図る。また、ドキュメントデリバリーの導入や商用データベースの索引・抄録から全文記事獲得へのシームレスな流れを作る。

③ 幅広い学問分野をカバーするオンラインデータベースの利便性を積極的にアピールするとともに、電子的資料を最大限有効に利用できるような「使い方ガイド」を作成し、利用指導を実施する。各データベースの横断検索が可能な仕組みを取り入れる。また、OPACとは別個の情報検索用端末を複数設置し、データベース利用の促進を図る。これらの事業展開にあたっては各種補助金を活用し、実現に向けて学内の合意を取り付ける。

④ 「武島文庫」と「岩下文庫」の利用整備と電子化について、各種補助金等を利用した具体的業務処理手順を検討して2009(平成21)年度中に成案化し、2010(平成22)年度の事業計画に組み入れる。

⑤ 自宅等図書館外から、及び閉館時にも図書館外から各種データベース等を便利に使えるように、データベースの利用環境を改善する。

ウ その他のサービス改善について次の策を講じる。

① 常に学科・教員・学生別の図書館利用状況について、資料購入希望件数、貸し出し冊数、図書館ガイダンス利用状況を含めた統計を取り、図書館資料の体系的・量的整備の適切性について不断に検証する。

② レファレンスサービスの利便性についてガイダンス等で積極的にアピールするとともに、複数のレファレンサーを育成し、オンライン上で参考質問を受付回答できるシステムを作る。さらに「レファレンスではなくコンシェルジュを」の発想に転換し、質問を待ち受けるのではなく、利用者が気軽に質問できる環境を整え、利用者と共に問題解決を考える。

長期的な視野に立った図書館職員の人材確保の方針を早急に確立するとともに、利用促進に向けた各種広報展開を積極的に行う。

③ 開館時間・開館日数の改善については、利用者のニーズを見極めることが肝要であり、今後の利用状況によっては長期休暇中の開館時間を短縮することも有効と思われる。

④ 図書館の地域へ開放・貢献については、土曜日の開館時間延長や休日開館を考慮することと関連してくるが、女子大学という本学の環境を踏まえると、学生の安全を最優先とすることは当然であり、ある程度の条件を付けた開放とならざるを得ない。当面は、卒業生、姉妹校生徒・教職員のニーズを把握し、特に卒業生への対応については、情報システム課と連携し、利用登録システムの改善を図り、在学生と同じ利用環境を作ることを目指す。

⑤ 学生の要望を取り入れて、視聴覚資料に特化した収集方針を作成する。

⑥ 2009(平成21)年度からの実施が計画されている事務組織等改組再編に合わせて、大学における図書館の位置づけと役割の明確化について結論づけるとともに関係する諸規程の整備を2009(平成21)年度中に行う。

⑦ 情報リテラシー教育の改善については、授業担当者との連携を密に図り、授業と連動したガイダンスを開催する。実施にあたっては各種会議での告知に留まらず、専任教員個々に一斉メールでガイダンスのPRを行うなど、積極的な働きかけを行う。また、将来的には図書館ガイダンスの単位化を検討する。説明内容の理解度を測るアンケートを行い、アンケート結果の分析から利用者の検索動向や利用状況及び要望を把握して、利用者の潜在要求を満たすような効果的なガイダンスを計画する。

2 情報インフラ

A【現状の説明】

- (1) 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況
- (2) 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性
- (3) 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

ア 学術情報の処理・提供システムの整備状況

本学の図書館情報システムは、資料の貸出・返却などサービス業務が全てコンピュータ処理されることで業務及びサービスの迅速化がなされている。図書、学術雑誌、視聴覚資料等の蔵書情報は電子化され、館内ネットワーク及び学内LANを經由して学内だけでなく学外へも情報を提供できる機能を備えている。図書館からの情報は毎日更新され、サーバーは24時間稼働し昼夜を問わず教育・研究に必要な情報を発信し続けている。図書館内に業務データベースサーバーと検索データベースサーバー、業務アプリケーションサーバーを設置し、業務データベースには目録管理・雑誌管理・閲覧管理・相互貸借・発注受入・蔵書点検・統計のサブシステムが、検索データベースにはOPAC・図書館ポータルサイトといったサブシステムが用意され、各サブシステムが相互に関連し効率的に図書館業務を運営している。

図書館で所蔵している資料についてはインターネット上で公開しているOPACにて検索可能な状況である。図書館システムについては、2007(平成19)年9月に従来のフルカスタマイズタイプのシステムから汎用性のあるシステムへと移行したことにより、業務効率が良くなっている。

また、新図書館OPACによってより容易に資料の検索ができるようになったほか、図書館利用者向けポータルサイト「マイライブラリ」の利用も可能になっている。「マイライブラリ」の利便性については、ガイダンスでの紹介、館内のポスターや、館外の掲示板などで積極的にPRを行った。2008(平成20)年7月には前述システムのバージョンアップを行い、システムの一部が変更及び追加された。

イ 国内外の他大学との協力の状況

国内の他大学とは紹介状を発行して閲覧利用を依頼するとともに、国立情報学研究所のNACISIS-ILL(図書館間相互協力:National Center for Science Information Systems - Interlibrary Loan)システムにより、文献複写・相互貸借を実施し、2006(平成18)年12月から料金相殺制に参加している。2006(平成18)年度では年間156件にすぎなかった他大学からの文献複写依頼申込み件数が料金相殺制参加後の2007(平成19)年度には329件と倍増した。

また、新図書館システム稼働後、利用者がマイライブラリからオンラインで文献複写取り寄せ申込ができるようになり、2008(平成20)年4月～7月の他大学への文献複写申込件数は71件で2007(平成19)年同時期の20件を大幅に上回っている。反面、他大学への訪問利用については、減少傾向にある(2007(平成19)年7月30日まで:36件、2008(平成20)年7月30日まで:21件)。

また、本学図書館はカトリック大学図書館相互利用制度に加盟しているが、本学学生・教職員は、加盟大学図書館へは学生証・教職員証の持参のみで閲覧利用が可能となっている。東京地区では上智大学、清泉女子大学、白百合女子大学、東京純心女子大学の4校への利用が可能である。

現在、文献複写は海外の大学へ依頼しなくても文献を手に入れることができている。海外他大学への相互貸借依頼件数は数年に1件程度である。海外からの依頼実績は無い。2008(平成20)年1月より、NACSIS-ILLから注文を行えるThe British Library Document Supply Servicesに登録している。

ウ 本学が学位授与した博士論文については、図書館で保管・利用提供している。また、本学教員が研究代表者となる科学研究費補助金研究成果報告書についても、図書館で保管・利用提供している。同様に、本学発行の「聖心女子大学論叢」については、図書館で保管・利用提供している。バックナンバーの目次について図書館ホームページ及び国立情報学研究所の目次速報で公開している。個々の論文の著作権許諾が完了していないために、現在は紙媒体のみでの提供であり、図書館保管のバックナンバー記載の論文について、未だ全文電子化、公表に至っていない。

特色あるコレクションの「武島文庫」、「岩下文庫」、和装本、漢籍については、未だ目録情報の電子化がなされていない。また、古書、和装丁の資料を将来に亘り長く保存するには、設備の整った施設が必要であるが、現在、これらの資料は地下密集書架の劣悪な条件下に置かれている。「〇〇文庫」としながら、本学のコレクションとしての位置づけが明確ではなく、学外に公表されていない。貴重図書は、目録のみ電子化されているが、前述コレクションと同様に専用の書架では保存されていない。資料の酸性化等によって引き起こされる紙の劣化対策として、2007(平成19)年9月に第一段階として、武島文庫、一般和装本等の和古書資料の燻蒸処理を行った。

エ 書庫の狭隘化に伴い、図書館では書庫収納スペース確保のために定期的に不要図書の廃棄や除籍を積極的に行い書庫内の保存スペースを確保する努力を続けてきたが、限界に達しつつある。そこで図書館から利用者に対して、利用頻度の低い専門書的全集や製本雑誌のバックナンバーを選別して学外の保存図書館、倉庫等に保管する提案を行っているが、主に教員利用者から“保存庫へ預けると見たい時に直ぐに利用することができない”、“書架に並べておいて欲しい”等の要望があり実現に至っていない。また、増え続ける製本雑誌対策として電子ジャーナル契約への移行を促しているが、冊子体雑誌購読中止によるバックナンバーの閲覧を確実に保証できていない。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 2007(平成19)年9月に図書館システムと同時に、図書館内のネットワークを刷新した。旧図書館システムはOPACが使いにくく、利用者端末の操作性の悪さや業務処理に係る負担が多かったが、新システムでは利用者を使いやすいOPACと業務の省力化を実現できた。

具体的には、OPACでの検索機能が強化され多少の表記のゆれや新旧仮名遣いにも対応できる検索が可能となり検索効率が格段に高まった。GoogleやYahooでの検索に慣れている学生にとっては従来の複雑な検索から簡単な検索方法に変わったことで、ヒット件数の増加や探している資料への到達率も高まったのではないかと思われる。

図書の発注から利用提供までの時間が格段に短縮され、利用者が各自の貸出中資料を確認できる図書館ポータルサイトのマイライブラリ機能とともに利用者から好評を得ると同時に、ランニングコストも55%削減できた。また、図書館内のLANケーブルを張り替え、1度に大容量情報を瞬時に検索できるようになった。2008(平成20)年7月には前述システムのバージョンアップを行い、システムの一部が変更及び追加され使い勝手が次のように向上した。

① OPACでの検索時に表示される請求記号の表記の仕様が変更され、資料に添付されたラベルのように表示されるため誰が見ても見やすくなった。

② 図書館所蔵雑誌のタイトルリストが一覧で表示できるようになり、読みたい雑誌が決まっていなくても図書館内にどのような雑誌があるのかを簡単に知ることが出来るようになった。

今後は、現状に留まらず、システムのバージョンアップを計画的・効率的に進めていく運営が必要である。

イ ILL業務は、受付・依頼の両方とも件数が大幅に増加した。以前は国立情報学研究所を利用して業務処理を行っていたが、新システム稼働後はすべて図書館情報システム内で処理できるようになり、利用者の申込受付から他大学への文献依頼・資料到着までの時間が短縮され、申込も増加している。

しかし、料金相殺制の会計処理は本学経理部が担当しており、利用者は図書館で複写物を受取る前に、経理部にて料金支払いを済ませなくてはならない。又、複写受付件数増加による文献複写業務増加に対応できる業務体制(人員の確保)が必要になっている。

紹介状の発行については、学生が紹介状の有効期間内に相手館を訪問しない、紹介状の発行依頼をせず直接他大学へ行ってしまうなどのトラブルが発生している。また、最近では手軽に海外渡航できるようになり、本学学生・教員はその際に海外の他大学図書館を利用するケースが多く、図書館利用紹介状の作成依頼が増加している。

最近の学生・教員は欲しい文献がオンライン等ですぐに手に入れられることを期待しており、探し出した論文が海外他大学の所蔵のみである場合、文献入手を諦めてしまうケースが見られる。

ウ 図書館は学術情報の迅速な収集・提供をモットーにしており、「聖心女子大学論叢」の全文情報を電子化して学内外に提供することを目指してきたが、著作権上の問題をクリアできず現在に至っている。論叢掲載論文については他大学図書館からも頻繁に複写依頼を受けており、今後は、冊子の保存・提供管理と電子媒体による提供の両面から運用を検討する必要がある。各種コレクションは、公表してはいたないが、人づてに学外者からの閲覧希望や博物館から展示用の借用依頼などがあり、今後は一冊ずつの内容を吟味し、コレクションとしての整備、目録の電子化、資料本体の電子化、資料の公開が必要である。資料の劣化も激しく資料現物の修理と保存用専用書架、スペースの確保も必要である。

エ 学術資料が氾濫する中で、最近の学生からは専門書より学習図書や入門書的な資料や趣味・興味を深めるための読み物的資料の利用要望が多く、図書館では、より新しい資料の購入が必要になっている。その半面、専門性の高い資料はその専門分野の教員の退職とともに利用されなくなる傾向がある。2006(平成18)年度～2007(平成19)年度にかけて図書館内の地下書庫保存密集書架を整備し、参考図書の旧版や利用頻度の低い資料を再配置し、一般開架スペースの確保を図った。また、寄贈図書で未整備の図書の受け入れについては本学での活用頻度が高いと予想されるもの等に絞り込み、その他の資料については蔵書として整理せずに廃棄することで書庫スペースの有効利用を図った。しかしながら、年間の受入資料増加数により書庫スペースは限界が近づきつつある。利用頻度の低い専門書の保存書庫への移管を検討する必要がある。

C【改善方策】

ア 利用者のニーズを把握した検索機能の強化を図るため、OPACとパッケージ電子ジャー

ナルとの連携や、OPACからサイトURLへのリンク等利用者が検索機能に何を求めているかを的確に把握して図書館情報システムのバージョンアップを定期的に行っていく。必要経費は常に予算計上して確保する。

イ ILLシステムの効果的な運用を図るため、紹介状発行と文献複写依頼のどちらが利用者にとって効率的か、個々のケースでの判断を的確に伝える。特に、学生に対しては文献複写依頼や紹介状発行手続についての案内を周知徹底し、他大学とのトラブルを未然に防ぐ。また、海外からの文献取り寄せを含む学術文献の積極的な提供を利用者に広報する。

文献複写業務処理では、会計処理について経理部との業務分担を整備し、購読雑誌削減を保証する意味からも、文献複写料金の大学負担の可能性を検討する。

ウ 学内の他部署との連携を強化し、論文執筆者からの著作権許諾から論文電子化まで、本学における学術資料の収集・公開等についての体制を整えていく。

また、論叢バックナンバーの全文電子化を国立情報学研究所に依頼し、本学の研究成果をインターネット上に広く公開する。

エ コレクション、貴重図書目録化と全文情報のデジタル化については、専門家による資料選別と解題作成を2009(平成21)年度の事業計画に組み入れ、2010(平成22)年度以降に各種補助金を獲得して資料デジタル化とオンラインによる利用提供をしていく。

オ コレクションの維持管理のため資料現物の修理と保存用専用書架、スペースの確保を行う。

カ 不要図書の積極的除籍を進めると同時に、利用状況データから利用頻度が低い資料を抽出し、それらについては学外の保存倉庫等へ保管することについて、利用者の理解を得る努力を継続することで2009(平成21)年度末までに計画遂行の目的を立てる。また、武島文庫等の特色あるコレクション、本学紀要などの電子化を各種補助金の申請を視野に入れて2009(平成21)年度以降に事業計画として策定する。

第13章 運営管理

【到達目標】

- 大学運営上、学部教授会・大学院委員会の機能と権限の位置づけを図る。
- 大学運営上、学部教授会・大学院委員会と学長（学部長・研究科委員長を兼任）・副学長・学務部長・学生部長との間の連携協力関係及び役割分担の明確化を促進する。
- 学部教授会と大学院委員会との相互関係を保持する。
- 学長・副学長・学務部長・学生部長の権限と役割並びに選任手続の適切性を保持する。
- 学長補佐体制を確立する。
- 大学の意思決定手続きの明確化を図る。
- 大学経営上、教学組織としての大学と学校法人聖心女学院本部及び法人理事会・評議員会との連携協力関係及び機能分担と権限移譲の確立を図る。
- 法令遵守を実行する。

1 教授会、研究科委員会

A 【現状の説明】

- (1) 学部教授会の役割とその活動の適切性
- (2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- (3) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性
- (4) 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性
- (5) 大学院研究科委員会と学部教授会との間の相互関係の適切性

ア 本学は文学部だけの単科大学のため、学部教授会は一つであり、学部長は学長が兼ねている。また、複数学部の存在を前提とした評議会や大学協議会などの機関は設置していない。

イ 教授会の役割と活動については、「聖心女子大学教授会規程」で、教授会は学長、副学長、専任の教授、准教授及び講師をもって組織し、学長が招集し、学長がその議長となって教育、研究及び授業に関すること等を審議すると規定されている。「聖心女子大学教授会規程に基づく委員会規程」に規定する教務委員会等の各種委員会で議論されたことを中心に、教授会での審議結果をもって、学長（学部長）が執行しており、機能分担は明確である。

ウ 現在、教授会の構成員は64名であり、構成員の4分の3以上の出席をもって成立する。教授会の審議において議決を必要とするときは、出席者の過半数の賛成をもってする。但し、学則、教授会規程の改正、その他教授会が特に重要事項として指定した事項については、出席者の3分の2以上の賛成をもってする。

原則月1回の定例教授会のほか、必要に応じて臨時教授会を開催している。

具体的な審議事項は次のとおりである。

- ①教育、研究及び授業に関する事項
- ②教育課程に関する事項
- ③学生の入学、編入学、転入学、再入学、学士入学、休学、復学、転学及び退学に関する事項
- ④科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- ⑤学生の単位認定及び卒業に関する事項
- ⑥学生の賞罰に関する事項

- ⑦学生の厚生補導に関する事項
- ⑧教員の人事に関する事項
- ⑨学則その他諸規則に関する事項
- ⑩学長の諮問する事項
- ⑪その他教授会の必要と認める事項

エ 大学院委員会の役割と活動については、「聖心女子大学大学院委員会規程」で、同委員会は学長、副学長、学務部長、学生部長及び大学院を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織し、学長が招集し、その議長となって、教育、研究指導及び授業に関する事項等を審議すると規定されている。「聖心女子大学大学院委員会規程に基づく委員会規程」に規定する専攻代表委員会等の各種委員会で議論されたことを中心に、大学院委員会での審議結果をもって、学長（研究科長）が執行しており、機能分担は明確である。

現在、大学院委員会の構成員は58名であり、構成員の4分の3以上の出席をもって成立する。大学院委員会の審議において議決を必要とするときは、出席者の過半数の賛成をもってする。但し、大学院学則、大学院委員会規程の改正、その他大学院委員会が特に重要事項として指定した事項については、出席者の3分の2以上の賛成をもってする。

原則月1回の定例大学院委員会のほか、必要に応じて臨時大学院委員会を開催している。具体的な審議事項は次のとおりである。

- ①教育、研究指導及び授業に関する事項
- ②教育課程に関する事項
- ③大学院生の入学、再入学、休学、復学、転学及び退学に関する事項
- ④科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- ⑤大学院生の単位認定及び学位の授与に関する事項
- ⑥大学院生の賞罰に関する事項
- ⑦大学院生の厚生補導に関する事項
- ⑧大学院担当教員の人事に関する事項
- ⑨学則その他諸規則に関する事項
- ⑩学長の諮問する事項
- ⑪その他大学院委員会の必要と認める事項

カ 本学の学部は文学部のみであり、大学院も学部を基礎とした文学研究科のみからなっている。大学院の専任教員も、学部の教員が兼担しており、大学院のみの専任教員は存在しない。したがって大学院委員会と学部教授会との相互関係は密接かつ適切である。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 教授会は上述のとおり各種委員会の上位機関としての位置づけを明確にしており、上程される議案、提案等の適否について、教学上の最終的な審議機関として大きな役割を有しており、適正に機能している。なお、教授会重視のため、議論が十分になされる長所もあるが、審議が長引き、決定が遅れることもある。

教学上重要な事項については、教授会での審議結果を経て行っているため、この面に関しては、教授会と学長（学部長）との関係は良好である。

イ 現在のところ大学院に特化される業務を行う機関として、大学院室が設けられており、大学院室長には副学長が就任している。このことにより、大学院委員会はスムーズに行われていると評価できる。

C【改善方策】

教授会での審議をスムーズに行うために、2007(平成19)年度から学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長をメンバーとする経営会議を発足させ、重要な案件については、事務上の問題も含めて、事前・事後に検討している。

また、大学経営のうえから、教授会及び大学院委員会の機能分担について議論を深めている。

2 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

A【現状の説明】

- (1) 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続の適切性、妥当性
- (2) 学長権限の内容とその行使の適切性
- (3) 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性
- (4) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

ア 本学では、単科大学であるところから、学長が学部長、研究科委員長を兼ねている。

学長の権限については、「教授会規程」に「教授会は学長が召集し、その議長となる」とあるのみで、それ以上の規定はないが、実体的には学校教育法第92条第3項に規定する「校務をつかさどり、所属職員を統督する」教学に関する最高責任者である。学長は大学の教学上の責任者として、設置者である学校法人の責任者である理事長から大学内の職務分掌等権限の一部を委任されている。学長は外部に対しては、大学を代表し、学内にあっては教育研究に関わる大学の総括的執行・管理を行う執行責任を有している。学長権限の行使はこの包括的な規定の下に行われており、その限りでは特別な問題は生じていない。

イ 学長の選任手続きについては、「聖心女子大学学則」の第9条及びそれと関連した、「学長選出規程」、「学長候補者選考委員会内規」、「学長候補者選挙管理委員会内規」があり、それにしたがって学長は選任されている。学長選任の具体的手続きは、理事会、教授会の各構成員及び専任職員によって第一次学長候補者が推薦される。その候補者を、理事会から推薦された者3名と教授会から推薦された者3名から構成される学長候補者選考委員会で、「聖心会会員であることを原則とする」等の「聖心女子大学学長候補者選考委員会内規」に定められた候補者選考の基準により、原則として3名以上が選ばれ、その候補者について、教授会から選出された3名の選挙管理委員の管理のもとに、教授会メンバーにより選挙が行われ、最終的には理事会の承認を得ることになっている。

ウ 学長の補佐体制としては、学長の職務を補佐するために副学長を置くとともに、教員の併任管理職として置かれる学務部長、学生部長が学長補佐的な意味ももっている。副学長以下の併任管理職の職制については、「職制に関する規則」に規定している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 学長権限の行使は慣行によって行われており、その限りでは権限を適切に行使しているが、理事会からの権限の委譲を明記した規定がなく、学則に学長、学部長、大学院研究科長の権限及びその行使について明確な規定がない。

イ 学長の選任手続きについては、上記の明確な規定が存在し、それによって理事会及び教授会の各構成員及び事務職員の意が反映され、かつ公平に学長選出が行われている。但し、学校法人聖心女子学院就業規則の適用を受ける専任職員の団体である職員団から、学長選挙について職員にも選挙権を与えるべきであるという要望が従来から出されている。

ウ 2007(平成19)年度から学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長をメンバーとする経営会議を発足させ、重要な案件については、事務上の問題も含めて検討しており、学長の補佐体制は整っているといえる。

C【改善方策】

学長、学部長、研究科委員長の権限及び行使の問題は、学内合意形成と意思決定の適切性の問題であり、ガバナンスの問題である。まず、学長補佐体制を十全に機能させることを通じて明確化と充実を図る。

事務職員への学長選挙投票権付与については、職員団からの要望に応じ、協議を継続する。

また、2009(平成21)年度からは、現在の学務部長及び学生部長を、副学長(学務担当)及び副学長(学生担当)とし、学長補佐体制をより明確にする予定である。

3 意思決定

A【現状の説明】

(1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

大学の意思決定については、審議内容により異なるが、教学上の案件については、教授会において審議・決定している。理事会では、学長からの稟議・報告を受けて、教学上の重要事項、学則等の諸規程、教職員の任免等の最終決定を行っている。

B【点検・評価、長所と問題点】

大学の意思決定については、最終の意思決定機関である学校法人聖心女子学院理事会が、教授会の自主性、独立性を重んじた上での最終決定をしており、教授会と理事会の関係も良好であり、適切である。

C【改善方策】

学長、副学長等による経営会議を設置しており、意思決定の円滑、迅速化を図っている。

4 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

A【現状の説明】

(1) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学は単科大学のため、複数学部の存在を前提とした評議会、大学協議会などの機関は設置していない。

B【点検・評価、長所と問題点】

上記の理由により、記述内容はない。

C【改善方策】

上記の理由により、記述内容はない。

5 教学組織と学校法人理事会との関係

A【現状の説明】

(1) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力及び機能分担、権限委譲の適切性

聖心女子大学の母体である学校法人聖心女子学院は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて私立学校、私立専修学校、私立各種学校の設置を目的としており、大学をはじめとして13の学校を設置している。その理事会の業務内容は、「学校法人聖心女子学院 寄附行為」に定められており、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとなっている（第13条）。

理事については、理事9名ないし12名（内理事長は1名）、及び監事については2名が役員として存在し、理事長が法人を代表して業務を総理するとなっている。理事となる者は、規定上、聖心女子大学学長、宗教法人聖心会代表役員、法人の設置する学校の校長から理事会により選任されたもの2名ないし3名と、評議員のうちから互選された者1名、宗教法人聖心会の推薦する学識経験者3名ないし5名、さらに上記の掲げる理事の過半数をもって選任されたもの1名となっている。この規定により、現在大学からは学長と教員1名の計2名が理事として参加している。大学経営・運営に関する重要事項については、最終的にはこの理事会で決定されることになっている。

評議員会については、同上「寄附行為」により、議決事項として予算等の項目があり、評議員として、この法人に19名ないし25名の評議員を置くことと規定されている。これに基づき評議員には、宗教法人聖心会代表役員等、規定に明記されたものが就任することになっており、現段階で大学からは学長、事務局長の2名が評議員となっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

法人理事会は、各学校の自主性、独立性を重んじつつ業務にあたっており、教学組織としての大学が、教授会を中心に大学の運営・経営方針を決め、理事会は大学の自主性を重んじつつ承認、最終決定をしている。もっとも基本となっているのは、2004（平成16）年度からはじめた、各年度の「事業計画」と「事業報告書」の作成と承認である。しかし大学は、必要に応じて、特に財務面では、理事会の指導を受けていることは評価できる。

さらに理事会において、同一法人内の他の学校との理念の追求及び連携・協力も図られ、長所となっているが、より一層大学と理事会との密接な連携・協力を図ることが考えられる。

C【改善方策】

2007（平成19）年度から大学に、学長のもとに「経営会議」を設けて、学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長がメンバー、企画部長が幹事となっている。この経営会議を設けたことにより、理事会との連携・連絡について、より一層の緊密化を図っていく。

6 法令遵守等

A【現状の説明】

(1) 関連法令等及び学内規定の遵守

(2) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

大学に関する各種法令や国が定めるガイドラインは、修学に関すること、経理等に関すること、個人情報や人権に関すること、労働安全等に関すること等々、数多い。

学内においては、当該法令等の性格に応じて学内規程を整備することになるが、単に整備に止まらず実効あるものとするためには、周知やマニュアル作りなどが不可欠であり、専門家を招いての勉強会も大切である。

本学においては他大学での整備状況等も踏まえつつ必要な規程については整備を進めており、法令違反となることを避けるとともに、それらが日常業務において正しく守られるよう注意を払うこととしている。

また、個人情報の保護については国のガイドラインに沿って学内規程を整備しており、外部資金の経理に関する不正防止についても規程化して適切に対処することとしている。さらにセクシュアルハラスメント防止や情報公開等に関する規定や審査等についても必要な措置を行っている。

比較的小規模な本学において、各人の目が行き届くレベルが相対的に広いので、そのことが規程以上の効果を果たしているものと思われるが、規程等を策定し、あるいは関連法令等を周知することによる可視化は、予防的効果が高いことから、万全を期すことが重要と考えている。

B【点検・評価、長所と問題点】

規程関係は基本的には教授会承認事項であり、教授会は教員すべてが参加する組織であるため、規程化する事項の教職員全員の認識と周知という点では漏れが少ないというメリットがある。しかし、法規担当の職員に限られているため、ややもすると遅滞が生じるおそれがある。

また、アカデミックハラスメント等については案件毎に調査委員会等を立ち上げる方針であるが、常設したほうが効果的か検討中である。

C【改善方策】

法令や国のガイドラインが求める必要な学内規程等は整備されている。学内規程の整備窓口と、規則遵守の窓口を企画部に一本化したことにより、趣旨が徹底し、効率的な運用が図られている。

第14章 財務

【到達目標】

- 将来を見通した健全な財務計画の策定と適時の見直しを図る。
- 日常の財務・経理事務における長期的な視野と計画性への留意、及び業務のPDCAサイクルの確立と高度化を図る。
- 「入りを増やし、出を抑える」財務の基本を堅持しつつも、必要な事業への費用対効果を勘案した重点的投資を強化する。
- 教育活動の充実、学生満足度の向上等のための継続的な投資を実行する。
- 外部資金の獲得を基本とした特色ある共同研究活動や教育改革改善事業の展開とその開始時における支援を実施する。

1 中・長期的な財務計画

A 【現状の説明】

(1) 中・長期的な財務計画の策定及びその内容

最近の10年間を振り返ると、本学が中・長期財務計画を策定して実行したのは、2000(平成12)年度から2004(平成16)年度にかけての5年間である。これは繰越消費支出超過額の規模が膨らんだため、財務の改善を主として人件費の抑制と管理費等の削減に求めるものであり、表14-1「消費収支の推移」にあるとおり、一応の成果が得られた。また、その後の財務内容も安定して推移していることから、現在はその趣旨の浸透を維持しつつ今後の方向性を見定めているところである。

表14-1 消費支出の推移

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

年度 項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
帰属収入計	3,670	3,466	3,326	3,309	3,254	3,323	3,324	3,313	3,224	3,330
消費収入の部 合計	2,315	3,225	3,069	3,233	3,171	3,142	3,120	3,283	3,100	3,175
消費支出の部 合計	3,136	3,355	3,251	3,072	3,081	3,216	3,031	3,055	2,994	3,125
当年度消費収 支額	-821	-130	-181	160	90	-73	88	227	105	49
翌年度繰越消 費支出超過額	-846	-976	-1,158	-997	-907	-981	-892	-334	-228	-178

本学ではいわゆる中・長期財務計画ではないが、当面の財務状況についての先行き見込を、毎年の予算編成に併せ向こう3年先までを作成し、これを「中期消費収支予算」として毎年度の予算書に添付している。この内容は予算作成に基づいた見込であり、入学者数がほぼ確実に確保出来ると思われる水準で推移することを前提とし、人件費を初めとした支出についても予算枠として必要経費に不足を生じないよう確保するなど、推計した資料である。

表14-2の2008(平成20)年度の「中期消費収支予算」では2008(平成20)年度以降の消費収支が大きくマイナス計上の見込となっているが、これは予算作成上の原則の一つ、

「健全性の原則—収入は実現可能なものを、支出はある程度予測されるものを含む」という点を重視して作成していることによる。

表14-2 2008年度中期消費収支予算<抜粋>

(単位：百万円 単位未満切り捨て)

年度・区分 項目	2007	2008	2009	2010
	決算	予算	予算	予算
学納金	2,521	2,500	2,480	2,469
帰属収入	3,330	3,352	3,226	3,244
消費収入計	3,175	3,209	3,076	3,086
人件費	1,936	2,062	1,950	1,991
消費支出計	3,125	3,400	3,279	3,310
当年度消費収支	49	-190	-202	-223

B【点検・評価、長所と問題点】

2000(平成12)年度から2004(平成16)年度にかけての中長期財務計画が終了した後、第2期五カ年計画が策定されたが、十分な共通理解が得られなかったことから、2006(平成18)年度末で中止となっており、新たな財務計画が求められる。現状においては、「中期消費収支予算」が各年度の予算編成の際の根拠として重要な機能を果たしているといえる。

C【改善方策】

信頼性と確実性の高い財務計画を策定するためには、長期的な見通しを踏まえたしっかりした財務の基本方針が不可欠であり、2008(平成20)年度中に、「大学財務基本方針」(草案)を策定することとしている。これは、本学の校舎の多くがこれから遠からぬうちに、耐用年数を迎えるがこれらへの対応も視野に入れたものである。

もとより耐震補強や中小規模の改修などは逐次進めているが、狭隘解消と高機能化を目指した全面改修等が不可欠となっている。施設、建物の大規模な改修にはしっかりしたキャンパス整備マスタープランの策定とこれを裏付ける財政計画が必要であり、そのための十分な準備が必要となる。このため、2008(平成20)年度からマスタープラン作りの検討に着手し、これに対する財政支出のシミュレーション等を同時並行的に行い、2013(平成25)年頃からの本格的な中長期財務計画へと歩を進めていく予定である。

2 教育研究と財政

A【現状の説明】

- | |
|--|
| (1) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況 |
| (2) 教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況 |

ア 学科専攻の研究室に対する予算配分は、各教育研究部門からの予算要求を基にして実施されている。各部門は当該年度の事業計画を踏まえて予算申請を行う。申請内容については数段階にわたる検討が加えられるが、結果的に教育研究部門の納得のいく予算配分ができてい

る。このほか図書館予算とは別枠で学科専攻の研究室に対して、常置用図書費を毎年総額6百万円程度措置している。

さらに教員個人に対しては、個人研究費として年一律200千円が支給される上に、各人に対して約24万円の枠内で、個人研究図書費を支給している。また、国内外への研究旅費の支援も行っている。以上のとおり、学科専攻の研究室、教員個人含めて必要な教育研究費の手当はできている。2007(平成19)年度の教育研究費比率は27.3%であり、日本私立大学連盟加盟女子大学の平均値(以下「私大連女子大学平均値」という。)とほぼ一致しており遜色はない。

イ 本学にとって重要な教育研究設備は、外国語教育施設、情報化関連施設及び図書館である。これらはいずれも設備投資等に相当の経費が必要となるため、計画性を持って投資予測を明らかにしていくことが肝要である。

情報化関連施設については全学的な視点から見直しを進めており、また図書館については洋雑誌の電子ジャーナル化を進めるとともに、学術情報基盤としての大学図書館の今後のあり方について検討を行っている。

ウ 教育研究遂行のために必要な財政上の仕組みとしては、機器備品の消耗、更新に対応した新たな購入に備えての減価償却引当特定預金の増強を行い、将来の教育研究用機器備品の買い換え手当に齟齬が生じないように資金備えを補強している。なお、教育研究施設の存続確保に備えての2号基本金の積み増しも実行している。

減価償却引当特定預金については每期前年度の減価償却累計額の2%を積み上げることにしているが、実際にはこれ以上の積み増しを行い、将来に備えた資金手当を進めている。特に2008(平成20)年度に入ってから、定められた積み増し額に加え、さらに5億円の積み増しを行った。上積みの原資は期限到来した債券の満期償還分のシフトによるもので、妥当な資金手当となっている。

なお2号基本金については每期30百万円の積み増しを実施しており、既に残高は150百万円に達した。

学校会計基準においては、恒常的に保持すべき資金として経常的消費支出のヶ月分を第4号基本金として保持すべきであるとされているが、本学においてはこの資金は常時使用可能な流動性資金として、算定された金額を上回るように管理している。学校会計基準ではその保有形態は金融資産であれば何でも良いとされているが、本学では債券などの運用金額はこの対象から除外して考えており、いつでも引き出せる預貯金として保持している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 予算配分は適切且つ妥当であり、教育研究活動が満足に実行できる程度の資金の準備も常時整っている。また、各部門が創意工夫する新規事業計画を奨励する予算措置を行っている。

教育研究分野における新たな事業の取り組みなど、各部門における新規事業計画の提案が十分ではなく、また、それらの計画を寄附金や私立大学等経常費補助金などの外部資金導入に結びつける試みが現状では不十分であることが今後の課題としてあげられる。

イ 現状においては学納金収入が安定しており、過去からのストック状況が良好なため、将来に備えての特定預金や2号基本金の積み増しが満期到来の債券の償還額をもって無理なく出来る態勢にあり、実質的な余裕資金は適切なレベルにあるといえる。

C【改善方策】

各部門横断型の教育研究事業等につながる可能性のある新規事業計画を積極的に予算支援していくとともに、新規事業の事業費として外部資金を導入する仕組みを2008(平成20)年度中に構築する。

3 外部資金等

A【現状の説明】

(1) 文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

ア 文部科学省科学研究費補助金については、**大学基礎データ(表33)**に記載のとおり新規申請件数は2005(平成17)年度4件、2006(平成18)年度8件、2007(平成19)年度5件、また、採択件数が同じく3件、5件、3件であり、継続分を含めるとそれぞれ7件、6件、11件となり、徐々に増加している。

また、間接経費は2006(平成18)年度3.63百万円、2007(平成19)年度5.43百万円措置されている。

イ 私立大学等経常費補助金等の国庫補助金収入は2005(平成17)年度以降約201百万円から191百万円で推移しており、毎年度私大連女子大学平均値を下回っている。

ウ 本学の財政基盤の大きな特徴は寄附金比率の高いことであり、2006(平成18)年度の私大連女子大学平均値は1.7%であるのに対して本学は5.6%である。(資料14-3「消費収支計算書の財務比率」参照)

以前に比べて寄附金の総額は減ってきたものの本学の財務基盤には欠かせない要素になっている。寄附金の形態は大きくは3つあり、新入生父母に対して依頼するもの、2年生以上の在校生父母に対して依頼するもの、及び父母・卒業生を中心とする後援会組織である「聖心女子大学協力会」からの寄附金である。2007(平成19)年度の実績では、新入生父母からの寄附金は94百万円、2年生以上の在校生父母から35百万円、「聖心女子大学協力会」から50百万円等、総額181百万円である。

エ 次に重要な収入源としては資産運用収入がある。先ず金融資産の運用に伴う利息配当金収入は主に債券での運用収入が中心となっているが、金利等の関係で一時期大きく減少したものの最近増加に転じ、ここ数年来順調に増加してきている。内容は以前から保有している株式の配当金収入、債券による運用の利息収入、特定預金からの利息収入である。このうち特定預金からの利息収入は法人本部を通じて債券運用による結果として配分されてくる。本学所有の株式については、保有株式は15銘柄で簿価は55百万円であるが、配当金は総額11百万円である。過去からのストック資金の多くは国債や政府保証債といった安全性を重視した債券を中心として運用してきており、運用総額は5,046百万円になる。また、この運用収入は43百万円である。

特定預金の残高は1,231百万円で、法人本部預け金となっているが、ここからの利息収入としては8百万円になる。その他銀行預金利息は3百万円になりこれらを合計すると総額の金融資産運用収入は65百万円である。

施設設備の利用料収入については2007(平成19)年度決算では0.6百万円が計上された。

基本金引当資産の運用収入は2号基本金で150百万円、3号基本金で306百万円である。共に債券で運用されており7.9百万円の利息収入となっている。このうち第3号基本金

の利息収入6.4百万円は給費奨学金の原資となるものである。

以上の資産運用収入合計は7.4百万円になる。

なお、受託研究費、共同研究費については、2005（平成17）年度以降は受入実績がない。

B【点検・評価、長所と問題点】

科学研究費補助金については、2007（平成19）年度に申請事務取扱部署を事務局総務部から企画部に移管し、「科学研究費補助金執行マニュアル2007」を制定・配付したほか、事務職員による研究支援体制を強化した。その結果、採択件数が上昇しており、同規模の女子大学の採択件数を上回っていることは評価できるが、今後とも一層の積極的取組が必要である。

国庫補助金に関しては、前述したとおり補助金比率で私大連女子大学平均値を各年度ともに2～3ポイント下回っている。私立大学等経常費補助金は、「骨太の方針2006」に基づき2007（平成19）年度に予算額で前年度比1.0%減となり、この傾向は今後とも継続されると思われ、補助金獲得のためには一層の全学的な体制の構築が必要となってくる。

収入全体に占める寄附金の占める割合は5.5%と高いが、このことは収入面で外部依存の要素が強いことを示しており、財務基盤の脆弱性につながる恐れもあることから、短所でもあると考えられる。

本学における金融資産の運用が政府保証債や国債であることから、安全性は高い反面、利回りが総じて低くなっている。

C【改善方策】

事務組織における外部資金獲得の支援体制を見直し、企画部から学内の教職員に対して外部資金に関する定期的な情報提供を可能とするデータベースを2009（平成21）年度に構築する。その前段階として、2008（平成20）年度は教職員対象の私立大学等経常費補助金に関する説明会を開催する。各学科専攻及び事務部門が2009（平成21）年度の予算申請にあたり、予算措置を要する事業計画の事業費に特別補助関係の補助金利用を取り込む仕組みを用意することで、2009（平成21）年度の申請をスケジュール的に可能とする。特に2009（平成21）年度は「教育・学習方法等改善支援」に重点的に取り組み、2010（平成22）年度に全学的な組織的取り組みによるG.P等の競争的プロジェクト支援経費の獲得を目指す。

資産運用収入については、大学独自の運用部分から学校法人聖心女子学院全体による運用に転換し、大きなロットで効率的な運用に委ねる。具体的には減価償却引当特定預金に組み込む金額を増やし、学校法人本部による資金運用の果実の配分を得ることとする。

4 予算編成と執行

A【現状の説明】

- | |
|-------------------------------|
| (1) 予算編成の適切性と執行ルール of 明確性 |
| (2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況 |

ア 予算編成の原則は、大学の中期計画を踏まえてその達成に向けて当該年度の予算をいかに効果的にあるいは戦略的に組むかにあるが、現状においては中期計画が設定されていないことから、大学の理念とその実現並びに大学改革への取り組みなどを念頭に置いて単年度毎の効果的な予算を編成することに努めている。

予算編成全体についての財務的な側面に関する配慮について一例をあげれば、予算の総枠算定の上で重要な明確性の原則に従い、まず、学納金収入については、過年度の入学状況から想定される志願者・入学者数を予測したうえで学納金の単価を人数に乗じた数字を積算し、そして実際に入学者数を確定する段階でこの数字を基に決定して予算との整合性を図っている。次に、人件費については、教職員一人ひとりの翌年度の給与を基に所定福利費、退職金財団掛け金、退職給与引当繰入金までを積算している。減価償却費についても過年度分の算定数字に加え新規に購入するものの減価償却額を計算して積算している。このようにして収支それぞれについてできる限りの範囲で正確な金額の把握に努めた上で各勘定項目を積算していく。その際、収入支出の大きな部分を占める学納金や人件費など、全学的に共通する予算部分は経理部、総務部で積算し、これに各部署において作成した予算申請書の金額を吟味の上、合算する形で予算書を作成している。(資料14-3「消費収支計算書の財務比率」参照)

教育研究に直接関係する経費及び管理的経費については、各年度毎に「予算編成方針」を策定して全学に示し、同方針に沿って各部門各部署等から予算要求の申請を提出願うこととしている。予算申請書類は、一覧表にまとめられ経営会議に諮られた上、理事会、評議員会において最終的に決定される。

次に、予算の執行ルールについては、理事会、評議員会での予算案承認後に、予算額を記入した予算確定書を各部門などに回答する。この時同時に予算執行に当たっての細部に関する注意事項を記した通知書類も送信し、経費の節約と適正執行に努めるように注意喚起している。

イ 各部署は予算申請書と事業計画構想等内訳書を作成し、予算内容を具体的に記述することが義務づけられている。特に2008(平成20)年度予算からは、予算の内訳について経常的経費となるものか、単年度限りの一時期のものかを明確に識別する内容となっており、固定化した経費をこれまで以上に削減させる対策とした。またこのことにより年度の終了したところで予算の実施状況のチェックを経理部が行うことにより、PDCAサイクルを確実に実行していく方策としている。

また、予算執行状況は、支払伝票の総てを経理部管理者が部署ごとに個別にチェックし、予算額を超える支出の防止管理を徹底している。

建物、設備などへの予算執行の場合は、予算執行時に現場を実地検分することで効果の程を検証している。なお、各部課室においても、予算管理上から帳簿整備が求められているが、全体的な予算の執行状況は毎月末の資金収支計算書、消費収支計算書等の月報作成によっても管理され、その効果が確認される。結果については毎月末学校法人本部へ提出している。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア 教育研究投資について重点配分などが実現できるとともに、予算申請により採択された事業計画構想を中心として、事業と予算のPDCAサイクルの確立に向けた制度準備が一部整えられたことは評価できる。

学納金や、専任教職員に関する人件費などは詳しく積算しており、更に安全性の原則に則り「収入については確実な見込を、支出については幅を持って」という原則を遵守してきたが、予備費を全く別枠として計上してきたため、補正予算を組まない本学にとっては消費収支計算上の実績と予算との乖離が大きく生じる状況が続いてきた。また、発注前に提出する予算実行申請書が勘定科目のみ記載する書式となっているため、当該事業計画について、期間途中における進捗状況の確認がしづらいことが問題となっている。

イ 解決すべき課題としては、申請方式により予算が措置された事業計画が、どのような成果ないし効果を生じたのかを検証する簡便な指標等を開発する必要があると認められる。

C【改善方策】

ア 予備費については、天災等を想定しただけの全く別枠予算とするのではなく、恒常的に確実視される建物、修繕費、人件費等を除き業務の進展状況等に鑑み、当初予定していなかった追加的事業にもある程度柔軟に対応しうる予備費とすることで経営の機動性も確保できるよう改善を図る。また、予算実行申請書についても、勘定科目の記載と併せて、事業計画も明記する書式に改める。

イ 予算申請時に申請部門から事業計画構想の「期待される成果、効果等」が提出されているが、これに対応した中間報告ないし結果報告の提出を求めることで、今後の指標作りと複数年度の継続事業の場合の翌年度の予算査定額の審査に反映させるよう改善する。

5 財務監査

A【現状の説明】

(1) 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

本学においては、会計監査法人所属の公認会計士3名程度による会計監査を年3回程度実施しているほか、定期的に日本私立学校振興・共済事業団による監査や会計検査院による監査が実施されている。2007(平成19)年11月には日本私立学校振興・共済事業団による2006(平成18)年度私立大学等経常費補助金に係る対象事業の実施状況調査が行われた。

その他、東京都や税務署の監査も実施されている。2006(平成18)年1月には都税務所の監査が実施された。

監事監査については、「私立学校法」第35条及び37条にに基づき「学校法人聖心女子学院寄附行為」第5条に監事2名を置くこと、第8条に監事は評議員会の同意を得て理事会において選任することを規定している。これに従い、実務経験の豊かな有識者が選任されており、理事の業務執行状況とともに会計内容について、適時監査を実施している。

「私立学校法」の一部を改正する法律の施行により、学校法人の管理運営制度の改善を図るため、監事制度の改善として監事機能が強化された。本学の現状は、制度改善で指摘されている事項(①監事の職務としての監査報告書の作成及び理事会・評議員会への提出、併せて提出された監査報告書については、他の財務書類とともに閲覧に供すること、②監事と評議員の兼職の禁止、③外部監事の選任、④監事の選任・任免手続及び任期)については整えられている。

内部監査については、「学校法人聖心女子学院経理規程」の第9章に内部監査に関する規定があり、同第62条において「内部監査は、経理及び一般業務について誤謬脱漏を防止するとともに、経営効率の向上を図ることを目的とする」と規定しているが、これまでのところこの内部監査は実施されていない。

B【点検・評価、長所と問題点】

本学において、監査法人の年間の監査状況は適正に行われている。また、監事監査については、理事会・評議員会への出席、業務報告などを行っており、現状においては十分機能を果たしている。

内部監査がこれまで実施されてこなかった理由としては、大学組織が概ね順調に機能して

きたこと、経理及び一般業務に亘る全面的な視野に立って監査するには、学校会計並びに教育研究領域全般についての精通した知識と能力が必要であるが適当な人材が見あたらないこと、また、実質的に監査法人所属の公認会計士による監査や監事監査が行き届いておりその必要性がないこと等が挙げられる。しかしながら、上述したように「私立学校法」の一部を改正する法律の施行は、監査の内容として学内事務体制の見直し、施設設備の整備等に関する内部監査の充実を挙げている。本学においても内部監査の導入について、早急に実施する必要がある。

C【改善方策】

内部監査については、監査機能の強化充実を図っていくことの一環として、2009(平成21)年度を目途に、各年度の監査の重点項目を定めることを検討していく。

6 私立大学財政の財務比率

A【現状の説明】

(1) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

ア ここでは日本私立学校振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政(平成一九年度版)」を参考に、2007(平成19)年度の本学の比率が2006(平成18)年度に比べてどうなっているか、また、2006(平成18)年度とそれ以前の比率は、私大連女子大学平均値と比べてどうかといった点について、消費収支計算書のフローベースの比率及び貸借対照表のストックベースの比率により説明する。

イ 消費収支計算書の財務比率については、表14-3のとおりで、本学における2006(平成18)年度と2007(平成19)年度との比較では、大きく変動した項目は人件費比率2ポイント増、管理経費比率1ポイント減、学生生徒納付金比率2ポイント減などである。

私大連女子大平均値との2006(平成18)年度の比較では、寄附金比率が3.8ポイント大、学生生徒納付金比率3.4ポイント少、補助金比率3.8ポイント少などが目立っている。

表14-3 消費収支計算書の財務比率(大学基礎データ表46-2の補足資料)

区分 比率	本学			私大連女子大平均	2006年度 比較	本学	私大連女子大平均	2001~05 年度 比較
	2006年度 A	2007年度 B	増減C =B-A (ポイント)	2006年度 D	E =A-D (ポイント)	2001~05 年度 F	2001~05 年度 G	H =F-G (ポイント)
人件費比率	56.1%	58.1%	2.0	57.0%	1.1	58.1%	58.2%	-0.1
教育研究費比率	27.3%	27.3%	0.0	27.3%	0.0	26.7%	26.3%	0.4
管理経費比率	5.7%	5.6%	-1.0	6.2%	-0.6	5.8%	6.0%	-0.2
消費支出比率	92.9%	93.8%	0.9	92.3%	1.5	93.5%	92.8%	0.7
学生生徒納付金比率	77.7%	75.7%	-2.0	79.1%	-3.4	77.3%	80.4%	-3.1
寄附金比率	5.6%	5.5%	-0.1	1.7%	3.8	6.3%	1.9%	4.4

補助金比率	6.2%	5.7%	-0.5	9.5%	-3.8	6.7%	9.3%	-2.6
基本金組入率	3.9%	4.7%	0.8	8.3%	-3.6	3.5%	6.6%	-3.1
帰属収支差額比率	7.1%	6.2%	-0.9	7.7%	1.5	6.5%	7.2%	-0.7

ウ 貸借対照表の財務比率については、日本私立大学連盟の2006(平成18)年度及び2007(平成19)年度版の「財務状況調査結果のまとめ」に記載されている女子大学の平均が把握出来る主な項目と比較を行う。貸借対照表の女子大学の平均の数値は法人組織としての数値であり、消費収支計算書の大学単独の数値とは質的に異なるが参考のために比較するものである。

本学における2006(平成18)年度と2007(平成19)年度との比較では、大きく変動した項目は、流動比率55.5ポイント増、前受金保有率39.2ポイント増などである。

私大連女子大平均値との2006(平成18)年度の比較では固定比率40ポイント少、固定長期適合率33.6ポイント少、流動比率407.5ポイント大、前受金保有率134.4ポイント少が目立つ。

表14-4 貸借対照表の財務比率(大学基礎データ表47の補足資料)

区分 比率	本学			私大連女子大平均	2006年度比較	本学	私大連女子大平均	2001~05年度比較
	2006年度 A	2007年度 B	増減C = B - A (ポイント)	2006年度 D	E = A - D (ポイント)	2001~05 年度 F	2001~05 年度 G	H = F - G (ポイント)
消費収支差額構成比率	-1.4%	-1.1%	0.3	-9.2%	7.8	-5.4%	-8.3%	2.9
基本金比率	100.0%	100.0%	0.0	95.2%	4.8	100.0%	94.8%	5.2
固定比率	61.2%	59.6%	-1.6	101.2%	-40.0	67.6%	102.1%	-34.5
固定長期適合率	56.2%	55.1%	-1.1	89.8%	-33.6	61.3%	89.6%	-28.3
流動比率	711.1%	766.6%	55.5	303.6%	407.5	699.4%	294.6%	404.8
前受金保有率	171.4%	210.6%	39.2	345.0%	-134.4	372.8%	335.1%	37.7
総負債比率	14.4%	13.5%	-11.3	15.5%	-1.1	14.9%	16.8%	-1.9

B【点検・評価、長所と問題点】

貸借対照表については基本金比率、固定比率、流動比率、総負債比率、消費収支差額構成比率のほとんどの項目に亘って良好である。

これに対して、消費収支計算書の多くの項目について私大連女子大平均値を下回っている。すなわちストック状況は良いが、フローの状況は良くないことを示しており、特に2006(平成18)年度対比で女子大学の平均を下回るのは学生生徒等納付金比率、補助金比率、基本金組入率、帰属収支差額比率である。また、2006(平成18)年度、2007(平成19)年度の推移でみると、人件費比率、消費支出比率、学生生徒納付金、寄附金比率、帰属収支差額

比率が悪化している。

学生生徒等納付金比率が低いのは、寄附金比率が高いことと表裏の関係にあり一概に問題なしとはいえない。学生数も一定数が確保されており、これ以上の学納金収入は期待出来ず、現状維持で満足すべきと思われる。補助金比率については改善努力が必要であり、特に教育研究関連の各種補助金の確保の方策を講じる必要がある。

基本金組入率については、今後も必要な建物、施設、備品等積極的に対応できる体制にあり、随時ニーズに応じていくことが可能であり問題はないと考える。帰属収支差額比率は7%台を維持したいところであるが、2007(平成19)年度は6%台に落ちており、支出の抑制を図る流れの中で向上を目指す。

また、流動資産の比率が高過ぎており、固定資産への転換を図るなどして資産運用の多様化、柔軟化を進める必要がある。

C【改善方策】

財務改善の計画立案を促す前提として、その基礎となる方向性を示す「大学財務基本方針」を早急に策定する。この基本方針に沿って、まず、退職給与引当特定預金と減価償却引当特定預金への資金の繰り入れを急ぐ方針である。2007(平成19)年度決算時点での退職給与引当特定預金は671百万円であるが、退職給与引当金に対する割合は60%程度である。また減価償却引当特定預金は540百万円であり、こちらは10%に過ぎない。流動資産を特定預金に振り替え、当該資金の確保とともに資産運用の多様化を図っていくこととする。

第15章 自己点検・評価

【到達目標】

- 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムを確立する。
- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実のために改革・改善を行うシステムを確立する。
- 自己点検・評価結果及び聖心女子大学に対する認証評価結果を社会へ公表する。
- 本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図る。
- 認証評価機関及び文部科学省からの指摘事項並びに勧告への適切な対応と評価結果の大学運営改善への活用を図る。

1 自己点検・評価

A 【現状の説明】

- (1) 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性
- (2) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

- ア 本学の自己点検・評価については、学則第1条の2に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」と規定するとともに、「教授会規程に基づく委員会規程」に規定する委員会として「将来構想・評価委員会」を、「大学院委員会規程に基づく委員会規程」に規定する委員会として「大学院将来構想・評価委員会」を設け、恒常的に自己点検・評価を行うシステムを採用している。さらに、2008(平成20)年度には、「聖心女子大学自己点検・評価規程」を一部改正し、本学における自己点検・評価活動を取りまとめる全学評価委員会を設置した。
- イ 2006(平成18)年度発足の上記の両「将来構想・評価委員会」は、大学の将来構想と自己点検・評価活動とを結びつけた委員会となっており、各評価単位が行った自己点検・評価の結果に基づいて大学全体としての問題を把握し、大学の改革・改善及び将来の充実に向けた取り組みを具体案として審議するシステムとなっている。

B 【点検・評価、長所と問題点】

- ア 「将来構想・評価委員会」は、前回2002(平成14)年度に相互評価を受けた際に設けられた「評価委員会」を、既存の「将来構想検討委員会」と一つにして、新たに発足したものである。同委員会は2006(平成18)年度に発足し、学部においては学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長、本学専任教員のうち各学科専攻の推薦に基づき学長が指名する委員8名を以て構成され、大学院においては学長、副学長、学務部長、学生部長、事務局長、本学専任教員のうち大学院各専攻の推薦に基づき学長が指名する委員8名を以て構成され、月に一回定例の委員会を開催している。
- また、前回2002(平成14)年度の相互評価について「自己点検・評価報告書改善報告書」を2006(平成18)年7月に提出した後も、同委員会は毎年各学科等の評価単位ごとに作成した「自己点検・評価シート」を取りまとめており、本学は事務部門を含め全学において組織的、積極的に自己点検・評価に取り組んでいると評価できる。
- イ 「将来構想・評価委員会」の存在は、自己点検・評価の結果を大学の将来を構想する上で基礎とする点で有効なシステムとなっており、自己点検・評価結果として検討を要する課

題について、2007(平成19)年度以降、経営会議において単年度の事業計画に反映させる優先順位を決定し、自己点検・評価活動と事業計画との整合を図っていることは評価できる。

C【改善方策】

将来構想・評価委員会を2006(平成18)年度から常置し、恒常的に自己点検・評価を行うシステムを構築し、その結果を踏まえ、改善すべき点等につき毎年度の事業計画に確実に反映させる。

2 自己点検・評価に対する学外者による検証

A【現状の説明】

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性 |
| (2) 外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性 |
| (3) 外部評価結果の活用状況 |

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するには、学外者による外部評価が必要である。本学は1963(昭和38)年度から大学基準協会に正会員として加盟しており、2001(平成13)年度にまとめた自己点検・評価報告書をもとに2002(平成14)年度に大学基準協会に相互評価を申請し、大学基準に適合しているとの認定を受けた。

認定期間は2003(平成15)年4月1日から7年間であり、相互評価を受けた後も継続して行った自己点検・評価結果を「追記・補記」として含む自己点検・評価報告書を2004(平成16)年2月に刊行して学内外に公表した。また、相互評価結果において大学基準に適合しているとの認定を受けた際の助言については、2006(平成18)年7月に改善報告書を大学基準協会に提出した。

次回(2009年度)の外部評価を受ける際の認証評価機関として大学基準協会を選任することは、2003(平成15)年度時点において自己点検・評価委員会が既に決定していた。

イ 2002(平成14)年度に大学基準協会から大学基準に適合しているとの認定を受けた際の相互評価結果から、「概評」として高く評価された①キリスト教に基づく人格形成とリベラルアーツに裏打ちされた人材の養成は、教育理念・目標として明確である、②聖心スピリットを共有する教育コミュニティの形成を目指している点は推奨に値する、③少人数制のもと教養科目、外国語、専門科目の間にバランスの取れた教育を実施している、④アメニティに十分な配慮がなされている、等の諸点をさらに強化すべき当面の達成目標にかかげるとともに、大学に対する提言のうち問題点の指摘に関わる助言について個々に具体的な改善策を実施し、その成果を2006(平成18)年7月に改善報告書として大学基準協会に提出した。

また、大学評価分科会・専門評価分科会主査報告書において<改善を要する点>として指摘された事項については、各評価単位が今回の自己点検・評価における各章ごとの重要点検項目として認識し、現状分析・問題点の抽出と改善方策の策定を行った。

B【点検・評価】

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性については、大学基準協会という外部機関の認証評価を受けることで客観性・妥当性を確保できている。

一方、自己点検・評価報告書を刊行して学内外に公表したが、公開範囲がやや限定されていたことと、相互評価結果のうち「概評」部分の公表を行わなかったことは、大学が果たすべき社会的責任の観点から見るとやや不十分であった。また、大学基準適合認定後の毎年の

各評価単位の自己点検・評価結果は報告書として編集されておらず公開されていない。

なお、今後はステークホルダーを対象とした各種満足度調査を実施することで、自己点検・評価結果の客観性・妥当性をさらに検証していくことが必要である。

イ 上述したように外部評価機関を大学基準協会とする2002(平成14)年度の相互評価申請と2009(平成21)年度の認証評価申請における外部評価者の選任手続は、自己点検・評価委員会の決定を教授会で承認しており適切である。本学では、2006(平成18)年7月に改善報告書を大学基準協会に提出した後も、各評価単位は大学基準協会が設定する点検・評価項目に基づいて自己点検・評価活動を行っており、2009(平成21)年度の認証評価申請に向けた自己点検・評価報告書の作成を2007(平成19)年度の早い段階から準備できたことは評価できる。

なお、2004(平成16)年4月1日施行の認証評価制度導入に係る学校教育法一部改正を受けて、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に、①認証評価機関による外部評価を7年以内ごとに受けることで外部評価者の選任手続の適切性を確保すること、②自己点検・評価報告書の作成及び公表を明記する改正を行った。

ウ 各評価単位が前回の相互評価結果において<改善を要する点>として指摘された事項を今回の自己点検・評価における各章ごとの重要点検項目として認識し、現状分析・問題点の抽出と改善方策の策定を行ったことは評価できる。但し、改善課題として取りあげ、改善方策を示しながら未だ改善を達成できていない課題があることは問題である。

C【改善方策】

- ア 毎年度の自己点検・評価結果をまとめて年次報告として一般公開し、各方面の外部評価を仰ぐシステムを2008(平成20)年度末までに構築する。具体的には現在編集中の自己点検・評価報告書をまとめあげた時点で、大学ホームページに掲載し広く一般に公開し、2009(平成21)年度以降は毎年度の自己点検・評価結果を事業報告等とともに年次報告として大学ホームページに掲載する。また、自己点検・評価結果として検討を要する課題について、2009(平成21)年度から学生等を対象とした満足度調査を実施し、改善点の明確化を図る。
- イ 外部評価結果を実効有るものとして活用していくために、各課題の改善方策の策定に当たっては、その改善方策を実現するために、学内の年度計画等に具体的に何をいつまでに実現するのかを明記する方法を採用する。

3 大学に対する社会的評価等

A【現状の説明】

- | |
|-----------------------------|
| (1) 大学・学部・大学院研究科の社会的評価の活用状況 |
| (2) 自大学の特色や「活力」の検証状況 |

本学では、大学・学部・大学院研究科の社会的評価や他大学にはない特色や「活力」を検証する取り組みを大学として組織的に実施していない。また、卒業生や卒業生の就職先、地元自治体、町内会等の地域社会などからの大学に対する意見・提言を大学の改善に反映させるシステムも採られていない。父母懇談会における保護者の要望、高校訪問における高校教師の反応等から本学に対する社会的評価を類推できる程度に止まっている。

B【点検・評価、長所と問題点】

高等教育機関である大学に、特に人文社会系の学科構成の本学には数量的な大学評価はな

じまないとの考えから、従来から本学は本学の社会的評価を検証する取り組みを行ってこなかった。そのために、客観的に本学の社会的評価、ブランド力がどの位にランクされるのか、現代社会が本学に何を期待しているかを明確に把握できていない。ベンチマークの手法を活用するなどして本学の教育理念と教育成果が社会的にどのように評価されているかを把握する必要がある。

C【改善方策】

2009(平成21)年度から順次、卒業生、卒業生の就職先企業、地域社会等に対して本学に対する満足度調査、イメージ調査を実施し、他大学にはない本学の特色や活力を社会がどのように評価しているかを検証し、その調査結果を教育プログラム改革に反映させる。

4 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

A【現状の説明】

(1) 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

2002(平成14)年度以降、過去7年間に大学院文学研究科社会文化学専攻設置、学科名称の変更、学長の決定、カリキュラム改訂に伴う開講科目改廃等に係る学則変更等を文部科学省に届け出ているが、いずれについても文部科学省からの指摘事項はない。

また、2002(平成14)年度の相互評価結果において大学基準協会から大学基準に適合しているとの認定を受けた際の問題点の指摘に関わる7項目の助言については、2006(平成18)年7月に改善報告書を提出しており、2007(平成19)年3月付にて大学基準協会から「貴大学が、これらの助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである」との検討結果通知を受領している。

B【点検・評価、長所と問題点】

上述したように過去7年間に文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告はなく、点検・評価すべき項目はない。

C【改善方策】

上述したように過去7年間に文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告はなく、大学基準協会から助言のあった点についても適切に対応し、その結果について改善報告書を提出している。

第16章 情報公開・説明責任

【到達目標】

- 公教育機関の一つとして、また、キリスト教精神に基づく伝統ある大学として、社会的説明責任を果たすべく、広くディスクロージャーに努力する。
- 関係諸法令に基づき、所定の方式に則って、財務状況の情報公開と十分な説明責任を履行する。
- 本学が定める事業計画や発展の方向性を積極的に発信し、努めて地域からの意見や要望を受け入れ、社会の信頼と期待に応える。

1 財務公開

A 【現状の説明】

(1) 財務公開の状況とその内容・方法の適切性

本学の財務公開の状況とその内容・方法については、**大学基礎データ（表48）**のとおりである。本学の収入は学生納付金と国・地方公共団体等からの補助金で全体の85%を占めている。このことから大学の財務内容を広く公開することは、大学の社会的責任を果たす上で当然の義務であると認識している。「学校法人財政情報開示基準」（2001（平成13）年日本私立大学連盟・学校法人会計委員会発刊）によれば、学校法人が組織運営の必要に基づき組織内の関係者等を対象として財政資料の配布を行うことは、広義の情報開示であるがこれを外部に対する開示と区別して、情報の共有と呼ぶものとして定義されている。また、2006（平成18）年4月改正施行の私立学校法は学校法人に対してその財務状況を開示することを義務づけている。

まず、大学内部の教職員に対する財務公開は、毎年度決算後に教授会や職員研修会の機会に財務状況について説明することによって財務情報を共有している。

一方、外部に対しては、大きく2つの方法により公開している。第一に印刷媒体による公開であるが、在学生、在学生父母、卒業生を主な対象に、従来から学内広報誌「聖心キャンパス」に財務情報を掲載している。具体的な記載内容は、前年度の決算内容を、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表のいわゆる財務三表レベルで明示したものであり、内容の解説を付けている。この学内広報誌は、オープンキャンパスなどの際に来学する受験生及び保護者等にも配付している。

第二に、広く社会一般に対する大学ホームページへの掲載による情報開示であるが、2007（平成19）年度から行っている。ここでの開示内容は、事業報告書を主としており、項目は次の4項目である。

- ①法人（聖心女子学院）の概要
- ②聖心女子大学の概要
- ③聖心女子大学の当該年度の事業の概要
- ④聖心女子大学の当該年度の財務概要

特に④の財務概要では財務三表を予算決算対比で明示しており、各勘定科目についても極力詳しい説明を備考欄に記載して、閲覧者に分かりやすいように配慮している。このほか財産目録、監査報告書も同時に掲載している。なお、2008（平成20）年度から予算書の掲載も開始した。

B【点検・評価、長所と問題点】

教授会や職員研修会の中で経理部担当者が本学の財務状況を説明することで、教職員が本学の財務情報を共有し、財政方針に対するコンセンサスを形成することができている。また、学内広報誌を通じて、在学生、在学生父母、卒業生を対象に財務情報を公開し、大学の経営状況を明らかにすることにより、ステークホルダーの大学に対する信頼関係が深まり、協力度が高まる効果が生じていると思われる。

広く一般社会に対する財務情報の公開は大学ホームページで行っており、できるだけ詳細に情報を提供するとともに、項目ごとに分かりやすい解説を付している。

このように多様な開示方法で財務情報の公開を行っていることから、本学の財務公開の内容・方法は適切であり、必要なアカウンタビリティを十分に果たしている。

C【改善方策】

財務公開については、公開する財務資料に解説を付けるなどして分かりやすく且つ適切に説明しているが、今後は情報の受け手がより関心を持つような開示内容・方法をさらに工夫する。

2 情報公開請求への対応

A【現状の説明】

(1) 情報公開請求への対応状況とその適切性

本学に対する財務情報の公開請求への対応としては、主として事業計画、事業報告及び財務面に関しては、学校法人聖心女子学院本部との間で閲覧用書類を整えており、要請のある場合はいつでも対応出来る態勢をとっている。

閲覧用書類の整備並びに、公開請求があった場合の対応方針は、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（平成16年7月23日付文部科学省高等教育局私学部長通知）に基づいて作成しており、内容的には十全なものであると考えている。

公開請求が生じた場合に対応すべき対象者としては、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」（同通知）となっているため、これらの対象者に公開請求の機会を与えるべく、学内の要所々々に、ポスターを掲示して積極的に公開請求に対応する意思表示をしている。但し、既にこのような対応方針をとってから3年が経過するが今まで公開請求はなく、2007（平成19）年度以降は大学ホームページで財務情報を広く公開しているため、実際にはこのホームページの掲載内容で理解されているものと考えている。

なお、行政文書等、財務情報以外の事項に関する情報公開請求については、個人情報の保護に留意しつつ、その都度対応することとしている。

また、成績通知書の記載事項に不審な点がある場合は、定められた期間内に教務課に「成績評価確認願」を提出することで、成績評価の記載内容に関する情報公開を求めることができる制度を数年前から実施している。

B【点検・評価、長所と問題点】

財務情報に関しては、積極的な情報公開策をホームページ等を中心に展開しており、これとの関係から今後も公開請求まで至らないと想定される。また、財務内容を中心としてどのような公開請求にも対応出来る体制にあることから、情報公開請求への対応状況は適切であ

る。

なお、2007(平成19)年度改正施行の学校教育法は、大学の社会的責任を果たす観点から、財務情報に加えて、大学の教育理念、教員の教育・研究業績、自己点検・評価報告書、認証評価結果、FD活動実績等の教育研究成果を広く社会に提供するように、情報開示を要請しており、これらの事項について情報公開請求の有無にかかわらず積極的に情報開示する仕組みを早急に構築する必要がある。また、一般入試(3教科方式)入試問題の解答例の開示、個人の得点の開示等の入学者選抜基準の透明性に関しては、入試委員会で議論して方向性を示す必要がある。

C【改善方策】

大学の年度ごとの事業計画、事業報告をホームページ等で公開しており、その他の情報公開請求についても適切に対応している。なお、2008(平成20)年度からは、教員の教育・研究業績の公開を従来の学内広報誌への掲載から大学ホームページでの公開に改善する。

3 点検・評価結果の発信

A【現状の説明】

(1) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

(2) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

ア 本学は2002(平成14)年度に大学基準協会に相互評価を申請し、大学基準に適合しているとの認定を受けたが、その申請の際に提出した自己点検・評価報告書(2001(平成13)年度編集)と認定を受けた後も継続して行った自己点検・評価結果を「追記・補記」として含む自己点検・評価報告書を2004(平成16)年2月に刊行して学内外に公表した。

教員の研究業績については、毎年度学内広報誌「聖心キャンパス」別刷りに掲載し、情報を開示している。また、2004(平成16)年度以降、『「学生による事業評価」に基づいた授業報告書』を毎年度刊行しているが、学外に積極的に公開するに至っていない。

イ 外部評価結果の学内外への発信状況としては、2002(平成14)年度に大学基準協会から大学基準に適合しているとの認定を受けた際の相互評価結果を教職員全員に配付した。

相互評価結果の「概評」で高く評価された①キリスト教に基づく人格形成とリベラルアーツに裏打ちされた人材の養成は、教育理念・目標として明確である、②聖心スピリットを共有する教育コミュニティの形成を目指している点は推奨に値する、③少人数制のもと教養科目、外国語、専門科目の間にバランスの取れた教育を実施している、④アメニティに十分な配慮がなされている、等の諸点をさらに強化すべき当面の達成目標として学内で共有し、各課題の改善方策を2003(平成15)年度以降将来構想検討委員会を中心に審議実行してきた。

同じく大学に対する提言のうち問題点の指摘に関わる助言について個々に具体的な改善策を実行に移し、その成果を2006(平成18)年7月に改善報告書として大学基準協会に提出した。また、大学評価分科会・専門評価分科会主査報告書において<改善を要する点>として指摘された事項については、各評価単位が今回の自己点検・評価における各章ごとの重要点検項目として認識し、現状分析・問題点の抽出と改善方策の策定を行った。

一方、学外に対しては、大学基準に適合しているとの相互評価結果については公表したが、大学基準協会から公表を要請されていた相互評価結果の「概評」部分の情報を部分的にしか発信しなかった。

B【点検・評価、長所と問題点】

ア「第15章 自己点検・評価」で前述したように、本学は前回刊行した自己点検・評価報告書を学内外に公表したが、公開範囲が限定されていたことと、印刷媒体のみの公表だったことは、大学が社会に対して果たすべき説明責任の観点から見るとやや不十分であった。

「我が国の高等教育の将来像」（中央教育審議会2005（平成17）年1月答申）は高等教育の質の保証の項目において、大学がホームページ等を活用して自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を積極的に提供することを求めている、2007（平成19）年12月改正施行の学校教育法第113条が規定する「大学による教育研究活動の状況の公表」はこの延長線上にある。本学も今後は自己点検・評価報告書、シラバス、教員の教育研究業績等を大学ホームページで公開することで、大学の教育研究活動の状況を可視化させ、社会に対する説明責任を積極的に果たしていく必要がある。

イ 上述したように、前回の相互評価結果において＜改善を要する点＞として指摘された事項を学内の共通認識とし、今回の自己点検・評価における各章ごとの重要点検項目と位置付けて、現状分析・問題点の抽出と改善方策の策定を行ったことは評価できる。しかし、相互評価を受けた際の概評、助言・勧告事項、及びその改善報告書を学外に公開しなかったことは情報開示に対する消極姿勢として改善の必要がある。

C【改善方策】

ア 毎年度の自己点検・評価結果をまとめて年次報告として一般公開し、各方面の外部評価を仰ぐシステムを2008（平成20）年度末までに構築する。具体的には現在編集中の自己点検・評価報告書をまとめあげた時点で、大学ホームページに掲載し広く一般に公開し、2009（平成21）年度以降は毎年度の自己点検・評価結果を事業報告等とともに年次報告として大学ホームページに掲載する。また、改正学校教育法の趣旨に則り、教員の教育・研究業績、自己点検・評価報告書、FD活動実績等の情報も大学ホームページで積極的に情報開示していく。

イ 2009（平成21）年度からは、外部評価結果を学内外に積極的に公開し、評価結果に対してどのような改善方策をとったか、その達成状況を含めて大学ホームページで公表していく。また、7年に一度の評価結果の公表だけでなく、自己点検・評価の年次報告を事業計画・事業報告等とともに大学ホームページで随時公開していく体制を整備する。

終 章

聖心女子大学は、キリストの精神を建学の理念とする女子大学として文学部及び大学院文学研究科からなる大学である。本学は2000(平成12)年4月から教職員一丸となって全学的に自己点検・評価に取り組み、2002(平成14)年3月に「自己点検・評価報告書」としてとりまとめた。2002(平成14)年4月に大学基準協会に第一回の「相互評価」を申請し、大学基準に適合しているとの認定を受け、その結果を報告書作成後に改善された事項を追記・補記として含む『自己点検・評価報告書』として2004(平成16)年2月に学内外に公表した。さらにこの相互評価の助言に基づいた改善状況を、2006(平成18)年度に「自己点検・評価改善報告書」として大学基準協会に提出した。その後も各評価単位において、毎年点検・評価シートを作成し、それによって点検・評価を実施してきた。これらを基に今回の『点検・評価報告書』を作成し、ここに2009(平成21)年度の認証評価を大学基準協会に申請するわけである。

1 目標の達成状況

大学は、主として学生、教職員、施設・設備の三つから成り立っている。今回の自己点検・評価の結果、これらに関する改善状況と今後の計画についてまとめると、次のようになる。

本学の設立母体であるカトリック女子教育修道会「聖心会」からくる「キリストの聖心(みこころ)に学ぶ」という基本的な教育理念は変わらないが、その具現化は時代に応じて変わる。そこから、開学時の1948(昭和23)年度に掲げられた理念を、1996(平成8)年度に書き改めた。現在その理念を達成するために、より具体的な教育目標として「リベラルアーツ教育の重視」等の項目を掲げている。本学は、この高度な専門知識と広い教養を身につけた全人教育であるリベラルアーツ教育を基本的な目標として、学術的探求を通じて「知性」を磨き、地球を共有する人類としての「使命」を自覚し、「実践的な行動力」と「発信力」をもって社会に関わる国際性を身につけた人材の育成という具体的な教育目標を達成するために、文学部に5学科・9専攻という多彩な学科専攻を擁している。そこでは、伝統的な文学部における文学、史学、哲学とともに、社会学、政治学、法学、教育学、心理学等も専門的に学べる教育研究体制となっており、学生の要求に答えている。また副専攻の設置も含めて、時代や学生の要求に応える授業科目の開講を常に検討している。大学院については、修士課程(博士前期課程)は文学研究科の下に6専攻が設けられ、高度な研究能力と高度な専門性を有する職業に必要な能力を養う教育を行なう教育体制になっているが、今後は修了者が社会に出て活躍するための資格取得とも結びついた教育体制の検討も必要と考えられている。博士後期課程では、すでに博士の学位を取得した修了者が出ており、社会で活躍している。

教員については、上記の教育目標が達成されるように採用・配置されている。例えば本学が謳っている少人数教育については、ゼミの授業において、1人の教員が10人以下の学生を指導する少人数教育が行われるように教員の人数が確保されている。教員の研究環境については、研究費、個人研究図書費の支給、研修年(サバティカル)制度の実施等、一定以上の水準に達している。一方事務職員については、迅速で効率的な事務処理が可能となるよう組織体制の改善を図るとともに、事務職員に係る人事基本方針を定め、スタッフ・ディベロップメントの推進も図っている。

学生募集に関しては、本学の教育理念を理解した者の入学を考え、聖心の姉妹校や指定校からの推薦入学を始め、アドミッションズ・オフィス入試等の多様な入試方法を採用している。学士課程では、入学に際し文学部学生としての一括募集を行い、2年次から学生の興味や関心に応じ

て、専門課程に進む方式をとっている。これが本学の教育体制の大きな特徴になっていると評価でき、今後もこの方式を堅持する方針である。1年次の基礎課程では、本学の教育理念を達成するために、必修の「キリスト教学」を始め、教養的な授業科目を多岐に亘って開設するとともに、学問研究のためのスキルや倫理性を養う教育内容となっている。専門課程では卒業論文の作成が必修として重視されており、これによって学生は大きく成長している。一方リベラルアーツ教育というところから、専門科目に加えて広い教養を身につけるための関連科目履修の義務化や副専攻の存在等が教育内容の特長となっている。また本学は国際性を謳っているが、語学教育の更なる改善を2008(平成20)年度に進めており、留学制度、海外の大学との研究・教育交流制度の確立等一層の国際化を図る予定である。

大学院修士(博士前期)課程においては、女性に高度な学問研究能力と専門的職業に就くための能力を養うための教育内容と方法を各専攻が設けている。博士後期課程においては、独創的な研究を行なうことができるための教育内容や方法を設けている。いずれの課程においても、今後は社会人教育という面ももたせ、それと関連して修了年限の多様化、さらに大学院レベルでの国際化が課題となっている。なお、これら教育に関わる設備面については、図書館の充実、コンピュータを主とした情報機器の整備等を図っている。

学生の生活面については、学生が充実した大学生活を送れるように配慮している。例えば経済面での支援としての奨学金の充実もなされている。いわゆるキャンパス・アメニティについては、大学は駅や商店街に近い便利な場所にあるにもかかわらず、閑静で、広い敷地に整備された校庭をもった形で、教室、講堂、学寮等の建造物が配置されている。教室、学生食堂、レクリエーションルーム、課外活動用の部室等も完備されており、アメニティは高いと思われる。なおこれらの施設・設備等の整備については、学生の意見も聞いて、対応している。また女子大学であるところから、防犯面にも特に配慮をしており、警備専門会社に警備を委託し、万全を期している。

2 課題と今後の展望

今後大きな問題となるのは建物の老朽化である。大学内の主たる建物については、1998(平成10)年度に竣工した3号館を除いた1号館、2号館、及びマリアン・ホール(講堂)は、築後50年を過ぎている。建物の老朽化に伴う修理については、その都度早めに行なっている。また、耐震補強工事については、順次実施しているものの、一部未済箇所が残っている。これらの問題に対しては、財務上の問題を含めて、キャンパスマスタープランを構築し、中長期的な見通しの下に検討を行う必要がある。そこで、2008(平成20)年度から課題の洗い出し等の作業に着手している。さらに2023(平成35)年度に本学は創立75周年を迎えるが、そこに1号館その他の校舎の建て替え等の長期目標を置いている。

これからの大学には、教育研究のみでなく、社会貢献が大きく求められている。本学の理念の具現化としてのボランティア活動の推進、及びキリスト教文化研究所の企画も含めた公開講座や公開シンポジウム等、ここ数年来地域との交流・社会貢献に特に力を注いでいる。また附置施設としての心理教育相談所は、地域社会に開かれた相談機関として、社会に貢献している。今後の課題は、大学がどのような形でさらに一層の社会貢献ができるかを検討することである。

自己点検・評価は、いうまでもなく大学をよりよくするために行う活動である。今回の自己点検・評価を終わって、本学の教育理念を達成するために、さらに改善すべき諸点が明らかとなった。そのような改善を計画的に実行していくことが今後の課題である。